障害福祉のしおり　目次

こちらは、令和５年度障害福祉のしおりの目次です。

しおりは全部で124ページ有り、各項目について、内容の記載があるページ数をお伝えしていきます。

 主な制度一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 1ページ

１ 相談の窓口・関係機関 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 9ページ

２ 障害者総合支援法について

　（１）障害者総合支援法の概要　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 17ページ

　（２）サービスの内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 18ページ

　（３）サービスの利用方法について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 23ページ

　（４）利用者負担について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 24ページ

　（５）介護保険の円滑な利用について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 25ページ

３ 難病等の方々の障害福祉サービス等について ・・・・・・・・・・・ 26ページ

４ 障害児支援について

　（１）障害児支援に関する法律の改正について　・・・・・・・・・・・・・・ 33ページ

　（２）サービスの内容　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 33ページ

　（３）サービスの利用方法について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35ページ

　（４）利用者負担について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 35ページ

　（５）療育相談・指導・診療等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 36ページ

 ●療育指導事業　●発達相談　●療育相談

 ●診療等　●地域生活の相談　●障害児等療育支援事業

　（６）学校教育について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 37ページ

　　◎　特別支援学校一覧表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 38ページ

５ 手帳について

　（１）身体障害者手帳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39ページ

　（２）療育手帳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 39ページ

　（３）精神障害者保健福祉手帳　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 40ページ

　（４）障害者手帳のカバーの色やサイズの統一について・・・・・・・・・・・ 40ページ

６ 年金・手当などについて

　（１）年　金　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41ページ

 ●障害基礎年金　●障害厚生年金　●障害手当金　●特別障害給付金

　（２）手　当　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 41ページ

 ●特別障害者手当　●障害児福祉手当　●特別児童扶養手当　●高知県重度心身障害児療育手当

 ●児童扶養手当 ●各種手当相関図 ●年金・各種手当供給一覧

 （３）産科医療補償制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 44ページ

　（４）心身障害者扶養共済制度・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 45ページ

　（５）生活福祉資金の貸し付け　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 46ページ

７ 医療について

　（１）重度心身障害児・者医療費（福祉医療）の助成　・・・・・・・・・・・ 48ページ

　（２）高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付・・・・・・・・・・ 48ページ

 （後期高齢者医療）

　（３）更生医療の支給（自立支援医療）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 48ページ

　（４）育成医療の支給（自立支援医療）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 49ページ

　（５）精神通院医療の支給（自立支援医療）・・・・・・・・・・・・・・・・ 50ページ

　（６）特定医療費（指定難病）の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50ページ

　（７）特定疾患治療研究事業・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50ページ

　（８）小児慢性特定疾病医療費の支給・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50ページ

　（９）重度心身障害児・者の歯科診療　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 50ページ

　（10）長期高額疾病の自己負担限度額について　・・・・・・・・・・・・・・ 51ページ

　（11）自立支援医療の利用者負担額について　・・・・・・・・・・・・・・・ 51ページ

　　◎　指定自立支援医療機関（育成医療・更生医療）・・・・・・・・・・・・ 52ページ

　　◎　指定自立支援医療機関（精神通院医療）・・・・・・・・・・・・・・・ 54ページ

８ 日常生活の支援について

　（１）相談支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 57ページ

　（２）施設や事業所の利用　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 58ページ

　（３）小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業・・・・・・・・・・・・・ 59ページ

　（４）高次脳機能障害者への相談支援　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 59ページ

　　◎　指定障害福祉サービス事業所等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・ 60ページ

 ●相談支援　●居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護　●共生型居宅介護

 ●短期入所　●共生型短期入所　●グループホーム　●障害者支援施設

 ●生活介護　●療養介護　●自立訓練（機能訓練・生活訓練） ●就労移行支援

 ●就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）　●就労定着支援　●自立生活援助

 ●共生型障害者通所支援事業所

　　◎　その他施設一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 78ページ

 ●地域活動支援センター

　　◎　障害児施設等一覧　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 79ページ

 ●障害児通所支援事業所　●共生型障害児通所支援事業所　●障害児入所施設

９ 補装具・日常生活用具について

　（１）補装具　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 82ページ

　（２）日常生活用具　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 84ページ

１０ 住宅について

　（１）住宅改造の助成について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 87ページ

　（２）住宅等改造アドバイザー派遣について　・・・・・・・・・・・・・・・ 87ページ

　（３）福祉用具を用いた住まいの相談について　・・・・・・・・・・・・・・ 87ページ

　（４）県営住宅への入居について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88ページ

　（５）福祉ホームについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88ページ

　（６）高知県居住支援協議会　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88ページ

　（７）その他　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 88ページ

１１ 税の減免や各種割引制度について

　（１）税金の控除及び減免　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 89ページ

　（２）運賃割引制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 92ページ

 ●ＪＲ・土佐くろしお鉄道　●電車・バス　●航空　●タクシー

　（３）有料道路の割引制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 94ページ

　（４）その他の減免等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 95ページ

 ●ＮＨＫ放送受信料　●電話番号案内　●携帯電話　●郵便物　●河川遊漁料

 ●県立施設入場料

１２ 仕事について

　（１）就労のための相談等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 97ページ

 ●障害者就業・生活支援センター　●公共職業安定所（ハローワーク）

 ●障害者職業能力開発校　●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部

 ●独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知障害者職業センター

　（２）雇用促進のための助成制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 98ページ

　（３）就労促進のための職場体験について　・・・・・・・・・・・・・・・・ 98ページ

１３ 就労継続支援(A型・B型）事業所利用者の工賃及び就労支援事業について

　（１）施設種類別の工賃　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99ページ

　（２）施設別の工賃及び就労支援事業等　・・・・・・・・・・・・・・・・・ 99ページ

１４ 社会参加の促進について

　（１）コミュニケーションの支援について　・・・・・・・・・・・・・・・・ 104ページ

　（２）視聴覚障害者情報提供施設について　・・・・・・・・・・・・・・・・ 105ページ

　（３）移動の支援について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 106ページ

 ●自動車運転免許取得及び改造費用の助成　●身体障害者用教習車設置自動車学校

 ●駐車禁止除外指定車標章　●高齢運転者等標章　●リフト付きバス等

 ●車イスのまま乗ることができるタクシー等　●こうちあったかパーキング制度

 ●タウンモビリティの推進　●ヘルプマーク　●移動支援事業等　●身体障害者補助犬

　（４）レクリエーション等について　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108ページ

　（５）自立生活を行うために　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 108ページ

　（６）文化・スポーツについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 109ページ

　（７）障害者に関するマークについて　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 110ページ

１５ 人権や財産権などについて

　（１）日常生活自立支援事業　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112ページ

　（２）高知県高齢者・障害者権利擁護センター　・・・・・・・・・・・・・・ 112ページ

　（３）福祉サービス困りごと解決制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 112ページ

　（４）成年後見制度　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113ページ

　（５）郵便による不在者投票　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 113ページ

　（６）障害者差別解消に関する相談窓口・問い合わせ先・・・・・・・・・・・ 114ページ

１６ 身体及び知的障害者相談員制度について ・・・・・・・・・・・・・・ 115ページ

 ●身体障害者相談員名簿　●知的障害者相談員名簿

１７ 主な障害者団体等　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 117ページ

１８ 身体障害者等級表　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 123ページ

目次は以上になります。

ここからは本文になります。

１ページから２ページ

主な制度一覧表

主な制度を２５項目紹介しています。

区分の内訳は上から順に手当・年金が６項目、医療が５項目、相談支援が２項目、居宅サービスが２項目、施設の利用が４項目、補装具・日常生活用具が２項目、住宅関係が５項目、貸し付け関係が１項目、税の減免が２項目、各種割引制度が８項目、自動車関係が２項目です。

各制度ごとに、番号、制度名、制度の内容、対象となる手帳等級、年齢制限、所得制限、その他の制限、申請先、申請に必要なもの、備考の順に記載しています。各制度の詳しい内容については、該当するページを参照してください。

対象となる手帳は身体障害者手帳を身体、療育手帳を療育、精神障害者保健福祉手帳を精神と記載しています。

１　（国民年金）障害基礎年金　20歳前から一定の障害がある人が20歳になったとき、または、国民年金加入中に一定の障害がある状態になった人に支給されます。（年額）１級：993,750円、２級：795,000円、身体：４級以上（一部）、療育：全等級（Ｂ１とＢ２は一部）、精神２級以上（一部）、

　　２０歳以上、２０歳前から障害のある人は所得制限あり、申請先は市町村、裁定請求書、戸籍抄本、病歴・日常生活状況等申立書、銀行口座番号、印鑑が必要　詳細については、41ページをご確認ください。

２　特別障害者手当　著しく重度の障害があるため、日常生活において常時特別の介護を必要としている人に支給されます。（月額）27,980円　・身体障害者手帳1～2級程度の障害が重複しており条件を満たしている人・特に重度の身体機能の障害があるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人

　・内部障害1級程度で、安静度が絶対安静の人・精神又は知的障害で、日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人　20歳以上　所得制限あり　障害者支援施設、特別養護老人ホーム等への入所や医療機関に３か月を超えて入院中の場合は受給できません。

　　申請先は市町村　認定請求書、戸籍謄(抄)本、診断書、所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類が必要　診断書は所定の様式があり省略できる場合もあります。　詳細については、41ページをご確認ください。

３　障害児福祉手当　重度の障害があるため、日常生活において常時介護を必要としている児童に支給されます。（月額）15,220円　・身体障害者手帳１級程度の障害がある人及び２級程度の障害がある一部の人・療育手帳Ａ１（最重度）又はＡ２（重度）の人のうち、条件を満たしている人

　・精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる人　20歳未満の障害児　所得制限あり　児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。　申請先は市町村　認定請求書、戸籍謄(抄)本、診断書、所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類が必要

　　診断書は所定の様式があり省略できる場合もあります。　詳細については、42ページをご確認ください。

４　特別児童扶養手当　中度以上の障害のある児童の保護者に支給されます。（月額）１級：53,700円、２級：35,760円　身体：４級以上（一部）、療育：全等級（Ｂ１とＢ２は一部）、精神３級以上（一部）20歳未満の障害児　所得制限あり　児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。

　　申請先は市町村　認定請求書、戸籍謄(抄)本、診断書、所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認できる書類、身元確認ができる書類が必要　診断書は所定の様式があり省略できる場合もあります。　詳細については、42ページをご確認ください。

５　重度の障害のある児童の保護者に支給されます。（月額）7,300円　・特別児童扶養手当１級の障害程度　18歳未満の障害児　所得制限なし　児童福祉施設等への入所や障害を事由とする年金を受給中の場合は受給できません。　申請先は市町村　申請書、印鑑、預金通帳、障害児福祉手当不支給証明書、障害の状況のわかるもの

　　詳細については、43ページをご確認ください。

６　心身障害者扶養共済制度　保護者が一定の掛金を納付することにより、保護者が死亡又は重度の障害になった場合に障害児・者に終身一定額の年金が支給されます。支給額　１口加入：20,000円（月額）２口加入：40,000円　身体：３級以上、療育：全等級、精神２級以上　保護者が65歳未満　所得制限なし　＜保護者の加入資格＞

　　病気や障害がなく、生命保険に加入できる健康状態であること　申請先は市町村　加入申込書、申込者告知書、障害証明書、住民票、掛金減額申請書、年金管理者指定届が必要　掛金の減免制度があります。（生活保護世帯、市町村民税非課税世帯、市町村民税均等割世帯　等）　詳細については、45ページをご確認ください。

　　以上6項目が、手当・年金になります。これ以降は医療の内容になります。

１　重度心身障害児・者医療費助成制度（福祉医療）　重度障害のある人の医療費について、医療保険の自己負担分が助成されます。　身体：４級以上（３級と４級は一部）、療育：Ｂ１以上（Ｂ１は一部）　平成15年10月1日以降、新たに重度障害になった65歳以上の人は、市町村民税非課税世帯を除き対象外　所得制限あり（一部）

　　・入院時食事療養費は助成対象外・医療保険の未加入者は対象外　申請先は市町村　申請書、保険証、印鑑、手帳、マイナンバーが確認できる書類　助成を受けるには、市町村から受給者証の交付が必要です。　詳細については、48ページをご確認ください。

２　後期高齢者医療　一定の障害のある65歳以上75歳未満の人は、高齢者の医療の確保に関する法律による医療が給付されます。※75歳以上の人は障害の有無に関わらず給付されます。　身体：４級以上（４級は一部）、療育：Ａ１、Ａ２、精神２級以上　65歳以上　所得制限なし　申請先は市町村　保険証、印鑑、手帳が必要

　　詳細については、48ページをご確認ください。

３　自立支援医療（更生医療）　障害を軽減したり、機能回復のために必要な医療費が助成されます。人工透析、心臓手術、人工関節置換術など　身体：６級以上（一部）　18歳以上　所得制限あり　申請先は市町村　申請書、健康保険証（写）、所得や収入の分かる書類、医師意見書または診断書、マイナンバーが確認できる書類

　　、身元確認が出来る書類　指定医療機関での治療に適用　詳細については、48ページをご確認ください。

４　自立支援医療（育成医療）　障害を軽減するためや、将来障害を残すおそれのある疾患を治療するための医療費が助成されます。　身体：障害者手帳の有無は関係なし　18歳未満　所得制限あり　申請先は市町村　申請書、健康保険証（写）、所得や収入の分かる書類、医師意見書または診断書、マイナンバーが確認できる書類

　　、身元確認が出来る書類　指定医療機関での治療に適用　詳細については、49ページをご確認ください。

５　自立支援医療（精神通院医療）　精神疾患の治療のために通院している人を対象に必要な医療費が助成されます。　精神：３級以上（一部）　年齢制限なし　所得制限あり　申請先は市町村　申請書、健康保険証（写）、所得や収入の分かる書類、医師意見書または診断書、マイナンバーが確認できる書類、身元確認が出来る書類

　　指定医療機関での治療に適用　詳細については、50ページをご確認ください。

　　以上5項目が、医療になります。これ以降は相談支援の内容になります。

１　計画相談支援　障害のある方の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　年齢制限なし　所得制限なし　申請先は市町村　支給申請書、手帳が必要　　サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の

　　交付が必要です。各事業所情報は60～62ページをご覧ください。　そのほか詳細については、19、57ページをご確認ください。

２　障害児相談支援　児童福祉法に基づく障害児通所サービスを利用する方一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　18歳未満　所得制限なし　申請先は市町村　支給申請書、手帳が必要　　サービスを利用するには市町村で支給決定を受け

　　、受給者証の交付が必要です。各事業所情報は60～62ページをご覧ください。　そのほか詳細については、19、57ページをご確認ください。

　　以上2項目が、相談支援になります。これ以降は居宅サービスの内容になります。

３ページから４ページ

１　居宅介護(ホームヘルプサービス)　ホームヘルパーが家庭を訪問して日常生活の介助や支援を行ったり、外出時の支援を行います。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　年齢制限なし　所得制限なし　介護保険のサービスが利用できる人は原則として介護保険が優先　申請先は市町村　支給申請書兼利用者負担額減額・

　　免除等申請書（住民票や課税等の証明書が必要）、手帳又は障害に関する証明書等が必要　　サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証のが必要です。各事業所情報は63～68ページをご覧ください。　その他詳細については、18、58ページをご確認ください。

２ 短期入所(ショートステイ)　家庭で一時的に介護を受けることができない場合などに、施設に短期間入所することができます。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　年齢制限なし　所得制限なし　介護保険のサービスが利用できる人は原則として介護保険が優先　申請先は市町村　支給申請書兼利用者負担額減額・

　　免除等申請書（住民票や課税等の証明書が必要）、手帳又は障害に関する証明書等が必要　　サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証のが必要です。各事業所情報は63～68ページをご覧ください。　その他詳細については、18、58ページをご確認ください。

　　以上2項目が、居宅サービスになります。これ以降は施設の利用の内容になります。

１　障害者支援施設（施設入所支援+日中活動支援）　主として夜間に入浴、排せつ、食事の介助などを行うとともに、昼間に生活介護などのサービスを提供する施設です。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　18歳以上（必要な場合は15歳から利用することもできます）　所得制限なし　申請先は市町村

　　支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（住民票や課税等の証明書が必要）、手帳又は障害に関する証明書等　サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。各事業所情報は71～78ページをご覧ください。その他詳細については、18、58ページをご確認ください。

２　日中活動を支援する事業所　主として昼間に排せつ、食事の介助、創作的活動などを行う生活介護や、就労や生産活動などの機会を提供する就労継続支援などを行う事業所です。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　18歳以上（必要な場合は15歳から利用することもできます）　所得制限なし　申請先は市町村

　　支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書（住民票や課税等の証明書が必要）、手帳又は障害に関する証明書等　サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。各事業所情報は71～78ページをご覧ください。その他詳細については、18、58ページをご確認ください。

３　福祉型障害児入所施設　障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導、知識・技能の習得など専門支援が必要な時に利用することができます。　身体：全等級、療育：全等級　18歳未満　所得制限なし　申請先は中央児童相談所または幡多児童相談所　利用に必要な書類等は、中央児童相談所又は幡多児童相談所にご確認ください。

　　各事業所情報は81ページをご覧ください。その他詳細については、34、58ページをご確認ください。

４　医療型障害児入所施設　障害の特性に応じて、保護、日常生活の指導、独立生活に必要な知識・技能の習得などの専門支援及び治療が必要なときに利用することができます。　身体：全等級、療育：全等級　18歳未満　所得制限なし　申請先は中央児童相談所または幡多児童相談所　利用に必要な書類等は、中央児童相談所又は

　　幡多児童相談所にご確認ください。各事業所情報は81ページをご覧ください。その他詳細については、34、58ページをご確認ください。

　　以上4項目が、施設の利用になります。これ以降は補装具・日常生活用具の内容になります。

１　補装具　身体上の障害を補い、生活を行いやすくするため、補装具の購入や修理、借受けの費用の支給を受けることができます。　身体：全等級　年齢制限なし　所得制限あり　介護保険の福祉用具の品目（車いす、電動車いす、歩行器）については、介護保険が優先されます。ただし、身体の状況によりオーダーメイドの製品が

　　必要な場合は、補装具で交付されます。　申請先は市町村　申請書、印鑑、手帳　などが必要。場合によって医師の意見書や更生相談所での判定要する場合がありますので、市町村に事前にご相談ください。　詳細については、82ページをご確認ください。

２　日常生活用具　日常生活を容易にするために、日常生活用具の給付や貸与を受けることができます。　身体：全等級　療育：全等級　精神：全等級　対象となる年齢は市町村窓口にご確認ください。　所得制限については市町村窓口にご確認ください。　申請先は市町村です。　申請書、印鑑、手帳などが必要になります。

　　市町村事業ですので、まずは市町村にご相談ください。詳細については、84ページをご確認ください。

　　以上2項目が、補装具・日常生活用具になります。これ以降は住宅関係の内容になります。

１　住宅改修費給付事業（日常生活用具給付事業）　在宅の身体障害のある人が、身体の状況に応じて住宅改修を行う場合、その経費の一部を助成しています。　身体：３級以上（一部）　学齢児以上　所得制限なし　介護保険のサービスが利用できる人は介護保険が優先　申請先は市町村　申請書、印鑑、見積書

　　図面、手帳　などが必要です。　詳細については、86ページをご確認ください。

２　住宅改造支援事業　在宅の身体障害のある人や家族の負担を軽減するため、身体の状況に応じて住宅改造を行う場合、その経費の一部を助成しています。　身体：３級以上（３級は一部）　年齢制限なし　所得制限あり　日常生活用具給付事業の住宅改修費の受給が可能な人は、住宅改修費の給付が優先です。

　　介護保険のサービスが利用できる人は、同様の制度があります。　申請先は市町村　申請書、印鑑、見積書、図面、手帳などが必要です。　助成の決定には、市町村の調査などが必要ですので、まずは市町村にご相談ください。住宅改修費との併給は可能です。　詳細については、88ページをご確認ください。

３　県営住宅　一定の障害のある人及びその世帯で住宅に困っている場合、一般世帯向住宅への入居に際しての抽選が２回できる場合があります。　身体：４級以上、療育：Ｂ１以上、精神：２級以上　申請先は県住宅供給公社総務管理課088-883-0344　身体障害者世帯向住宅の所在地など詳細については88ページをご覧ください。

４　福祉ホーム　住居を必要としている人に、低額な料金で、居室等を提供するとともに、日常生活に必要な支援を行います。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　18歳以上　所得制限なし　利用料（家賃）や食事代などは利用者の負担です。　申請先は福祉ホームの経営主体　福祉ホームの利用に当たっては

　　経営主体との契約が必要です。　福祉ホームの所在地など詳細については88ページをご覧ください。

５ページから６ページ

５　グループホーム　夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　15歳以上　所得制限なし　申請先は市町村　支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書(住民票や課税等の証明書が必要）、手帳又は障害に関する

　　証明書等が必要です。　サービスを利用するには市町村で支給決定を受け、受給者証の交付が必要です。事業所情報は69～70ページをご覧ください。　詳細については、18、58ページをご確認ください。

　　以上5項目が、住宅関係になります。これ以降は貸し付けの内容になります。

１　生活福祉資金　障害のある人の世帯に、必要な資金を貸し付け、生活を支援します。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　所得制限あり　申請は市町村の社会福祉協議会　生活福祉資金を利用したい場合は、地域の民生委員か市町村社会福祉協議会に相談してください。　詳細については、46ページをご確認ください。

　　以上が、貸し付け関係になります。これ以降は税の減免の内容になります。

１　所得税・住民税　特別障害者控除：所得税40万円、住民税30万円　同居特別障害者控除：所得税75万円、住民税53万円　障害者控除：所得税27万円、住民税26万円　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　年齢制限なし　所得制限なし　申請先は勤め先、税務署、市町村になります。　印鑑、手帳、各種証明書　などが必要です。

　　これらの所得控除は年末調整または確定申告のときに申請することになります。　詳細については、91ページをご確認ください。

２　自動車税、軽自動車税、自動車取得税　障害のある人が所有する自動車を自らが運転する場合や、生計を一にする親族や常時介護する者が障害者の通院や通学などのために運転する場合に、一定の要件を満たせば税が減免されます。減免の対象となる自動車は障害者１人について１台に限ります。　身体：全等級（２等級以下は一部）、

　　療育：Ａ１及びＡ２、精神：１級　本人が運転者の場合は18歳以上　所得制限なし　自動車の名義について、本人運転の場合所有者、使用者とも障害者　家族運転の場合所有者：障害者　使用者：障害者又は運転者※障害者が18歳未満又は知的障害の場合は同一生計の親族名義で可　常時介護者運転の場合所有者：障害者使用者：障害者又は運転者

　　【自動車の種類】自家用　申請先は各県税事務所　軽自動車税は市町村　本人運転の場合申請書、手帳、運転免許証、車検証、印鑑家族運転の場合申請書、住民票、手帳、通院・通学・通勤等証明書、運転免許証、車検証、印鑑常時介護者運転の場合家族運転の場合の書類に加えて、自動車運行計画書、誓約書　が必要です。

　　軽自動車税の取扱いは市町村によって異なります。　詳細については、89ページをご確認ください。

　　以上2項目が税の減免になります。これ以降は各種割引制度の内容になります。

１　鉄道運賃ＪＲ、土佐くろしお鉄道　第1種障害者、第2種障害者の場合は5割引になります。なお、介護者が同乗する場合は介護者の運賃も割引になります。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級※土佐くろしお鉄道のみ　乳児、幼児は無料　所得制限なし　小児定期乗車券は、割引がありません。　乗車券販売窓口　乗車券を購入するときに窓口で

　　手帳を提示してください。一部ミライロＩＤが利用できます。　距離の制限はありません。　詳細については、92ページをご確認ください。

２　電車・バス運賃　第1種障害者、第2種障害者の場合は5割引になります。なお、第1種障害者については介護者が同乗する場合は介護者の運賃も割引になります。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　年齢制限なし　所得制限なし　運賃を支払うときに、手帳を提示してください。一部ミライロＩＤが利用できます。　距離の制限はありません。

　　詳細については、93ページをご確認ください。

３　航空運賃（国内線）　割引率は航空会社（高知龍馬空港発着便はJAL及びANAが対象）によって異なります。本人及び介護者の運賃が割り引きとなります。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　12歳以上　所得制限なし　申請先は航空券販売窓口　航空券を購入するときに、手帳を提示してください。一部ミライロＩＤが利用できます。

　　詳細については、93ページをご確認ください。

７ページから８ページ

４　タクシー運賃　障害のある人自身が高知県内でタクシーに乗車する場合、運賃が１割引になります。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　年齢制限なし　所得制限なし　時間運賃制の場合は割引対象外　乗車時に手帳を提示してください。　詳細記載ファイル（93ページ）

５　有料道路通行料金　障害のある人が有料道路を利用する場合、通行料金が割引されます。（営業用車両を除く）　身体：全等級、療育：Ａ１及びＡ２　年齢制限なし　所得制限なし　【対象自動車(営業用は対象外)】本人運転の場合身体障害者手帳所持者又はその親族等が所有する自動車等本人が乗車し、介護者が運転する場合身体障害者手帳・

　　療育手帳所持者又はその親族等が所有する自動車等、若しくは継続して日常的に介護している人が所有する自動車　市町村で手帳に有料道路割引スタンプの押印が必要。手続きをすればＥＴＣでの利用も可能。　申請先は市町村　申請書、手帳、車検証、運転免許証(本人運転の新規申請の場合)、契約書（割賦購入中又は長期リースの場合）などが必要

　　有効期限がありますので、期限前に更新手続きが必要です。　詳細については、94ページをご確認ください。

６　ＮＨＫ放送受信料　ＮＨＫ放送受信料が全額又は半額免除されます。免除申請書をＮＨＫに提出いただき、ＮＨＫが受理した月から免除の事由が消滅した月まで、放送受信料は免除となります。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　年齢制限なし　申請先はＮＨＫ高知放送局 営業部088-823-2301　申請書、印鑑、手帳が必要

　　氏名、住所などに変更があった際は、必ずＮＨＫへご連絡をお願いします。　詳細については、95ページをご確認ください。

７　携帯電話　障害のある人が契約している携帯電話の基本使用料などが割引されます。割引の範囲や割引率は携帯電話会社で異なります。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　所得制限なし　申請先は各社ショップまたは取扱店　新規契約の場合印鑑、口座番号、手帳などが必要　詳細については、95ページをご確認ください。

８　県立施設入場料・使用料　県立施設の入場料等が無料になります。入場料は、障害のある人と介護者１人が対象となります。　身体：全等級、療育：全等級、精神：全等級　年齢制限なし　所得制限なし　申請先は各県立施設　施設の入場券販売窓口で手帳を提示してください。　詳細については、96ページをご確認ください。

　　以上8項目が各種割引制度になります。これ以降は自動車関係の内容になります。

１　自動車運転免許取得費の助成　障害のある人が、運転免許を取得する場合、費用の一部が助成されます。　対象となる障害種別は各市町村によって異なりますのでお住まいの市町村にお問合せください。　18歳以上　所得制限なし　申請先は市町村　申請書、印鑑、費用の見積書、手帳が必要　なお、運転免許を取得した後に、領収書や免許証の確認を

　　受けることが必要です。　運転免許を取得する前に申請が必要です。　詳細については、106ページをご確認ください。

２　自動車改造費の助成　肢体障害がある人が、自動車のハンドルやブレーキ、アクセルなどを改造する場合、費用の一部が助成されます。　対象は上肢､下肢、体幹または移動機能障害があり、改造を行わなければ自動車の運転ができない方です。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。　18歳以上　所得制限あり　障害のある人本人が

　　所有する自動車が対象　申請先は市町村　申請書、印鑑、費用の見積書、同意書、車検証、免許証、改造部分の写真、手帳が必要です　自動車を改造する前に申請が必要です。　詳細については、106ページをご確認ください。

　　以上が自動車関係の内容になります。

９ページ

１　相談の窓口・関係機関

（１）高知県庁　住所〒780-8570　高知市丸ノ内1-2-20

県全体の障害保健福祉の推進と、福祉サービスや制度全般に関することをおこなっています。

（障害福祉に関すること）障害福祉課　電話088-823-9633　FAX088-823-9260

（精神保健福祉、就労支援に関すること）障害保健支援課　電話088-823-9669　FAX088-823-9260

（難病患者の保健医療に関すること）健康対策課　電話088-823-9678　FAX088-873-9941

（２）県の専門相談機関

（２）の１　こどもの発達や障害のある人の自立更生・精神保健、難病の患者さんとその家族の療養上の不安などに関する専門的な相談・支援をおこなっています。

療育福祉センター　住所〒780-8081　高知市若草町10-5

（診療に関すること）地域連携室 電話088-843-6831　FAX088-844-1097

（障害のある人の更生相談）総務課（身体障害者更生相談） 電話088-844-4477　FAX088-844-4478

（こどものきこえに関すること）通園事業部　電話088-844-3456　FAX088-840-4935

（発達障害に関すること）発達障害者支援センター　電話088-844-1247　FAX088-844-1237

精神保健福祉センター　住所〒780-0850高知市丸ノ内2-4-1　保健衛生総合庁舎１階　電話088-821-4966　FAX088-822-6058

ひきこもり地域支援センター　住所〒780-0850高知市丸ノ内2-4-1　保健衛生総合庁舎１階　電話088-821-4508　FAX088-822-6058

こうち難病相談支援センター　住所〒780-0062高知市新本まち1-14-6　１階　電話088-855-6258　FAX088-855-6257

（２）の２　こどもに関する相談全般、知的障害者に関する相談（知的障害者更生相談）を受け、支援をおこなっています。

中央児童相談所　住所〒780-8081 高知市若草町10-5　電話088-821-6700（知的障害者に関する相談は088-844-0035）　FAX088-821-9005

はた児童相談所　住所〒787-0050 しまんと市わたりがわ1-6-21　電話0880-37-3159　FAX0880-37-3205

（３）県の福祉保健所

地域福祉の推進や生活保護に関すること、こどもの発達や子育て、精神保健福祉など、福祉・保健・医療に関する相談や支援をおこなっています。

５箇所あります。

安芸福祉保健所　住所〒784-0001　安芸市矢ノ丸1-4-36　安芸総合庁舎ない　電話0887-34-3175　FAX0887-34-3170

中央東福祉保健所　住所〒782-0016　かみ市とさ山田町山田1128-1　電話0887-53-3171　FAX0887-52-4561

中央西福祉保健所　住所〒789-1201　高岡郡さかわ町甲1243-4　電話0889-22-1240　FAX0889-22-9031

須さき福祉保健所　住所〒785-8585　すさき市ひがしふるいち町6-26　すさき第二総合庁舎ない　電話0889-42-1875　FAX0889-42-8924

はた福祉保健所　住所〒787-0028　しまんと市なかむらやまてどおり19　はた総合庁舎ない　電話0880-35-5979　FAX0880-35-5980

（４）保健じょ

精神保健福祉などに関する相談・支援をおこなっています。

高知市保健じょ 健康増進課　住所〒780-8571　高知市丸ノ内1-7-45　総合あんしんセンターない　電話088-803-8005　FAX088-823-8020

１０ページ

（５）市町村役場

障害者手帳をはじめ、手当や福祉サービス、福祉制度の相談や申請の窓口です。

以下市町村ごとに記載しています。

高知市　障害福祉課　電話088-823-9378　FAX088-823-9370　住所〒780-8571　高知市ほんまち5-1-45

高知市　健康増進課　電話088-803-8005　FAX088-823-8020　住所〒780-0850　高知市丸ノ内1-7-45

室戸市　保健介護課　電話0887-22-3105　FAX0887-24-2287　住所〒781-7109　室戸市りょうけ87　室戸市保健福祉センターやすらぎない

安芸市　福祉事務所　電話0887-37-9451　FAX0887-35-1028　住所〒784-8501　安芸市矢ノ丸1-4-40

南国市　福祉事務所　電話088-880-6566　FAX088-863-1167　住所〒783-8501　南国市おおそね甲2301

土佐市　福祉事務所　電話088-852-1204　FAX088-852-3452　住所〒781-1192　土佐市高岡町甲2017-1

すさき市　福祉事務所　電話0889-42-1207　FAX0889-42-1190　住所〒785-8601　すさき市山手町1-7

宿毛市　福祉事務所　電話0880-62-1240　FAX0880-62-1271　住所〒788-8686　宿毛市きぼうヶ丘1番地

とさしみず市　福祉事務所　電話0880-82-1118　FAX0880-87-9012　住所〒787-0392　とさしみず市天神町11-2

しまんと市　福祉事務所　電話0880-34-1120　FAX0880-34-1880　住所〒787-8501　しまんと市なかむらおおはしどおり4-10

しまんと市　西とさ総合支所　西とさ福祉分室　電話0880-52-1132　FAX0880-52-1024　住所〒787-1603　しまんと市西とさもち井1110-28　保健課

香南市　福祉事務所　電話0887-57-8509　FAX0887-56-0576　住所〒781-5292　香南しのいち町西野2706

香南市　赤岡支所　電話0887-55-3111　FAX0887-57-7525　住所〒781-5310　香南市赤岡町325-1

香南市　香我美支所　電話0887-55-2111　FAX0887-57-7527　住所〒781-5452　香南し香我美町しもぶん646

香南市　夜須支所　電話0887-55-3141　FAX0887-57-7529　住所〒781-5601　香南し夜須町坪井219

香南市　吉川支所　電話0887-55-3121　FAX0887-55-0526　住所〒781-5241　香南し吉川町吉原287-1

かみ市　福祉事務所　電話0887-53-3117　FAX0887-53-1094　住所〒782-8501　かみ市とさ山田町宝町1-2-1

かみ市　香北支所　電話0887-59-2311　FAX0887-59-4204　住所〒781-4292　かみ市かほく町びらふ1097

かみ市　物部支所　電話0887-58-3111　FAX0887-58-3110　住所〒781-4401　かみ市物部町おおどち1390-1

東洋町　住民課　電話0887-29-3394　FAX0887-29-3813　住所〒781-7414　東洋町いくみ758-3

なはり町　住民福祉課　電話0887-38-4012　FAX0887-38-7788　住所〒781-6402　なはり町乙1659-1

田野町　住民福祉課　電話0887-38-2812　FAX0887-38-2044　住所〒781-6410　田野町1828-5

安田町　町民生活課　電話0887-38-6712　FAX0887-38-6780　住所〒781-6421　安田町おおあざ安田1850

北川村　住民課　電話0887-32-1214　FAX0887-32-1234　住所〒781-6441　北川村おおあざのとも甲1530

うまじ村　健康福祉課　電話0887-44-2112　FAX0887-44-2779　住所〒781-6201　うまじ村おおあざうまじ443

ちゅう芸広域連合（なはり町、田野町、安田町、北川村、うまじ村の５町そんについては、ちゅう芸広域連合が担当している業務があります）　保健福祉課　電話0887-38-8212　FAX0887-32-1016　住所〒781-6410　田野町1456-41

芸せい村　健康福祉課　電話0887-33-2112　FAX0887-33-4035　住所〒781-5792　芸せい村わじき甲1262

１１ページ

本山町　健康福祉課　電話0887-70-1060　FAX0887-70-1038　住所〒781-3601　本山町本山636　本山町保健福祉センターない

おおとよ町　地域福祉課福祉係　電話0887-72-0451　FAX0887-72-0474　住所〒789-0392　おおとよ町つげ1626

土佐町　健康福祉課福祉係　電話0887-82-2333　FAX0887-70-1312　住所〒781-3492　土佐町土居194

大川村　総務課　電話0887-84-2211　FAX0887-84-2328　住所〒781-3703　大川村小松27-1

いの町　ほけん福祉課　電話088-893-3810　FAX088-893-1101　住所〒781-2110　いの町1400　すこやかセンター伊野ない

いの町　ごほく総合支所　住民福祉課　電話088-867-2300　FAX088-867-2777　住所〒781-2401　いの町かみやかわこう1934

いの町　ほんがわ総合支所　住民福祉課　電話088-869-2112　FAX088-869-2938　住所〒 781-2601　いの町ながさわ123-12

仁淀川町　健康福祉課　電話0889-35-0888　FAX0889-35-0228　住所〒781-1592　仁淀川町大崎200

仁淀川町　池川総合支所　健康福祉課　電話0889-34-2112　FAX0889-34-2687　住所〒781-1606　仁淀川町土居甲916-3

仁淀川町　仁淀総合支所　健康福祉課　電話0889-32-1132　FAX0889-32-1100　住所〒781-1801　仁淀川町森2552-1

なかとさ町　健康福祉課　電話0889-52-2662　FAX0889-52-2432　住所〒789-1301　なかとさ町くれ6663-1

さかわ町　健康福祉課　電話0889-22-7705　FAX0889-22-7721　住所〒789-1202　さかわ町乙2310　健康福祉センターかわせみない

越知町　保健福祉課　電話0889-26-3211　FAX0889-20-1186　住所〒781-1301　越知町越知甲2457　保健福祉センターない

梼原町　保健福祉課　電話0889-65-1170　FAX0889-65-0379　住所〒785-0612　梼原町川西路2320-1　梼原町保健福祉支援センターない

日高村　健康福祉課　電話0889-24-5197　FAX0889-20-1525　住所〒781-2194　日高村本郷61-1

津野町　健康福祉課　電話0889-55-2151　FAX0889-55-2119　住所〒785-0202　津野町ひめのの431-1　総合保健福祉センターりらくない

しまんと町　健康福祉課　電話0880-22-3115　FAX0880-22-3725　住所〒786-8501　しまんと町琴平町16-17

しまんと町　大正地域振興局　町民生活課　電話0880-27-0112　FAX0880-27-1190　住所〒786-0393　しまんと町大正380

しまんと町　とおわ地域振興局　町民生活課　電話0880-28-5112　FAX0880-28-5555　住所〒786-0504　しまんと町十川145-3

大月町　健康福祉課　電話0880-73-1113　FAX0880-73-1733　住所〒788-0302　大月町ひろみ2230

三原村　住民課 電話0880-46-2111　FAX0880-46-2114　住所〒787-0892　三原村くるすの346

黒潮町　健康福祉課　電話0880-43-2124　FAX0880-43-2676　住所〒789-1992　黒潮町入野5893

黒潮町　佐賀支所　地域住民課　電話0880-55-3112　FAX0880-55-3850　住所〒789-1795　黒潮町佐賀1092-1

１２ページ

（６）社会福祉協議会

①高知県社会福祉協議会

地域福祉活動やボランティア活動の推進、福祉職場における人材育成、福祉サービスの苦情解決などをおこなっています。

４箇所あります。

高知県社会福祉協議会　電話088-844-9007　FAX088-844-3852　住所〒780-8567　高知市朝倉ぼ375-1　ふくし交流プラザ4階

高知県ボランティア・ＮＰＯセンター　電話088-850-9100　FAX088-844-3852　住所〒780-8567　高知市朝倉ぼ375-1　ふくし交流プラザ4階

高知県福祉研修センター　電話088-844-3605　FAX088-844-9443　住所〒780-8567　高知市朝倉ぼ375-1　ふくし交流プラザ1階

福祉サービス困りごと解決委員会　電話　088-802-2611　FAX088-844-9443　住所〒780-8567　高知市朝倉ぼ375-1　ふくし交流プラザ1階

②市町村社会福祉協議会

福祉や生活の相談をおこなっています。また、ホームヘルプサービスなどをおこなっているところもあります。

以下市町村ごとに記載しています。

高知市社会福祉協議会　電話088-823-9515　FAX088-823-8059　住所〒780-0850　高知市丸ノ内1-7-45　総合あんしんセンター3階

室戸市社会福祉協議会　電話0887-22-1348　FAX0887-22-1346　住所〒781-7109　室戸市りょうけ87　室戸市保健福祉センターない

安芸市社会福祉協議会　電話0887-35-2915　FAX0887-35-8549　住所〒784-0007　安芸市寿町2-8　安芸市総合社会福祉センターない

南国市社会福祉協議会　電話088-863-4444　FAX088-863-4445　住所〒783-0001　南国市日吉町2-3-28　社会福祉センターない

土佐市社会福祉協議会　電話088-852-2145　FAX088-852-3194　住所〒781-1102　土佐市高岡町乙3451-1　土佐市複合文化施設つなーで3階

須崎市社会福祉協議会　電話0889-42-0736　FAX0889-42-7876　住所〒785-0007　須崎市南ふるいち町6-3　交流ひろばすさき3階

宿毛市社会福祉協議会　電話0880-65-7665　FAX0880-65-7663　住所〒788-0012　宿毛市高砂4-56　宿毛市総合社会福祉センターない

とさしみず市社会福祉協議会　電話0880-82-3500　FAX0880-82-4047　住所〒787-0323　とさしみず市寿町11-9　とさしみず市社会福祉センターない

しまんと市社会福祉協議会　本所　電話0880-35-3011　FAX0880-35-5241　住所〒787-0012　しまんと市うやまさつき町8-3　しまんと市社会福祉センターない

しまんと市社会福祉協議会　西とさ支所　電話0880-31-6111　FAX0880-31-6112　住所〒787-1603　しまんと市西にしとさもちい1110－31　しまんと市総合福祉センターない

かみ市社会福祉協議会　本所　電話0887-53-5800　FAX0887-53-5470　住所〒782-0041　かみしとさ山田町262-1　プラザ八王子ない

かみ市社会福祉協議会　香北支所　電話0887-59-2140　FAX0887-59-3226　住所〒781-4211　かみ市香北町にろうの336-1　保健福祉センター香北ない

かみ市社会福祉協議会　物部支所　電話0887-58-3098　FAX0887-58-3093　住所〒781-4401　かみ市物部町おおどち878-3　かみ市役所物部支所ない

香南市社会福祉協議会　電話0887-57-7300　FAX0887-57-7305　住所〒781-5452　香南市香我美町下分646　香我美庁舎ない

東洋町社会福祉協議会　電話0887-29-3144　FAX0887-29-3145 住所〒781-7414　東洋町いくみ756-8　東洋町地域福祉センターない

なはり町社会福祉協議会 電話0887-38-7346　FAX0887-38-3994　住所〒781-6402　なはり町乙1269番地1　奈半利町保健センターない

田野町社会福祉協議会　電話0887-38-5325　FAX0887-38-2047　住所〒781-6410　田野町1828-4　田野町老人福祉センターない

安田町社会福祉協議会　電話0887-38-5500　FAX0887-38-6878　住所〒781-6423　安田町西島40-2　安田町保健センターない

北川村社会福祉協議会　電話0887-38-6895　FAX0887-32-1226　住所〒781-6441　北川村野友甲710-2　北川村総合保健福祉センターない

１３ページ

うまじ村社会福祉協議会　電話0887-42-1020　FAX0887-42-1021　住所〒781-6201　うまじ村うまじ407-1　うまじ村デイサービスセンターない

げいせい村社会福祉協議会　電話0887-32-2211　FAX0887-32-2211　住所〒781-5701　げいせい村わじき甲1290　げいせい村老人福祉センターない

本山町社会福祉協議会　電話0887-76-2312　FAX0887-76-2381　住所〒781-3601　本山町本山1041　本山町社会福祉会館ない

おおとよ町社会福祉協議会　電話0887-73-1200　FAX0887-73-1044　住所〒789-0250　おおとよ町黒石345-7　おおとよ町総合ふれあいセンターない

土佐町社会福祉協議会　電話0887-82-1067　FAX0887-82-1069　住所〒781-3401　土佐町土居206　土佐町保健福祉センターない

大川村社会福祉協議会　電話0887-84-2361　FAX0887-70-1815　住所〒781-3703　大川村小松78-6　大川村総合福祉センターない

いの町社会福祉協議会　本所　電話088-892-0515　FAX088-893-4870　住所〒781-2110　いの町1400　すこやかセンター伊野ない

いの町社会福祉協議会　本川支所　電話088-869-2071　FAX088-869-2038　住所〒781-2601　いの町長沢254-10　いの町本川保健福祉センターない

いの町社会福祉協議会　吾北支所　電話088-867-2820　FAX088-850-5336　住所〒781-2321　いの町小川東津賀才53-1　吾北山村開発センターない

仁淀川町社会福祉協議会　本所　電話0889-35-0207　FAX0889-35-0210　住所〒781-1501　仁淀川町大崎264-8　仁淀川町福祉センターない

仁淀川町社会福祉協議会　池川支所　電話0889-34-2235　FAX0889-34-3796　住所〒781-1606　仁淀川町土居甲921-1　池川保健福祉センターない

仁淀川町社会福祉協議会　仁淀支所　電話0889-32-2238　FAX0889-32-2296　住所〒781-1911　仁淀川町長者乙2435　仁淀川町デイサービスセンターせいらん荘ない

なかとさ町社会福祉協議会　電話0889-52-2058　FAX0889-59-0554　住所〒789-1301　なかとさ町久礼6584-1　なかとさ町民交流会館ない

なかとさ町社会福祉協議会　大野見支所　電話0889-57-2217　FAX0889-57-2190　住所〒789-1401　なかとさ町大野見吉野234　大野見健康福祉センターない

さかわ町社会福祉協議会　電話0889-22-1510　FAX0889-22-5621　住所〒789-1202　さかわ町乙2310　さかわ町健康福祉センターかわせみない

越知町社会福祉協議会　電話0889-26-1149　FAX0889-26-3821　住所〒781-1301　越知町越知甲2457　越知町保健福祉センターない

日高村社会福祉協議会　電話0889-24-5310　FAX0889-24-7626　住所〒781-2152　日高村沖名5　日高村社会福祉センターない

津野町社会福祉協議会　本所　電話0889-55-2115　FAX0889-55-2119　住所〒785-0202　津野町姫野々431-1　総合保健福祉センター「りらく」ない

津野町社会福祉協議会　西支所　電話0889-62-2224　FAX0889-62-2227　住所〒785-0503　津野町芳生野甲111　津野町老人福祉センターない

梼原町社会福祉協議会　電話0889-65-1235　FAX0889-65-1237　住所〒785-0612　梼原町川西路2321-1

しまんと町社会福祉協議会　本所　電話0880-22-1195　FAX0880-22-1138　住所〒786-0004　しまんと町茂串町11-30　しまんと町社会福祉センター

しまんと町社会福祉協議会　大正支所　電話0880-27-1177　FAX0880-27-1178　住所〒786-0301　しまんと町大正32-1　しまんと町大正老人福祉センターない

しまんと町社会福祉協議会　十和支所　電話0880-28-5331　FAX0880-28-5060　住所〒786-0511　しまんと町昭和470-6　しまんと町十和高齢者生活福祉センターない

大月町社会福祉協議会　電話0880-73-1119　FAX0880-62-4878　住所〒788-0311　大月町ほこつち603

三原村社会福祉協議会　電話0880-46-3003　FAX0880-46-3012　住所〒787-0803　三原村くるすの479-1　三原村総合保健センターない

黒潮町社会福祉協議会　電話0880-43-2835　FAX0880-43-0317　住所〒789-1931　黒潮町入野2017-1　黒潮町保健福祉センターない

黒潮町社会福祉協議会　佐賀支所　電話0880-55-3371　FAX0880-55-3620　住所〒789-1720 黒潮町佐賀1080-1　黒潮町総合センターない

１４ページ

（７）高知県高齢者・障害者権利擁護センター

雇用者や事業者による障害者への虐待にかかわる通報は高知県高齢者・障害者権利擁護センターまでお寄せください。

家族や障害福祉施設の職員による障害者への虐待にかかわる通報については、お住まいの市町村の障害者虐待防止センター（障害保健福祉担当部署等）にお寄せください。

高知県高齢者・障害者権利擁護センターの受付時間は月曜日～金曜日（年末年始・祝日除く）　8:30から17:15

受付時間外は留守番電話対応またはファックス対応になります。

住所は高知市朝倉戊375-1　県立ふくし交流プラザ 4階　です。　電話番号：088-850-7770　ファックス番号：088-844-3852

なお、市町村担当部署については、高知市は、高知市障害者虐待防止センター（電話：088-822-4715　ファックス：088-875-6684）

高知市以外の市町村については10ページを参照ください。

（８）女性に関する相談機関

家庭や職場、地域での問題など女性のための一般相談等については、こうち男女共同参画センター「ソーレ」が窓口になります。

受付時間は毎日（第２水曜日・祝日・年末年始を除く）9:00～12:00、13:00～17:00で住所は高知市旭まち3丁目115です。

電話番号は088-873-9555になります。

女性に関する相談全般、配偶者等からのＤＶに関する相談等については、高知県女性相談支援センター（配偶者暴力相談支援センター）が窓口になります。

受付時間は月曜日～金曜日（祝日・休日・年末年始を除く）9:00～17:15　で来所に際しては必ず事前に予約が必要です。

なお、電話相談は月曜日～金曜日（年末年始を除く）9:00～22:00　土・日曜日及び祝日（年末年始を除く）9:00～20:00

住所は高知市ひゃっこく町2丁目34-8です。　電話番号は088-833-0783になります。

(９)年金事務しょ

県内の年金事務しょの紹介になります。

県内には４つの年金事務所があり、国民年金や厚生年金の給付の裁定や年金の相談などを行っています。

各事務所ごとに、名称、電話番号、ファックス番号、郵便番号、住所を記載しています。

高知東年金事務しょ　088-831-4430　088-833-4719　781-9556　高知市桟橋通4-13-3

高知西年金事務しょ　088-875-1717　088-823-1519　780-8530　高知市旭まち3-70-1

南国年金事務しょ　088-864-1111　088-863-1019　783-8507　南国市大埇甲1214-6

幡多年金事務しょ　0880-34-1616　0880-35-2319　787-0023　四万十市中村東町2-4-10

（１０）公共職業安定しょ（ハローワーク）

職業紹介や就職の相談などをおこなっています。

公共職業安定しょを６箇所紹介しています。各公共職業安定しょごとに、名称、電話番号、ＦＡＸ番号、住所の順に記載しています。

安芸公共職業安定しょ、電話0887-34-2111、FAX:0887-35-3474、住所〒784-0001、安芸市矢ノ丸4丁目4の4

高知公共職業安定しょ、電話088-878-5323、FAX:088-878-5335、住所〒781-8560、高知市大津乙2536の6

高知公共職業安定しょかみ出張所、電話0887-53-4171、FAX:0887-53-2291、住所〒782-0033、　かみしとさやまだ町旭まち1丁目4の10

いの公共職業安定しょ、電話088-893-1225、FAX:088-893-1226、住所〒781-2120、いのちょうえだがわ1943の1

須さき公共職業安定しょ、電話0889-42-2566、FAX:0889-42-2569、住所〒785-0012、須さき市西ただすまち4の3

しまんと公共職業安定しょ、電話0880-34-1155、FAX:0880-34-4996、住所〒787-0012、しまんとしうやまさつきちょう3の12中村地方合同庁舎内

１５ページ

（１１）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部

高齢者の雇用の確保、障害者の職業的自立の推進、求職者その他労働者の職業能力の開発及び向上のために、高齢者、障害者、求職者、事業主等のかたがたに対して総合的な支援をおこなっています。

電話088-837-1160、FAX:088-837-1163、住所〒781-8010、高知市桟橋どおり四丁目15の68

（１２）独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部高知障害者職業センター

仕事に就くための相談や援助、就業準備のための支援、職場における個別指導などをおこなっています。

電話088-866-2111、FAX:088-866-0676、住所〒781-5102、高知市大津甲770の3

（１３）障害者就業・生活支援センター

仕事に就きたい人や仕事をしている人の様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携しておこなっています。

障害者就業・生活支援センターを５箇所紹介しています。各障害者就業・生活支援センターごとに、名称、電話番号、FAX番号、住所の順に記載しています。

障害者就業・生活支援センターポラリス、電話0887-34-3739、FAX:0887-34-3712、住所〒784-0027、安芸市ほうえい町464の1

障害者就業・生活支援センターゆうあい、電話088-854-9111、FAX:088-854-9112、住所〒783-0005、南国市おおそね乙2305

高知障害者就業・生活支援センターシャイン、電話088-802-6185、FAX:088-802-6186、住所〒780-8031、高知市おおはら町76の2　コーポひつざん１階北号室

障害者就業・生活支援センターこうばん、電話0889-40-3988、FAX:0889-40-3977、住所〒785-0059、須さき市桐ま西46番地

障害者就業・生活支援センターラポール、電話0880-34-6673、FAX:0880-34-8070、住所〒787-0013、しまんとしうやまてんじん町201

（１４）高次脳機能障害者支援拠点センター

高次脳機能障害のある人の様々な相談、支援を色々な機関と連携して行っています。

電話090-6535-6370、FAX088-855-6710、郵便番号780-0843、住所高知市廿代町2-22近森リハビリテーション病院内

（１５）視聴覚障害者情報提供施設

①高知声と点字の図書館

電話番号088-823-9488、ファックス番号088-820-3218、郵便番号780-0842、住所高知市追手筋2丁目1-1

②高知県聴覚障害者情報センター

電話番号088-823-5922、ファックス番号088-822-0750、郵便番号780-0928、住所高知市越前町2-4-5 3階

（１６）ルミエールサロン（視覚障害者向け機器展示室）

視覚障害者向けの機器展示や、専門スタッフによる訪問相談等をおこなっています。詳しくは、108ページを参照

電話番号088-823-8820、FAX番号088-823-8820、郵便番号780-0926、住所高知市大膳町6-32高知県立盲がっこう内

（１７）医療的ケア児支援センター

医療的ケア児やその家族の相談に応じるとともに、地域で安心して暮らすことができるよう、関係機関との連携、調整や支援員の養成等を行う中核的な機関です。

電話088-802-8250、ファックス:088-802-8251、住所〒783-0022、南国市小籠107番地土佐希望の家医療福祉センター内

（１８）その他の機関

スポーツセンター、県税事務所、税務署、いのちの電話協会などの連絡先です。17箇所あります。

高知県立障害者スポーツセンター　電話088-841-0021　FAX088-841-0065　住所781-0313　高知市春野町内ノ谷1-1

高知市障害者福祉センター 電話088-873-7717　FAX088-873-6420　住所780-0935　高知市旭町2-21-6

高知市東部健康福祉センター　電話088-882-9380　FAX088-883-5915　住所781-8121　高知市かずらしま4-3-3

高知市南部健康福祉センター　電話088-878-9060　FAX088-878-9061　住所780-8015　高知市ひゃっこく町3-1-30

安芸県税事務所　電話0887-34-1161　FAX0887-35-8330　住所784-0001　安芸市矢ノ丸1-4-36　安芸総合庁舎ない

中央東県税事務所　電話088-866-8510　FAX088-866-3630　住所781-5103　高知市大津乙1820-1

中央西県税事務所　電話088-821-4651　FAX088-821-4687　住所780-0850　高知市丸ノ内1-7-52　高知県庁西庁舎ない

すさき県税事務所　電話0889-42-2366　FAX0889-42-9010　住所785-0013　すさき市にしふるいち町1-24　すさき総合庁舎ない

はた県税事務所　電話0880-35-5972　FAX0880-34-4779　住所787-0028　しまんとし市なかむら山手通19　はた総合庁舎ない

安芸税務署　電話0887-35-3115　住所784-0001　安芸市矢ノ丸4-5-7

南国税務署　電話088-863-3215　住所783-0004　南国市おおそね甲1598-1

高知税務署　電話088-822-1123　住所780-0061　高知市さかえだ町2-2-10　高知よさこいさいと合同庁舎ない

伊野税務署　電話088-893-1121　住所781-2103　吾川郡いの町幸町5

すさき税務署　電話0889-42-2355　住所785-0004　すさき市青木町1-4　すさき第２地方合同庁舎ない

なかむら税務署　電話0880-35-2135　住所787-0022　しまんとし中村新町4-4

認定ＮＰＯ法人　高知いのちの電話協会　電話088-824-6300　FAX088-824-0036　住所780-0870　高知市本町郵便局局留め

高知県地域生活定着支援センター　電話088-855-3611　FAX088-855-6226　住所780-8567　高知市朝倉ぼ375-1　ふくし交流プラザ１階

１７ページ

２障害者総合支援法について

（１）障害者総合支援法の概要

平成25年４月から、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律通称障害者総合支援法が施行されました。

当該法の概要について、基本理念、主なポイント、障害福祉サービスの体系についての順で説明していきます。

基本理念としては、法に基づく日常生活・社会生活の支援が、共生社会を実現するため、社会参加の機会の確保及び地域社会における共生、

社会的障壁の除去に資するよう、総合的かつ計画的に行われることを目指して制定されたものです。

障害者総合支援法のポイントとしては、次の３点が挙げられます。

１障害者の範囲に難病等が追加され、身体障害者手帳の有無にかかわらず、市町村において必要と認められた障害福祉サービス等が利用できることとなりました。

　詳細については、26ページを参照ください。

２「障害程度区分」を、障害の多様な特性その他の心身の状態に応じて必要とされる標準的な支援の度合いを総合的に示す「障害支援区分」に変更されました。

　なお、この取扱いについては、平成２６年４月から施行されています。

３重度訪問介護や地域移行支援の対象者を拡大し、ケアホームをグループホームに一元化されました。なお、この取扱いについては、平成２６年４月から施行されています。

障害者総合支援法のサービスは、自立支援給付と地域生活支援事業に大別されます。

自立支援給付は、介護支援を行う「介護給付」や訓練などの支援を行う「訓練等給付」、地域生活への移行などの支援を行う「地域相談支援給付」は、利用者などからの申請により

認定や決定を経てサービス利用にかかる給付が行われます。

その他に「自立支援医療」「補装具」などの給付があります。

地域生活支援事業には、市町村の創意工夫により、地域の特性や利用者の状況に応じて柔軟に対応することが求められる成年後見制度利用支援、意思疎通支援、移動支援、地域活動支援センター

などの事業があります。詳しい事業内容や利用者の負担はそれぞれの市町村ごとに異なります。

１８ページ

（２）サービスの内容

ここからは、自立支援給付、地域生活支援事業、地域生活支援促進事業に属する各事業・サービスの内容をご説明します。

まず、自立支援給付の事業について説明します。

各事業毎に事業名、内容、対象者の順で説明していきます。

内訳として、介護給付に属する事業が９個、訓練等給付に属する事業が６個、相談支援給付に属する事業が４個あります。

○介護給付

１居宅介護　　　自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うものです。対象は障害支援区分１以上のかたです。

２重度訪問介護　重度の肢体不自由者又は重度の知的障害若しくは精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人に、自宅で、入浴、排せつ、食事の介護、

　　　　　　　　外出時における移動支援などを総合的に行います。対象は障害支援区分４以上のかたです。

３同行援護　　　視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供や、代読、代筆を含む移動の援護等の外出支援を行うものです。対象は市町村が実施

　　　　　　　　するアセスメントにより同行援護の利用基準を満たすと判断されるかたです。

４行動援護 知的障害又は精神障害により行動上著しい困難を有する人であって、常に介護を必要とする人が行動する際の危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。

　　　　　　　　対象は障害支援区分３以上のかたです。

５療養介護 医療を必要とする人であって、常に介護を必要とする人に、医療機関で機能訓練、療養上の管理、看護、介護及び日常生活のお世話を行います。対象は障害支援区分５以上のかたです。

６生活介護 常に介護を必要とする人に、昼間、入浴、排せつ、食事の介護等を行うとともに、創作的活動又は生産活動の機会を提供します。対象は障害支援区分３以上のかたです。

　　　　　　　　なお、50歳以上のかたは障害支援区分２以上から対象になります。

７短期入所 自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設等で、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。対象は障害支援区分１以上のかたです。

８重度障害者等包括支援 介護の必要性がとても高い人に、居宅介護等複数のサービスを包括的に行います。対象は障害支援区分６以上のかたです。

９施設入所支援　施設に入所する人に、夜間や休日、入浴、排せつ、食事の介護等を行います。また、夜間･休日の介護等に加え、生活介護や自立訓練などの日中活動を提供する施設を

　　　　　　　　障害者支援施設といいます。対象は、市町村等に入所での支援が適切だと認められたかたです。なお、施設入所支援と併せて生活介護の提供も受ける場合は、５０歳未満

　　　　　　　　のかたは障害支援区分が４以上、５０歳以上のかたは障害支援区分が３以上でご利用いただけます。

介護給付の事業は以上です。

○訓練等給付

なお、訓練等給付事業においては、対象者の条件は特定されていません。

１自立訓練機能訓練・生活訓練　自立した日常生活又は社会生活ができるよう、一定期間、身体機能又は生活能力の向上のために必要な訓練を行います。

２就労移行支援 　　　一般企業等への就労を希望する人に、一定期間、就労に必要な知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

３就労継続支援Ａ型・Ｂ型　　　一般企業等での就労が困難な人に、働く場を提供するとともに、知識及び能力の向上のために必要な訓練を行います。

　　　　　　　　　　　　　　　なお、Ａ型は原則として事業者と雇用契約を結んだうえでの利用となります。

４就労定着支援 　　　　　　　一般企業等へ就職された人に、一定期間、就労の継続のために必要な支援を行います。

５共同生活援助　　　　　　　　夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排せつ又は食事の介護その他日常生活上の援助を行います。

６自立生活援助 　　　施設やグループホーム等から一人暮らしを希望する人に、生活面の支援を行います。

訓練等給付の事業は以上です。

○相談支援

１サービス利用支援 障害のある方の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス

　　　　　　　　　　　　等利用計画の作成等を行います。

２継続サービス利用支援 サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

３地域移行支援　　　　　施設や精神科病院等からの退所・退院を希望する方の意向、適性、障害の特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成し、面接や同行による支援を行います。

４地域定着支援　　　　　24時間の連絡体制を確保し、地域移行をされた方が障害の特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者の自宅へ訪問するなどにより支援を行います。

相談支援の事業は以上です。なお、詳細は５７ページを参照ください。

障害福祉サービスの組み合わせ

障害福祉サービスは、各障害者のかたの望む生活に応じて昼のサービス（日中活動事業）と夜のサービス（居住支援事業）といったかたちで、組み合わせて利用することができます。

加えて、昼夜の別だけでなく、曜日毎に異なる日中活動事業、居住支援事業を使い分けたり、日中活動事業を使っている時間帯以外の時間帯に居宅系のサービスを利用するといったことも可能です。

また、サービスを利用する際には一人ひとりの個別支援計画が作成され、利用目的にかなったサービスが提供される仕組みとなっています。

組み合わせの例

障害者支援施設に入所し、日中は当該施設の生活介護を利用する。

日中は生活介護を使い、夜間はグループホームを利用する。また、土日祝日などの帰省の際は、自宅で居宅介護を受けている。

介護保険制度との適用関係

介護保険の対象となる人は、介護保険のサービス（介護給付・予防給付・市町村特別給付）が優先されます。

ただし、障害福祉サービス固有のサービスが必要と認められるかたなどについては、障害福祉サービスが利用できます。

なお、介護保険の対象者とは、65歳以上で要介護状態にある人と、40歳以上65歳未満で特定疾病により要介護状態となった人です。

自立支援給付の説明は以上になります。

２０ページ

ここからは、地域生活支援事業の各事業について、事業名、サービス内容の順でご説明します。

地域生活支援事業は、市町村が行う事業が１２個、都道府県が行うものが８個あります。

市町村が行う地域生活支援事業

なお、１～１０までの事業は必須事業になります。

１理解促進研修・啓発事業　　地域住民に対して障害のある人等への理解を深めるための研修や啓発を行います。

２自発的活動支援事業 　　障害のある人等が自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、障害のある人等、その家族、地域住民等が地域で行う自発的な取り組みを支援します。

３相談支援事業 　　基幹相談支援センター等機能強化、住宅入居等支援（居住サポート事業）等の事業をとおして障害のある人やその保護者、介護を行っている人などからの相談

　　　　　　　　　　　　　　に応じ、必要な情報の提供や助言、障害福祉サービスの利用支援、関係機関との連絡調整など必要な援助を行います。

４成年後見制度利用支援事業　障害福祉サービスの利用の観点から成年後見制度を利用することが有用であると認められる知的障害者又は精神障害者に対して、成年後見制度の利用支援を行います。

５成年後見制度法人後見支援事業 成年後見制度における後見等の業務を適正に行うことができる法人の確保や、市民後見人の活用も含めた法人後見の活動を支援します。

６意思疎通支援事業 　聴覚、言語機能、音声機能、視覚、失語、知的、発達、高次脳機能、重度の身体などの障害や難病等の障害がある人の意思疎通を支援するため、手話通訳者や要約筆記者の派遣や点訳、代筆、代読、音声訳等による支援を行います。

７日常生活用具給付等事業　重度障害のある人等の日常生活の便宜を図るため、自立生活支援用具等の日常生活用具を給付又は貸与します。

８手話奉仕員養成研修事業　聴覚に障害のある人等との交流活動の促進や、市町村の広報活動などの支援者として期待される日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成研修します。

９移動支援事業 　屋外での移動が困難な障害のある人等について、社会生活上必要不可欠な外出及び余暇活動等の社会参加のための外出の際の移動を支援します。

10地域活動支援センター機能強化事業　地域の実情に応じ、創作的活動や生産活動の機会の提供、社会との交流の促進等の便宜を供与する地域活動支援センターの機能強化（職員の加配等）を行います。

11任意事業　　　　　　　　市町村の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行うものです。具体的な事業の例としては全部で15個あり、アからキまでが【日常生活支援に関するもの】

　　　　　　　　　　　　　クからスまでが【社会参加支援に関するもの】、セ、ソが【就業・就労支援に関するもの】です。

事業例

【日常生活支援に関するもの】

ア福祉ホームの運営

イ訪問入浴サービス

ウ生活訓練等

エ日中一時支援

オ地域移行のための安心生活支援

カ相談支援事業所等（地域援助事業者）における退院支援体制確保

キ協議会における地域資源の開発・利用促進等の支援

【社会参加支援に関するもの】

クレクリエーション活動等支援

ケ芸術文化活動振興

コ点字・声の広報等発行

サ奉仕員養成研修

シ複数市町村における意思疎通支援の共同実施促進

ス家庭・教育・福祉連携推進事業

【就業・就労支援に関するもの】

セ盲人ホームの運営

ソ知的障害者職親委託

12特別支援事業　　　　　　必須事業の実施が遅れている地域の支援や実施水準に格差が見られる事業の充実を行います。

２１ページ

都道府県が行う地域生活支援事業

なお、１～５までの事業は必須事業、６，７の事業は任意事業になります。

１専門性の高い相談支援事業 発達障害者支援センター運営、高次脳機能障害及びその関連障害に対する支援普及等の事業をとおして特に専門性の高い相談について、情報提供などの支援を行います。

２専門性の高い意思疎通支援を行う者の養成研修事業　意思疎通支援事業の担い手である手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員、失語症者向け意思疎通支援者の養成研修を行います。

３専門性の高い意思疎通支援を行う者の派遣事業　複数市町村の住民が参加する障害者団体等の会議や講演など市町村での対応が困難な派遣について手話通訳者や要約筆記者、失語症者向け意思疎通支援者の

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　派遣を行ったり、視覚と聴覚に障害のある方（盲ろう者）に対してコミュニケーション及び移動の支援を行うため、盲ろう者向け・通訳介助員を派遣します。

４意思疎通支援を行う者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整事業　手話通訳者、要約筆記者の派遣に係る市町村相互間の連絡調整体制を整えることで、広域的な派遣が円滑に行えるようにします。

５広域的な支援事業 地域における相談支援体制の整備を推進するとともに、精神障害に関する専門性の高い相談支援や事故・災害等発生時に必要な緊急対応を行います。

６サービス・相談支援者、指導者育成事業 障害福祉サービスや相談支援が円滑に実施されるよう、サービスを提供する者等に対して研修を行います。研修事業は、次のアからコまでの１０個あります。

研修事業

ア障害支援区分認定調査員等研修事業

イ相談支援従事者研修事業

ウサービス管理責任者研修事業

エ居宅介護従業者等養成研修事業

オ身体障害者・知的障害者相談員活動強化事業

カ障害者ピアサポート研修事業

キ音声機能障害者発声訓練指導者養成事業

ク精神障害関係従事者養成研修事業

ケ精神障害者支援の障害特性と支援技法を学ぶ研修事業

コその他サービス・相談支援者、指導者育成事業"

７都道府県任意事業　　　　　　　都道府県の判断により、自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業を行います。具体的な事業の例としては全部で23個あり、アからカまでが【日常生活支援に関するもの】

　　　　　　　　　　　　　　　　キからチまでが【社会参加支援に関するもの】、ツからナが【就業・就労支援に関するもの】、ニ、ヌが【その他の支援事業】です。

事業例

【日常生活支援に関するもの】

ア福祉ホームの運営

イ人工肛門、人工膀胱造設者（オストメイト）社会適応訓練

ウ音声機能障害者発声訓練

エ矯正施設等を退所した障害者の地域生活への移行促進

オ医療型短期入所事業所開設支援

カ障害者の地域生活の推進に向けた体制強化支援事業

【社会参加支援に関するもの】

キ手話通訳者設置

ク字幕入り映像ライブラリーの提供

ケ点字・声の広報等発行

コ点字による即時情報ネットワーク

サ都道府県障害者社会参加推進センター運営

シ奉仕員養成研修

スレクリエーション活動等支援

セ芸術文化活動振興

ソサービス提供者情報提供等

タ障害者自立（いきいき）支援機器普及アンテナ事業

チ企業ＣＳＲ連携促進

【就業・就労支援に関するもの】

ツ盲人ホームの運営

テ重度障害者在宅就労促進（バーチャル工房支援）

ト一般就労移行等促進

ナ障害者就業・生活支援センター体制強化等

【その他の支援事業】

ニ重度障害者に係る市町村特別支援

ヌ障害福祉のしごと魅力発信事業

２２ページ

●地域生活支援促進事業

　障害者等が日常生活または社会生活を営むことができるよう、地域生活支援事業に加えて、政策的な課題に対応する事業を計画的に実施し、もって障害者等の福祉の増進を図るとともに、

障害の有無に関わらず国民が相互に人格と個性を尊重し安心して暮らすことのできる地域社会の実現に寄与することを目的とする事業です。

事業は全部で17個あり、それぞれ事業名、内容をご説明します。

１発達障害者支援体制整備事業　　　　県の支援体制の整備、家族支援体制の整備等を行います。

２障害者虐待防止対策支援事業　　　　障害者虐待の未然防止や早期発見、迅速な対応、その後の適切な支援を行うため、地域における関係機関等の協力体制の整備や支援体制の強化を図ります。

３障害者就業・生活支援センター事業　就業及びそれに伴う日常生活上の支援を必要とする障害者に対し、障害者就業・生活支援センター窓口での相談や職場・家庭訪問等による生活面の指導、相談支援等を実施します。

４工賃向上計画支援等事業 　　就労継続支援Ｂ型事業所等での工賃向上を図るため、事業所に対する経営改善や商品開発等に対する支援等のモデル事業を実施します。また、農福連携による障害者の就農促進のため、障害者就労施設へ農業の専門家の派遣やマルシェ開催等の支援を実施します。

５強度行動障害支援者養成研修事業　　強度行動障害のある方等に対する支援を行う方への研修を行います。

６成年後見制度普及啓発事業 　　成年後見制度利用促進のための普及啓発を行います。

７アルコール関連問題に取り組む民間団体支援事業 アルコール依存症を含むアルコール関連問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

８薬物依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業　薬物依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

９ギャンブル等依存症に関する問題に取り組む民間団体支援事業　ギャンブル等依存症に関する問題の改善に取り組む民間団体の活動を支援します。

10「心のバリアフリー」推進事業　　　管内市町村の理解促進研修・啓発事業や自発的活動支援事業との調整や連携を行うとともに、心のバリアフリーを広めるための取り組みを実施します。

11身体障害者補助犬育成促進事業 　　身体障害者補助犬を使用することにより社会参加が見込まれる方に対し、その育成に対する支援及び地域における補助犬に対する理解促進を図ることや育成計画に対する支援を行います。

12発達障害児者及び家族等支援事業　　発達障害児者の家族同士の支援を推進する観点から、同じ悩みを持つ本人同士や発達障害児者の家族に対するピアサポート等の支援を拡充します。

13精神障害にも対応した地域包括ケアシステムの構築推進事業　保健・医療・福祉関係者による協議の場を通じて医療機関、市町村等の連携による支援体制を構築し、地域の課題を共有した上で行う地域包括ケアシステムの構築に資する取組を推進する。

14障害者ＩＣＴサポート総合推進事業　ＩＣＴ機器の利用等にかかる相談を行う総合的なサービス拠点を運営する事業、パソコンボランティアを派遣する事業、地域の情報を音声や点字などに加工しサピエにアップする事業を実施します。

15意思疎通支援従事者キャリアパス構築支援事業　現任の手話通訳者、要約筆記者、盲ろう者向け通訳・介助員の資質向上のための研修、手話通訳士確保のための研修等を実施します。

16特別促進事業 　　地域の特性等に応じて県または市町村の判断のもと厚生労働省に協議のうえ実施します。

17その他の支援事業　　　　　　　　　以下のアからコのとおり10個あります。

ア発達障害児者地域生活支援モデル事業

イかかりつけ医等発達障害対応力向上研修事業

ウ障害者芸術・文化祭開催事業

エ障害福祉従事者の専門性向上のための研修受講促進事業

オ発達障害診断待機解消事業

カ地域生活支援事業の効果的な取組推進事業

キ重度訪問介護利用者の大学修学支援事業

ク地域における読書バリアフリー体制強化

ケ聴覚障害児支援中核機能モデル事業

コ雇用施策との連携による重度障害者等就労支援特別事業

２３ページ

（３）サービスの利用方法について

ここからは、障害福祉サービスを利用する際の流れについて、８つの項目にわけてご案内します。なお、申請に係るお問合せ等は、10ページに記載しております各市町村窓口までご連絡ください。

①市町村へサービス利用の申請をしてください。

　なお、申請の際は、支給申請書兼利用者負担額減額・免除等申請書、身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳、その他給付の対象者であることを確認できる書類や

　税収等の確認ができる書類等の添付が必要です。

②市町村は、聞き取りなどによりご本人の状態を確認し、必要に応じて心身の状態を総合的に判断するため障害支援区分の判定を行います。

③市町村から、ご本人に文書でサービス等利用計画案の提出を依頼します。

④指定特定相談支援事業所と契約して、サービス等利用計画案を作成してください。

⑤市町村に、サービス等利用計画案と計画相談支援給付費申請書、計画相談支援依頼届出書を提出してください。

⑥サービス等利用計画案を勘案し、サービスの利用が必要と判断される場合は支給決定のうえ、受給者証をお渡しします。

⑦受給者証を受け取ったら、指定事業所とサービスの利用契約を結び、サービスを利用します。

⑧サービスを利用したら、受給者証に記載されている利用者負担上限月額に達するまで利用者負担分を指定事業所に支払っていただくことになります。

２４ページ

（４）利用者負担について

障害福祉サービスの利用者負担は、所得（負担能力）に応じて負担上限月額が設定され、ひと月に利用したサービス量にかかわらず、それ以上の負担は生じません。

ただし、負担能力に応じて設定される負担上限月額よりも、サービスに係る費用の１割に相当する額の方が低い場合には、当該１割に相当する額が負担額となります。

一月あたりの負担額は、ご本人の属する世帯の所得に応じて以下のとおり６つの場合に分けられます。利用者負担月額の考えかたにおいて、このうち１については生活保護、

２は低所得、３から５については一般１、６については一般２と区分されます。

１生活保護世帯のかたは０円

２市町村民税非課税世帯のかたは０円

３市町村民税所得割16万円未満の居宅で生活する障害者のかたは9,300円

４市町村民税所得割28万円未満の居宅で生活する障害児のかたは4,600円

５市町村民税所得割28万円未満の20歳未満の入所施設利用者のかたは9,300円

６上記以外のかたは37,200円

なお、所得を判断する際の世帯の考え方は、18，19歳の施設入所者を除く18歳以上の障害者については本人とその配偶者、18，19歳の施設入所者を含む障害児については

保護者の属する住民基本台帳での世帯とされています。

利用者負担の軽減について

ここでは、５つの利用者負担の軽減制度について説明していきます。

１施設サービスを利用する場合の食費や光熱水費などは全額自己負担です。ただし、所得に応じて負担が軽減される場合があります。

　入所施設の場合、20歳以上で生活保護、低所得のかたは、食費・光熱水費の実費負担を軽減するために、補足給付の支給又は減免されます。

 　20歳未満のかたはすべての所得区分のかたを対象に、保護者が子どもを養育する一般の世帯で通常必要な費用と同じくらいの負担になるように、補足給付の支給又は減免されます。

　　　　　　　　　加えて、食費・光熱水費の実費負担も含めた利用者負担額が平成18年10月以前の応能負担と同額の負担額になるよう、県独自の軽減制度を実施しています。

　通所施設の場合、一定所得以下の方は、食費のうち人件費相当分は給付され、食材料費のみを負担します。

２グループホーム利用者であり生活保護、低所得の方に対して、利用者１人当たり月額10,000円を上限とした家賃の助成があります。

３同じ世帯の中で障害福祉サービス等を利用する人が複数いる場合や、同一の利用者が複数のサービスを利用する場合は、負担上限額を超えた分が高額障害福祉サービス等給付費等として支給され、

　負担が重くならないように配慮されています。該当となる方には、市町村から通知されます。

４各種負担軽減策によっても、利用者負担のために生活保護の対象となる場合には、生活保護の対象とならないように負担が軽減されます。

５幼児教育無償化に伴い、就学前の障害児の発達支援については、2019年１０月から利用料が軽減されています。

２５ページ

介護保険サービスの利用者負担の軽減

障害福祉のサービスに相当する介護保険サービスがある場合には、介護保険のサービスが優先されます。

このため、65歳に達した障害のある人がこれまでの障害福祉サービスの利用から介護保険サービスの利用へと変更となる際に、障害福祉制度と介護保険制度の利用者負担上限が異なるために、

利用者負担（１割）が新たに生じる可能性があります。

そこで、65歳に至るまでに長期間障害福祉サービスを利用していた方については、介護保険サービスの利用者負担が軽減されます。

利用者負担軽減の対象となるのは次のアからエのいずれにも該当するかたです。

ア65歳に達する日前5年間にわたり、介護保険に相当する障害福祉サービスについて支給決定を受けていたこと。

イ65歳に達する日の前日において、障害福祉サービスの利用者負担の所得区分のうち「低所得」または「生活保護」に該当していたこと

ウ65歳に達する日の前日において、障害支援区分２以上であったこと。

エ65歳まで介護保険法による保険給付を受けていないこと。

共生型サービス

介護保険のサービスと障害福祉のサービスを同一の事業所で一体的に提供する仕組みである、共生型サービスが平成30年度から創設されました。

共生型サービスの指定を受けている事業所を利用していれば、介護保険の対象者となった後でも、障害福祉サービスの提供を受けていた同一の事業所で、介護保険サービスの提供を受けることができます。

共生型サービスの対象となる介護保険サービスと障害福祉サービスは以下のとおりです。

１介護保険サービスの訪問介護に相当する障害福祉サービスは居宅介護・重度訪問介護になります。

２介護保険サービスの通所介護・地域密着型訪問介護に相当する障害福祉サービスは生活介護・自立訓練・児童発達支援・放課後等デイサービスになります。

３介護保険サービスの短期入所生活介護・介護予防短期入所生活介護に相当する障害福祉サービスは短期入所になります。

４小規模多機能型居宅介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護に相当する障害福祉サービスは生活介護・自立訓練・児童発達支援・放課後等デイサービスになります。

なお、障害福祉サービスには介護保険の（看護）小規模多機能型居宅介護と同様のサービスはありませんが、障害福祉制度における基準該当の仕組みにより、障害児･者が

（看護）小規模多機能型居宅介護事業所に通ってサービスを受けた場合等に、障害福祉サービス給付費の給付対象となります。

２６ページ

３難病等の方々の障害福祉サービス等について

（１）障害福祉サービス等について

平成25年４月に施行された障害者総合支援法では、身体障害・知的障害・精神障害の方々に加え、難病等による障害のある方々が障害福祉サービス等の対象となりました。

対象となる方々は、身体障害者手帳の所持の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等の受給が可能となります。

ここからは、制度の対象者、申請窓口、申請手続きについて、各障害福祉サービス等の概要の順番で説明していきます。

対象者は、難病等による障害のある方々です。

ここで言う難病等とは、３０～３２ページにある障害者総合支援法の対象となる難病等の疾患一覧にある病気のことです。

申請窓口は各市町村役場の窓口です。ただし、障害児入所支援は、中央児童相談所又は　はた児童相談所が窓口です。

手続きに関しては、対象疾病に罹患していることがわかる証明しょ（診断しょ又は特定医療費(指定難病)医療受給者証とう）を持参の上、窓口に支給を申請してください。

その後、障害支援区分の認定や支給決定等の手続きを経て、必要と認められたサービスを利用できることになります。詳しくは、市町村（障害児入所支援については、

中央児童相談所又は　はた児童相談所）へお問い合わせください。

障害福祉サービス等とは、障害児・しゃについては、障害福祉サービス、相談支援・補装具及び地域生活支援事業を指し、障害児については、障害児通所支援及び障害児入所支援を指します。

以上４つについて、簡単にご紹介していきます。

１障害福祉サービス（詳細は、１８ページをご覧ください。）

障害福祉サービスは、介護の支援を受ける「介護給付」と、訓練等の支援を受ける「訓練等給付」があります。

介護給付にはきょ宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護があり、訓練等給付には自立訓練、就労移行支援、就労継続支援などのサービスがあります。

利用者負担は、所得等に配慮したいわゆる応能負担とされています。

介護保険の対象となるかたは、介護保険サービスが優先されます。

障害支援区分だけでなく、別に利用条件があるサービスもあります。

２障害児支援（詳細は、３３ページをご覧ください。）

障害児については、市町村又は児童相談所により必要と認められた障害児つうしょ支援及び障害児入所支援のサービスが受けられます。

障害児つうしょ支援には児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、きょたく訪問型児童発達支援の５種類のサービスがあります。

障害児入所支援には福祉型障害児入所支援、医療型障害児入所支援の２種類のサービスがあります。

３補装具　（詳細は、82ページをご覧ください。）

失われた身体機能を補完・代替する用具の購入や修理、かりうけの費用が補装具費として給付されます。

具体的には装具、電動車いす、車いす、歩行器、重度障害者用意思伝達装置などが給付の対象となります。

利用者負担額は、所得等に配慮したいわゆる応能負担とされています。

なお、障害福祉サービスと介護保険法に基づくきょたくサービス等に関わる利用者負担と補装具に係る利用者負担を合算したうえで、利用者負担の軽減が図られるようになっています。

介護保険の対象となるかたは、介護保険サービスが優先されます。

４にちじょう生活用具　（詳細は、84ページをご覧ください。）

在宅で生活している障害のあるかたが、日常生活をより円滑に行うための用具が給付又は貸与されます。

具体的には、特殊寝台、入浴補助用具、ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器などが対象となります。

障害の種別や程度、年齢によって給付できる用具が異なります。また、市町村によって給付できる用具等が異なる場合があります。

利用者負担額は、市町村ごとで独自に定められています。

なお、小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業については、59ページをご覧ください。

２７ページ

（２）医療について

【特定医療費（指定難病）の支給】

　平成27年１月１日に「難病の患者に対する医療等に関する法律」（以下「難病法」）が施行され、原因が不明で治療法が確立されていない、いわゆる難病のうち、厚生労働省が指定

した「指定難病」にかかり、認定基準を満たしたかたを対象に医療費を公費で負担します。

ここからは、問い合わせ先、対象者、医療費助成の内容、自己負担額、申請手続きについての順番で説明していきます。

問い合わせ先は、高知県健康対策課　電話番号:088-823-9678、各福祉保健所（９ページ参照）、高知市保健所健康増進課　電話番号:088-803-8005

対象者は対象疾病に罹患しており、疾病ごとの助成対象となる基準を満たすかたです。

また、重症度分類を満たさないものの、指定難病にかかる月ごとの医療費総額が33,330円を超える月数が年間３月以上あるかたも対象となります。

医療費申告の対象期間は申請のあった月以前の12月（発症１年未満の場合は発症月から申請月までの間）となります。

対象となる疾病は、難病情報センターのホームページでご確認ください。

https://www.nanbyou.or.jp/

医療費助成の対象となる医療費・介護費としては、医療保険証（健康保険証）が使える医療、医師の指示のもと実施する介護のうち受給者証に記載されている疾病にかかるもののみ医療費助成が受けられます。

具体的には①訪問看護、②訪問リハビリテーション、③きょたく療養管理指導、④介護療養施設サービス、⑤介護予防訪問看護、⑥介護予防訪問リハビリテーション、⑦介護予防きょたく療養管理指導

⑧介護医療院サービスの８つになります。

なお、受給者証により医療費助成を受けられるのは、難病法に基づき医療機関が所在する都道府県が指定している病院・診療じょ、保険薬局、訪問看護事業者のみです。

自己負担額については、保険診療の自己負担が３割のかたは自己負担が２割になります（自己負担が２割以下のかたはそのままの自己負担となります）。さらに、受給者証に記載している月ごとの自己負担上限額を超えた額が助成されます。ただし、入院時の食費及び生活療養費は助成の対象外です。

申請手続きについては各福祉保健所（高知市のかたは高知市ほけんしょ）が窓口になります。

申請には、申請しょ・臨床調査個人票・高額療養費照会用同意しょ・世帯全員の住民票・世帯調しょ・医療保険証（健康保険証）の写し・「所得世帯」の市町村民税額等を確認できる書類

・マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類が必要です。

その他、該当するかたのみ提出いただく書類もありますが、詳しくは健康対策課のホームページをご覧いただくか、申請先の福祉保健所にお問い合わせください。

なお、申請を受付けてから医療受給者証の交付まで３か月程度かかります。

また、認定された場合は毎年９月30日までに更新申請が必要です。

【特定疾患治療研究事業】

　県内にお住まい（住民票のあるかた）で、厚生労働省が指定した対象疾患に認定されているかたのその疾患に対する医療費（各医療保険の患者負担分）及び介護保険の医療系サービスに

ついて公費で負担します。自己負担はありません。

ここからは、問い合わせ先、対象者、申請手続きについての順番で説明していきます。

問い合わせ先は、高知県健康対策課　電話番号:088-823-9678、各福祉保健所（９ページ参照）

対象者は、県内に住所を有するかたで、以下の対象疾患に罹患しており、疾病ごとの認定基準を満たすかたです。

対象疾患 １ スモン　２ プリオン病（ヒト由来乾燥こうまく移植によるクロイツフェルト・ヤコブ病に限る）

申請手続きは、各福祉保健所又は、高知県庁が窓口になります。

申請には、申請しょ・臨床調査個人票・医療保険証の写し・高額療養費照会用同意しょが必要です。

２８ページ

【小児慢性特定疾病医療費の支給】

　平成27年１月１日に小児慢性特定疾病児童に対する医療費助成等について法律で定める児童福祉法の一部を改正する法律」が施行され、厚生労働大臣が定める小児まんせい特定疾病

（疾病ごとに認定基準あり）にかかり、認定基準を満たしたかたを対象に医療費を公費で負担します。

ここからは、問い合わせ先、対象者、医療費助成の内容、自己負担額、申請手続きについての順番で説明していきます。

問い合わせ先は、高知県健康対策課　電話番号:088-823-9678、各福祉保健所（９ページ参照）、高知市にお住まいの人は高知市子育て給付課　電話和番号：088-823-9447

対象者は、対象疾病にかかっており、認定基準（疾病の状態の程度）に該当しており、高知県に住民票のある18歳未満（18歳時点で交付を受けているかたは20歳の前日まで）のかたです。

対象疾病は、小児慢性特定疾病情報センターのホームページでご確認ください。

　　https://www.shouman.jp/disease/

医療費の助成については、受給者証に記載されている疾病にかかるもののみ助成を受けられます。

なお、受給者証により医療費助成を受けられるのは、児童福祉法に基づき医療機関が所在する都道府県、指定都市、中核市が指定している病院・しんりょうじょ、保険薬局、訪問看護事業者のみです。

指定医療機関は、医療機関の所在する都道府県等のホームページでご確認ください。

自己負担額は、保険診療の自己負担が３割のかたは自己負担が２割になります（自己負担が２割以下のかたはそのままの自己負担となります）。

さらに、受給者証に記載している月ごとの自己負担上限額を超えた額が助成されます。入院時の食費については、２分の１相当の金額が助成されます。

申請手続きは、各福祉保健所、住民票が高知市にあるかたは高知市子育て給付課が窓口となります。

申請には、申請しょ・医療意見しょ・医療意見しょの研究利用同意しょ・高額療養費照会用同意しょ・世帯全員の住民票・世帯調しょ・医療保険証（健康保険証）の写し・「しょとく世帯」の

市町村民税額等を確認できる書類・マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類が必要です。

その他、該当するかたのみ提出いただく書類もありますが、詳しくは健康対策課のホームページをご覧いただくか、提出先の福祉保健所にお問い合わせください。

なお、申請を受付けてから医療受給者証の交付まで３か月程度かかります。

また、認定された場合は毎年９月30日までに更新申請が必要です。

（３）仕事について

詳細は、97ページをご覧ください。

●難病患者就職サポーター

　ハローワーク高知に配置し、難病相談支援センターと連携しながら、就職を希望する難病患者に対する症状の特性を踏まえたきめ細やかな就労支援や、在職中に難病を発症した患者の雇用継続等の総合的支援をおこなっています。

●障害者就業・生活支援センター

　仕事につきたいかたや仕事をしているかたの様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携しておこなっています。

●雇用促進のための助成制度

　事業主に対する助成制度があります。

２９ページ

(４)　社会参加の促進について

情報提供

　視覚に障害のある方に、県の広報し「さんＳＵＮ高知」や「こうち県議会だより」の点字版・おんやくばんの発行等をしています。

　聴覚に障害のある方に、字幕入りテレビ番組等のビデオテープやＤＶＤの無料貸し出しをおこなっています。

　詳細は、104ページをご確認ください。

移動の支援について

・自動車を利用される方へ

自動車運転免許取得及び自動車改造費用の助成

　障害のある方が就労等社会参加のために運転免許を取得する場合、また、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。必ず、免許取得前、自動車改造前に手続きが必要です。

・移動支援事業

　障害のあるかたが外出する際に、必要に応じて障害福祉サービス事業所等より支援を受けることができます。詳しくは、お住まいの市町村にお問い合わせください。

このほか、移動の支援についての詳細は106ページをご確認ください。

こうちあったかパーキング制度の利用証の交付

　公共施設や店舗などの障害者等用駐車場を適正に利用いただくため、障害のある方や高齢者など移動に配慮が必要なかたに、県が県内共通の利用証を交付する制度です。

　詳細は、107ページをご確認ください。

（５）相談・支援

難病相談支援センター

　ＪＲ高知駅の北側に「こうち難病相談支援センター」を設置し、難病の患者さんとそのご家族の療養上の悩みや不安等を相談する場所、交流できる場所として活動しています。

　相談支援については、難病相談支援員（保健師等）やピアサポーター等が面談・電話・メールによる相談に応じています。また、県内各地での出張相談会もおこなっています。

　また、同じ病気を抱えるかた同士の交流会、病気についての理解を深める学習会等を実施しています。

　就労相談については、ハローワークの難病患者就職サポーターと連携して、就労相談に応じています。

こうち難病相談支援センターの住所：高知市しんほんまち1丁目14の6　1階

電話番号：088-855-6258

ファックス：088-855-6257

開所時間：月曜日から土曜日の9時から17時45分

相談受付時間：9時30分から17時15分

メールアドレス：info@kochi-nanbyoshien.com

小児慢性特定疾病児童等自立支援員による相談支援

小児慢性特定疾病児童等自立支援員が小児慢性特定疾病児童とその保護者からの相談に応じます。

○相談事業、ピアサポート

　自立支援員やピアサポーターが、電話や面談、メールによる各種相談に応じます。

　 出張相談や家庭訪問も、必要に応じて行います。

○自立に向けた計画作成・フォローアップ

　成人後に自立した生活がおくれるよう、お子様の健康や教育等の状態に合わせて、 関係する機関（病院・学校など）と連絡調整し、自立に向けた計画の作成などによる支援を行います。

○交流会や学習会の開催

相談受付時間：月曜日から土曜日の9時30分から17時15分（日曜日、祝日、年末年始を除く）

問い合わせ先

県内（高知市以外）にお住まいの人は県自立支援員までお問い合わせください。

電話番号：088-855-6258（こうち難病相談支援センター）

メールアドレス： info@kochi-nanbyoshien.com

高知市にお住まいの人は高知市自立支援員までお問い合わせください。

電話番号：088-856-5151（高知県難病団体連絡協議会事務所内）

相談受付時間：月曜日、水曜日、金曜日、第１土曜日の９時30分から17時15分

（第2げつよう・日曜・祝日・年末年始を除く）

30ページ

令和５年５月現在で障害者総合支援法の対象となる難病等の疾患一覧を紹介します。全部で366項目あります。

1アイカルディ症候群

2アイザックス症候群

3アイジーエー腎症

4アイジージーフォー関連疾患

5亜急性こうか化性全脳炎

6アジソン病

7アッシャー症候群

8アトピー性脊髄炎

9アペール症候群

10アミロイドーシス

11アラジール症候群

12アルポート症候群

13アレキサンダー病

14アンジェルマン症候群

15アントレー・ビクスラー症候群

16イソきっそう酸けつ症

17一次性ネフローゼ症候群

18一次性膜性増殖性糸球体腎炎

19　１ｐ36欠失症候群

20遺伝性自己炎症疾患

21遺伝性ジストニア

22遺伝性周期性四肢麻痺

23遺伝性膵炎

24遺伝性てつがきゅう性貧血

25ウィーバー症候群

26ウィリアムズ症候群

27ウィルソン病

28ウエスト症候群

29ウェルナー症候群

30ウォルフラム症候群

31ウルリッヒ病

32HTLV－ワン関連脊髄症

33ＡＴＲ－Ｘ症候群

34ＡＤＨ分泌異常症

35エーラス・ダンロス症候群

36エプスタイン症候群

37エプスタイン病

38エマヌエル症候群

39えんい型ミオパチー

40円錐角膜

41おうしょく靭帯こっか症

42おうはんジストロフィー

43大田原症候群

44オクシピタル・ホーン症候群

45オスラー病

46カーニー複合

47海馬硬化を伴う　ないそく側頭葉てんかん

48潰瘍性大腸炎

49下垂体ぜんよう機能低下症

50家族性地中海熱

51家族性βリポタンパクけっしょうわん（ホモ接合体）

52家族性良性慢性天ぽうそう

53カナバン病

54化膿性無菌性関節炎・えそ性のうひ症・アクネ症候群

55歌舞伎症候群

56ガラクトース‐わん‐リン酸ウリジルトランスフェラーゼ欠損症

57カルニチン回路異常症

58かれいおうはん変性

59肝型とうげん病

60かん質性膀胱炎（ハンナ型）

61かんじょう20番染色体症候群

62関節リウマチ

63完全大血管転位症

64がん皮膚はくひ症

65ぎ性副甲状腺機能低下症

66ギャロウェイ・モワト症候群

67急性壊死性脳症

68急性網膜壊死

69球脊髄性きん萎縮症

70急速しんこう性しきゅうたい腎炎

71きょうちょく性脊椎炎

72巨細胞性動脈炎

73巨大静脈奇形（頚部口腔咽頭びまん性病変）

74巨大動静脈奇形（頚部顔面又は四肢病変）

75巨大膀胱たんしょうけっちょう腸管蠕動不全症

76巨大リンパ管奇形（頚部顔面病変）

77きん萎縮性そくさく硬化症

78きん型とうげん病

79きんジストロフィー

80クッシング病

81クリオピリン関連周期熱症候群

82クリッペル・トレノネー・ウェーバー症候群

83クルーゾン症候群

84グルコーストランスポーターわん欠損症

85グルタル酸けっしょう1型

86グルタル酸けっしょう2型

87クロウ・深瀬症候群

88クローン病

89クロンカイト・カナダ症候群

90痙攣重積型（二そうせい）急性脳症

91結節性硬化症

92結節性多発動脈炎

93血栓性血小板減少性しはん病

94げんきょく性皮質異形成

95原発性局所多汗症

96原発性こうかしょう胆管炎

97原発性こうしけっしょう

98原発性そくさくこうかしょう

99原発性たんじゅうせい胆管炎

100原発性免疫不全症候群

101顕微鏡的大腸炎

102顕微鏡的多発血管炎

103高あいじーでぃー症候群

104こうさんきゅう消化管疾患

105こうさんきゅう性多発血管炎性肉がしゅ症

106こうさんきゅう性副びくう炎

107抗しきゅうたい基底膜腎炎

108こうじゅうじんたいこっか症

109甲状腺ホルモン不応症

110拘束型心筋症

111高チロシンけっしょう1型

112高チロシンけっしょう2型

113高チロシンけっしょう3型

114後天性せきが球癆

115広範脊柱管狭窄症

116こうようてきじゅう角膜ジストロフィー

117抗リン脂質抗体症候群

118コケイン症候群

119コステロ症候群

120こつ形成不全症

121骨髄異形成症候群

122骨髄線維症

123ゴナドトロピン分泌こうしん症

124　５pけっしつ症候群

125コフィン・シリス症候群

126コフィン・ローリー症候群

127混合性結合組織病

128さいじじん症候群

129再生不良性貧血

130サイトメガロウィルス角膜内皮炎

131再発性多発軟骨炎

132さしん低形成症候群

３１ページ

133サルコイドーシス

134三尖弁閉鎖症

135三頭酵素欠損症

136CFC症候群

137シェーグレン症候群

138しきそせいかんひ症

139自己どんしょくくうほうせいミオパチー

140自己免疫性肝炎

141自己免疫性後天性凝固因子欠乏症（※）新たに対象となる自己免疫性後天性凝固第エックス因子欠乏症も、自己免疫性後天性凝固因子欠乏症に統合されています。

142自己免疫性溶血性貧血

143四肢形成不全

144シトステロールけっしょう

145シトリン欠損症

146しはん病性腎炎

147脂肪萎縮症

148若年性突発性関節炎

149若年性肺気腫

150シャルコー・マリー・トゥース病

151重症きん無力症

152修正大血管転位症

153ジュベール症候群関連疾患

154シュワルツ・ヤンペル症候群

155じょは睡眠期持続性きょくじょはを示すてんかん性脳症

156神経細胞移動異常症

157神経軸索スフェロイド形成を伴う遺伝性びまん性はくしつ脳症

158神経線維腫症

159神経フェリチン症

160神経ゆうきょく赤血球症

161しんこうせいかくじょう性麻痺

162しんこうせい家族性肝内胆汁うっ滞症

163しんこうせいこっか性線維異形成症

164しんこうせいたそう性はくしつ脳症

165しんこうせいはくしつ脳症

166しんこうせいミオクローヌスてんかん

167心室ちゅうかく欠損を伴う肺動脈閉鎖症

168心室ちゅうかく欠損を伴わない肺動脈閉鎖症

169スタージ・ウェーバー症候群

170スティーヴンス・ジョンソン症候群

171スミス・マギニス症候群

172スモン

173脆弱X症候群

174脆弱Ｘ症候群関連疾患

175成人スチル病

176成長ホルモン分泌こうしん症

177脊髄空洞症

178脊髄小脳変性症(たけいとう萎縮症を除く。)

179脊髄髄膜りゅう

180脊髄性きん萎縮症

181セピアプテリン還元酵素（SR)欠損症

182ぜんがん部形成異常

183全身性エリテマトーデス

184全身性きょうひ症

185せんてん異常症候群

186せんてん性横隔膜ヘルニア

187せんてん性かくじょう性球麻痺

188せんてん性気管狭窄症/先天性せいもんか狭窄症

189せんてん性ぎょりんせん

190せんてん性きん無力症候群

191せんてん性グリコシルホスファチジルイノシトール（GPI）欠損症

192せんてん性三尖弁狭窄症

193せんてん性腎性にょうほう症

194せんてん性赤血球形成異常性貧血

195せんてん性僧帽弁狭窄症

196せんてん性大脳　はくしつ形成不全症

197せんてん性肺静脈狭窄症

198せんてん性ふうしん症候群

199せんてん性副腎低形成症

200せんてん性副腎皮質酵素欠損症

201せんてん性ミオパチー

202せんてん性むつうむかん症

203せんてん性葉酸吸収不全

204ぜんとうようそくとうよう変性症

205早期ミオクロニー脳症

206総動脈かんいざん症

207総排泄くういざん

208総排泄くうがいはん症

209ソトス症候群

210ダイアモンド・ブラックファン貧血

211第14番染色体父親性ダイソミー症候群

212大脳皮質基底核変性症

213大理石こつ病

214ダウン症候群

215高安動脈炎

216た系統萎縮症

217タナトフォリックこつ異形成症

218たはつ血管炎性にくげしゅ症

219たはつ性硬化症／視神経脊髄炎

220たはつ性軟骨性がいこつ腫症

221たはつ性のうほう腎

222た脾症候群

223タンジール病

224単心室症

225弾性線維性仮性おうしょく腫

226短腸症候群

227たんどう閉鎖症

228ちはつせいないリンパ水腫

229チャージ症候群

230ちゅうかく視神経形成異常症/ドモルシア症候群

231中毒性表皮壊死症

232腸管神経せつ細胞僅少症

233TSH分泌亢しん症

234TNF受容体関連周期性症候群

235低ホスファターゼ症

236天ぽうそう

237とくとうと変形性脊椎症を伴うじょう染色体劣性はくしつ脳症

238特発性拡張型心筋症

239特発性間質性肺炎

240特発性基底核石灰化症

241特発性血小板減少性しはん病

242特発性血栓症（遺伝性血栓性素因によるものに限る。）

243特発性後天性全身性無かん症

244特発性大腿こっとう壊死症

245突発性たちゅうしん性キャッスルマン病

246特発性門脈圧亢しん症

247特発性両そく性感音難聴

248突発性難聴

249ドラベ症候群

250なか條・西村症候群

251那須・ハコラ病

252軟骨無形成症

253なんち頻回部分発作重積型急性脳炎

254 22q11.2欠失症候群

255乳幼児肝巨大血管腫

256尿素サイクル異常症

257ヌーナン症候群

258ネイルパテラ症候群（そうしつがいこつ症候群）/LMXわんB関連腎症

259ネフロン癆

260脳クレアチン欠乏症候群

261脳腱おうしょく腫症

262脳表ヘモジデリン沈着症

263のうほう性乾癬

264のうほう性線維症

265パーキンソン病

266バージャー病

267肺静脈閉塞症／肺毛細血管腫症

268肺動脈性肺高血圧症

269肺胞蛋白症（自己免疫性又は先天性）

270肺胞てい換気症候群

271ハッチンソン・ギルフォード症候群

272バッド・キアリ症候群

273ハンチントン病

274汎発性特発性こつ増殖症

275ＰＣＤＨ19関連症候群

276非ケトーシス型高グリシンけっしょう

277ひこう性皮膚こつまく症

278非ジストロフィー性ミオトニー症候群

279皮質か梗塞とはくしつ脳症を伴うじょう染色体優性脳動脈症

280肥大型心筋症

３２ページ

281左肺動脈右肺動脈きし症

282ビタミンD依存性くるびょう/骨軟化症

283ビタミンＤ抵抗性くるびょう/骨軟化症

284ビッカースタッフ脳幹脳炎

285非典型溶血性尿毒症症候群

286非特異性多発性小腸潰瘍症

287皮膚きん炎／た発性きん炎

288びまん性汎さい気管支炎

289肥満てい換気症候群

290表皮すいほう症

291ヒルシュスプルング病（全けっちょう型又は小腸型）

292VATER症候群

293ファイファー症候群

294ファロー四ちょう症

295ファンコニ貧血

296封入体きん炎

297フェニルケトン尿症

298フォンタン術後症候群

299複合カルボキシラーゼ欠損症

300副甲状腺機能低下症

301副腎はくしつジストロフィー

302副腎皮質刺激ホルモン不応症

303ブラウ症候群

304プラダ－ウィリ症候群

305プリオン病

306プロピオン酸けっしょう

307PRL分泌亢しん症（高プロラクチンけっしょう）

308閉塞性さい気管支炎

309β‐ケトチオラーゼ欠損症

310ベーチェット病

311ベスレムミオパチー

312ヘパリン起因性血小板減少症

313ヘモクロマトーシス

314ペリー症候群

315ペルーシド角膜辺縁変性症

316ペルオキシソーム病（副腎はくしつジストロフィーを除く。）

317へんそく巨脳症

318へんそく痙攣・片麻痺・てんかん症候群

319芳香族L-アミノ酸脱炭素酵素欠損症

320ほっさせい夜間ヘモグロビン尿症

321ホモシスチン尿症

322ポルフィリン症

323マリネスコ・シェーグレン症候群

324マルファン症候群

325慢性炎症性脱髄性多発神経炎／たそう性運動ニューロパチー

326慢性血栓そくせん性肺高血圧症

327慢性再発性たはつ性骨髄炎

328慢性膵炎

329慢性特発性ぎ性腸閉塞症

330ミオクロニーけっしんてんかん

331ミオクロニー脱力発作を伴うてんかん

332ミトコンドリア病

333無虹彩症

334無脾症候群

335無βリポタンパクけっしょう

336メープルシロップ尿症

337メチルグルタコン酸尿症

338メチルマロン酸けっしょう

339メビウス症候群

340メンケス病

341網膜色素変性症

342もやもや病

343モワット・ウイルソン症候群

344薬剤性過敏症症候群

345ヤング・シンプソン症候群

346優性遺伝形式をとる遺伝性難聴

347ゆうそうせい焦点発作を伴う乳児てんかん

348　４pけっしつ症候群

349ライソゾーム病

350ラスムッセン脳炎

351ランゲルハンス細胞組織球症

352ランドウ・クレフナー症候群

353リジン尿性蛋白不耐症

354りょうそくせいしょうじ症・がいじどう閉鎖症

355両大血管うしつきし症

356リンパ管腫症/ゴーハム病

357リンパ脈管筋腫症

358類天ぽうそう（後天性表皮すいほうを含む。）

359ルビンシュタイン・テイビ症候群

360レーベル遺伝性視神経症

361レシチンコレステロールアシルトランスフェラーゼ欠損症

362劣性遺伝形式をとる遺伝性難聴

363レット症候群

364レノックス・ガストー症候群

365ロスムンド・トムソン症候群

366肋骨異常を伴う先天性そくわん症

障害者総合支援法の対象となる難病等の疾患は以上です。

３３ページ

３３ページ

４　障害児支援について

(１)障害児支援に関する法律の改正について

障害のあるこどもが身近な地域で支援を受けられることを目指して、障害児支援に関する法律が改正され、平成24年４月から施行されました。

当該改正の主なポイントとしては、次の３点です。

① 障害の種別ごとに分かれていたサービス体系が、通しょ・入しょの利用形態別に再編されました。

② 障害児支援の対象に、精神に障害のある児童（発達障害児を含む。）が含まれました。

③ 保育しょや幼稚園等に出向いての支援（保育しょ等訪問支援）や、障害児相談支援など新たなサービスが創設されました。

そのほか、障害者自立支援法と児童福祉法にまたがっていた根拠法令が、児童福祉法に原則一本化され、こどもと成人に共通して利用する居宅サービスや、

障害児施設に入しょしていた18歳以上の方へのサービスなどは障害者総合支援法に基づくサービスを利用いただくようになりました。

また、通しょサービスの実施主体が県から市町村に移管されました。

（２）サービスの内容

ここでは障害のある児童が利用できる各サービスの内容についてご紹介します。

障害のある児童が利用できるサービスは全部で１３項目あり、分類としては上から順に４番までが居宅サービス、５から８番までが通所サービス、９，１０番が入所サービス、

１１から１３番までが相談支援サービスとなっています。

１　居宅介護は自宅で、入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

２　行動援護は障害児が行動する際に生じえる危険を回避するために必要時における移動中の介護などを行うサービスです。

３　同行援護は視覚障害により、移動が困難な障害児に対して、移動に必要な情報の提供（代読、代筆含む）、移動の援護等の外出支援を行うサービスです。

４　短期入所は自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間、夜間も含め施設で入浴、排せつ、食事の介護等を行うサービスです。

５　児童発達支援は未就学児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識・技能の付与、集団生活への適応訓練などを行うサービスです。

６　放課後等デイサービスは就学児を対象に、放課後や夏休み等の長期休暇中に、生活能力向上のための訓練や居場所の提供を行うサービスです。

７　保育所等訪問支援は障害児が通う保育所や幼稚園等へ出向き、本人や訪問先施設のスタッフに対して、集団生活の適応支援を行うサービスです。

８　居宅訪問型児童発達支援は障害児の居宅を訪問し、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与等の支援を行うサービスです。

９　福祉型障害児入所施設は各障害児の特性に応じて、入所により、保護、日常生活の指導、知識・技能の付与を行うサービスです。

10　医療型障害児入所施設は、主に医療的なケアが必要とされる障害児に対して入所により、保護、日常生活の指導、知識・技能の付与や医療的ケアを行うサービスです。

11　計画相談支援は居宅サービスの利用を希望する障害児に対して居宅介護などの居宅サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた「サービス等

　　利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行うサービスです。

12　障害児相談支援は通所サービスの利用を希望する障害児に対して児童発達支援などの通所サービスを適切に利用できるよう、利用するサービスの種類や内容を定めた

　　「障害児支援利用計画」を作成します。また、一定期間ごとにサービスの利用状況の検証を行い、計画の見直し（モニタリング）を行うサービスです。

13　上の１１，１２以外の事例に対して市町村による相談支援があります。内容としては障害のあるこどもの家族等からの相談に応じ、必要な情報提供や助言等を行うサービスです。

なお、入所サービスの利用については、児童相談所において専門的な判断を行うため、相談支援サービスにおいて計画の作成は行いません。

（３）サービスの利用方法について

居宅サービス、通所サービスを利用するための手続きについてご説明します。

工程を７つに分けて上から順に説明します。

１　市町村へサービス利用の支給申請をしてください。この際手帳をお持ちの方は療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳、支給申請書が必要になります。

　　なお児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められたこどもについては、療育手帳等の有無を問わず、サービスの対象となります。

２　市町村から文書でサービス等利用計画案（通所サービスの場合は障害児支援利用計画案）の提出依頼を受けます。

３　市町村から依頼を受けたのち、指定特定相談支援事業所（障害児相談支援事業所）と契約して、サービス等利用計画案（障害児支援利用計画案）を作成してください。

４　市町村に、３の工程で作成した計画案と、計画相談支援（障害児相談支援）給付費申請書、計画相談支援（障害児相談支援）依頼届出書を提出してください。

５　市町村において計画案等を勘案し、サービスの利用が必要と判断した場合は支給決定のうえ、受給者証をお渡しします。

６　受給者証を受取ったら、指定事業所とサービス利用の契約を結びサービスを利用します。

７　サービスを利用したら、受給者証に記載されている利用者負担上限月額に達するまで、１割の利用者負担分を指定事業所に支払っていただくことになります。

続いて入所サービスを利用するための手続きについてご説明します。

工程を４つに分けて上から順に説明します。

１　児童相談所へサービス利用の支給申請をしてください。この際手帳をお持ちの方は療育手帳・身体障害者手帳・精神障害者保健福祉手帳、支給申請書が必要になります。

　　なお児童相談所、市町村保健センター、医師等により療育の必要性が認められたこどもについては、療育手帳等の有無を問わず、サービスの対象となります。

２　児童相談所において必要と判断した場合は支給決定し、受給者証をお渡しします。

３　受給者証を受取ったら、指定事業所とサービスの利用契約を結びサービスを利用します。

４　サービスを利用したら、受給者証に記載されている利用者負担上限月額に達するまで、１割の利用者負担分を指定事業所に支払っていただくことになります。

（４）利用者負担について

24ページ（「２　障害者総合支援法について」の「（４）利用者負担について」）を参照してください。

なお、障害児通所支援を利用している児童と同一世帯に、保育所、幼稚園、認定こども園、特別支援学校幼稚部若しくは情緒障害児短期治療施設に通う、特例保育又は家庭的

保育事業等による保育を受ける又は障害児通所支援を利用する児童がいる場合で、障害児通所支援を利用する児童が第２子以降であれば、保育所の費用負担と同様の軽減措置が

設けられています。

（５）療育相談・指導・診療等について

①療育指導事業（福祉保健所）

小児慢性特定疾病児童等やその家族に対する療育指導を福祉保健所で実施しています。

専門医師の相談の他、教育相談、口腔ケアなど多方面での相談支援を行っています。

また、福祉保健所を利用することが困難な場合には、専門医師等と保育所や家庭に訪問も行います。

問い合わせ先は　福祉保健所（９ページ参照）、小児慢性特定疾病児童等自立支援員（29ページ参照）

②発達相談（福祉保健所）

心身の発達に心配のある児童とその保護者に対する発達専門相談を実施し、小児科医等、専門家による相談や助言等を行っています。

問い合わせ先　福祉保健所（９ページ参照）

③療育相談（中央児童相談所・幡多児童相談所）

中央児童相談所及び幡多児童相談所では、18歳未満の児童に関する心身の発達の障害や療育に関する様々な相談や、児童福祉施設への入所についての相談に応じます。

問い合わせ先　中央児童相談所　電話088-821-6700、幡多児童相談所　電話0880-37-3159

④診療等（療育福祉センター）

療育福祉センターは、医療機関として整形外科、精神科、小児科、耳鼻いんこう科及び歯科（唇裂・口蓋裂の矯正歯科に限る。）の外来診療や各種リハビリテーション（理学療法・作業

療法・言語聴覚療法）を行っています。

外来診療は全科とも予約制です。診療科目により診療時間帯や休診日が異なりますので、予約時に日時をお問い合わせください。

外来診療の予約は初診の場合電話088-843-6831、再診の場合　電話088-844-5400

⑤　地域生活の相談（市町村）

　地域で生活する障害児の身近な相談窓口として市町村役場があり、各種サービス等の申請窓口となっていますのでご相談ください。連絡先は10ページを参照ください。

　主なサービスは次のアからキの７つです。

（ア）身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の交付

（イ）特別児童扶養手当、障害児福祉手当、児童扶養手当等の支給

（ウ）重度心身障害児･しゃ医療費（福祉医療）の助成

（エ）育成医療の助成

（オ）ホームヘルプサービス、ショートステイ等給付費の支給

（カ）児童発達支援、放課後等デイサービス等の障害児つうしょ支援給付費の支給

（キ）補装具･日常生活用具の支給

３７ページ

⑥　障害児等療育支援事業

在宅の障害児者の地域における生活を支えるため、高知県の委託事業として県内の各施設や事業所で施設の専門職員や医師が次のサービスを提供しています。

サービス利用は無料です。

問い合わせ先は高知県障害福祉課　電話088-823-9663

サービスの内容を４つ紹介しています。

（ア）訪問による療育指導

施設や事業所の専門職員が訪問により相談に応じたり、健康審査を実施します。

（イ）外来による専門的な療育相談、指導

施設や事業所において、障害に関する相談に応じています。

（ウ）保育所等への療育技術の指導

障害児保育を行う保育所等に対し障害児の療育等に関する技術の指導を行います。

（エ）医療的ケア児及びその家族に対する総合調整

専門的な研修を受けた職員が、医療的ケア児の個別支援計画の策定や、個別避難計画等の作成のサポート、支援の総合調整を行います。

（６）学校教育について

この項目内容については、特別支援学校に関するものは、各学校又は高知県教育委員会事務局　特別支援教育課　088-821-4741が窓口になります。

なお、小・中学校の特別支援学級は、該当する学校又は各市町村教育委員会が窓口になります。

①　就学について（義務教育段階）市町村教育委員会は、障害のある子どもの就学について、教育相談などの結果に基づいて、教育支援委員会等による専門家からの意見聴取を行い、保護者の意見を踏まえたうえ

で、適切な就学先について総合的に判断し、最終的な決定を行います。障害のある子どもの就学先には、特別支援学校（次表参照）と小・中学校があります。小・中学校では、通常の学級の他に特別支援学級を設置し、障害に応じた特別な指導を実施する場合があります。

②　通級による指導について、小・中学校、高等学校では通常の学級で大部分の授業を受けながら、一部、障害に応じた指導として通級による指導を実施する場合があります。

③　特別支援学校及び特別支援学級の就学奨励費の支給

特別支援学校及び小・中学校の特別支援学級に就学している児童生徒の保護者の経済的負担を軽減し就学を奨励するために、その負担能力に応じて必要な経費の一部を助成します。

３８ページ

特別支援学校一覧表

特別支援学校を１９校紹介しています。

対象となる障害種別の内訳は上から順に視覚障害が１、聴覚障害が１、知的障害が９、肢体不自由が４、知的障害・肢体不自由が１、病弱が２、病弱・肢体不自由が１です。

各学校ごとに、設置者、学校めい、郵便番号、所在地（電話番号）、設置学部及び学科の順に記載しています。

１、県、盲がっこう、〒780-0926、高知市大膳町6の32、088-823-8721、よう・小・ちゅう　、高（普通科、保健理療科）、高専（理療科）

２、県、高知ろう学校、〒780-0972、高知市なかまま78、088-823-1640、よう・小・ちゅう、高（普通科、産業技術科）、高専（産業技術科）

３、県、山田特別支援学校、〒782-0016、かみしとさやまだちょう山田1361、0887-52-2195、小、ちゅう、高（普通科）

４、県、山田特別支援学校田野分校、〒781-6410、安芸郡田野町1203の4、0887-38-8850、小、ちゅう、高（普通科）

５、県、日高特別支援学校、〒781-2151、高岡郡日高村しもぶん60、0889-24-5306、小、ちゅう、高（普通科）

６、県、日高特別支援学校高知みかづき分校、〒780-0972、高知市なかまま88、088-823-2021、高（普通科）

７、県、日高特別支援学校高知しんほんまち分校、〒780-0062、高知市新ほんまち2の13の51、088-873-0088、ちゅう、高（普通科）

８、県、中村特別支援学校、〒787-0010、しまんと市こつか3091、0880-34-1511、小、ちゅう、高（普通科）

９、市、高知市立高知特別支援学校、〒780-0945、高知市ほんぐう町125、088-843-0579、小、ちゅう、高（普通科）

１０、国、高知大学教育学部附属特別支援学校、〒780-8072、高知市曙町2の5の3、088-844-8450、小、ちゅう、高（普通科）

１１、わたくし、特別支援学校光の村土佐自然学園、〒781-1154、土佐市にい2829、088-856-1069、ちゅう、高（普通科）、専（普通科）

１２、県、高知若草特別支援学校、〒781-0303、高知市春野町弘岡下2980の1、088-894-5335、小、ちゅう、高（普通科）

１３、県、高知若草特別支援学校子鹿園分校、〒780-8081、高知市若草町10の26、088-844-1837、小、ちゅう、高（普通科）

１４、県、高知若草特別支援学校土佐希望の家分校、〒783-0022、南国市こごめ105、088-863-3882、小、ちゅう、高（普通科）

１５、県、高知えの口特別支援学校国立高知病院分校、〒780-8077、高知市朝倉西まち1の2の25、088-843-1819、小、ちゅう、高（普通科）

１６、県、中村特別支援学校、〒787-0010、しまんと市こつか3091、0880-34-1511、小、ちゅう、高（普通科）

１７、県、高知えの口特別支援学校、〒780-8031、高知市おおはら町120番地５、088-802-5577、小、ちゅう、高（普通科）

１８、県、高知えの口特別支援学校高知大学医学部附属病院分校、〒783-0043、南国市おこう町こはす、088-866-8624、小、ちゅう

１９、県、高知えの口特別支援学校国立高知病院分校、〒780-8077、高知市朝倉西まち1の2の25、088-843-1819、小、ちゅう、高（普通科）

施設併設の学校は高知若草特別支援学校子鹿園分校、高知若草特別支援学校土佐希望の家分校、高知えの口特別支援学校国立高知病院分校です。

病院内設置の学校は高知えの口特別支援学校高知大学医学部附属病院分校です。

３９ページ

５　手帳について

手帳は、身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の３種類あります。

ここからは、各手帳ごとに手帳の概要、対象者、手帳が交付されるまでの流れ、申請手続きについて、紛失・破損した時の対応などについてご説明します。

（１）身体障害者手帳

身体障害者手帳は、身体に一定の障害がある人が、各種の福祉サービスを受けるため必要な手帳です。障害の種類と程度によって、１級から６級まで区分されています。

対象者は、身体に永続的な一定の障害があり、その障害程度が身体障害者等級表（123～124ページ）に該当するかたです。

手帳交付までの大まかな流れは以下１～７のとおりです。

１申請者が市町村に相談します。

２申請者が指定医師に受診します。

３指定医師が申請者に診断書を発行します。

４申請者が診断書を添付して市町村に手帳の交付を申請します。

５市町村が高知県に対し、申請書を送付します。

６高知県が市町村へ手帳を交付します。

７市町村に届いた手帳が申請者へ送付されます。

申請手続きの担当は、お住まいの市町村の福祉担当窓口になります。

手続きに必要なものは、申請しょ、診断しょ、写真３枚（タテ４cm×ヨコ３cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類です。

手帳を紛失したり、破損したときは再交付ができますので、市町村の福祉担当窓口に申請をしてください。

手続きに必要なものは申請しょ、写真３枚（タテ４cm ヨコ３cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類です。

障害の程度が変わったときや、他の部位に障害を受けた場合は、再度、市町村の福祉担当窓口で手帳申請の手続きをしてください。

手続きに必要なものは、申請しょ、診断しょ、写真３枚（タテ４cm ヨコ３cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類です。

引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを市町村の福祉担当窓口でおこなってください。

手帳の交付を受けたかたがお亡くなりになったとき、身体状況が好転し身体障害者手帳の交付対象で無くなった場合は、必ず手帳を市町村の福祉担当窓口に返還してください。

（２）療育手帳

療育手帳は、知的障害のあるかたが各種の福祉サービスを受けやすくするために必要な手帳です。障害の程度によって、Ａ１（最重度）、Ａ２（重度）、Ｂ１（ちゅう度）、Ｂ２（軽度）

の４段階に区分されています。

療育手帳は、児童相談所（又は、知的障害者更生相談所）において、知的障害者であると判定されたかたに対して交付されます。

手帳交付までの大まかな流れは以下１～１０のとおりです。

１　申請者が市町村に申請します。

２　市町村は現状等を聞き取り、書類の確認をします。

３　市町村が高知県に申請書類を提出します。

４　高知県が知的障害者更生相談所である中央児童相談所か　はた児童相談所に、申請書類を提出します。

５　市町村と知的障害者更生相談所の間で判定日の日程を調整します。

６　市町村が申請者に判定日を連絡します。

７申請者が判定のため相談に　知的障害者更生相談所へ行きます。

８知的障害者更生相談所が判定のための会議をします。

９　判定の結果が高知県に通知されます。

10高知県の交付した手帳が市町村に送付されます。

申請手続きの担当は、お住まいの市町村の福祉担当窓口になります。

手続きに必要なものは、申請しょ、診断しょ、写真３枚（タテ４cm　ヨコ３cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類です。

手帳を紛失したり、破損したときは再交付ができますので、市町村の福祉担当窓口に申請をしてください。手続きに必要なものは申請しょ、写真１枚（タテ４cm　ヨコ３cm）です。

療育手帳では、障害程度の確認のために、確認判定の年月を定めています。手帳に記載していますので確認してください。確認判定の時期は、年齢により、

19歳未満のかたは、原則として２年～４年の期間、19歳以上のかたは、原則不要となっています。再認定の手続きについては、市町村の窓口でおこなっています。

手続きに必要なものは申請しょ、写真１枚（タテ４cm　ヨコ３cm）です。

引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを市町村の福祉担当窓口でおこなってください。また、保護者のかたが変わられたときや、

保護者のかたの住所が変わったときも、手続きをおこなってください。

手帳の交付を受けたかたがお亡くなりになったときや、手帳の再交付を受けたときなどは、旧の手帳を必ず市町村の福祉担当窓口に返還してください。

４０ページ

（３）精神障害者保健福祉手帳

精神障害者保健福祉手帳は、一定の精神障害の状態にあるかたが、各種の福祉サービスを受けやすくするために創設されました。手帳は、障害の程度に応じて重度のものから、

１級、２級、３級に区分されています。

対象となるのは、精神障害のため、長期にわたり日常生活又は社会生活に制限のあるかた（知的障害を除く）です。なお、高次脳機能障害・発達障害のかたについても、精神障害者保健福祉手帳交付の対象となります。

申請手続きの担当は、お住まいの市町村の福祉担当窓口になります。

手続きに必要なものは、申請しょ、診断しょ、写真３枚（タテ４cm　ヨコ３cm）、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類です。

手帳交付までの大まかな流れは以下１～５のとおりです。

①申請者が市町村に申請します。

②市町村が精神保健福祉センターに申請書を送付します。

③精神保健福祉センターが審査・決定します。

④精神保健福祉センターが、市町村に手帳を交付します。

⑤市町村が申請者に対し、手帳を送付します。手帳の有効期限は２年間です。

手帳を紛失したり、破損したときは再交付ができますので、市町村の福祉担当窓口に申請をしてください。手続きに必要なのは、障害者手帳記載事項変更届、再交付申請しょです。

手帳の更新の申請は、有効期限の３か月前から１か月前までの間におこなってください。申請の窓口・必要な書類は、初めて申請されたときと同じです。

引っ越しなどで住所が変わったときや、結婚等で氏名が変わったときは、必ず変更の手続きを市町村の精神保健福祉担当窓口でおこなってください。

手帳の交付を受けたかたがお亡くなりになったときや、手帳の再交付を受けたときは、旧の手帳を必ず市町村の精神保健福祉担当窓口に返還してください。

（４）障害者手帳のカバーの色やサイズの統一について

　平成27年４月から県が交付する障害者手帳（身体・療育・精神）のカバーの色を水色に統一し、サイズも縦11cm、横8cmで統一しました。また、高知市で交付されている身体障害者手帳も同様に切り替えることができます。

４１ページ

６手当・年金などについて

（１）年金

ここでは、障害のある方が給付を受けられる４つの年金についてご紹介します。

まず、すべての年金に共通することとして、手続きについてはお住いの市町村、お問い合わせについては各年金事務所までご連絡ください。

なお、お問い合わせ先は市町村は10ページ、年金事務所は14ページをご確認ください。

お手続きに必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、各窓口にご確認ください。

ここからは、各年金について、手当の概要、手当の支給対象、手当の金額、支給方法、支給の制限について、申請に必要な書類その他備考の順で説明していきます。

１　障害基礎年金

支給の対象となるのは、20歳以上で、国民年金法に定める障害を有しており20歳前から障害者となった人または国民年金加入期間中に障害者になった人で

加入期間の２/３以上保険料を納付している期間がある人です。

年金支給額は令和５年4月1日現在で67歳以下の方は１級の場合年額993,750円、２級の場合で年額795,000円です。

68歳以上の方は１級で年額990,750円、２級で年額792,600円です。

お子様１人につき２人目まで年額228,700円が加算され、３人目以降は１人につき年額 76,200円が加算されます。

２　障害厚生年金

支給の対象となるのは、障害基礎年金の支給要件を満たしており且つ厚生年金保険加入期間に初めて医師の診療を受けた傷病による障害を有している人です。

年金支給額は、1級の場合報酬比例の年金額を1.25倍したものに加え配偶者の加給年金として228,700円が支給されます。

2級の場合は報酬比例の年金額に加え配偶者の加給年金として228,700円が支給されます。

３級の場合は、報酬比例の年金額の最低保証額が支給されます。令和５年4月1日時点で67歳以下の方は596,300 円68歳以上の方は594,500円になります。

なお、１級及び２級の人には、国民年金の障害基礎年金も併せて支払われます。

３　障害手当金

障害の程度が比較的軽く、障害厚生年金の対象としては該当しない場合でも、一定の基準以上の障害であれば手当の対象となることがあります。

ただし、配偶者や子がいても加算はありません。

４　特別障害給付金

国民年金に任意加入していなかったことにより、障害基礎年金等を受給していない障害者の方について、福祉的措置として「特別障害給付金制度」が創設されました。

支給の対象となるのは、平成３年３月以前に国民年金任意加入対象であった学生であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日があり、現在、障害基礎年金の

１級、２級相当の障害の状態にある人及び昭和61年３月以前に国民年金任意加入対象であった被用者等の配偶者であって、当時、任意加入していなかった期間内に初診日

があり、現在、障害基礎年金の１級、２級相当の障害の状態にある人です。

年金支給額は、1級相当に該当する人は月額53,650円、2級相当に該当する人は月額42,920円です。

４２ページ

（２）手当について

ここでは、障害のある方が給付を受けられる５つの手当についてご紹介します。

各手当について、手当の概要、手当の支給対象、手当の金額、支給方法、支給の制限について、申請に必要な書類その他備考の順で説明していきます。

１　特別障害者手当

著しい重度の障害を有するために、日常生活において常時特別の介護を必要とする状態にある在宅の20歳以上の人に支給される手当のことです。

手当の支給対象となるのは次の４つの障害程度のいずれかに該当する人です。

身体障害者手帳１級又は２級程度の障害が重複しており、条件を満たしている人

特に重度の身体機能の障害があるため、日常生活動作能力の評価が極めて重度であると認められる人

内部障害があり、安静度が絶対安静の人

精神又は知的障害で日常生活能力の評価が極めて重度であると認められる人

手当額、月額27,980円、令和５年４月現在

支給方法、２月、５月、８月、11月の４回、口座振込

支給の制限

障害者支援施設、特別養護老人ホームなどの施設に入所している場合

病院・診療所に３か月を超えて入院している場合

受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

申請に必要なしょるい類

認定請求しょ、戸籍謄本又は抄本、診断しょ（所定様式）、重度の手帳所持者は診断しょを省略できる場合があります。

所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認ができるしょ類、身元確認ができるしょ類

手当は、認定になった場合、申請の翌月から支給されます。

２　障害児福祉手当

日常生活において常時介護を必要とする在宅の20歳未満の人に支給される手当のことです。

手当の支給対象となるのは次の３つの障害程度のいずれかに該当する人又はそれと同程度以上の障害と認められる人です。

身体障害者手帳１級程度の障害がある人及び２級程度の障害がある一部の人

療育手帳Ａ１（最重度）又はＡ２（重度）の人のうち、条件を満たしている人

精神の障害であって、上記と同程度以上と認められる人

手当額、月額15,220円、令和５年４月現在

支給方法、２月、５月、８月、11月の４回、口座振込

支給の制限

児童福祉施設などに入所している場合

障害を事由とする年金を受給している場合

受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

申請に必要なしょ類

認定請求しょ、戸籍謄本又は抄本、診断しょ（所定様式）、重度の手帳所持者は診断しょを省略できる場合があります。

所得状況届、銀行口座番号、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができるしょ類

手当は、認定になった場合、申請の翌月から支給されます。

３　特別児童扶養手当

障害のある20歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給される手当のことです。

手当の支給対象となるのは次の３つの障害程度のいずれかに該当する人又はそれと同程度以上の障害と認められる人です。

身体障害者手帳１～３級程度の障害がある人または４級程度の障害がある一部の人

療育手帳Ａ１（最重度）、Ａ２（重度）の障害がある人

精神の障害（発達障害を含む。）であって、上記と同程度以上と認められる程度の人

療育手帳Ｂ１（中度）、Ｂ２（軽度）の人でも精神の障害（発達障害を含む。）がある場合は対象となることがあります。

手当額、月額１級53,700円、２級35,760円、令和５年４月現在

支給方法、４月、８月、11月の３回、口座振込

支給の制限

施設等に入所している場合

受給資格者又は配偶者もしくは扶養義務者に前年の所得が一定額以上ある場合

申請に必要なしょ類

認定請求しょ、戸籍謄本又は抄本、特別児童扶養手当振込先口座申出しょ

診断しょ、身体障害者手帳１級からおおむね３級（内部障害及び視野狭窄を除く）

または療育手帳Ａ１、Ａ２を所持している場合は診断しょを省略することができます。

マイナンバーの確認ができるしょ類、身元確認ができるしょ類

４３ページ

４　高知県重度心身障害児療育手当

障害のある18歳未満の児童を自宅で養育している保護者に支給される手当のことです。。

障害程度

特別児童扶養手当の１級相当の障害がある人

手当額、月額7,300円、令和５年４月現在

支給方法、３月、７月、11月の３回、口座振込

支給の制限

障害児福祉手当の受給資格者

児童福祉施設などに入所している場合

所得による制限はありません。

申請に必要なしょ類

申請しょ、預金通帳、福祉事務所（市にお住まいの人）または福祉保健所（町村にお住まいの人）の発行する障害児福祉手当不支給証明しょ

障害の状態がわかるもの（療育手帳または身体障害者手帳の写し）

手当は、認定になった場合、市町村が申請を受け付けた翌月から支給されます。

５　児童扶養手当

次の条件などに当てはまる18歳未満の児童と生活している父又は母などに支給される手当です。なお、重い障害のある児童の場合は、支給期間が20歳まで延長される場合があります。

父母が離婚した児童

父又は母が死亡した児童

父又は母の身体又は精神に重い障害のある児童

父又は母の生死が明らかでない児童　など

手当額、児童１人の場合、月額44,140円、一部支給制限者10,410円から44,130円、令和５年４月現在

支給方法、１月、３月、５月、７月、９月、11月の６回、口座振込

支給の制限

施設等に入所している場合

公的年金を受給している場合

児童を養育している父又は母、もしくは養育者又は同居している扶養義務者の前年度の所得が一定額以上ある場合

申請に必要なしょ類

認定請求しょ、戸籍謄本又は抄本、マイナンバーの確認ができるしょ類、身元確認ができるしょ類

父又は母に重い障害のある場合

障害状態がわかる診断しょ（障害の状態により、診断しょの省略ができる場合があります。）

支給期間を延長する場合

児童の障害状態がわかる診断しょ（障害の状態により、診断しょの省略ができる場合があります。）

４４ページ

（３）産科医療補償制度

当該制度について、上から順に制度の概要、問い合わせ先、補償の対象になる方の説明、申請できる期間について説明していきます。

当該制度の概要は、分娩に関連して発症した重度脳性まひのお子様とご家族の経済的負担を速やかに補償するものです。

補償金は、一時金と分割金をあわせ総額3,000万円が支払われます。

また、本制度は分娩時の事故等の原因分析、再発防止策の普及も目的としており、医学的観点から原因分析を行うこと、また複数の事例をもとに再発防止策をとりまとめ、

各関係機関に提供するなど、紛争の防止や早期解決および産科医療の質の向上に資する活動を行っております。

当該制度の問い合わせ先は、産科医療補償制度専用コールセンター0120-330-637です。

受付時間は9時から17時であり、土日祝日はご利用いただけません。

４５ページ

続いて当該補償制度の対象について説明します。

平成27年１月１日から令和３年12月31日までに出生した場合と令和４年１月１日以降に出生した場合で、在胎週数や出生体重の基準、および在胎週数28週以上の「所定の要件」が

異なりますのでそれぞれ説明します。

平成27年１月１日から令和３年12月31日までに出生したお子様については、在胎週数32週以上で出生体重1,400g以上、または在胎週数28週以上で所定の要件を満たし先天性や

新生児期の要因によらない脳性まひがあり、その程度が身体障害者手帳１・２級に相当する場合に保証の対象となります。

令和４年１月１日以降に出生したお子様については、在胎週数28週以上であり、先天性や新生児期の要因によらない脳性まひがあり、その程度が身体障害者手帳１・２級に相当する

場合に保証の対象となります。

いずれの場合も先天性や新生児期の要因に該当する疾患等が重度の運動障害の主な原因であることが明らかでない場合は、補償の対象となります。

また、補償対象の認定は、制度専用の診断書および診断基準によって行います。身体障害者手帳の認定基準で認定するものではありません。

なお、生後６ヶ月未満で亡くなられた場合は、補償の対象となりません。

申請できる期間は、お子様の満１歳の誕生日から満５歳の誕生日までとなっています。ただし、極めて重症であって、診断が可能となる場合は、生後6ヶ月から補償申請可能です。

（４）心身障害者扶養共済制度

制度の概要

この制度は、障害のある人の保護者の連帯と相互扶助の精神に基づき、障害のある人の生活の安定と福祉の増進に資するとともに、保護者が抱く不安の軽減を図る目的で生まれました。保護者が生存中に一定額の掛きんを納めることにより、その保護者に死亡又は重度障害など万一のことがあったとき、障害のある人に終身にわたって一定額の年金を支給する制度です。

加入資格

加入できる人（保護者）：障害児しゃの保護者（父母、配ぐうしゃ、兄弟姉妹等）であって、次の3つの要件を満たしているかた。ただし、加入限度は、障害児しゃ1人につき2口までです。①県内に住んでいること。②年齢が65歳未満であること（4月1日現在の年齢を適用します）。③病気や障害がなく、生命保険に加入できる程度の健康状態であること。

障害児しゃとは：将来、自立生活することが困難と認められ、かつ、次のいずれかに該当している人。①身体障害児しゃ（身体障害者手帳1から3級を持っている人）②知的障害児しゃ③精神又は身体に上記①②と同程度の障害を有する人（手帳等を有していない場合は、医師の診断書により上記①②と同程度と認められる障害であること。）

掛きん（月額）は加入時の年齢区分と1口加入か2口加入かによって、以下のとおりとなります。

①平成20年3月31日以前に加入されたかた

加入時の年齢区分35歳未満：1口目2口目ともに2800円、加入時の年齢区分35歳以上40歳未満：1口目2口目ともに3450円、加入時の年齢区分40歳以上45歳未満：1口目2口目ともに4350円、加入時の年齢区分45歳以上50歳未満：1口目4350円、2口目5300円、加入時の年齢区分50歳以上55歳未満：1口目4640円、2口目5800円、加入時の年齢区分55歳以上60歳未満：1口目5120円、2口目6400円、加入時の年齢区分60歳以上65歳未満：1口目5800円、2口目7250円。

②平成20年4月1日以降に加入されたかた

加入時の年齢区分35歳未満：1口目2口目ともに4650円、加入時の年齢区分35歳以上40歳未満：1口目2口目ともに5700円、加入時の年齢区分40歳以上45歳未満：1口目2口目ともに7150円、加入時の年齢区分45歳以上50歳未満：1口目7150円、2口目8650円、加入時の年齢区分50歳以上55歳未満：1口目7520円、2口目9400円、加入時の年齢区分55歳以上60歳未満：1口目8280円、2口目10350円、加入時の年齢区分60歳以上65歳未満：1口目9320円、2口目11650円。

次のような人は、申請により掛金を減額することができます。

①生活保護世帯に属する人②市町村民税非課税世帯に属する人③市町村民税均等割世帯に属する人

20年以上継続加入し、かつ年齢が65歳以上に達している人は、掛きんが免除されます。（ただし、昭和61年3月31日以前に45歳未満で加入した人は、1口目については25年以上継続加入しており、かつ年齢が65歳以上に達している人）

「かつ年齢が65歳以上に達している人」とは、4月1日時点で満65歳である年度の加入応当日の前日までの期間を指します。

加入者が亡くなったとき又は重度障害者となったときは、その月から毎月、障害児しゃ本人、又は年金管理者に口座振込で年金が支給されます。①1口加入している場合は月額20000円、②2口加入している場合は、月額40000円。

対象障害児しゃが亡くなったときは、弔慰きんとして、加入期間に応じて、1口につき50000円から250000円が支給されます。ただし、加入期間1年以上のかたに限ります。

加入者が脱退、又は口数の減少を申し出た場合は、加入者に脱退一時金として、加入期間に応じて、1口につき75000円から250000円が支給されます。ただし、加入期間5年以上のかたに限ります。

加入申し込みの窓口は、保護者の住んでいる市町村役場です。申し込みの際には、印鑑をご持参ください。

加入に必要な書類は次のとおりです。

①加入申込書②申込者告知しょ（保護者の健康状態を調査する書類）③障害証明書（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し）④ほごしゃと対象障害児しゃの住民票⑤必要に応じて、掛きん減額申請書、年金管理者指定届（年金管理者の住民票の添付が必要）

扶養共済制度に係る掛きんは、所得控除（小規模企業共済等掛きん控除）が受けられます。また、弔慰きんや障害児しゃの受け取る年金は、所得税及び地方税ともに非課税です。

４６ページ

掛金（月額）は加入時の年齢区分と1口加入か2口加入かによって、以下のとおりとなります。

①平成20年3月31日以前に加入されたかた

加入時の年齢区分35歳未満：1口目2口目ともに2800円、加入時の年齢区分35歳以上40歳未満：1口目2口目ともに3450円、加入時の年齢区分40歳以上45歳未満：1口目2口目ともに4350円、加入時の年齢区分45歳以上50歳未満：1口目4350円、2口目5300円、加入時の年齢区分50歳以上55歳未満：1口目4640円、2口目5800円、加入時の年齢区分55歳以上60歳未満：1口目5120円、2口目6400円、加入時の年齢区分60歳以上65歳未満：1口目5800円、2口目7250円。

②平成20年4月1日以降に加入されたかた

加入時の年齢区分35歳未満：1口目2口目ともに4650円、加入時の年齢区分35歳以上40歳未満：1口目2口目ともに5700円、加入時の年齢区分40歳以上45歳未満：1口目2口目ともに7150円、加入時の年齢区分45歳以上50歳未満：1口目7150円、2口目8650円、加入時の年齢区分50歳以上55歳未満：1口目7520円、2口目9400円、加入時の年齢区分55歳以上60歳未満：1口目8280円、2口目10350円、加入時の年齢区分60歳以上65歳未満：1口目9320円、2口目11650円。

次のような人は、申請により掛金を減額することができます。

①生活保護世帯に属する人②市町村民税非課税世帯に属する人③市町村民税均等割世帯に属する人

20年以上継続加入し、かつ年齢が65歳以上に達している人は、掛金が免除されます。（ただし、昭和61年3月31日以前に45歳未満で加入した人は、1口目については25年以上継続加入しており、かつ年齢が65歳以上に達している人）

「かつ年齢が65歳以上に達している人」とは、4月1日時点で満65歳である年度の加入応当日の前日までの期間を指します。

加入者が亡くなったとき又は重度障害者となったときは、その月から毎月、障害児者本人、又は年金管理者に口座振込で年金が支給されます。①1口加入している場合は月額20000円、②2口加入している場合は、月額40000円。

対象障害児者が亡くなったときは、弔慰金として、加入期間に応じて、1口につき50000円から250000円が支給されます。ただし、加入期間1年以上のかたに限ります。

加入者が脱退、又は口数の減少を申し出た場合は、加入者に脱退一時金として、加入期間に応じて、1口につき75000円から250000円が支給されます。ただし、加入期間5年以上のかたに限ります。

加入申し込みの窓口は、保護者の住んでいる市町村役場です。申し込みの際には、印鑑をご持参ください。

加入に必要な書類は次のとおりです。

①加入申込書②申込者告知書（保護者の健康状態を調査する書類）③障害証明書（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳の写し）④保護者と対象障害児者の住民票⑤必要に応じて、掛金減額申請書、年金管理者指定届（年金管理者の住民票の添付が必要）

扶養共済制度に係る掛金は、所得控除（小規模企業共済等掛金控除）が受けられます。また、弔慰金や障害児者の受け取る年金は、所得税及び地方税ともに非課税です。

（５）生活福祉資金の貸し付け

低所得世帯や障害者世帯又は高齢者世帯を対象に、必要な資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲を高め、安定した暮らしを支援するための制度です。

なお、制度の改正等により、各事業の内容等が変わる場合があります。

各生活福祉資金の貸し付け条件等は次のページで説明します。

４７ページ

生活福祉基金貸付制度は、総合支援資金、福祉資金、教育支援金、不動産担保型生活資金の計４つからなります。

始めに総合支援資金貸し付けの内容について、貸し付けの対象、貸し付け金額、償還期日、金利、連帯保証人の要否の順に説明していきます。

貸し付けの対象となるのは、失業者等、日常生活全般に困難を抱えており、生活の立て直しのために継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、

貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯であって、次のＡからＥの条件全てに該当する世帯です。

Ａ低所得世帯であって、失業等により生活に困窮し、日常生活の維持が困難となっていること。

Ｂ借入申込者の本人確認が可能であること。

Ｃ現に住居を有していること又は生活困窮者自立支援法第２条第３項に規定する生活困窮者住居確保給付金の支給の申請を行い、住居の確保が確実に見込まれること。

Ｄ実施主体が貸付け及び関係機関とともに支援を行うことにより、自立した生活を営めることと、償還を見込めること。

Ｅ失業等給付、生活保護、年金等の他の公的給付又は公的な貸付を受けることができず、生活費を賄うことができないこと。

貸し付けを受けられる金額は下記１から３のとおりです。

１生活再建までの間に必要な生活費について、貸付を月最大20万円まで原則３ヶ月（最長１２ヶ月）かん受けられます。なお、実際の貸し付け金額については申込者の過去の世帯収入額及び諸事情により個別に算定されます。

２敷金・礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用の貸付が、最大40万円受けられる。

３生活を再建するために一時的に必要かつ日常生活費で賄うことが困難である就職支度費や引っ越し費用等の貸付が、最大60万円受けられる。

償還期日は、最終貸付日から６ヶ月を経過した日から１０年以内です。

償還に係る金利は連帯保証人を立てる場合は無利子で、連帯保証人を立てない場合は年1．5％です。

総合支援資金の貸し付けには原則連帯保証人が必要です。ただし、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

ここからは福祉資金貸し付けの内容になります。

福祉資金貸し付けには次の１４とおりあり、それぞれ貸し付け金額、償還期日、連帯保証人の要否の順に説明していきます。

なお、償還に係る金利は、いずれの場合も連帯保証人を立てる場合は無利子で、連帯保証人を立てない場合は年1．5％です。

また、原則として連帯保証人が必要ですが、連帯保証人を立てない場合でも貸付を受けることができます。

１生業を営むために必要な経費について、最大４６０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から２０年以内です。

２技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費について、最大１３０万円から５８０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から８年以内です。

３住宅の増改築、補修等及び公営住宅の譲り受けに必要な経費について、最大２５０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から７年以内です。

４福祉用具等の購入に必要な経費について、最大１７０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から８年以内です。

５障害者用自動車の購入に必要な経費について、最大２５０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から８年以内です。

６中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費について、最大５１３．６万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から10年以内です。

７負傷又は疾病の療養に必要な経費及びその療養期間中の生計を維持するために必要な経費について、最大１７０万円から２３０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から５年以内です。

８介護サービス、障害者サービス等を受けるのに必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費最大１７０万円から２３０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から５年以内です。

９災害を受けたことにより臨時に必要となる経費について、最大１５０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から７年以内です。

10冠婚葬祭に必要な経費について、最大５０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から３年以内です。

11住居の移転等、給排水設備等の設置に必要な経費について、最大５０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から３年以内です。

12就職、技能習得等の支度に必要な経費について、最大５０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から３年以内です。

13その他日常生活上一時的に必要な経費について、最大５０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から６ヶ月を経過した日から３年以内です。

14緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合の緊急小口資金については、最大１０万円の貸し付けが受けられます。償還期日は最終貸付日から２ヶ月を経過した日から１年以内です。

なお、緊急小口資金貸し付けについては、償還金利は無利子であり連帯保証人は不要です。

ここからは教育支援資金貸し付けの内容になります。

教育支援資金貸し付けには教育支援費と就学支度費の2種類あり、それぞれ貸し付け金額、償還期日について説明します。

なお、償還に係る金利は、いずれも無利子です。

また、原則として生計中心者が連帯債務を負担する連帯借受人として加わらなければならないとされています。

教育支援費は、対象児童の就学状況により月額最大35000円から65000円の貸し付けを受けられます。償還期日は対象児童が卒業してから６ヶ月を経過した日から20年以内です。

就学支度費は、最大５０万円の貸し付けが受けられるものです。償還期日は対象児童が卒業してから６ヶ月を経過した日から20年以内です。

ここからは不動産担保型生活資金貸し付けの内容になります。

貸し付け金額、償還期日、償還金利、連帯保証人の要否の順に説明していきます。

貸付金額は、不動産の評価額に基づき個別に決定されます。土地の場合評価額の70％程度になります。償還期日は不動産契約の終了後から３ヶ月を経過した日です。

金利は年３％又は銀行の長期プライムレートのいずれか低い利率になります。連帯保証人は推定相続人の中から1名立てていただくことになりますが、要保護世帯向けの貸し付けについては連帯保証人を必要としません。

４８ページ

７　医療について

（１）重度心身障害児・しゃ医療費（福祉医療）の助成

　県内にお住まいで、国民健康保険等の医療保険に加入しており、障害の程度が次に該当する重度心身障害のある人は、医療費にかかる保険給付（国民健康保険・健康保険等）の自己負担分について、市町村が助成を行います。ただし、65歳以上で平成15年10月１日以後、新たに重度障害者の認定を受けた人は、対象となりません。（市町村民税非課税世帯の人を除く）

●対象者

・身体障害者手帳は、１級または２級の人が対象です。

・療育手帳は、Ａわん（最重度）またはＡつー（重度）の人が対象です。

・身体障害者手帳については、３級または４級を所持し、療育手帳Ｂわん（ちゅうど）の知的障害と認定された18歳未満の合併障害の人

●制度の利用方法

①　お住まいの市町村役場で、障害医療費受給者証（高齢障害者医療費受給者証）の交付を受けてください。（身体障害者手帳または療育手帳、健康保険証、印鑑、マイナンバーの確認ができる書類が必要です。）

②　医療機関で受診する際に、健康保険証と受給者証を窓口に提示してください。

　（１）入院時の食事療養費は助成の対象となりません。

　（２）国民健康保険等の医療保険に加入していない人は、この制度は適用されません。

　（３）市町村によって対象要件を広げている場合もあります。詳しくは１０ページに記載している各市町村役場にお問い合わせください。

（２）高齢者の医療の確保に関する法律による医療の給付（後期高齢者医療）

　65歳以上75歳未満のかたで一定以上の障害（かひょう参照）がある方は、申請により後期高齢者医療制度の被保険者となり、後期高齢者医療の給付の対象となります。なお、申請はいつでも撤回することができ、撤回した後で再度申請することもできます。（75歳以上の人は、障害の有無に関わらず、後期高齢者医療制度の被保険者となります。）

●制度の利用方法

　対象者となるには、お住まいの市町村で申請手続きをおこなってください。

●65歳から対象となる障害程度

　※高齢者の医療の確保に関する法律施行令の障害状況ひょうに準じます。

①視覚障害は３級以上

②聴覚障害は３級以上

③平衡機能は３級

④音声・言語機能障害は４級以上

⑤そしゃく機能障害は３級

⑥免疫機能障害は３級以上

⑦内部障害は３級以上

⑧肢体（じょうし）障害は３級以上

⑨肢体（下肢）障害は３級以上、４級の一部

⑩肢体（たいかん）障害は３級以上

⑪知的障害はAわん・Aつー

⑫精神障害は１、２級

詳しくは１０ページに記載している各市町村役場にお問い合わせください。

（３）更生医療の支給（自立支援医療）

　身体障害者手帳の交付を受けたかたが、日常生活や社会生活を容易にするため、障害を軽減したり、機能回復させたりするための医療を、指定医療機関（52、53ページ参照）で受けることができます。

●自己負担額

　自己負担額は、原則として医療費の１割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

　入院時の食事療養費及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

４９ページ

●申請に必要なしょ類

　手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能なしょ類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

●申請手続き

　お住まいの市町村の障害福祉担当窓口で申請手続きをおこなってください。

【添付書類】医師の意見しょ、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類等、　マイナンバーの確認ができるしょ類、身元確認ができるしょ類

　世帯の範囲は、どういつの医療保険に加入している家族になります。以下同じ。

以下、対象となる医療例を障害種と原因疾病例、期間ごとに挙げます。

①視覚障害で白内障が原因疾病のときに水晶体摘出術と眼内レンズ挿入術を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

②視覚障害で網膜剥離が原因疾病のときに網膜剥離手術（こう凝固術）を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

③視覚障害で眼球摘出後の組織充填術や義眼包理術を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

④聴覚障害で、感音性難聴が原因疾病のときに人工内耳埋め込み術を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑤聴覚障害で、外耳性難聴が原因疾病のときにがいじどう形成じゅつを行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑥聴覚障害で、慢性中耳炎が原因疾病のときにこしつ形成じゅつを行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑦そしゃく言語機能障害で、口蓋裂が原因疾病のときに歯科矯正じゅつを１年かけておこなった場合。

⑧肢体障害は、原因疾病が変形性関節症、慢性関節リウマチ、こつ壊死性疾患、代謝性疾患に基づくこつ関節の変化、外傷性のこつ関節の変化、こつ関節の感染症後による場合が対象です。

期間については概ね３ヶ月の入院・通院をした場合です。症状別に３通りに分かれます。

まひに対して、理学療法、作業療法、言語療法、装具療法を上記の期間おこなった場合。

関節こうしゅく・きょうちょく・変形に対して、関節固定手術、関節形成手術、骨切りじゅつ、人工関節置換じゅつを上記の期間おこなった場合。

不良切だんたんに対して、ぎし装着のための断端形成じゅつ、断端延長じゅつを上記の期間おこなった場合。

⑨小腸機能の障害で、小腸機能全廃が原因疾病であるときに中心静脈栄養法を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑩心臓機能の障害で、心臓弁膜症が原因疾病で弁形成じゅつ、弁置換じゅつをおこない、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑪心臓機能の障害で、先天性しんしっかんが原因疾病でかいしんこんちしゅじゅつ、けっそんこうへいさじゅつを行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑫心臓機能の障害で、どうふぜん症候群、ぼうしつブロックが原因疾病でペースメーカー植え込み術を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑬心臓機能の障害で、心筋梗塞、狭心症が原因疾病でかんどうみゃく大動脈バイパス移植じゅつを行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑭心臓機能の障害で、しんいしょくじゅつごに抗免疫療法を行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑮じん臓機能の障害で、慢性腎不全が原因疾病である場合で、腎移植じゅつを行い、入院・通院合計で概ね３か月かかった場合。

⑯じん臓機能の障害で、慢性腎不全が原因疾病である場合で、人工透析、腹膜透析、腎移植後の抗免疫療法を１年かけておこなった場合。

⑰免疫機能の障害で、HIV感染によるもので抗HIV療法、免疫調節療法を１年かけておこなった場合。

⑱肝臓機能の障害で、ウイルス性肝炎が原因疾病である場合で、肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法を１年かけておこなった場合。

●問い合わせ先

・更生医療（18歳未満）詳しくは１０ページに記載している各市町村役場にお問い合わせください。

（４）育成医療の支給（自立支援医療）

　県内にお住まいの18歳未満のかたで、身体に障害があるか、そのまま放置すると将来障害を残すと認められる疾患の医療費を助成します。助成を受けられる医療機関は、全国の指定された医療機関です。（52、53ページ参照）

●自己負担額

自己負担額は、原則として医療費の１割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

入院時の食事療養費は、助成の対象になりません。

●申請手続き

　対象児の被保険者の住所地の市町村で申請手続きをおこなってください。

　【添付書類】 医師の意見しょ、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かるしょ類等、 マイナンバーの確認ができるしょ類、身元確認ができるしょ類

●問い合わせ先

・育成医療（18歳未満）詳しくは１０ページに記載している各市町村役場にお問い合わせください。

●申請に必要な書類

　手当等の申請に必要なしょ類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能なしょ類もあります。

５０ページ

（５）精神通院医療の支給（自立支援医療）

精神疾患の治療のために医療機関に通院している人を対象に医療費を公費で負担します。

詳しい内容について、問い合わせ先、対象者、利用者の自己負担額、申請先、申請に必要なしょ類、受給者証の交付について、更新の申請について、その他備考の順番で説明していきます。

問い合わせ先

高知県障害保健支援課、電話番号088-823-9669

精神保健福祉センター、電話番号088-821-4966

市町村役場、精神保健福祉申請窓口

支給の対象となるのは、統合失調症、精神作用物質による急性中毒又はその依存症、知的障害、精神びょう質その他の精神疾患を有するかたで、通院による精神治療を継続的に要する程度の病状にあるかたです。

ただし、所得の高い一部のかたは対象外となります。

自己負担額は、原則として医療費の１割となりますが、世帯の所得水準等に応じて、ひと月当たりの負担上限額が設けられています。（51ページ参照）

申請先は、お住まいの市町村の精神保健福祉担当窓口になります。

申請に必要な書類は、診断しょ、医師の意見しょ（重度かつ継続に該当する場合）、「世帯」の医療保険証の写し、所得や収入の分かる書類とう、マイナンバーの確認ができる書類、身元確認ができる書類

なお、手当等の申請に必要な書類については、マイナンバーを利用した情報連携により、一部省略可能な書類もありますので、窓口にてご確認をお願いします。

申請が認定されると、「自立支援医療受給者証（精神通院）」と「自己負担額上限額管理票」が交付されますので、医療機関や薬局等の窓口に提示していただくことになります。

なお、受給者証の有効期限は１年間です。

更新の申請は、有効期限の３か月前から提出することができます。また、有効期限内の更新申請時の診断しょ及び医師の意見しょ（重度かつ継続に該当する場合）の提出は、

前回の申請時から病状の変化及び治療方針等の変更がなければ、２回に１回は省略ができます。

制度を利用するには、通院する医療機関や薬局とうが、県の指定した指定自立支援医療機関（54～56ページ参照）となっている必要があります。

（６）特定医療費（指定難病）の支給　27ページを参照ください。

（７）特定疾患治療研究事業　27ページを参照ください。

（８）小児慢性特定疾病医療費の支給　28ページを参照ください。

（９）重度心身障害児・者の歯科診療

高知県歯科医師会の高知市歯科保健センター及び歯科保健センター幡多分室では、障害のある人の歯科診療を行っています。

診療は予約制となっております。お問い合わせ先は、088-824-7862（歯科保健センター）です。

５１ページ

（１０）長期高額疾病の自己負担限度額（医療保険・後期高齢者医療）について

　長期にわたり継続して著しく高額な治療費が必要になる下記の特定疾病(長期高額疾病)については、高額療養費の自己

負担限度額が10,000円になります。

（70歳未満の上位所得者とその被扶養者の人工透析に係る診療については、自己負担限度額が20,000円になります。）

＜対象疾病＞

　・人工腎臓を実施している慢性腎不全

　・血友病（血漿分画製剤を投与している先天性血液凝固第八因子障害または、先天性血液凝固第九因子障害に限る)

　・抗ウィルス剤を投与している後天性免疫不全症候群（ＨＩＶ感染を含み、厚生労働大臣の定める者に係るものに限る)

＜制度の利用方法＞

　①　各保険者に申請し、特定疾病療養受療証の交付を受けてください。

　②　病院や薬局等の医療機関を利用する際に、被保険者証と特定疾病療養受療証を窓口で提示してください。

（１２）自立支援医療（更生医療・育成医療・精神通院医療）の利用者負担額について

　自己負担額は、原則として医療費の１割負担となりますが、世帯の所得水準等に応じて一月当たりの負担上限額が設け

られています。入院時の食事療養費及び生活療養費（いずれも標準負担額相当）については、原則自己負担となります。

一月当たりの負担上限額(R4.4.1現在)

①生活保護世帯は０円です。

②市町村民税非課税世帯で、本人の年収が80万円以下の場合は一月あたりの負担上限額は2,500円です。

③市町村民税非課税世帯で、本人の年収が80万円を超える場合は一月あたりの負担上限額は5,000円です。

④市町村民課税世帯については、「重度かつ継続」に該当する場合と該当しない場合で分かれます。

⑤「重度かつ継続」の該当者は、精神通院医療については、統合失調症、躁うつ病・うつ病、てんかん、認知症等の脳機能障害、薬物関連障害（依存症等）、情動及び行動の障害、不安及び不穏状態で、精神医療に一定の経験を有する医師が継続的な通院医療が必要と判断した人です。

⑥「重度かつ継続」の該当者は、更生・育成医療については、腎臓機能障害・小腸機能障害・免疫機能障害・肝臓機能障害（肝臓移植後の抗免疫療法に限る）・心臓機能障害（心臓移植後の抗免疫療法に限る）のある人です。

⑦「重度かつ継続」の該当者は、精神通院・更生・育成医療については、医療保険の多数該当の人（直近の１年間の高額療養費の支給が３回以上ある人）です。

⑧「重度かつ継続」に該当し、市町村民税所得割が３３，０００円未満の場合は一月あたりの負担上限額は5,000円です。

⑨「重度かつ継続」に該当し、市町村民税所得割が３３，０００円以上２３５，０００円未満の場合は一月あたりの負担上限額は10,000円です。

⑩「重度かつ継続」に該当し、市町村民税所得割が２３５，０００円以上の場合は、令和６年３月３１日までは、一月あたりの負担上限額は20,000円です。

⑪「重度かつ継続」に該当せず、市町村民税所得割が３３，０００円未満で、育成医療の場合は令和６年３月３１日までは、医療保険の自己負担限度額は一月あたり5,000円です。

⑫「重度かつ継続」に該当せず、市町村民税所得割が３３，０００円以上２３５，０００円未満で、育成医療の場合は令和６年３月３１日までは、医療保険の自己負担限度額は一月あたり10,000円です。

⑬「重度かつ継続」に該当せず、市町村民税所得割が２３５，０００円以上の場合は、対象外です。

⑭「重度かつ継続」に該当する場合には、平成22年度税制改正における年少扶養控除及び16歳から18歳までの特定扶養控除の上乗せ部分の廃止に伴う利用者負担額への影響については、できるだけ影響が生じないような対応がなされます。

負担上限額を判断するときの世帯の考え方

・「世帯」の単位については、同じ医療保険に加入している人になります。

・医療保険の加入関係が異なる場合には、税制における取扱いに関係なく、別の「世帯」として取り扱います。

例）A氏、B氏(A氏の被扶養者)、C氏の３人からなる住民票上の「世帯」を考えます。

A氏とB氏が健康保険に加入し、C氏が国民健康保険に加入すると、この３者からなる世帯は、健康保険加入者のA氏とB氏からなる「世帯」と国民健康保険加入者のC氏からなる「世帯」に２分されます。

税制上、C氏がB氏を扶養親族としている場合であっても、医療保険の加入関係が異なるので、C氏とＢ氏は別の「世帯」です。

５２ページ

育成医療と更生医療の両方を行う県内の医療機関は次のとおりです。医療機関めいの五十音順です。

医療の種類　耳鼻咽喉科　医療機関めい　アズマ耳鼻咽喉科・アレルギー科　住所　高知市かみまち2-2-16　電話088-825-0707

医療の種類　じん臓、整形外科、心臓脈管外科、歯科矯正　医療機関めい　いずみの病院 住所　高知市あぞの北まち2-10-53　電話088-826-5511

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　えびす歯科・矯正歯科クリニック　住所　高知市西秦泉寺83番地1 電話088-871-4618

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　おかざき矯正歯科クリニック　住所　高知市さかえだ町3-8-7　OSビル2階 電話088-824-6111

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　おかだ歯科クリニック 住所　高知市新本まち2-19-2　電話088-875-5181

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　かねこ矯正歯科　住所　高知市かみまち1丁目8番13号 電話088-854-8540

医療の種類　心臓脈管外科　医療機関めい　きたむら心臓血管外科・内科　住所　高知市あぞの南まち28-45　電話088-845-6711

医療の種類　形成外科　医療機関めい　毛山病院　住所　高知市ちより町1-2-2　電話　088-883-0515

医療の種類　形成外科　医療機関めい　高知県立療育福祉センター　住所　高知市若草町10-5　電話　088-844-1921

医療の種類　耳鼻咽喉科　心臓脈管外科　眼科　こうくう　じん臓　免疫　腎移植　形成外科　医療機関めい　高知県・高知市病院企業団りつ高知医療センター　住所　高知市池2125-1 088-837-3000

医療の種類　整形外科　医療機関めい　高知整形・脳外科病院 住所　高知市かみまち町4-7-20 電話088-822-1285

医療の種類　整形外科、じん臓、心臓脈管外科、小腸、耳鼻咽喉科　医療機関めい　高知赤十字病院 住所　高知市秦南町1丁目4番63-11号　088-822-1201

医療の種類　じん臓、整形外科　医療機関めい　国立病院機構　高知病院　住所　高知市朝倉西町1-2-25　電話088-844-3111

医療の種類　じん臓　医療機関めい　島津病院　住所　高知市比島町4-6-22　電話088-823-2285

医療の種類　じん臓　医療機関めい　島津クリニック比島　住所　高知市比島町2-10-31 電話088-826-6230

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　たかはし矯正歯科　住所　高知市おおてすじ2-5-11 ｷｬｯｽﾙｶﾞｰﾃﾞﾝﾊｲﾂ2階 電話088-823-8841

医療の種類　じん臓　医療機関めい　竹下病院　住所　高知市与力まち3番8号　電話088-822-2371

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　たにもと歯科・矯正歯科 高知市朝倉東町30-17 ｱｰﾊﾞﾝﾋﾞﾚｯｼﾞⅢ1階　電話088ｰ844-1181

医療の種類　じん臓、心臓脈管外科、形成外科　医療機関めい　近森病院 住所　高知市大川筋1-1-16　電話088-822-5231

医療の種類　整形外科　医療機関めい　畠中クリニック　住所　高知市おおてすじ1-9-22　電話088-822-6105

医療の種類　脳神経外科 医療機関めい　原脳神経外科　住所　高知市なか水道8-1 電話088-824-8181

医療の種類　歯科矯正　医療機関めい　ひろせ矯正歯科　住所　高知市堺町2-26 電話088-875-2212

医療の種類　整形外科　医療機関めい　フレッククリニック　住所　高知市高須新町4-3-20　電話088-885-5800

医療の種類　整形外科、心臓脈管外科　医療機関めい　細木病院　住所　高知市大膳町37　電話088-822-7211

医療の種類　じん臓　医療機関めい　山﨑内科泌尿器科　住所　高知市朝倉横町10-45　電話088-844-3688

医療の種類　じん臓　医療機関めい　高知高須病院室戸クリニック 住所　室戸市室津1番地 電話0887-24-2511

医療の種類　じん臓、心臓脈管外科　医療機関めい　高知県立あき総合病院　住所　安芸市ほうえい町3-33　電話0887-34-3111

医療の種類　じん臓　医療機関めい　高知高須病院附属安芸診療所　住所　安芸市港町2-635　電話0887-34-3848

医療の種類　じん臓、心臓脈管外科、整形外科、脳神経外科、眼科、耳鼻咽喉科、免疫、口くう、形成外科、歯科矯正、肝臓移植　医療機関めい　高知大学医学部附属病院　住所　南国市おこう町こはす185-1　電話088-866-5811

医療の種類　じん臓　医療機関めい　JA高知病院　住所　南国市みょうけんあざ中野526-1 電話088-863-2181

医療の種類　整形外科、じん臓、心臓脈管外科、肝臓移植　医療機関めい

　高知県立はたけんみん病院　住所　宿毛市山奈町芳奈3-1　電話0880-66-2222

医療の種類　じん臓　医療機関めい　しまんとし立市民病院　住所　しまんとし中村東町1-1-27　電話0880-34-2126

医療の種類　じん臓　医療機関めい　のいち中央病院　住所　こうなんしのいち町東野555-18　電話0887-55-1101

医療の種類　じん臓　医療機関めい　もえぎクリニック　住所　香南市赤岡町2066-3　電話0887-57-3050

医療の種類　中枢神経　医療機関めい　田野病院　住所　安芸郡田野町1414-1 電話0887-38-7111

医療の種類　じん臓　医療機関めい　佐川町立こうほく国民健康保険病院 住所　高岡郡佐川町甲1687　電話0889-22-1166

５３ページ

更生医療のみ行う県内の医療機関は次のとおりです。

医療の種類　心臓脈管外科　医療機関めい　岡村病院 住所　高知市いりあけ町1-5 電話088-822-5155

医療の種類　じん臓　医療機関めい　快聖クリニック 住所　高知市かもべ1085-1 電話088-850-0038

医療の種類　じん臓、整形外科　医療機関めい　高知西病院 住所　高知市こうだ317-12 電話088-843-1501

医療の種類　じん臓　医療機関めい　高知記念病院 住所　高知市城見町4-13 電話088-883-4377

医療の種類　じん臓　医療機関めい　高知高須病院 住所　高知市大津乙2705-1　電話088-878-3377

医療の種類　心臓脈管外科　医療機関めい　福田心臓・消化器内科　住所　高知市ひがしじんぜんじ67-1　電話088-822-1122

医療の種類　じん臓　医療機関めい　藤田クリニック 住所　高知市旭まち2-23-35 電話088-820-6001

医療の種類　じん臓　医療機関めい　北村病院 住所　南国市ひがしざき1336-3 電話088-864-2101

医療の種類　じん臓　医療機関めい　島津クリニック 住所　すさき市にしふるいちまち3-15　電話0889-43-0003

医療の種類　じん臓　医療機関めい　川村内科クリニック　住所　宿毛市ひらた町へない1256 電話0880-66-2911

医療の種類　じん臓　医療機関めい　いなん病院　住所　とさしみずし越前町6-1 電話0880-82-1151

医療の種類　じん臓　医療機関めい　松谷病院　住所　とさしみずし天神町14-18 電話0880-82-0001

医療の種類　じん臓　医療機関めい　はたクリニック 住所　しまんとしうやま天神町10-12 電話0880-34-6211

医療の種類　じん臓　医療機関めい　森木病院 住所　吾川郡いの町3674番地　電話088-893-0014

医療の種類　じん臓　医療機関めい　くぼかわ病院 住所　高岡郡しまんとちょう見付902-1 電話0880-22-1111

医療の種類　整形外科　医療機関めい　となん病院　住所　高知市ちよりちょう一丁目５番15号 電話088-882ｰ3126

医療の種類　心臓脈管外科、じん臓　医療機関めい　土佐市立土佐市民病院　住所　土佐市高岡町甲1867　電話088-852-2151

５４ページ

令和５年５月１日現在の指定自立支援医療機関（精神通院医療）

精神通院医療で指定する病院が所在する市町村の内訳は高知市が25、室戸市が１、安芸市が１、南国市が６、土佐市が１、須崎市が２、しまんと市が４、とさしみず市が３、宿毛市が２、

香南市が１、かみ市が１、げいせい村が１、田野町が１、本山町が１、土佐町が１、仁淀川町が１、いの町が１、さかわ町が２、しまんと町が２、ゆすはら町が１、大月町が１です。

各病院ごとに、医療機関の名称、所在地、電話番号の順に記載しています。

１　国吉病院、高知市かみまち1丁目3の4、088-875-0231

２　近森病院、高知市大川筋1丁目1番16号、088-822-5231

３　あいこう病院、高知市いりあけちょう14番2号、088-822-2739

４　高知赤十字病院、高知市はだみなみまち1丁目4番63の11号、088-822-1201

５　土佐病医、高知市新本町2の10の24、088-822-3357

６　高知記念病院、高知市城見町4の13、088-883-4377

７　海辺の杜ホスピタル、高知市ながはま251、088-841-2288

８　谷病院、高知市ぎゅうこう120番地、088-882-4748

９　高知鏡川病院、高知市城山町270、088-833-4328

10　川村病院、高知市かみまち5丁目6番20号、088-823-7433

11　医療法人新松田会　愛宕病院、高知市あたご町1丁目1番13号、088-823-3301

12　細木病院、高知市だいぜんちょう37番地、088-822-7211

13　三愛病院、高知市いっく西まち1の7の25、088-845-5291

14　藤戸病院、高知市かみまち1丁目4の24、088-822-3440

15　高知脳神経外科病院、高知市朝倉ぼ767、088-840-3535

16　げし病院、高知市ほん町3丁目5番13号、088-823-3257

17　医療法人島本慈愛会島本病院、高知市帯屋まち2丁目6の3、088-873-6131

18　もみのき病院、高知市　塚ノ原6番地1、088-840-2222

19　いずみの病院、高知市あぞうの北町2丁目10番53号、088-826-5511

20　医療法人杏林会高知ハーモニーホスピタル、高知市みなみかねだ5番18号、088-883-4785

21　高知医療センター、高知市池2125番地1、088-837-3000

22　やまもと病院、室戸市はねちょう乙1392、0887-26-1810

23　高知県立あき総合病院、安芸市ほうえいちょう3の33、0887-34-3111

24　南国病院、南国市おおそね甲1479の3、088-864-3137

25　おこう病院、南国市おこうちょうこはす689の1、088-866-2345

26　土佐希望の家医療福祉センター、南国市おこうちょうこごめ107番地、088-863-2131

27　JA高知病院、南国市みょうけんあざ中野526の1、088-863-2181

28　土佐市立土佐市民病院、土佐市高岡町甲1867、088-852-2151

29　一陽病院、須崎市赤崎町9番3号、0889-42-1798

30　須崎くろしお病院、須崎市緑町4番30号、0889-43-2121

31　わたりがわ病院、しまんと市具同あざ上永田2278の1、0880-37-2220

32　中村病院、しまんとし中村こしょうまち75、0880-34-3177

33　木俵病院、しまんとし中村一条どおり3の3の25、0880-34-1211

34　しまんと市立市民病院、しまんとし中村東町1丁目1番27号、0880-34-2126

35　いなん病院、とさしみずし越前町6番1号、0880-82-1151

36　まつたに病院、とさしみずし天神町14番18号、0880-82-0001

37　ひじりがおか病院、宿毛市押ノ川1196番地、0880-63-2146

38　高知県立はたけんみん病院、宿毛市　山奈町芳奈3番地1、0880-66-2222

39　のいち中央病院、香南市のいちちょう東野555の18、0887-55-1101

40　同仁病院、かみ市とさ山田町ひゃっこく町2丁目5の20、0887-53-3155

41　げいせい病院、安芸郡げいせい村わじき甲4268、0887-33-3833

５５ページ

42　田野病院、安芸郡田野町1414の1、0887-38-7111

43　もとやま町立国保れいほく中央病院、長岡郡もとやま町もとやま620番地、0887-76-2450

44　さめうら病院、土佐郡土佐町田井1372番地、0887-82-0456

45　安部病院、吾川郡仁淀川町岩丸102番地、0889-34-2011

46　医療法人仁新会石川記念病院、吾川郡いの町　はかわ77番地、088-892-0641

47　せいわ病院、高岡郡さかわ町乙1777、0889-22-0300

48　大西病院、高岡郡しまんと町ふるいち町6番12号、0880-22-1191

49　くぼかわ病院、高岡郡しまんと町見付902の1、0880-22-1119

50　梼原町立国民健康保険梼原病院、高岡郡梼原町川西路2320の1番地、0889-65-1151

51　大月町国民健康保険大月病院、はた郡大月町鉾土603番地、0880-73-1300

52　独立行政法人国立病院機構高知病院、高知市朝倉西町1丁目2番25号、088-844-3111

53　高知大学医学部附属病院、南国市おこうちょうこはす185の1、088-866-5811

54　特定医療法人仁泉会朝倉病院、高知市朝倉へい1653の12、088-844-2701

55　南国中央病院、南国市後免町3丁目1の27、088-864-0001

56　リハビリテーション病院すこやかな杜、高知市春野町芳原あざ北東原1316番地1、088-837-2345

57　だいいちリハビリテーション病院、高知市くたんだ2番14号、088-882-0811

58　さかわ町立こうほく国民健康保険病院、高岡郡さかわちょう甲1687番地、0889-22-1166

59　医療法人次田会足摺病院、とさしみずし旭町18の71、0880-82-1275

精神通院医療で指定する診療じょが所在する市町村の内訳は高知市が25、安芸市が２、南国市が２、須崎市が１、しまんと市が２、宿毛市が１、香南市が１、東洋町が２、

大川村が１、いの町が２、さかわ町が２、なかとさ町が１、しまんと町が１、梼原町が１、黒潮町が１です。

各病院ごとに、医療機関の名称、所在地、電話番号の順に記載しています。

１　福井小児科・内科・循環器科、高知市あたご町3丁目12の3、088-824-6556

２　内田神経外科、高知市　塚ノ原37、088-843-1002

３　青木脳神経外科・整形外科、高知市高須新町1丁目6の26、088-885-3600

４　長尾神経クリニック、高知市桟橋どおり3丁目1の15、088-834-0002

５　山下脳神経外科、高知市南もとまち3の13、088-825-2060

６　三宮心療クリニック、高知市あたご町3丁目11の27、088-824-3184

７　秋沢内科、高知市しののめ町8番47号、088-882-3770

８　メディカルカウンセリングルームいとうクリニック、高知市おうてすじ2丁目7番8号レジデンス大手前A503、088-820-7211

９　吉村神経内科リハビリクリニック、高知市百石町2丁目2番1号、088-832-6431

10　梅の辻クリニック、高知市梅ノ辻8番7号、088-833-4580

11　菜の花診療じょ、高知市おうてすじ1丁目9の22、088-825-1622

12　はまだ小児科、高知市桟橋どおり1丁目13の6、088-805-0855

13　原脳神経外科、高知市なかすいどう8の1、088-824-8181

14　クリニックひろと、高知市　長浜4823、088-841-2327

15　ながの内科クリニック、高知市にったちょう14番31号、088-837-1233

16　医療法人ケロケーロこどもクリニックケロちゃん、高知市うぐるす11の38の10、088-850-0415

17　医療法人マウナケアここからクリニック、高知市うぐるす11番38の10号あさくらメディカルビル3階、088-850-7877

18　桟橋みどりクリニック、高知市ひゃっこく町2丁目8の8、088-878-9310

19　医療法人奥田会前田診療じょ、高知市高須3丁目2の43の14、088-855-3923

５６ページ

20　はりまやばし診療じょ、高知市　はりまや町1丁目7の7川村ビル2階、088-884-6767

21　高知県立療育福祉センター、高知市若草町10番5号、088-844-5400

22　片岡小児科、高知市西じんぜんじ381の6、ハイツかおる1階、088-826-2811

23　らくだクリニック、高知市南もとまち30番地、088-855-5770

24　新本町クリニック、高知市北かねだ11の22ソフィアビル5階、088-856-7511

25　くすのせクリニック、高知市福井町811の1、088-872-2121

26　尾木医院、安芸市　ほんまち3丁目10の30、0887-34-3155

27　山本循環器内科・眼科、南国市駅前町3丁目1の41、088-864-2575

28　もりはた小児科、須崎市緑町90番地、0889-43-2211

29　まあるいこころクリニック、しまんと市具同6775の1、0880-31-1556

30　大野内科、しまんと市わたりがわ1丁目1番3号、0880-37-5281

31　田村内科クリニック、宿毛市宿毛あざ鷺洲5361の7、0880-63-1668

32　野根診療じょ、安芸郡東洋町大字野根へい1411の1、0887-28-1388

33　寿美医院、安芸郡東洋町甲浦542、0887-29-2824

34　大川村国保小松診療じょ、土佐郡大川村小松78の5、0887-84-2335

35　天王診療じょ、吾川郡いの町天王北3丁目4番地1、088-891-6678

36　とんぼクリニック、吾川郡いの町205番地、088-879-0222

37　梼原町立松原診療じょ、高岡郡梼原町松原578番地、0889-66-0031

38　石川ヘルスクリニック、高岡郡しまんと町榊山町7の23、0880-22-0002

39　さなだクリニック、高知市南はりまや町1丁目17番27号はりまやかん101、088-856-5522

40　つつい脳神経外科、安芸市ほんまち2丁目2番1号、0887-34-0221

41　脳外科・内科高知東クリニック、南国市篠原161番地4、088-821-6600

42　医療法人しょうせい会佐賀診療じょ、はた郡黒潮町さが746番地1、0880-55-2037

43　さいわい町幸せクリニック、高知市さいわいちょう6の1、088-873-5503

44　上ノ加江クリニック、高岡郡なかとさちょううえのかえ277の10、0889-40-2200

45　島崎クリニック高知市桟橋どおり2丁目12番5号、088-802-8710

46　疋田内科、香南市のいちちょうにしの2636の6、0887-56-2002

47　高知中央クリニック、高知市すぎいる14番15号、088-802-7007

48　高知こころクリニック、高知市いっく南町1丁目15の13マルナカ高知インター店2階、088-856-7489

49　医療法人じんせん会朝倉さわやかクリニック、高知市朝倉へい350番地1、088-850-0070

50　医療法人くすのせ駅前クリニック、高知市新本町1丁目14の3メディパーク高知駅3階、088-826-1702

51　医療法人福森会福森内科クリニック、高知市かずらしま2丁目3の21、088-884-3161

５７ページ

８日常生活の支援について

（１）相談支援事業

障害のある方の自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用などの相談に応じ、サービスの利用についての計画の作成や地域生活への移行などの支援を行います。

相談支援事業は、地域相談支援、計画相談支援、障害児相談支援という３つの分類からなります。

ここからは、それぞれの分類について概要、対象者、サービスを提供する事業者、具体的なサービス内容についての順番でご紹介します。

１地域相談支援

障害者支援施設や精神科病院、矯正施設、保護施設等から地域生活への移行支援を希望するかたに、地域生活へ移行するための支援、又は地域生活に移行後の支援を行います。

対象者は、障害者支援施設や精神科病院、矯正施設、保護施設等から退しょ又は退院して地域生活への移行を希望するかたです。

サービスを提供する事業者は指定一般相談支援事業者になります。

地域相談支援には２種類のサービスがあります。

１つ目は、地域移行支援で、障害者支援施設や精神科病院、矯正施設、保護施設等からの退しょ・退院を希望する方の意向、適性、障害の特性、環境や日常生活全般の状況を考慮して地域移行支援計画を作成し、面接や同行による支援を行います。

具体的には、一人暮らしに向けた体験的な宿泊、障害福祉サービス事業所の体験的な利用、地域移行の準備のための外出への同行などの支援を行います。

２つ目は、地域定着支援で、24時間の連絡体制を確保し、地域移行をされたかたが障害の特性に起因して緊急の事態が生じた場合に、利用者の自宅へ訪問するなどにより支援を行います。

２計画相談支援

障害福祉サービス等の利用を希望する障害のあるかたの自立した生活を支え、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。

対象者は、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用するすべての障害者、障害福祉サービスを利用するすべての障害児です。

サービスを提供する事業者は指定特定相談支援事業者になります。

計画相談支援には２種類のサービスがあります。

１つ目は、サービス利用支援で、障害のあるかたの心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮したサービス等利用計画の作成等を行います。

具体的には、支給決定又は支給決定の変更前にサービスとう利用計画案を作成し、支給決定又は支給決定の変更後にサービス事業者等との連絡調整及び計画を作成します。

２つ目は、継続サービス利用支援で、サービス等利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案してサービス等利用計画の見直しを行い、サービス等利用計画の変更等を行います。

３障害児相談支援

障害児つうしょサービスの利用を希望するかたに対して、一人ひとりの課題の解決や適切なサービス利用に向けたケアマネジメントを行います。

対象者は、障害児つうしょ支援を利用するすべての障害児です。

サービスを提供する事業者は指定障害児相談支援事業者になります。

障害児相談支援には２種類のサービスがあります。

１つ目は、障害児支援利用援助で、障害のある方の心身の状況や生活環境等を勘案し、適切な保健、医療、福祉、就労支援、教育等のサービスが総合的かつ効率的に提供されるよう配慮した

障害児支援利用計画の作成等を行います。

具体的には、支給決定又は支給決定の変更前に障害児支援利用計画案を作成し、支給決定又は支給決定の変更後にサービス事業者等との連絡調整及び計画を作成します。

２つ目は、継続障害児支援利用援助で、障害児支援利用計画が適切であるかどうかを一定期間ごとに検証し、その結果等を勘案して障害児支援利用計画の見直しを行い、障害児支援利用計画の変更等を行います。

５８ページ

（２）施設や事業所の利用

家庭での生活が難しい場合や、自立を目指して専門の支援を受けたいとき、障害のために就労することが難しい場合などに施設や事業所を利用することができます。

年齢や障害の種類、目的などによりさまざまな施設や事業所がありますので、利用の相談については、10ページに記載しています市町村等にお問い合わせください。

ここでは障害福祉サービス事業所・障害者支援施設の利用を希望する場合どういったサービスが使えるのか説明していきます。

各サービスの内容や対象者については、18ページをご参照ください。

地域生活支援事業は市町村によって実施状況が異なりますので、お住まいの市町村にお問い合わせください。

・自宅等での支援を希望する場合　居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護、自立生活援助

・外出への支援を希望する場合　　行動援護、同行援護、地域生活支援事業の中の移動支援事業

・一時的に夜間を含めて施設利用を希望する場合　短期入所（ショートステイ）

・地域での住まいの場を希望する場合　共同生活援助(グループホーム）、地域生活支援事業の中の福祉ホーム事業

・施設に入所して日中も夜間も含めた支援を希望する場合　施設入所支援

・通所などにより日中活動の場の利用を希望する場合　生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、就労移行支援、就労継続支援（A型・B型）、就労定着支援

地域生活支援事業の中の日中一時支援事業、地域活動支援センター

続いて、障害児支援の利用を希望する場合どういったサービスが使えるのか説明していきます。

各サービスの種類や内容については、33、34ページを参照ください。

・自宅等での支援を希望する場合　居宅介護（ホームヘルプ）、重度訪問介護（15才以上のみ）、居宅訪問型児童発達支援

・外出への支援を希望する場合　行動援護、同行援護、移動支援事業

・一時的に夜間を含めて施設利用を希望する場合　短期入所（ショートステイ）

・通所などにより日中活動の場の利用を希望する場合　児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援、日中一時支援事業

・施設に入所して日中も夜間も含めた支援を希望する場合　障害児入所支援（医療型・福祉型）

５９ページ

（３）小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付事業

小児慢性特定疾病の対象となっている児童に対して日常生活用具を給付しています。申請やお問合せについては10ページに記載している各市町村窓口まで

ご連絡ください。

なお、難病と重複する小児慢性特定疾病の児童については、障害者総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業の対象となりますのでご留意ください。

給付される日常生活用具については次のとおりです。

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子（電動以外）、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト

紫外線カットクリーム、ネブライザー（吸入器）、パルスオキシメーター、ストーマ装具（消化器系）、ストーマ装具（尿路系）、人工鼻

（４）高次脳機能障害者への相談支援

高次脳機能障害のある人やそのご家族のために、医療機関や就労支援機関などと連携して、就労や福祉サービスの利用に関する支援を行います。相談は無料です。

詳しい内容について、実施機関、高次脳機能障害の概要、高次脳機能障害の原因、障害者手帳の取得についての順番で説明していきます。

実施機関は、NPO法人脳損傷友の会高知青い空で、受付時間は月曜日から金曜日の８時30分から１７時、場所は高知市廿代町2-22近森リハビリテーション病院内です。

高次脳機能障害とは、交通事故や脳卒中などで脳が損傷されると、記憶能力の障害、集中力や考える力の障害、行動の障害、言葉の障害が生じることがあります。こうした障害を

「高次脳機能障害」といい、外からは分かりにくいため「見えない障害」とも呼ばれています。

交通事故や脳卒中などの後で、次のような症状があり、それが原因となって、対人関係に問題があったり、生活への適応が難しくなっている場合、高次脳機能障害が疑われます。

主な症状の例として４つご紹介します。

記憶障害　物の置き場所を忘れたり、新しい出来事を覚えていられなくなること。そのために何度も同じことを繰り返したり質問したりする。

注意障害　ぼんやりしていて、何かをするとミスばかりする。２つのことを同時にしようとすると混乱する。

遂行機能障害　自分で計画を立てて物事を実行することができない。いきあたりばったりの行動をする。

病識欠如　自分の障害に対する認識がうまくできない。障害がないかのようにふるまったり、言ったりする。

高次脳機能障害の原因で最も多いのは、脳血管障害（脳梗塞、脳出血、くも膜下出血など）です。脳の血管が詰まったり、出血を起こすことで、脳の機能を損なうものです。

次いで多いのは、外傷性脳損傷（脳外傷、頭部外傷）です。交通事故や転落事故などの際に頭に強い衝撃が加わることで、脳が傷ついたり（脳挫傷）、脳の神経線維が傷ついたり

（びまん性軸索損傷）するものです。

その他の原因としては、脳炎や低酸素脳症などがあります。

障害者手帳の取得については、高次脳機能障害によって日常生活や社会生活に制約があると診断されれば「器質性精神障害」として、精神障害者保健福祉手帳の申請対象になります。

精神障害者保健福祉手帳の詳細については、40ページをご覧ください。

６０ページ

指定障害福祉サービス事業所等一覧

平成25年４月に施行された「障害者総合支援法」では、障害者の範囲に「難病等」の方々が加わり、対象となる方々は、身体障害者手帳の有無に関わらず、必要と認められた障害福祉サービス等（障害児および障害者については、障害福祉サービス、相談支援、補装具及び地域生活支援事業。障害児については、障害児つうしょ支援及び障害児入所支援。）の受給が可能となりました。

障害福祉サービスの対象となる難病・疾患については、30～32ページをご参照ください。

なお、60～78ページのひょうのしゅたる対象欄には「難病等」の記載はありませんが、難病等の方々で障害福祉サービス等の利用を希望されるかたは、詳しい手続き方法などについて市町村の担当窓口までお問い合わせください。

指定相談支援事業所（令和５年５月１日現在）

事業所の数は96あり、所在市町村の内訳は上から順に高知市が42、室戸市が3、安芸市が2、南国市が6、土佐市が4、須崎市が1、しまんと市が3、すくも市が3、とさしみず市が3、こうなん市が2、かみ市が4、

東洋町が1、田野町が2、げいせい村が1、本山町が1、土佐町が1、大川村が1、いの町が3、なかとさ町が1、さかわ町が1、越知町が1、梼原町が2、日高村が2、しまんと町が2、津野町が1、大月町が1、黒潮町が2です。

事業所ごとに、事業所名称、電話番号、ファックス番号、所在地、事業所の種類、しゅたる対象者の順に記載しています。

１　高知市特定相談支援事業所｢しゃきょう｣

電話番号：088-878-9070

ファックス番号：088-878-9071

所在地：高知市百石町３丁目１番30号 南部健康福祉センターない

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

２　指定相談支援事業所てく・とこ・瀬戸

電話番号：088-842-8105

ファックス番号：088-841-2298

所在地：高知市瀬戸東まち３丁目109

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：知的障害者、精神障害者、障害児

３　特定相談支援事業所広場そよかぜ

電話番号：088-821-9958

ファックス番号：088-837-1088

所在地：高知市桟橋どおり２丁目７の３

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：知的障害者、精神障害者

４　あじさい園障害児しゃ相談支援事業所

電話番号：088-894-2828

ファックス番号：088-894-5555

所在地：高知市春野町秋山2801の15

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

５　ライフサポートあおぞら

電話番号：088-844-2852

ファックス番号：088-844-2937

所在地：高知市こうだ19の10

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

６　高知県立療育福祉センター

電話番号：088-844-1931

ファックス番号：088-844-4478

所在地：高知市若草町10番５号

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：障害児

７　すずめ相談支援センター

電話番号：088-883-6011

ファックス番号：088-883-6024

所在地：高知市丸池町１番１の１５号

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

８　しごと・生活サポートセンターウェーブ相談支援事業所

電話番号：088-820-1221

ファックス番号：088-820-1223

所在地：高知市きたほんまち１丁目８の７

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

９　高知ハビリテーリングセンター相談支援事業所

電話番号：088-842-1921

ファックス番号：088-842-2601

所在地：高知市春野町うちのたに63番地６

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

10　指定相談支援事業所みどり

電話番号：088-879-0282

ファックス番号：088-879-0283

所在地：高知市ひとつばし町一丁目159番１の102号

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：精神障害者

11　特定相談支援事業所　涅槃の家

電話番号：088-894-5100

ファックス番号：088-894-5053

所在地：高知市春野町弘岡下2454番地28

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：知的障害者

12　指定特定相談支援事業所　瀬戸　虹の夢

電話番号：088-837-2666

ファックス番号：088-841-9330

所在地：高知市横浜しんまち４丁目2205 黒潮ハイツ

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者

13　東部障害者福祉センター「とも」

電話番号：088-821-7037

ファックス番号：088-885-3556

所在地：高知市かづらしま４丁目３番３号

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：知的障害者、障害児

14　指定相談支援事業所　はる

電話番号：088-821-8888

ファックス番号：088-821-8887

所在地：高知市大津乙1955の3

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

15　特定相談支援事業所アドレス・高知

電話番号：088-837-3366

ファックス番号：088-837-3301

所在地：高知市池2171番地５

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者

16　アシスタント高知　相談支援事業所

電話番号：088-855-8720

ファックス番号：088-855-8721

所在地：高知市さんばしどおり３丁目29の４

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者

17　相談支援事業所　まあるい心

電話番号：088-855-4141

ファックス番号：088-855-4144

所在地：高知市朝倉き785番地６

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者

18　高次脳機能障害相談所　青い空

電話番号：088-803-4100

ファックス番号：088-803-4420

所在地：高知市塩屋崎町2の12の42

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、精神障害者

19　相談支援事業所Ｌｉｎｋ

電話番号：088-802-5138

ファックス番号：088-802-5139

所在地：高知市梅ノ辻12番１号

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

20　相談支援センター　もえぎ

電話番号：088-803-4442

ファックス番号：088-803-4750

所在地：高知市春野町芳原737番地１

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

21　指定相談支援事業所　すずらん

電話番号：088-855-9080

088-841-9330

所在地：高知市横浜しんまち４丁目2205

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

22　相談支援事業所　ヒラソル

電話番号：088-821-9212

ファックス番号：088-821-9213

所在地：高知市うしおしんまち２丁目５の２０

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

23　えだは

電話番号：088-866-0240

ファックス番号：088-866-0242

所在地：高知市大津乙1024番地３

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

24　多機能型児童療育支援事業所　ともに

電話番号：088-881-1738

ファックス番号：088-881-1739

所在地：高知市いっくなかまち３丁目２７の３

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：障害児

25　指定相談支援事業所 ユウアンドアイ

電話番号：088-881-5100

ファックス番号：088-881-5101

所在地：高知市桟橋どおり３丁目14の11 田中ビル2階

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

26　きょたくこ結び

電話番号：088-833-9030

ファックス番号：088-881-3072

所在地：高知市百石町４丁目11番地３号 2かい

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

27　相談支援事業所フレンズ

電話番号：088-855-8559

ファックス番号：088-855-8372

所在地：高知市高須しんまち４丁目２の27

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

28　Samradやまうさぎ

電話番号：088-856-6540

ファックス番号：088-854-7882

所在地：高知市福井扇町13の9

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

29　高知中央相談支援事業所

電話番号：088-855-7794

ファックス番号：088-855-7776

所在地：高知市きたたかみ町50番１号

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

30　相談支援事業所　アイビー

電話番号：088-881-5218

ファックス番号：088-881-5219

所在地：高知市きたほんまち１丁目４番25号

事業所の種類：指定一般、指定特定

しゅたる対象者：精神障害者

６１ページ

31　「めい」相談支援事業所

電話番号：088-881-5806

ファックス番号：088-881-6563

所在地：高知市あぞうのなかまち12の6 やちよハイツ2FのE

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

32　相談支援事業所　Hana

電話番号：088-847-4674

ファックス番号：088-854-3101

所在地：高知市仁井田1610番地４

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

33　グッドサポート

電話番号：088-821-7288

ファックス番号：088-821-7288

所在地：高知市朝倉へい762の1

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：障害児

34　相談支援事業所　しんほんまち

電話番号：088-822-3364

ファックス番号：088-872-2027

所在地：高知市しんほんまち2丁目10番24号

事業所の種類：指定一般、指定特定

しゅたる対象者：精神障害者

35　相談支援事業所　Clover

電話番号：088-856-8700

ファックス番号：088-856-8701

所在地：高知市ひとつばし町2丁目27の2 パームビル2かい

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

36　相談支援事業所青い鳥

電話番号：088-841-1327

ファックス番号：088-841-1330

所在地：高知市ながはま6557番地217

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：知的障害者、精神障害者、障害児

37　相談支援事業所　リリー

電話番号：088-881-7476

ファックス番号：088-881-7476

所在地：高知市とおづ５丁目20番27号

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

38　障害児相談支援事業所　高知ふれんど

電話番号：088-803-5550

ファックス番号：088-803-5770

所在地：高知市しんほんまち１丁目７の30

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：障害児

39　指定特定相談支援事業所　よつば

電話番号：088-883-8383

ファックス番号：088-881-2338

所在地：高知市しののめちょう４の６の207号

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

40　相談支援事業所　おさかなくらぶ

電話番号：088-856-8841

ファックス番号：088-856-8842

所在地：高知市ひじま町３丁目１９番

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者

41　特定相談支援事業所　ぷらす

電話番号：080-5666-4837

ファックス番号：080-803-7030

所在地：高知市あぞうのにしまち２丁目１の１３

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

42　相談支援事業所　アクア

電話番号：088-802-8741

ファックス番号：088-802-8742

所在地：高知市福井町３１２７

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

43　相談支援センターはまゆう

電話番号：0887-98-7004

ファックス番号：0887-23-1145

所在地：室戸市室津948番地8

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

44　相談支援事業所　しえんの舎

電話番号：0887-24-4411

ファックス番号：0887-27-3243

所在地：室戸市さきはま町1582の１

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者

45　相談支援センター　むろと

電話番号：0887-22-1348

ファックス番号：0887-22-1346

所在地：室戸市りょうけ87番地

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

46　地域活動支援センターニコスマイル

電話番号：0887-35-2915

ファックス番号：0887-35-8549

所在地：安芸市ほんまち３丁目３番７号

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

47　ヒューマンネットワーク

電話番号：0887-35-1150

ファックス番号：0887-35-1170

所在地：安芸市ほんまち３丁目12番21号

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

48　地域活動支援センター「南国」

電話番号：088-854-8100

ファックス番号：088-855-6900

所在地：南国市ひよし町２の３の28社会福祉センター２階

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

49　土佐希望の家　医療福祉センター（相談支援）

電話番号：088-863-2131

ファックス番号：088-863-2133

所在地：南国市こごめ107番地

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、障害児

50　きてみいや

電話番号：088-878-6399

ファックス番号：088-863-0677

所在地：南国市もとまち３丁目１番６号

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：知的障害者、障害児

51　相談支援センターびぃーず

電話番号：088-864-2221

ファックス番号：088-864-1789

所在地：南国市おおそねおつ2288番地

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：知的障害者、精神障害者、障害児

52　相談支援センターアルペジオ

電話番号：088-862-3090

ファックス番号：088-862-2562

所在地：南国市そやま290番地の２

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者

53　相談支援事業所コージー

電話番号：088-862-1084

ファックス番号：088-862-1083

所在地：南国市くれだ139の4

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

54　「ひまわり」

電話番号：088-855-6789

ファックス番号：088-852-2577

所在地：土佐市高岡町甲31の９

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者

55　のぞみ

電話番号：088-852-6919

ファックス番号：088-852-3452

所在地：土佐市高岡町甲2017番地１

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

56　さくら

電話番号：080-2990-0432

ファックス番号：088-852-4259

所在地：土佐市高岡町乙1393番地１

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者

57　相談支援センターくすのき

電話番号：088-854-0231

ファックス番号：088-854-0535

所在地：土佐市蓮池533番地

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：知的障害者

58　すさき市生活支援・総合相談センター ほっと

電話番号：0889-40-0358

ファックス番号：0889-42-7876

所在地：須崎市みなみふるいちまち６番３号交流ひろばすさき3階

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

59　しまんと市社会福祉協議会相談支援事業所

電話番号：0880-34-3641

ファックス番号：0880-34-3859

所在地：しまんと市なかむらひがしまち２丁目４番13号

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

60　わかふじ

電話番号：0880-35-4094

ファックス番号：0880-35-4091

所在地：しまんと市こつか1801の1

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

61　相談支援事業所ゆくり

電話番号：0880-35-6120

ファックス番号：0880-35-6122

所在地：しまんと市駅前町10の22

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

62　幡多希望の家医療福祉センター（相談支援）

電話番号：0880-66-2212

ファックス番号：0880-66-2215

所在地：宿毛市やまな町よしな3365番地

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

63　相談支援事業所　宿毛授産園

電話番号：0880-63-5651

ファックス番号：0880-63-5653

所在地：宿毛市貝塚19番21号

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：知的障害者

64　はた相談支援センターねっと

電話番号：0880-63-9900

ファックス番号：0880-63-9922

所在地：宿毛市中央３丁目２の15

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

65　とさしみず市社会福祉協議会相談支援事業所

電話番号：0880-82-3500

ファックス番号：0880-82-4047

所在地：とさしみず市寿町11番９号

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

66　たいよう

電話番号：0880-82-8899

ファックス番号：0880-82-8900

所在地：とさしみず市いぶり55

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

67　ふくしねっとＣｏＣｏてらす相談支援事業所

電話番号：0880-87-9209

ファックス番号：0880-87-9216

所在地：とさしみず市浜まち６番22号

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

68　あけぼの

電話番号：0887-57-7180

ファックス番号：0887-57-7181

所在地：こうなん市かがみ町しもぶん684の１

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

６２ページ

69　特定相談支援事業所のぞみ

電話番号：0887-57-3101

ファックス番号：0887-57-3102

所在地：こうなんしよしかわ町古川340番地２

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

70　地域活動支援センター「かみ」

電話番号：0887-53-7077

ファックス番号：0887-52-8088

所在地：かみ市とさ山田ちょう1689の１

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

71　指定特定相談支援事業所白ゆり

電話番号：0887-52-4131

ファックス番号：0887-52-1167

所在地：かみ市とさ山田ちょう山田1192の１

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：知的障害者

72　相談支援センターあななう

電話番号：0887-52-8174

ファックス番号：0887-52-8176

所在地：かみ市とさ山田ちょうひがしほんまち１丁目３番地20号めいこう館101

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

73　特定相談支援事業所　ウェルジョブ相談支援センター

電話番号：0887-57-2099

ファックス番号：0887-57-2044

所在地：かみ市とさ山田ちょう百石町１丁目14番９号

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

74　東洋町相談支援事業所

電話番号：0887-29-3186

ファックス番号：0887-24-3052

所在地：東洋町おおあざいくみ756の８

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

75　相談支援事業所ちゅうげい

電話番号：0887-38-3288

ファックス番号：0887-38-3288

所在地：田野町815番地

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

76　ぷらうらんど

電話番号：0887-38-3822

ファックス番号：0887-38-2287

所在地：田野町907番地１

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

77　げいせい村社会福祉協議会相談支援事業所

電話番号：0887-32-2211

ファックス番号：0887-32-2211

所在地：げいせい村わじき甲1290番地

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

78　地域相談支援センターしゃくなげ

電話番号：0887-76-2811

ファックス番号：0887-76-2810

所在地：本山町北山甲303の１

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

79　土佐町社会福祉協議会 相談支援事業所

電話番号：0887-82-1067

ファックス番号：0887-82-1069

所在地：土佐町土居206番地

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

80　大川村社会福祉協議会相談支援事業所

電話番号：0887-84-2361

ファックス番号：0887-70-1815

所在地：大川村小松78番地６

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

81　指定特定相談支援事業所「あいの」

電話番号：088-850-4500

ファックス番号：088-850-4511

所在地：いの町1400番地

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者

82　相談支援センターひだまり

電話番号：088-892-0515

ファックス番号：088-893-4870

所在地：いの町1400番地　いの町社会福祉協議会ない

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

83　指定特定相談支援事業所「ら・ら・ら」

電話番号：088-893-6411

ファックス番号：088-893-6411

所在地：いの町6032番３

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者

84　なかとさ町相談支援事業所

電話番号：0889-52-2880

ファックス番号：0889-52-2880

所在地：なかとさ町くれ6551の3

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

85　障害者相談支援センターさかわ

電話番号：0889-22-1510

ファックス番号：0889-22-5621

所在地：さかわ町乙2310番地

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

86　こうごほく広域ちょうそん事務組合相談支援事業所

電話番号：0889-20-9111

ファックス番号：0889-20-9112

所在地：越知町越知甲2562番地　越知町民会館内

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

87　カルスト会特定相談支援事業所

電話番号：0889-65-0287

ファックス番号：0889-65-0288

所在地：梼原町ひろの644番地

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者

88　相談支援事業所あのね

電話番号：0889-65-1235

ファックス番号：0889-65-1237

所在地：梼原町かわにしじ2321番地1

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

89　指定特定相談支援事業所わのわ

電話番号：0889-24-4004

ファックス番号：0889-20-1722

所在地：日高村沖名３の２

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：知的障害者、精神障害者

90　日高村社会福祉協議会　相談支援事業所

電話番号：0889-24-5310

ファックス番号：0889-24-7626

所在地：日高村沖名５

事業所の種類：指定特定

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者

91　相談支援事業所わらわ

電話番号：0880-29-0015

ファックス番号：0880-29-0016

所在地：しまんと町ひがしまち４番10号

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

92　社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会　しまんと町社協相談支援事業所

電話番号：0880-22-1195

ファックス番号：0880-22-1138

所在地：しまんと町しげくし町11番30号

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

93　相談支援センターつの

電話番号：0889-55-2751

ファックス番号：0889-55-2119

所在地：津野町ひめのの431番地1

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

94　大月町指定相談支援事業所

電話番号：0880-73-1119

ファックス番号：0880-62-4878

所在地：大月町鉾土603番地

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

95　相談支援事業所すてっぷ

電話番号：0880-43-1675

ファックス番号：0880-43-1675

所在地：黒潮町うきぶちヤマウジ3635の２

事業所の種類：指定一般、指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

96　相談支援事業所くろしお

電話番号：0880-43-0315

ファックス番号：0880-43-0317

所在地：黒潮町いりの2017の１

事業所の種類：指定特定、指定障害児

しゅたる対象者：身体障害者、知的障害者、精神障害者、障害児

６３ページ

居宅介護・重度訪問介護・同行援護・行動援護　指定事業所（令和５年５月１日現在）

事業所すうは148かしょあり、事業所名称、電話番号、ファックス番号、事業所所在地、実施するサービスの種類、主たる対象者の順に記載しています。

ヘルパーステーションソレイユ　088-856-5557　088-837-0375　高知市東城山町163番地1　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ピアハウス高知24時間ヘルパーステーションピア　088-840-3407　088-843-5258　高知市塚ノ原37-19　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

ホームヘルパーステーション城西　088-871-5965　088-871-5965　高知市大膳町１番25号２階　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、精神障害者

ホームヘルパーステーションいずみの　088-845-8770　088-845-7514　高知市薊野北町3丁目2番28号　居宅介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

ニチイケアセンター旭　088-820-6211　088-820-6212　高知市旭町2丁目22番15号アーバンハイツ旭　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンター高知　088-878-1271　088-878-1275　高知市杉井流1番2号　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンターくま　088-875-7566　088-875-7567　高知市おづ町5-2ダイアパレスおづ町103　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンター百石　088-805-1827　088-831-1756　高知市百石町2丁目3番14号　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンターあさくら　088-850-7010　088-844-4222　高知市針木東町8－19　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーション虹　088-844-2429　088-844-0689　高知市旭上町32　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

ヘルパーステーションレインボーうしおえ　088-833-5332　088-833-9609　高知市たかみ町363-1　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

ヘルパーステーションほほえみ　088-832-4911　088-803-5519　高知市こうだ2291-11　 居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションおせっかい　088-832-2200　088-837-7365　高知市うしおしん町1丁目13-26　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、障害児

ヘルパーステーションさつき　088-823-3030　088-823-3106　高知市円行寺52番10　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、精神障害者

高知市社会福祉協議会ヘルパーステーション　088-820-6865　088-823-8109　高知市丸ノ内1丁目7番45号　居宅介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者

障害福祉やさしいグループ　088-856-8061　088-856-8062　高知市南ごうノ瀬町162-1　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

朝日サービス（株）指定訪問介護事業所　088-837-9145　088-837-9146　高知市ながはま666　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

有限会社エムズまごころサービス　088-802-3070　088-802-3071　高知市秦南町2丁目22-15　居宅介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ケア・アシストふれあい　088-834-0323　088-834-0362　高知市北竹島町370-10　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

有限会社ハッピーケアこうち　088-802-6613　088-855-9332　高知市旭天神町64番　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

ヘルパーステーションてとて　088-878-8622　088-878-8685　高知市北本町４丁目５－２５　居宅介護、重度訪問介護、行動援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションえくぼ　088-844-5600　088-844-6006　高知市かもべ1丁目11-2　2103号　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

あゆみ介護事業所　088-854-5550　088-833-2368　高知市南竹島町16-11　1階3号　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションえのくち　088-854-8867　088-854-8868　高知市駅前町3-13管理棟第2別館1階　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションゆずりは　088-854-9601　088-841-3270　高知市ながはま1349-1　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

社会福祉法人高知市社会福祉協議会介護センターあじさい会館指定訪問介護事業所　088-894-3572　088-894-3733　高知市春野町西分1-1　居宅介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者

アートケア・ヘルパーステーション　088-803-8403　088-821-6140　高知市ながはま4450番地1　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、障害児

株式会社　介護サービスほのか　088-855-3733　088-803-5739　高知市高須東町3番25号モーメントヤマイチ101号　居宅介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、障害児

ソレイユ・ケアセンター　088-854-6067　088-854-6087　高知市あぞうの西町3丁目23-8第二清風荘1階西　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

ヘルパーステーションはち　088-855-5644　088-837-8011　高知市ろくせんじ町221-1第2ろくせんじビル103号　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護　主たる対象者の特定なし

あっぷらいふ　088-879-5503　088-879-5931　高知市越前町1-12-10　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者

セントケア高知　088-882-5771　088-882-5772　高知市こうそね21-17ルミエールこうそね212号　居宅介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、障害児

ヘルパーステーションオリザ　088-805-1655　088-837-7903　高知市桟橋通１丁目12-17　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションワンアップ　088-855-7508　088-855-7509　高知市桟橋通4丁目16-44コーポ三粧１階北　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

福祉センターあさくら　088-850-7505　088-850-7508　高知市朝倉己771-9解放センター2階　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護　主たる対象者の特定なし

訪問介護事業所ジョイハッピィ　088-855-5311　088-855-5400　高知市おづ町2番地10号　居宅介護　主たる対象者の特定なし

お茶の間ヘルパーステーション　088-879-3264　088-879-3265　高知市介良乙3137-5なのはなビル2階　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンター瀬戸南　088-805-2310　088-805-2312　高知市瀬戸南町2丁目8-36　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーよさく　088-828-4390　088-874-4202　高知市朝倉丙1543　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションシルキーマリン　088-856-7751　088-856-7752　高知市入明町7番7号　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者

ヘルパーステーションぬくもり088-875-3642088-875-3647高知市たかじょう町2丁目2-25　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

６４ページ

ヘルパーステーションミカリ　088-856-6425　088-856-6426　高知市かもべ1丁目8-11山ノ橋コーポ102　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションなかよし　088-855-7823　088-855-7824　高知市高須新町2丁目15番5号サンハイツ小松105号　居宅介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションあやめ　088-856-5779　088-856-5780　高知市朝倉甲488番地11藤原第1ビル3階　居宅介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションりんくす　088-883-0113　088-883-0115　高知市杉井流26－11　居宅介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ホームヘルパーステーションはる　088-821-8888　088-821-8887　高知市大津乙１９５５－３　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンター愛宕　088-802-2913　088-802-2914　高知市愛宕町4丁目17番7号　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

訪問介護フレンズ　088-803-4140　088-855-8372　高知市大津甲79番地1　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションあざみ　088-820-2010　088-820-2010　高知市一宮東町５丁目１番地15号　居宅介護　主たる対象者は知的障害者

ヘルパーステーションシルキーマリンやいろ　088-856-7866　088-856-7867　高知市高見町23ファミリーハウスやいろ2階　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者

ヘルパーステーション彩　088-879-1429　088-879-1429　高知市桜井町1丁目8-9　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ケアサポートよつ葉　088-883-8383　088-881-2338　高知市しののめ町４－６－207号　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

パラヘルパーステーション　088-881-5755　088-848-2992　高知市長浜1658-22　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ふれあいセンター青葉　088-884-0872　088-884-0872　高知市桜井町2丁目6－34　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーション・介護塾　088-834-1880　088-879-6984　高知市石立町91-1　居宅介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

ケアフィオーレ高知　088-821-2880　088-821-2883　高知市本町3丁目3－23　居宅介護　主たる対象者の特定なし

介護ステーション才加　088-843-2425　088-843-2425　高知市かもべ1丁目17－7　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

ヘルパーステーションお結び　088-881-5358　088-881-3072　高知市百石町4丁目11番地3号　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションかがやき　088-874-3134　088-874-3134　高知市二葉町8番18号　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

介護24フジヘルパー　088-854-3500　088-854-3500　高知市潮見台2丁目1812　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーション真心　088-855-6570　088-855-6570　高知市高須新木3-36ホワイエ高須101号　居宅介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンターかもだ　088-837-1005　088-837-7050　高知市こうだ806-9楠瀬ビル1階　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションひびき　088-802-8243　088-802-8244　高知市大津乙893-1ルミネハイツ1階　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションラビック　088-821-6366　088-856-6352　高知市一宮西町4丁目24番20号　同行援護、行動援護　主たる対象者の特定なし

訪問介護ステーション万々の恵　088-881-5588　088-881-5501　高知市愛宕町4丁目7-9　居宅介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションまろ　088-821-6282　088-821-8133　高知市高知市朝倉己132-2　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンター高知東　088-878-8005　088-883-0703　高知市高知市高須東町１４－４ドリームハウス寿１階101号室　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

訪問介護事業所スマートケア　088-841-4245　088-841-4245　高知市瀬戸南町2丁目3-6　居宅介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、障害児

ホームケア土屋高知　050-3138-5079　050-6868-2665　高知市南御座1-33　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

やまもも　088-855-7325　088-821-8507　高知市けら甲844番地3レジデンスKERANO403　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションたんぽぽ　088-881-7880　088-881-7881　高知市瀬戸南町2丁目17-13　居宅介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

高知中央ヘルパーステーション　088-854-7767　088-855-7776　高知市北たかみ50-1　居宅介護　主たる対象者の特定なし

訪問介護事業所そらいろ　088-828-8850　088-828-8851　高知市朝倉西町2丁目13-25　居宅介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションかなで　088-856-6510　088-856-6511　高知市こうだ526-49杉本ハイム2階西号室　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションミカリ潮江　088-821-9212　088-821-9213　高知市北新田町9番23号　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションやわらぎ　088-821-6735　088-821-6736　高知市かもべ高町16番33号　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションほっとすまいる　088-879-6801　088-879-6802　高知市鷹匠町1丁目1-16　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

訪問介護事業所悠生　088-821-8460　088-821-8461　高知市あぞうの北町2丁目7-11　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

訪問介護サービスあすなろ　0887-25-3450　0887-25-3451　室戸市吉良川町乙2004-1　居宅介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

ホームヘルパーステーションあんず　0887-27-3480　0887-27-3481　室戸市さきはま町3589番地1　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションひまわり　0887-22-3007　0887-22-3010　室戸市室津1775-8　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパー事業所ゆめ　0887-98-7037　0887-98-7018　室戸市元甲1076　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

６５ページ

ヘルパーステーションはな　0887-26-1041　0887-26-1041　室戸市羽根町甲880番地1　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ホームヘルパーステーションあき　0887-35-2915　0887-35-8549　安芸市寿町2-8　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションあったか　0887-34-8519　0887-34-1346　安芸市しょうのしば町3-3　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

ヒューマンケア・安芸　0887-35-1150　0887-35-1170　安芸市本町3丁目12番21号　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンター南国　088-878-2838　088-878-2848　南国市おおそね甲1640-38岩崎ビル　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

冨士屋ヘルパーステーションベターライフ　088-864-3799　088-864-2385　南国市後免町2丁目1番19号　居宅介護　主たる対象者の特定なし

指定身体障害者居宅介護事業所ヘルパーステーションニシダ順天堂　088-863-6878　088-804-6771　南国市おおそね甲1705　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーション紬　088-879-4957　088-879-4957　南国市緑ヶ丘二丁目642番地　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

訪問介護ステーションアストロ　088-803-5886　088-803-6022　土佐市はげ48番地2　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンター土佐　088-850-2650　088-850-2652　土佐市蓮池字渡し上り2022野田マンション　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

訪問介護事業所さくらんぼ　088-852-6613　088-852-6623　土佐市高岡町乙33　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

訪問介護ステーション　愛浜088-856-1717　088-856-1701　土佐市宇佐町宇佐2394番地の5　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションすまいる　088-828-5288　088-856-5512　土佐市高岡町乙3234-1　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

晴レルヤ　088-856-2977　088-856-2977　土佐市宇佐町宇佐字近安1913番地5　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

特定非営利活動法人宇佐在宅介護センター　088-850-3888　088-850-3889　土佐市宇佐町宇佐398番地5　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

訪問介護サービスステーションすずめ　088-856-2703　088-854-8002　土佐市宇佐町宇佐2487　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションさくら　088-855-5205　088-855-5206　土佐市高岡町乙775番地37　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパー事業所きざし　088-852-2068　088-852-2068　土佐市蓮池2639番地　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護　主たる対象者の特定なし

訪問介護サービスステーション「てとて」　088-856-1557　088-856-2375　土佐市宇佐町宇佐3157番地2　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

須崎市社会福祉協議会指定訪問介護事業所　0889-42-0789　0889-42-7876　須崎市南古市町6番3号　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションすまいる須崎　0889-42-0277　0889-42-0278　須崎市緑町1-16嶋ハイツ1階中央　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

訪問介護事業所黒潮　0880-35-3960　0880-35-3961　しまんと市中村愛宕町28番地　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

訪問介護事業所四万十の郷　0880-34-1888　0880-34-1889　しまんと市安並字東丸5803番地　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者

訪問介護ステーションあらたケアサービス　0880-35-9001　0880-35-9005　しまんと市中村大橋通6丁目3-7とらやビル3階4号　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンター四万十　0880-31-0251　0880-31-0017　しまんと市こつか3448-1　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーション介援隊　0880-34-9180　0880-34-9183　しまんと市ぐどう5303番地4　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションゆらり　0880-34-8738　0880-34-8739　しまんと市駅前町13番3号大正ビル1階　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

宿毛中央ホームヘルパーステーション　0880-63-1103　0880-63-3326　宿毛市中央7丁目5番44号　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

ちいきの訪問介護　090-1009-0294　0880-63-9295　宿毛市中央6丁目2-1　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンターすくも　0880-65-5122　0880-65-5025　宿毛市高砂27-34　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

医療法人聖真会ホームヘルプサービスセンター「あったか渭南」　0880-82-4185　0880-82-4186　土佐清水市越前町6番10号　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

亀の子ヘルパーステーション　0880-82-1057　0880-82-1058　土佐清水市グリーンハイツ8番2号　居宅介護　主たる対象者の特定なし

障害者福祉サービス事業所ふれあいの里　0887-57-7302　0887-57-7305　香南市香我美町下分646　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーション　かがみ　0887-57-1103　0887-57-1106　香南市香我美町岸本トノ丸205番地1　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、障害児

ヘルパーステーション白岩　0887-56-1401　0887-56-1401　香南市野市町東佐古727-2　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーション向日葵　0887-52-8495　0887-52-8496　香南市野市町西野2123番地25天台山マンション202号室　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ニチイケアセンター香南東　0887-55-5228　0887-55-5237　香南市赤岡町985-1シーサイドコーポ松本103号室　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

香美市社協ヘルパーステーション八王子　0887-53-5800　0887-53-5470　香美市土佐山田町262番地1　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

冨士屋ベターライフ香北　0887-59-3113　0887-52-8122　香美市香北町にろうの177番地4　居宅介護　主たる対象者の特定なし

ホームヘルパーステーションあん　0887-53-5121　0887-53-1338　香美市土佐山田町宝町4丁目4番32号　YSマンション105号室　居宅介護、行動援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションあさひ　0887-57-6333　0887-57-6334　香美市土佐山田町旭町4丁目2番6号　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

６６ページ

東洋町訪問介護事業所　0887-24-3213　0887-29-3145　東洋町大字生見756番地8　居宅介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

ヘルパーステーションさくら　0887-38-8605　0887-38-5564　奈半利町乙3704-1　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションてのひら　0887-38-4080　0887-38-2656　奈半利町乙440番地1　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

本山町社会福祉協議会指定障害者訪問介護事業所　0887-76-2312　0887-76-2381　本山町本山1041　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

社会福祉法人大豊町社会福祉協議会ホームヘルプサービス　0887-73-1200　0887-73-1044　大豊町黒石345番地7　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

土佐町指定訪問介護事業所　0887-82-1067　0887-82-1069　土佐町土居206番地　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

ニチイケアセンターいの　088-850-4315　088-892-5040　いの町1700番地　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

訪問介護事業所あずみ　088-893-0607　088-893-0608　いの町枝川319　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションささえ　088-855-4580　088-855-7037　いの町3673　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、障害児

ヘルパーステーション優花　088-879-4707　088-879-4708　いの町駅南町62-2　居宅介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションいの　088-893-0150　088-802-8830　いの町1648-11　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

ヘルパーala　088-892-2602　088-855-6128　いの町枝川313サントス枝川407　居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護　主たる対象者の特定なし

ぬくもり介護センターおおの　0889-20-2777　0889-20-2778　仁淀川町森3675番地　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

サポートセンターほのか　0889-35-0250　0889-20-2012　仁淀川町大崎264-8　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

中土佐町訪問介護事業所　0889-52-3523　0889-52-2669　中土佐町上ノ加江5163番地4　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

株式会社ケアセンターさかわ　0889-22-0622　0889-22-0623　佐川町乙2158番地36　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

社会福祉法人越知町社会福祉協議会指定障害福祉サービス事業所　0889-26-1149　0889-26-3821　越知町越知甲2457番地　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

介護サービスなごみ高知事業所　0889-26-2550　0889-26-2551　越知町越知甲1580-1　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、障害児

介護サービスなごみ梼原事業所　0889-65-1200　0889-65-1280　梼原町広野379居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

ヘルパーステーションひだか　0889-20-1665　0889-20-1618　日高村沖名1番地　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者は身体障害者、精神障害者

津野町社会福祉協議会指定訪問介護事業所　0889-55-2115　0889-55-2119　津野町姫野々431-1　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会指定居宅支援事業所くぼかわ　0880-22-1195　0880-22-1138　しまんと町茂串町11番30号　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

社会福祉法人しまんと町社会福祉協議会指定居宅支援事業所せいぶ　0880-27-1177　0880-27-1178　しまんと町大正32-1　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

大月町指定居宅介護事業所　0880-73-1119　0880-62-4878　大月町鉾土603　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

社会福祉法人黒潮町社会福祉協議会支援介護事業所くろしお　0880-43-0315　0880-43-0315　黒潮町佐賀1080-1　居宅介護、重度訪問介護、同行援護　主たる対象者の特定なし

共生型居宅介護事業所（令和５年５月１日現在）

事業所すうは2かしょあり、事業所名称、電話番号、ファックス番号、事業所所在地、実施するサービスの種類、主たる対象者の順に記載しています。

ヘルパーステーションラビック　088-821-6366　088-856-6352　高知市いっく西町4丁目24番20号　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

よこはまほっとステーション　088-837-2122　088-841-5311　高知市横浜東町2-47　居宅介護、重度訪問介護　主たる対象者の特定なし

６７ページ

短期入所指定事業所（令和５年５月１日現在）

事業所すうは57かしょあり、事業所名称、定員数、併設又は空床の別、運営主体、郵便番号、事業所所在地、電話番号、ファックス番号、主たる対象者の順に記載しています。

てく・とこ・せと　2名　併設型　（福）てくとこ会　781-0252　高知市瀬戸東町3丁目109番地　088-841-2144　088-841-2298　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

高知県立療育支援センター　8名　併設型、空床型　高知県　780-8081　高知市若草町10番5号　088-844-1921　088-840-4935　主たる対象者は障害児

アドレス・高知　3名　併設型　（福）ミレニアム　781-0111　高知市池2171番地5　088-837-3366　088-837-3301　主たる対象者は身体障害者

福祉牧場おおなろ園　2名　併設型　（福）昭和会　780-8040　高知市こうだ2485-2　088-831-0200　088-831-9977　主たる対象者は知的障害者

短期入所生活介護事業所あざみの里　空床型　（福）秦ダイヤグラフ福祉会　781-0011　高知市あぞうの北町2丁目25番地8号　088-803-1122　088-831-9977　主たる対象者は身体障害者

短期入所生活介護事業所グランボヌール　10名　併設型　（福）南海福祉会　781-5101　高知市ぬのしだ字みやのへ1362　088-845-5400　088-845-5551　主たる対象者は身体障害者

独立行政法人国立病院機構高知病院　空床型　(独)国立病院機構高知病院　780-8077　高知市朝倉西町1丁目2番25号　088-844-3111　088-843-6385　主たる対象者は知的障害者、障害児

あじさい園短期入所事業所　空床型　(福)高知小鳩会　781-0321　高知市春野町秋山2801-15　088-894-2828　088-894-5555　主たる対象者は知的障害者

高知ハビリテーリングセンター　2名　併設型、空床型　(福)ファミーユ高知　781-0313　高知市春野町内ノ谷63番地6　088-842-1921　088-842-2601　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

短期入所生活介護事業所絆の広場　20名　併設型、空床型　(福)秦ダイヤライフ福祉会　781-8135　高知市一宮南町1丁目4-75　088-846-5001　088-846-5006　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

短期入所事業所にじいろホーム介良　1名　併設型　(株)四国ライフケア　781-5106　高知市けら乙1195-1　088-802-6830　088-802-6831　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

短期入所事業所にじいろホーム上町　1名　併設型　(株)四国ライフケア　780-0921　高知市井口町11　088-802-7633　088-802-7634　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

グループホームＲＡＳＩＥＬ高知　1名　併設型　(株)ラシエル　781-8134　高知市いっく中町2丁目7番21号　088-846-6661　088-846-6662　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

短期入所事業所にじいろホーム瀬戸　2名　併設型　(株)四国ライフケア　781-0270　高知市ながはま1345-5　088-855-6963　088-855-6964　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

むろと・はまゆう園　1名　併設型、空床型　(福)室戸はまゆう会　781-7102　室戸市室津928番地1　0887-23-1138　0887-23-1145　主たる対象者は知的障害者

短期入所事業所ステージ桜ヶ丘　2名　(福)土佐厚生会　784-0020　安芸市西浜2373番地　0887-34-3736　0887-32-0031　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

ホップ日和　3名　併設型　（特非）ホップあきの会　784-0046　安芸市下山594番地1　0889-37-9750　0887-37-9750　主たる対象者は知的障害者

土佐希望の家医療福祉センター（短期入所）　空床型　(福)土佐希望の家　783-0022　南国市しこごめ107番地　088-863-2131　088-863-2133　主たる対象者は知的障害者、障害児

短期入所事業所こくふ　4名　併設型、空床型　(福)土佐厚生会　783-0052　南国市左右山290-2　088-862-3322　088-862-2562　主たる対象者の特定なし

南海学園　空床型　(福)来島会　783-0005　南国市おおそね乙2288　088-864-2221　088-864-1789　主たる対象者は知的障害者、障害児

知的障害児短期入所事業所南海学園　空床型　(福)来島会　783-0005　南国市おおそね乙2288　088-864-2221　088-864-1789　主たる対象者は障害児

かるむ　1名　空床型　(福)来島会　783-0005　南国市おおそね乙2288　088-864-2239　088-864-2221　主たる対象者は知的障害者

グループホームコージー　1名　併設型、空床型　(福)コージー南国　781-0063　南国市久礼田121-1　088-862-1084　088-862-1083　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

短期入所事業所とさ　4名　併設型、空床型　(福)土佐厚生会　781-1143　土佐市はげ1244-1　088-852-2944　088-852-3611　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

わかぎ寮　5名　併設型、空床型　(福)光の村　781-1154　土佐市新居2798-6　088-856-1060　088-856-3667　主たる対象者は知的障害者、障害児

「た・い・よ・う」　4名　単独型　(福)太陽福祉会　781-1143　土佐市波介1206-10　088-850-2385　088-852-6125　主たる対象者は知的障害者

障害者支援施設くすのき園　3名　併設型　(福)くすのき　781-1105　土佐市蓮池533番地　088-854-0231　088-854-0535　主たる対象者は知的障害者、障害児

短期入所事業所あしたば　6名　単独型　学校法人光の村学園　781-1154　土佐市新居2829番地　088-856-1069　088-828-6570　主たる対象者は知的障害者、障害児

グループホームリッシュ　1名　併設型　（特非）STEP ONE　785-0030　須崎市大間西町14番8号　0889-42-3115　0889-42-3116　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

宿毛授産園　4名　併設型　(福)高知西南福祉協会　788-0031　宿毛市貝塚19番21号　0880-63-5651　0880-63-5653　主たる対象者は知的障害者、障害児

宿毛育成園　2名　併設型　(福)高知西南福祉協会　788-0031　宿毛市貝塚19番10号　0880-63-2806　0880-63-2844　主たる対象者は知的障害者

幡多希望の家医療福祉センター　空床型　(福)土佐希望の家　788-0782　宿毛市平田町中山867　0880-66-2212　0880-66-2215　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、障害児

太陽の家　5名　併設型　(福)尽心会　787-0302　土佐清水市いふり55　0880-82-8899　0880-82-8900　主たる対象者の特定なし

障害者支援施設わかふじ寮　3名　併設型、空床型　(福)一条協会　787-1442　しまんと市蕨岡甲6451番2　0880-32-1177　0880-32-1888　主たる対象者の特定なし

障害児入所施設わかふじ寮　3名　併設型　(福)一条協会　787-0010　しまんと市こつか1801番地1　0880-35-4092　0880-35-4091　主たる対象者の特定なし

障害者支援施設レジデンスわかふじ　1名　併設型　(福)一条協会　787-0010　しまんと市こつか1801番地1　0880-35-4092　0880-35-4091　主たる対象者の特定なし

短期入所生活介護事業所四万十の郷　13名　空床型　(福)南海福祉会　787-0008　しまんと市安並字東丸5803番地　0880‐34-1888　0880-34-1889　主たる対象者は身体障害者

短期入所生活介護事業所光優　6名　併設型、空床型　(福)黒潮福祉会　789-0010　しまんと市こつか742番地17　0880-35-8883　0880-35-8844　主たる対象者は身体障害者

あゆみ生活ホーム　1名　併設型　(福)あゆみ福祉会　787-0017　しまんと市不破1-130　0880-37-4725　0880-37-0778　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

グループホームシェリー　1名　併設型　（特非）ぴーす　787-1601　しまんと市西土佐津野川236-21　0880-52-1333　0880-49-0001　主たる対象者の特定なし

のぞみの家　10名　併設型　(福)香南会　781-5242　香南市吉川町古川340-2　0887-57-3101　0887-57-3102　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

６８ページ

短期入所事業所白ゆり　2名　併設型　(福)愛成会　782-0016　香美市土佐山田町山田1192-1　0887-52-4131　0887-52-1167　主たる対象者は知的障害者

かがみの育成園　5名　併設型、空床型　(福)高知県知的障害者育成会　782-0051　香美市土佐山田町楠目3660　0887-53-2174　0887-53-2175　主たる対象者は知的障害者、障害児

共同生活援助らいふ　1名　併設型、空床型　（株）ワクワク　781-5701　芸西村わじき甲2129番地2　0887-37-9075　0887-32-2122　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

共同生活援助Re:らいふ　1名　併設型、空床型　（株）ワクワク　781-5701　芸西村わじき甲2132番地1　0887-33-2200　0887-33-2205　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

障害者支援施設しゃくなげ荘　4名　併設型　(福)本山育成会　781-3613　本山町北山甲303-1　0887-76-2811　0887-76-2810　主たる対象者は知的障害者

もとやま　1名　併設型　(福)本山育成会　781-3613　本山町北山甲303-1　0887-76-2811　0887-76-2810　主たる対象者は知的障害者、障害児

ら・ら・らホーム　1名　併設型、空床型　（特非）ら・ら・ら会　781-2110　いの町3179-2　088-893-6411　088-893-6411　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

ゆりかご　2名　単独型　（同）VIVACE BANBINA　781-2120　いの町枝川313サントス枝川407号　088-892-2602　088-855-6128　主たる対象者は知的障害者、障害児、精神障害者

障害者支援施設湖水園　2名　併設型　高吾北広域町村事務組合　781-1802　仁淀川町高瀬1500番地　0889-32-1133　0889-32-2880　主たる対象者は知的障害者

障害者支援施設せせらぎ園　1名　併設型、空床型　(福)大野見福祉会　789-1410　中土佐町大野見つがのかわ57番地　0889-57-2179　0889-57-2006　主たる対象者は知的障害者

障害者支援施設梼原みどりの家　8名　併設型　(福)カルスト会　785-0644　梼原町広野644　0889-65-0287　0889-65-0288　主たる対象者は身体障害者

障害者支援施設オイコニア　3名　併設型　(福)明成会　786-0021　しまんと町仁井田倉木462　0880-22-8382　0880-22-8271　主たる対象者の特定なし

短期入所事業所大方誠心園　4名　併設型、空床型　(福)土佐七郷会　789-1921　黒潮町かもち33番地　0880-43-2139　0880-43-2186　主たる対象者は知的障害者、障害児

障害者支援施設大方生華園　2名　併設型、空床型　(福)土佐七郷会　789-1933　黒潮町田野浦518　0880-43-3666　0880-43-3886　主たる対象者は知的障害者、障害児、精神障害者

短期入所生活介護事業所かしま荘　10名　空床型　(福)黒潮福祉会　789-1720　黒潮町佐賀3177　0880-55-3591　0880-55-3593　主たる対象者は身体障害者

短期入所生活介護事業所シーサイド　20名　空床型　(福)黒潮福祉会　789-1903　黒潮町有井川12-1　0880-44-1911　0880-44-1912　主たる対象者は身体障害者

共生型短期入所指定事業所（令和５年５月１日現在）

事業所すうは2かしょあり、事業所名称、定員数、運営主体、郵便番号、所在地、電話番号、ファックス番号、主たる対象者の順に記載しています。

小規模多機能型事業所壽幸園サテライトいの　4名　(福)伊野福祉会　781-2107　いの町駅前町14　088-850-1330　088-850-1331　主たる対象者の特定なし

佐川町社会福祉福祉協議会共生型小規模多機能ぷらっとホームさかわ　4名　(福)佐川町社会福祉協議会　789-1201　佐川町甲377番地イ　0889-22-2022　0889-22-2023　主たる対象者の特定なし

６９ページ

共同生活援助指定事業所（グループホーム）（令和５年５月１日現在）介護サービス包括型、日中サービス支援型、外部サービス利用型　主たる対象者は身体障害者、知的障害者、精神障害者

事業所すうは67かしょあり、事業所名称、定員数、所在市町村、問い合わせ先施設名、電話番号、ファックス番号、共同生活援助の類型、主たる対象者の順に記載しています。

グループホームすみれ　4名　高知市　藤戸病院　088-822-3440　088-824-8144　外部サービス利用型　主たる対象者は精神障害者

介援隊　14名　高知市　細木病院　088-822-7211　088-871-5770　介護サービス包括型　主たる対象者は精神障害者

すむとこ　30名　高知市　社会福祉法人てくとこ会　088-855-8101　088-855-8102　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

ねはん友愛の家　19名　高知市　涅槃の家　088-894-5100　088-894-5053　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

ひだまり高知　16名　高知市　（特非）ひだまり高知　088-871-1973　088-871-1973　外部サービス利用型　主たる対象者は精神障害者

すずめのお宿　20名　高知市　すずめ旭天神センター　088-855-8311　088-855-8322　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

グループホームみらい　18名　高知市　（特非）ワークスみらい高知　088-832-5810　088-832-9613　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

ライフ・タウンあおぞらホーム　99名　高知市　ライフ・ステージ　あおぞらセンター　088-844-2829　088-844-2937　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

昭和会グループホームしんほんまち　18名　高知市　昭和会グループホームしんほんまち　088-803-8600　088-803-8700　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

共同生活援助事業所虹の夢＋　42名　高知市　有料老人ホーム瀬戸虹の里　088-854-9602　088-841-3270　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

寿限無　16名　高知市　（特非）児童・障がい児（者）相談支援ネットワーク高知　088-849-3503　088-849-3550　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

はるのハビリホーム　36名　高知市高知ハビリテーリングセンター　088-842-1921　088-842-2601　外部サービス利用型　主たる対象者の特定なし

くすのき寮　20名　高知市　多機能型事業所こだかさ障害者支援センター　088-873-0821　088-871-4700　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

グループホームびおら　12名　高知市　（特非）るーちぇ　088-855-6402　088-855-6403　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

グループホームみどり　5名　高知市　（特非）みどりの手　088-879-2255　088-879-0284　外部サービス利用型　主たる対象者は精神障害者

すずめ三里ホーム　20名　高知市　すずめ三里ホーム　088-847-6666　088-847-6661　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

グループホームあい　17名　高知市　グループホームあい　088-854-8920　088-854-8940　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

グループホームリットの風　10名　高知市　グループホームリットの風　088-846-2283　088-846-2288　外部サービス利用型　主たる対象者は知的障害者

ライフ・タウン蒼空舎　9名　高知市　ライフ・ステージあおぞらセンター　088-844-2829　088-844-2937　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム介良　20名　高知市　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム介良　088-802-6830　088-802-6831　日中サービス支援型　主たる対象者の特定なし

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム上町　19名　高知市　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム上町　088-802-7633　088-802-7634　日中サービス支援型　主たる対象者の特定なし

フルール　42名　高知市　土佐病院　088-822-3357　088-872-2027　介護サービス包括型　主たる対象者は精神障害者

フィオーレ高知潮江　13名　高知市　フィオーレ百石町　088-856-7257　088-856-7257　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

グループホームドリームハウス寿　25名　高知市　ドリームハウス寿　088-881-2333　088-813-0137　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

おさかなのいえ　5名　高知市　（株）おさかなくらぶ　088-856-8841　088-856-8842　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし（身体障害者は一部あり）

グループホームRASIEL高知　16名　高知市　グループホームRASIEL高知　088-846-6661　088-846-6662　日中サービス支援型　主たる対象者の特定なし

日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム瀬戸　20名　高知市　日中サービス支援型指定共同生活援助事業所にじいろホーム瀬戸　088-855-6963　088-855-6964　日中サービス支援型　主たる対象者の特定なし

河内はまゆうホーム　10名　室戸市　障害者支援施設むろと・はまゆう園　0887-23-1138　0887-23-1145　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

ホップ日和　4名　安芸市　共同作業所ホップあき　0887-34-1438　0887-37-9428　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

ライフサポート「大津」　59名　南国市　ライフサポート「大津」　088-854-9111　088-854-9112　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

きてみいやグループホーム　12名　南国市　きてみいや　088-878-6399　088-863-0677　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

かるむ　10名　南国市　南海学園　088-864-2221　088-864-1789　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

グループホームルピナス　11名　南国市　グループホームルピナス　088-802-7378　088-802-7379　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

ひかりホーム　50名　土佐市　わかぎ寮　088-856-1060　088-856-3667　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

ふれあい　19名　土佐市　作業所土佐　088-852-4200　088-852-4259　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

太陽ホーム　6名　土佐市　第一太陽福祉園　088-850-2385　088-852-6125　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

グループホームくすのき　12名　須崎市　障害者支援施設くすのき園　088-854-0231　088-854-0535　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

ホームまぁぶる　20名　須崎市　ホームまぁぶる　0889-40-0633　0889-40-0634　介護サービス包括型　主たる対象者は精神障害者

７０ページ

グループホームリッシュ　7名　須崎市　グループホームリッシュ　0889-42-3115　0889-42-3116　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

グループホームさんご 4名　土佐清水市　さんごはうす共同作業所　0880-82-0774　0880-82-3599　外部サービス利用型　主たる対象者は知的障害者

サンホームしおみ　6名　土佐清水市　福祉ホームサンホームしおみ　0880-82-0902　0880-82-0902　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

ライフサポート「中村」　61名　しまんと市　多機能事業所「アオ」　0880-34-6670　0880-35-3590　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

ぼっちり村　35名　しまんと市　わかふじ寮　0880-35-4092　0880-35-4091　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

あゆみ生活ホーム　10名　しまんと市　多機能事業所あゆみ共同作業所　0880-37-4725　0880-37-0778　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

「ひまわり」ホーム　11名　しまんと市　福祉工場「中村」　0880-37-6300　0880-37-6302　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

グループホームシェリー　6名　しまんと市　ぴーす　0880-52-1333　0880-49-0001　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

グループホームやまもも・みらい・ぶなの木　30名　宿毛市　聖ヶ丘病院　0880-63-2146　0880-63-2432　外部サービス利用型　主たる対象者は精神障害者

宿毛授産園　40名　宿毛市　宿毛授産園　0880-63-5651　0880-63-5653　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

グループホーム・ひかり　4名　宿毛市　ひかり共同作業所　0880-67-2902　0880-67-2902　外部サービス利用型　主たる対象者の特定なし

オレンジハウス　15名　香南市　（福）香南会　0887-57-1875　0887-57-1876　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

同仁　12名　香美市　同仁病院　0887-53-3155　0887-53-3096　外部サービス利用型　主たる対象者は精神障害者

共同生活援助事業所白ゆり　42名　香美市　障害者支援施設白ゆり　0887-52-4131　0887-52-1167　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

ライフサポート「かがみの」　56名　香美市ライフサポート「かがみの」　0887-53-7230　0887-52-8231　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

ライフサポート「山田」　42名　香美市　ライフサポート「山田」　0887-53-7230　0887-52-8231　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

GHちゃめ　6名　香美市　（特非）高知ダルク　0887-52-8655　0887-52-8665　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

共同生活援助らいふ　8名　芸西村　（株）ワクワク　0887-37-9075　0887-32-2122　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

共同生活援助Re:らいふ　8名　芸西村　（株）ワクワク　0887-33-2200　0887-33-2205　日中サービス支援型　主たる対象者の特定なし

もとやま　24名　本山町　障害者支援施設しゃくなげ荘　0887-76-2811　0887-76-2810　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

ホームいの　23名　いの町　石川記念病院　088-892-6170　088-893-2633　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

ら・ら・らホーム　6名　いの町　（特非）ら・ら・ら会　088-893-6411　088-893-6411　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

グループホームこじゃんとはたら来家さかわ　19名　佐川町　こじゃんとはたら来家さかわ　0889-22-7887　0889-22-9901　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

すみれホーム　5名　梼原町　竹ぼうきの会　0889-65-0320　0889-65-0320　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

グループホーム輪が家　6名　日高村　（特非）日高わのわ会　0889-24-4004　0889-20-1722　外部サービス利用型　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

グループホーム笑和　9名　しまんと町　障害者支援施設オイコニア　0880-29-0015　0880-29-0016　介護サービス包括型　主たる対象者の特定なし

ライフサポートななさと　30名　黒潮町　障害者支援施設大方誠心園　0880-43-2139　0880-43-2186　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

グループホームコージー　5名　南国市　コージー　088-862-1084　088-862-1083　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

共同生活援助事業所えみふる　4名　南国市　共同生活援助事業所えみふる　088-879-8012　088-879-8013　介護サービス包括型　主たる対象者は知的障害者

７１ページ

障害者支援施設（令和５年５月１日現在）

施設すうは27かしょあり、事業所名称、実施するサービスの種類、定員数、運営主体、郵便番号、施設の所在地、電話番号、ファックス番号、主たる対象者の順に記載しています。

高知ハビリテーリングセンター　施設入所支援定員40名、生活介護10名、機能訓練20名、生活訓練10名　（福）ファミーユ高知　781-0313　高知市春野町内ノ谷63番地6　088-842-1921　088-842-2601　主たる対象者の特定なし

アドレス・高知　施設入所支援40名、生活介護40名　（福）ミレニアム　781-0111　高知市池2171番地5　088-837-3366　088-837-3301　主たる対象者は身体障害者

福祉牧場おおなろ園　施設入所支援60名、生活介護60名　（福）昭和会　780-8040　高知市こうだ2485-2　088-831-0200　088-831-9977　主たる対象者は知的障害者

障害者支援施設あじさい園　施設入所支援52名、生活介護52名　（福）高知小鳩会　781-0321　高知市春野町秋山2801-15　088-894-2828　088-894-5555　主たる対象者は知的障害者

障害者支援施設むろと・はまゆう園　施設入所支援30名、生活介護40名　（福）室戸はまゆう会　781-7102　室戸市室津928番地1　0887-23-1138　0887-23-1145　主たる対象者の特定なし

障害者支援施設ステージ桜が丘　施設入所支援50名、生活介護50名　（福）土佐厚生会　784-0020　安芸市西浜2373番地　0887-37-3736　0887-32-0031　主たる対象者の特定なし

南海学園　施設入所支援60名、生活介護60名　（福）来島会　783-0005　南国市大そね乙2288　088-864-2221　088-864-1789　主たる対象者は知的障害者

障害者支援施設こくふ　施設入所支援80名、生活介護80名　（福）土佐厚生会　783-0052　南国市左右山290番地2　088-862-3322　088-862-2562　主たる対象者の特定なし

障害者支援施設とさ　施設入所支援50名、生活介護60名　（福）土佐厚生会　781-1143　土佐市はげ1244-1　088-852-2944　088-852-3611　主たる対象者の特定なし

障害者支援施設たかぎ寮　施設入所支援45名、生活介護45名　（福）光の村　781-1154　土佐市新居2821番地　088-856-1060　088-856-1195　主たる対象者は知的障害者

障害者支援施設くすのき園　施設入所支援60名、生活介護60名　（福）くすのき　781-1105　土佐市蓮池533番地　088-854-0231　088-854-0535　主たる対象者の特定なし

障害者支援施設わかふじ寮　施設入所支援43名、生活介護40名　（福）一条協会　787-1442　しまんと市蕨岡甲6451番地2　0880-32-1177　0880-32-1888　主たる対象者の特定なし

障害者支援施設レジデンスわかふじ　施設入所支援20名、生活介護20名　（福）一条協会　787-0010　しまんと市こつか1801番地1　0880-35-4092　0880-35-4091　主たる対象者は知的障害者

宿毛授産園　施設入所支援40名、生活介護40名　（福）高知西南福祉協会　788-0031　宿毛市貝塚19-21　0880-63-5651　0880-63-5653　主たる対象者は知的障害者

宿毛育成園　施設入所支援40名、生活介護40名　（福）高知西南福祉協会　788-0031　宿毛市貝塚19-10　0880-63-2806　0880-63-2844　主たる対象者は知的障害者

ピアハウスすくも　施設入所支援30名、生活介護30名　（福）高知西南福祉協会　788-0031　宿毛市貝塚18-7　0880-63-5580　0880-63-2844　主たる対象者は知的障害者

障害者支援施設太陽の家　施設入所支援50名、生活介護50名　（福）尽心会　787-0302　土佐清水市いふり55　0880-82-8899　0880-82-8900　主たる対象者の特定なし

のぞみの家　施設入所支援60名、生活介護60名　（福）香南会　781-5242　香南市吉川町古川340-2　0887-57-3101　0887-57-3102　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

障害者支援施設白ゆり　施設入所支援30名、生活介護26名　（福）愛成会　782-0016　香美市土佐山田町山田1192-1　0887-52-4131　0887-52-1167　主たる対象者は知的障害者

７２ページ

かがみの育成園　施設入所支援80名、生活介護80名　（福）高知県知的障害者育成会　782-0051　香美市土佐山田町楠目3660　0887-53-2174　0887-53-2175　主たる対象者は知的障害者

障害者支援施設しゃくなげ荘　施設入所支援50名、生活介護50名　（福）本山育成会　781-3613　本山町北山甲303-1　0887-76-2811　0887-76-2810　主たる対象者は知的障害者

障害者支援施設湖水園　施設入所支援50名、生活介護50名　高吾北広域町村事務組合　781-1802　仁淀川町高瀬1500番地　0889-32-1133　0889-32-2880　主たる対象者は知的障害者

障害者支援施設オイコニア　施設入所支援50名、生活介護54名　（福）明成会　786-0021　四万十町仁井田字倉木462番地　0880-22-8382　0880-22-8271　主たる対象者の特定なし

障害者支援施設梼原みどりの家　施設入所支援80名、生活介護80名　（福）カルスト会　785-0644　梼原町広野644番地　0889-65-0287　0889-65-0288　主たる対象者は身体障害者

障害者支援施設せせらぎ園　施設入所支援40名、生活介護40名　（福）大野見福祉会　789-1410　中土佐町大野見つがのかわ57番地　0889-57-2179　0889-57-2006　主たる障害者は知的障害者

障害者支援施設大方生華園　施設入所支援40名、生活介護40名　（福）土佐七郷会　789-1935　黒潮町出口4-9　黒潮町田野浦518番地　0880-43-3666　0880-43-3886　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

障害者支援施設大方誠心園　施設入所支援80名、生活介護80名　（福）土佐七郷会　789-7921　黒潮町かもち33　0880-43-2139　0880-43-2186　主たる対象者は知的障害者

障害者通所支援等事業所（令和５年５月１日現在）

事業所すうは156かしょあり、事業所名称、実施するサービスの種類、定員数、運営主体、郵便番号、施設の所在地、電話番号、ファックス番号、主たる対象者の順に記載しています。

スウェル　就労継続支援Ｂ型40名　（福）ファミーユ高知　780-0056　高知市北本町1丁目8-7　088-820-1221　088-820-1223　主たる対象者の特定なし

ワークセンター太陽　就労移行支援15名、就労継続支援Ｂ型20名、就労定着支援　（福）太陽福祉会　780-8064　高知市朝倉丁329-1　088-802-7611　088-802-7612　主たる対象者の特定なし

サポートぴあ　就労移行支援6名、就労継続支援Ｂ型、就労定着支援　（福）土佐あけぼの会　781-8010　高知市桟橋通3-10-14　088-879-0285　088-879-0286　主たる対象者の特定なし

野いちごの場所　就労継続支援Ｂ型20名　（福）土佐あけぼの会　781-8102　高知市高須本町5-32　088-880-4830　088-880-4831　主たる対象者の特定なし

広場さんばし　就労継続支援Ｂ型20名　（福）さんかく広場　781-8010　高知市桟橋通2丁目7-3　088-856-8866　088-856-8877　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

南部障害者福祉センター指定生活介護事業所　生活介護30名　（福）高知市社会福祉協議会　780-8015　高知市百石町3丁目1-30　088-878-9070　088-878-9071　主たる対象者の特定なし

東部障害者福祉センター「ゆう」　生活介護20名　（福）昭和会　781-8121　高知市かづらしま4丁目3番3号　088-885-3471　088-885-3556　主たる対象者は知的障害者

７３ページ

ワークスみらい高知１（研修センターみらい/移行・Ｂ型多機能事業所）　就労移行支援6名、就労継続支援Ｂ型14名、就労定着支援　（特非）ワークスみらい高知　780-8011　高知市梅ノ辻4-1　088-854-5577　088-854-5578　主たる対象者の特定なし

ワークスみらい高知２・３（m's factory・sweets factory/STRAWBERRY FIELDS）　就労継続支援Ａ型33名、就労継続支援Ｂ型27名　（特非）ワークスみらい高知　780-8040　高知市こうだ1408-12　088-854-3327　088-854-3884　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

みどり作業所　就労継続支援Ｂ型20名　（特非）みどりの手　780-0071　高知市こうそね3番25号　088-879-2255　088-879-0284　主たる対象者は精神障害者

めざめ　就労継続支援Ｂ型20名　（福）ＴＯＳＡいづみ　780-0901　高知市上町4丁目8-25　088-872-7851　088-872-7855　主たる対象者は精神障害者

オーシャンクラブ　就労継続支援Ｂ型50名　（福）てくとこ会　781-0113　高知市種崎593　088-837-3315　088-802-8233　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

作業所もえぎ　生活介護10名、就労継続支援Ｂ型30名　（特非）高知県自閉症協会　781-0311　高知市春野町芳原801-1　088-803-4630　088-803-4633　主たる対象者の特定なし（身体障害者は一部特定あり）

Ｒｅｎｅｅ福祉サービス　就労継続支援Ａ型30名　（特非）まあるい心ちゃれんじどの応援団　780-8066　高知市朝倉己785番地6　088-855-4141　088-855-4144　主たる対象者の特定なし

ライフ・ステージ　蒼空舎（あおぞらファクトリー）　就労継続支援Ｂ型40名　（福）こうち福祉会　781-0304　高知市春野町西分1188-1　088-894-5556　088-894-5870　主たる対象者は知的障害者

すずめ旭天神センター　生活介護35名、就労継続支援Ｂ型15名　（福）すずめ福祉会　780-0955　高知市旭天神町301番地　088-828-4466　088-828-4467　主たる対象者の特定なし

すずめ共同作業所　生活介護35名、就労継続支援Ｂ型25名　（福）すずめ福祉会　781-0802　高知市丸池町1番1-15号　088-883-6011　088-883-6024　主たる対象者の特定なし

すずめ通所センター　生活介護30名、就労継続支援Ｂ型10名　（福）すずめ福祉会　781-8136　高知市いっく西町1丁目36-1　088-846-1919　088-846-1929　主たる対象者の特定なし

多機能型就労支援事業所虹の夢　就労移行支援10名、就労継続支援Ａ型10名、就労継続支援Ｂ型30名　（株）四国ライフケア　781-0270　高知市ながはま1440-1　088-837-9330　088-841-9330　主たる対象者の特定なし

障害福祉サービス事業所あさひ・はばたき　就労継続支援Ｂ型60名　（特非）あさひ会　780-0936　高知市赤石町73-2　088-822-5023　088-803-6162　主たる対象者の特定なし

作業所ひまわり　就労継続支援Ｂ型20名　（福）高知県知的障害者育成会　780-8015　高知市百石町3丁目1-30　088-832-3200　088-832-3200　主たる対象者の特定なし

維新工房きらり　就労継続支援Ａ型25名　（福）香南会　781-0270　高知市ながはましょうぶだに4983-2　088-805-2514　088-805-2515　主たる対象者の特定なし

就労サポートセンターかみまち 生活訓練14名、就労移行支援10名、就労継続支援Ｂ型10名、就労定着支援　(特非)ブルースター　780-0901　高知市上町3丁目4番23号　088-872-2644　088-872-2645　主たる対象者の特定なし

ライフ・ステージ第２あおぞら　就労継続支援Ｂ型20名　(福)こうち福祉会　780-0928　高知市越前町2丁目13-12　088-823-8832　088-821-9937　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

７４ページ

せるぽ　就労継続支援Ａ型10名、就労継続支援Ｂ型10名　せるぽ(株)　780-0945　高知市本宮町105番地25　088-855-6101　088-855-6102　主たる対象者の特定なし

昭光園　生活介護40名、就労継続支援Ｂ型30名　(福)昭和会　780-0056　高知市北本町4丁目2番49号　088-884-6128　088-884-6355　主たる対象者は知的障害者

アルベーテ　就労移行支援10名、就労継続支援Ｂ型40名、就労定着支援　(福)ファミーユ高知　781-0313　高知市春野町内ノ谷63番地6　088-842-1921　088-842-2601　主たる対象者の特定なし

ポーチカ　就労継続支援Ｂ型20名　（特非）るーちぇ　781-0806　高知市知寄町2丁目3-11　088-855-6402　088-855-6403　主たる対象者の特定なし

ワークスみらい高知4（甘味茶寮さくらさく。）　就労継続支援Ａ型10名、就労継続支援Ｂ型10名　(特非)ワークスみらい高知　780-8031　高知市大原町109　088-855-6655　088-855-6656　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

こだかさ障害者支援センター　就労継続支援Ａ型10名、就労継続支援Ｂ型44名　(福)小高坂更生センター　780-0928　高知市越前町2丁目4番5号　088-873-0821　088-871-4700　主たる対象者の特定なし

青い空　就労継続支援Ｂ型40名　（特非）脳損傷友の会青い空　780-8031　高知市塩屋崎町2丁目12-42　088-803-4100　088-803-4420　主たる対象者の特定なし

ライフ・ステージあおぞらセンター　生活介護30名　(福)こうち福祉会　780-8040　高知市神田60-7　088-844-2829　088-844-2937　主たる対象者は知的障害者

涅槃の家　生活介護15名、就労継続支援Ｂ型25名　(福)ねはんの会　781-0303　高知市春野町弘岡下2454-28　088-894-5100　088-894-5053　主たる対象者は知的障害者

生活介護事業所第二あじさい園　生活介護20名　(福)高知小鳩会　781-0321　高知市春野町秋山2801-15　088-894-2828　088-894-6688　主たる対象者は知的障害者

生活介護事業所こばと作業所　生活介護20名　(福)高知小鳩会　780-8072　高知市曙町1丁目4-34　088-850-7703　088-850-7704　主たる対象者は知的障害者

独立行政法人国立病院機構高知病院　生活介護5名　(独)国立病院機構高知病院　780-8077　高知市朝倉西町1-2-25　088-844-3111　088-828-4664　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

独立行政法人国立病院機構高知病院　療養介護120名　(独)国立病院機構高知病院　780-8077　高知市朝倉西町1-2-25　088-844-3111　088-828-4664　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

指定就労継続支援Ｂ型事業所きずな　就労継続支援Ｂ型20名　(福)高知市社会福祉協議会　780-0935　高知市旭町2丁目21-6　088-873-7790　088-873-7790　主たる対象者の特定なし

さんかく広場　就労継続支援Ｂ型30名　(福)さんかく広場　780-0064　高知市和泉町15-16　088-822-2523　088-822-2528　主たる対象者は精神障害者

てく・とこ・せと　宿泊型自立訓練22名、生活訓練20名　(福)てくとこ会　781-0252　高知市瀬戸東町3丁目109　088-841-2144　088-841-2298　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

「ワークスみらい高知６」ひだまり小路土佐茶カフェ　就労継続支援Ａ型10名、就労継続支援Ｂ型10名　(特非)ワークスみらい高知　780-0841　高知市帯屋町2丁目1-31　088-855-7753　088-855-8753　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

自立訓練（生活訓練）インテグレーション　生活訓練20名　(特非)高知だるくの会　780-0870　高知市本町5丁目6番35号つちばしビル1階　088-856-8106　088-856-8106　主たる対象者は精神障害者

おしごと画楽　就労継続支援Ｂ型20名　(有)ファクトリー　780-0822　高知市はりまや町3丁目16番8号　088-878-8765　088-878-8685　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

はあと33番地　生活介護6名　(特非)Open　Heart　781-0803　高知市弥生町3-16　088-882-1226　088-882-1226　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

ポーチカⅡ　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)るーちぇ　781-0806　高知市知寄町2丁目3番7号　088-855-6402　088-855-6403　主たる対象者の特定なし

生活介護事業所あすか　生活介護20名　(福)昭和会　780-8040　高知市こうだ1637-4　088-855-6766　088-855-5678　主たる対象者は知的障害者

Life time　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)Life time　780-0046　高知市伊勢崎町11番10号　088-821-8537　088-821-8537　主たる対象者の特定なし

就労継続支援B型事業所リットの風　就労継続支援Ｂ型20名　(福)秦ダイヤライフ福祉会　781-0011　高知市薊野北町2丁目25番10号　088-846-2283　088-846-2288　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

オウンパス　就労継続支援Ａ型10名　(福)ファミーユ高知　780-0056　高知市北本町1丁目8-7　088-820-1221　088-820-1223　主たる対象者の特定なし

就労継続支援Ｂ型事業所ユウアンドアイ　就労継続支援Ｂ型20名　ユウアンドアイ(株)　781-8010　高知市桟橋通3丁目14-11田中ビル2Ｆ　088-881-5100　088-881-5101　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

えだは　就労移行支援16名、就労継続支援Ｂ型10名、就労定着支援　(株)240RISING　781-5103　高知市大津乙1024－3　088-866-0240　088-866-0242 主たる対象者の特定なし

てとてあさひ継続Ｂ20(一社)視覚障害サポートステーションこうち　780-0938　高知市旭駅前町31　088-881-0575　088-881-5484　主たる対象者は身体障害者（視覚障害）

ラフル　就労継続支援Ｂ型20名　(医)須藤会　780-0062　高知市新本町2丁目10番24土佐病院　088-822-3357　088-872-2027　主たる対象者は精神障害者

生活介護事業所デイサービスセンター幸のつどい瀬戸事業所　生活介護20名　(株)幸　781-0253　高知市瀬戸南町1丁目1545-1　088-855-8377　088-855-8378　主たる対象者は身体障害者

生活介護事業所にじいろホーム介良　生活介護20名　(株)四国ライフケア　781-5106　高知市介良けら鴨部858番地1　088-854-6110　088-840-1171　主たる対象者の特定なし

就労継続支援Ａ型うさぎ　就労継続支援Ａ型15名　(一社)はな車　780-8040　高知市こうだ693番地1　088-802-7670　088-802-7671　主たる対象者の特定なし（身体障害者は一部特定あり）

しばてん大学農学部ひこばえ　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)しばてん大学農学部ひこばえ　780-0056　高知市北本町1丁目13番3号上雅ビル2階　088-855-7989　088-855-7989　主たる対象者の特定なし（身体障害者は一部特定あり）

TOY connections　就労継続支援Ａ型20名　(同)TOY connections　780-0915　高知市おづ町3-19生涯学習健康センターキラヴィ1階　088-855-3273　088-855-3274　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

７５ページ

生活介護事業所にじいろホーム上町　生活介護20名　(株)四国ライフケア　780-0921　高知市井口町11　088-802-7633　088-802-7634　主たる対象者の特定なし

就労支援事業所フィオーレ高知　就労継続支援Ｂ型10名　（株）リーベ　780-8017　高知市南竹島町16番地9　088-856-5155　088-856-5155　主たる対象者の特定なし（身体障害者は一部特定あり）

就労継続支援Ｂ型おさかなくらぶ　就労継続支援Ｂ型20名　(株)おさかなくらぶ　780-0066　高知市比島町3丁目19番8号　088-856-8841　088-856-8842　主たる対象者の特定なし

シーグラスこうち　就労継続支援Ａ型10名、就労継続支援Ｂ型10名　（株）ライフパス　781-5103　高知市大津乙1204番地1　088-856-9930　088-856-9932　主たる対象者の特定なし（身体障害者は一部特定あり）

デイサービスセンターりん・わかくさ　生活介護5名　(株)梅ノ木コーポレーション　780-8081　高知市若草町16番11-8号　088-881-1892　088-850-9031　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

相談支援事業所アイビー　自立生活援助20名　(株)堀　780-0056　高知市北本町1丁目4番25号　088-881-5218　088-881-5219　主たる対象者は精神障害者

クウォール　就労継続支援Ａ型20名　クウォール(株)　781-5101　高知市ぬのしだ3976-4　088-845-8883　088-846-0312　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

重症児･者デイサービスずうーっと　生活介護5名　(特非)みらい予想図　781-0074　高知市南金田11番5号　088-881-1200　088-881-1201　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

リエール　就労継続支援Ａ型20名　(株)千手　780-8033　高知市南はりまや町1-17-1ケンタッキービル1階西号室　088-802-7530　088-802-7531　主たる対象者の特定なし（身体障害者は一部特定あり）

生活介護事業所にじいろホーム瀬戸　生活介護20名　(株)四国ライフケア　781-0270　高知市ながはま1345-5　088-855-6963　088-855-6964　主たる対象者の特定なし

アクアネイチャー　就労継続支援Ｂ型20名　(株)轟組　780-0965　高知市福井町3127　088-802-8741　088-802-8742　主たる対象者の特定なし（身体障害者は一部特定あり）

共同作業所むろとうみがめ　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)むろとうみがめの会　781-7109　室戸市領家87番地　0887-23-3245　0887-23-3245　主たる対象者の特定なし

ゆうハート安芸　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)ゆうハート安芸の会　784-0004　安芸市本町5-3-5　0887-34-8286　0887-34-8286　主たる対象者は精神障害者

共同作業所ホップあき（就労継続支援Ｂ型）　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)ホップあきの会　784-0007　安芸市寿町7-22　0887-34-1438　0887-37-9428　主たる対象者は知的障害者

共同作業所ホップあき（生活介護）　生活介護20名　(特非)ホップあきの会　784-0007　安芸市寿町7-22　0887-34-1438　0887-37-9428　主たる対象者は知的障害者

安芸市ワークセンター　就労継続支援Ｂ型40名　(福)安芸市身体障害者福祉会　784-0027　安芸市宝永町464-1　0887-34-3644　0887-34-3712　主たる対象者の特定なし

多機能型事業所TEAMあき　就労移行支援6名、就労継続支援Ｂ型30名　(一社)こうち絆ファーム　784-0004　安芸市本町3丁目10-35　0887-37-9071　0887-37-9072　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

就労支援センターコーケン　就労継続支援Ａ型10名、就労継続支援Ｂ型10名　(株)コーセー　783-0062　南国市久礼田368　088-862-3886　088-862-3887　主たる対象者の特定なし

就労支援センターコーケン第二　就労継続支援Ｂ型24名　(株)コーセー783-0062　南国市久礼田422-5　088-855-6080　088-855-6084　主たる対象者の特定なし

きてみいや　就労継続支援Ｂ型30名　(福)きてみいや　783-0014　南国市元町3-1-6　088-878-6399　088-863-0677　主たる対象者は知的障害者

土佐希望の家医療福祉センター（生活介護）　生活介護20名　(福)土佐希望の家　783-0022　南国市しこごめ107番地　088-863-2939　088-863-2986　主たる対象者は知的障害者

ウィッシュかがみの　生活介護40名　(福)高知県知的障害者育成会　783-0028　南国市陣山字弥市531-1　088-855-6180　088-855-618　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

コージー　生活介護20名、就労継続支援Ｂ型20名　(福)コージー南国　783-0062　南国市久礼田139-4　088-862-1084　088-862-1083　主たる対象者の特定なし

ウィール社　就労継続支援Ｂ型20名　(福)土佐厚生会　783-0052　南国市左右山269番地1　088-862-3455　088-862-3457　主たる対象者の特定なし

サスケ設計工房南国　就労継続支援Ａ型20名　サスケＩＴサービス（株）　783-0014　南国市元町1丁目8番2号　088-821-7515　088-821-7516　主たる対象者の特定なし

土佐希望の家医療福祉センター（療養介護）　療養介護142名　(福)土佐希望の家　783-0022　南国市しこごめ107　088-863-2131　088-863-2133　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

南国にしがわ農園　就労継続支援Ｂ型20名　(一社)エンジェルガーデン南国　783-0073　南国市亀岩1008番地　088-802-8801　088-802-8802　主たる対象者は知的障害者

就労支援事業所からふる　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)うーたん　783-0004　南国市おおそね甲1960番地2　088-879-8012　088-879-8013　主たる対象者は知的障害者

就労支援Ａ型事業所グレイスファーム　就労継続支援Ａ型10名　(同)グレイスファーム　783-0011　南国市後免町2丁目1番35号　080-8639-7471　088-856-9473　主たる対象者の特定なし

就労支援事業所未来ドア　就労移行支援6名、就労継続支援Ｂ型14名　(特非)結人の紬　783-0029　南国市西山1089番5　088-877-5702　088-877-5702　主たる対象者の特定なし

障害者就労継続支援Ｂ型事業所カトレア　就労継続支援Ｂ型20名　(福)土佐厚生会　781-1143　土佐市はげ1237　088-828-5252　088-877-5702　主たる対象者の特定なし

就労支援事業所ひかりの村　就労継続支援Ｂ型20名　(福)光の村　781-1154　土佐市新居2861　088-856-1075　088-856-1203　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

つくし作業所　就労継続支援Ｂ型20名　(福)くすのき　781-1105　土佐市蓮池980番地5　088-852-5618　088-852-5608　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

第１太陽福祉園　生活介護35名　(福)太陽福祉会　781-1143　土佐市はげ1276-4　088-850-2385　088-852-6125　主たる対象者は知的障害者

第２太陽福祉園　就労継続支援Ｂ型20名　(福)太陽福祉会　781-1143　土佐市はげ596　088-852-7332　088-852-7744　主たる対象者は知的障害者

作業所土佐　生活介護10名、就労継続支援Ｂ型10名　(福)土佐福祉会　781-1102　土佐市高岡町乙1393番地1　088-852-4200　088-852-4259　主たる対象者の特定なし

作業所土佐ひまわり舎　生活介護20名　(福)土佐福祉会　781-1101　土佐市高岡町甲2097-1　088-855-3928　088-855-3926　主たる対象者の特定なし

土佐ふれあい工房　生活介護20名　(福)土佐福祉会　781-1102　土佐市高岡町乙3553　088-850-2130　088-850-2135　主たる対象者の特定なし

就労支援センター「らいふ」　就労継続支援Ｂ型20名　(福)高知県知的障害者育成会　785-0044　須崎市吾井郷乙1834-3　0889-42-2935　0889-42-9688　主たる対象者は知的障害者

共同作業所ゆら･ら　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)ゆら･ら　785-0031　須崎市土崎町2番27号　0889-40-0010　0889-40-0010　主たる対象者の特定なし

多機能型事業所ＳＴＥＰＯＮＥ　生活介護10名、就労継続支援Ｂ型30名　(特非)STEP ONE　785-0030　須崎市おおのごう甲5483番地5　0889-42-3115　0889-42-3116　主たる対象者の特定なし

７６ページ

生活介護事業所山ももの家　生活介護20名　（福）須崎市福祉事業協会　785-0024　須崎市安和216番1　0889-42-5090　0889-42-5098　主たる対象者の特定なし

社会就労センター　就労継続支援Ｂ型20名　（福）須崎市福祉事業協会　785-0024　須崎市安和216番1　0889-42-5090　0889-42-5098　主たる対象者の特定なし

ひかり共同作業所　就労継続支援Ｂ型20　(特非)ひかりの会　788-0273　宿毛市こつくし町福良16番4　0880-67-29020880-67-2902　主たる対象者の特定なし

幡多希望の家医療福祉センター　生活介護10名　(福)土佐希望の家　788-0785　宿毛市山奈町芳奈3365番地　0880-66-2212　0880-66-2215　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

幡多希望の家医療福祉センター　療養介護51名　(福)土佐希望の家　788-0782　宿毛市平田町中山867番地　0880-66-2212　0880-66-2215　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

就労支援事業所ひだまり　就労継続支援Ｂ型20名　(福)高知西南福祉協会　788-0009　宿毛市駅東町四丁目801番地　0880-63-2960　0880-63-2960　主たる対象者は知的障害者

ワークセンターすくも　生活介護6名、就労継続支援Ｂ型14名、就労定着支援　(福)高知西南福祉協会　788-0031　宿毛市貝塚19-21　0880-63-5650　0880-63-5653　主たる対象者は知的障害者

なないろ工房　就労継続支援Ｂ型10名　(特非)かざぐるま　788-0783　宿毛市平田町戸内2121番地7　0880-66-2709　0880-66-2709　主たる対象者の特定なし

はた相談支援センターねっと　自立生活援助　(特非)幡多ウェルフェアネット　788-0001　宿毛市中央3丁目2-15　0880-63-9900　0880-63-9922　主たる対象者の特定なし

さんごはうす共同作業所　就労継続支援Ｂ型20名　(福)さんご福祉会　787-0336　土佐清水市加久見1464-262　0880-82-0774　0880-82-3599　主たる対象者は知的障害者

福祉工場「中村」Ａ型　就労継続支援Ａ型20名　(福)幡多手をつなぐ育成会　787-0019　しまんと市ぐどう325番地　0880-37-6300　0880-37-6302　主たる対象者の特定なし

福祉工場「中村」Ｂ型「ウィズ」　就労継続支援Ｂ型20名　(福)幡多手をつなぐ育成会　787-0019　しまんと市ぐどう321番地　0880-34-8212　0880-34-8213　主たる対象者の特定なし

あゆみ共同作業所　就労継続支援Ｂ型20名　(福)あゆみ福祉会　787-0019　しまんと市ぐどう7407-7　0880-37-4725　0880-37-0778　主たる対象者の特定なし

共同作業所「きっと」･「森のいえ」　就労継続支援Ｂ型40名　(特非)四万十なかまの会　787-0014　しまんと市駅前町10番3号　0880-34-1963　0880-34-1963　主たる対象者の特定なし

多機能事業所「アオ」　就労移行支援6名、就労継続支援Ｂ型24名、就労定着支援　(福)高知県知的障害者育成会　787-0010　しまんと市中村一条通4丁目5ｰ23　0880-34-6670　0880-35-3590　主たる対象者の特定なし

四万十工房　生活介護10名、就労継続支援Ａ型10名　(福)一条協会　787-1107　しまんと市岩田230-10　0880-34-2711　0880-31-0447　主たる対象者は知的障害者

ごり工房　生活介護20名　(福)一条協会　787-1107　しまんと市岩田230-21　0880-31-0446　0880-31-0447　主たる対象者の特定なし

ぴーす　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)ぴーす　787-1612　しまんと市西土佐津野川236-21　0880-52-1333　0880-49-0001　主たる対象者の特定なし

土佐しまんと本舗　就労継続支援Ｂ型35名　(有)和　787-0031　しまんと市中村東下町10　0880-35-0365　0880-35-0365　主たる対象者の特定なし

共同作業所ほっとハート　生活訓練6名、就労継続支援Ｂ型14名　(福)ほっとハート　787-0023　しまんと市中村東町1丁目5番22号　0880-34-2373　0880-34-9525　主たる対象者の特定なし

Re・Guru　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)四葉のクローバー　787-0031　しまんと市中村東下町17番地　0880-34-8405　0880-34-8406　主たる対象者の特定なし

共同作業所あっぱれ　就労継続支援Ｂ型20名　L&G（株）　787-1106　しまんと市佐田32番地14　0880-34-1555　0880-34-1554　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

いきいき　生活介護20名　(福)香南会　781-5310　香南市赤岡町1160番地1　0887-55-2888　0887-55-565　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

風車の丘あけぼの　就労移行支援6名、就労継続支援Ｂ型14名、就労定着支援　(福)土佐あけぼの会　781-5233　香南市野市町大谷1444-46　0887-56-4530　0887-56-4509　主たる対象者の特定なし

香南くろしお園　生活介護20名、就労継続支援Ｂ型20名　(福)高知県知的障害者育成会　781-5331　香南市香我美町下分960-1　0887-55-3130　0887-54-0126　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

みかんの丘あけぼの　就労継続支援Ａ型10名、就労継続支援Ｂ型10名　(福)土佐あけぼの会　781-5452　香南市香我美町下分684-1　0887-50-6566　0887-50-6567　主たる対象者の特定なし

ＳＯＲＡ　就労継続支援Ａ型40名　(福)高知県知的障害者育成会　782-0051　香美市土佐山田町楠目18-4　0887-52-0101　0887-52-0175　主たる対象者は知的障害者

パワーズ山田　生活介護40名　(福)高知県知的障害者育成会　782-0051　香美市土佐山田町楠目3660　0887-53-3913　0887-53-3916　主たる対象者は知的障害者

ワークセンター第二白ゆり　生活介護20名、就労継続支援Ｂ型10名　(福)愛成会　782-0016　香美市土佐山田町山田1189-1　0887-57-0358　0887-57-0372　主たる対象者は知的障害者

ワークセンター白ゆり　生活訓練6名、就労継続支援Ｂ型34名　(福)愛成会　782-0016　香美市土佐山田町山田1319　0887-52-1160　0887-57-0337　主たる対象者は知的障害者

第２香南くろしお園　就労継続支援Ｂ型20名　(福)高知県知的障害者育成会　781-5703　芸西村西分甲1145　0887-33-3670　0887-33-2384　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

やさいのちから　就労継続支援Ｂ型20名　（株）ワクワク　781-5701　芸西村和食甲99-7　0887-33-2200　0887-33-2205　主たる対象者の特定なし

就労継続支援Ｂ型事業所ゆずのかけはし　就労継続支援Ｂ型20名　(同)ＯＨＡＮＡ　781-6402　奈半利町乙1527番地　0887-30-1951　0887-30-1951　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

りんどう　就労継続支援Ｂ型20名　(福)本山育成会　781-3613　本山町北山甲303-1　0887-76-2811　0887-76-2810　主たる対象者は知的障害者

７７ページ

障害者就労継続支援Ｂ型ワークセンターファースト　就労継続支援Ｂ型10名　(福)土佐厚生会　789-0301　大豊町高須231　0887-72-1570　0887-72-1571　主たる対象者の特定なし

れいほくの里どんぐり　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)れいほくの里どんぐり　781-3521　土佐町田井1488-1　0887-82-2550　0887-82-2550　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

作業所ら･ら･ら　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)ら･ら･ら会　781-2100　いの町6032-3　088-893-6411　088-893-6411　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

就労継続支援Ｂ型事業所なのはな　就労継続支援Ｂ型20名　(福)さくら福祉事業会　781-2110　いの町6032-3　088-850-4950　088-850-4951　主たる対象者の特定なし

就労継続支援B型事業所TEAMいの　就労継続支援Ｂ型20名　（一社）こうち絆ファーム　781-2120　いの町枝川2882番地7　088-821-9465　088-821-9466　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

鰹乃國の萬屋　就労継続支援Ｂ型20名　(福)中土佐町社会福祉協議会　789-1301　中土佐町久礼6551-1　0889-52-4303　0889-52-4203　主たる対象者の特定なし

生活介護事業所さくらんぼ　生活介護20名　(福)さくら福祉事業会　789-1201　佐川町甲1037-1　0889-22-9458　0889-22-9467　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

こじゃんとはたら来家さかわ　就労継続支援Ｂ型30名　(特非)わくわくライフステージ　789-1204　佐川町加茂1209　0889-22-7887　0889-22-9901　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

就労継続支援Ｂ型事業所さくら福祉事業所　就労継続支援Ｂ型20名　(福)さくら福祉事業会　789-1201　佐川町字寺中甲1037-1　0889-22-2113　0889-22-5369　主たる対象者の特定なし

ほほえみ　就労継続支援Ａ型10名、就労継続支援Ｂ型10名　(株)太陽　789-1201　佐川町甲1128-18　0889-22-5585　0889-22-5570　主たる対象者の特定なし

就労継続支援Ｂ型事業所どんぐり　就労継続支援Ｂ型20名　(福)さくら福祉事業会　781-1301　越知町越知甲1979　0889-20-1116　0889-20-1117　主たる対象者の特定なし

竹ぼうきの会　就労継続支援Ｂ型10名　(特非)梼原竹ぼうきの会　785-0612　梼原町梼原1437　0889-65-0320　0889-65-0320　主たる対象者の特定なし

ライフファクトリー茂平　就労移行支援6名、就労継続支援Ｂ型14名　(特非)日高わのわ会　781-2153　日高村本郷512　0889-24-4004　0889-20-1722　主たる対象者の特定なし

どんぐり農園グリューネ　就労継続支援Ｂ型30名　(福)津野町社会福祉協議会　785-0503　津野町芳生野甲200-2　0889-62-3280　0889-62-3519　主たる対象者の特定なし

作業所由菜の里　就労継続支援Ｂ型20名　(特非)由菜の里　786-0012　しまんと町北琴平町4-8　0880-22-3702　0880-22-3702　主たる対象者の特定なし

就労継続支援多機能型事業所しまんと創庫　就労継続支援Ａ型10名、就労継続支援Ｂ型30名、就労定着支援　(有)西宮物産　786-0017　四万十町神ノ西1229番地2　0880-22-3741　0880-22-0718　主たる対象者の特定なし

就労継続支援Ｂ型事業所あさぎり　就労継続支援Ｂ型20名　(福)さくら福祉事業会　786-0004　しまんと町茂串町1-14　0880-22-4638　0880-22-1808　主たる対象者の特定なし

就労継続支援Ｂ型事業所やまびこ　就労継続支援Ｂ型20名　(福)さくら福祉事業会　786-0301　しまんと町大正190　0880-29-4777　0880-29-4778　主たる対象者の特定なし

共同作業所わらわら　就労継続支援Ｂ型10名　(特非)つながり　787-0803　三原村来栖野321番地1　0880-46-3233　0880-46-2425　主たる対象者の特定なし

就労支援事業所ジョブなしろ　就労継続支援Ｂ型30名、就労定着　(福)土佐七郷会　789-1933　黒潮町田野浦524　0880-43-4666　0880-43-3886　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

共同作業所ニコの種　　就労継続支援Ｂ型10名　(特非)ニコの種　789-1720　黒潮町佐賀501番地1　0880-55-3356　0880-55-3356　主たる対象者は知的障害者

生活介護事業所みなとがわ　生活介護20名　(福)土佐七郷会　789-1913　黒潮町奥湊川2243　0880-31-3300　主たる対象者は知的障害者

７８ページ

共生型障害者通所支援事業所（令和５年５月１日現在）

事業所すうは15かしょあり、事業所名称、実施するサービスの種類、定員数、運営主体、郵便番号、施設の所在地、電話番号、ファックス番号、主たる対象者の順に記載しています。

デイサービス元気　生活介護10名　(有)アシスタント高知　781-0241　高知市横浜新町5丁目2510　088-837-5200　088-837-5201　主たる対象者の特定なし

デイサービスセンターりん　生活介護18名　(株)梅ノ木コーポレーション　780-8077　高知市朝倉西町1丁目5-7　088-850-9030　088-850-9031　主たる対象者は身体障害者、知的障害者

デイサービスゆうゆう　生活介護10名　(株)ゆうゆう　780-8076　高知市朝倉東町10-9　088-879-2778　088-879-2772　主たる対象者の特定なし

アシストジャパンデイサービスセンター7号館　生活介護25名　(有)アシストジャパン　781-8003　高知市北新田町18-30　088-837-8907　088-834-0211　主たる対象者の特定なし

デイサービスセンターはる桟橋　生活介護18名　(株)はる　781-8007　高知市仲田町5-24　088-855-3335　088-856-3887　主たる対象者の特定なし

多機能型支援事業所すてっぷ　生活介護10名　(一社)高知自立支援協会　781-8134　高知市いっく中町3丁目13-48　088-802-8223　088-803-4029　主たる対象者は知的障害者、精神障害者

にじいろじかん針木　生活介護及び機能訓練18名　(株)四国ライフケア　780-8086　高知市針木東町7-32　088-840-0722　088-840-0662　主たる対象者の特定なし

デイサービスセンターはまちどり　生活介護30名　(福)安芸市社会福祉協議会　784-0007　安芸市寿町2-3　0887-35-8188　0887-35-8187　主たる対象者の特定なし

でいさーびすうちんく和なんごく　生活介護20名　(株)和　783-0006　南国市篠原706-1　088-802-5818　088-802-5819主たる対象者の特定なし

でいさーびすうちんく和のいち　生活介護20名　(株)和　781-5232　香南市野市町西野2558-1　0887-52-8220　0887-52-8221　主たる対象者の特定なし

こじゃリハのいち　生活介護18名　(株)らいさす　781-5232　香南市野市町西野166-1　0887-50-1252　0887-50-1253　主たる対象者の特定なし

こじゃリハやまだ　生活介護18名　(株)らいさす　782-0007　香美市土佐山田町東本町4丁目1番地45号　0887-52-8222　0887-52-8223　主たる対象者の特定なし

仁淀川町デイサービスデンターひなた荘　生活介護18名　(有)ぬくもり介護センターおおの　781-1801　仁淀川町森4287番地　0889-32-1500　0889-32-1502　主たる対象者の特定なし

小規模多機能型事業所壽幸園サテライトいの　生活介護9名　(福)伊野福祉会　781-2107　いの町駅前町14　088-850-1330　088-850-1331主たる対象者の特定なし

佐川町社会福祉福祉協議会共生型小規模多機能ぷらっとホームさかわ　生活介護6名　(福)佐川町社会福祉協議会　789-1201　佐川町甲377番地イ　0889-22-2022　0889-22-2023　主たる対象者の特定なし

その他施設一覧

地域活動支援センター：障害のある人に、創作的活動又は生産活動の機会を提供したり、社会との交流の促進などの便宜を供与します。 以下、令和５年５月１日現在の地域活動支援センターの一覧です。

形態Ⅰ型のセンター

①名称：地域生活支援センター広場そよかぜ、運営主体：社会福祉法人さんかく広場、施設の所在地：高知市桟橋どおり2-7-3、電話番号：088-837-1080、ＦＡＸ番号：088-837-1088

②名称：地域活動支援センターてくとこ瀬戸、運営主体：社会福祉法人てくとこ会、施設の所在地：高知市瀬戸東まち3-109、電話番号：088-842-8130、ＦＡＸ番号：088-841-2298

③名称：地域活動支援センターあけぼの、運営主体：社会福祉法人土佐あけぼの会、施設の所在地：香南市香我美町しもぶん684-1、電話番号：0887-57-7180、ＦＡＸ番号：0887-57-7181

④名称：地域活動支援センターゆくり、運営主体：医療法人一条会、施設の所在地：しまんと市駅前町10-22、電話番号：0880-35-6120、ＦＡＸ番号：0880-35-6122

⑤名称：地域活動支援センターつどいどころ、運営主体：社会福祉法人なかとさ町社会福祉協議会、施設の所在地：なかとさ町くれ6551-3、電話番号：0889-52-2880、ＦＡＸ番号：0889-52-2880

⑥名称：地域活動支援センターくろしお、運営主体：社会福祉法人黒潮町社会福祉協議会、施設の所在地：黒潮町いりの2017番地1、電話番号：0880-43-2835、ＦＡＸ番号：0880-43-0317

形態Ⅱ型のセンター

①名称：アートセンター画楽、運営主体：有限会社ファクトリー、施設の所在地：高知市はりまや町3-16-8、電話番号：088-878-8765、ＦＡＸ番号：088-878-8685

②名称：発達障害者就労支援センターこうちみらいーず、運営主体：特定非営利活動法人ワークスみらい高知、施設の所在地：高知市梅ノ辻9-9、電話番号：088-856-5383、ＦＡＸ番号：088-856-5382

③名称：地域活動支援センター「かみ」、運営主体：社会福祉法人高知県知的障害者育成会、施設の所在地：かみ市とさ山田ちょう1689-1、電話番号：0887-53-7077、ＦＡＸ番号：0887-52-8088

④名称：たいよう、運営主体：社会福祉法人じんしん会、施設の所在地：とさしみず市いぶり55、電話番号：0880-82-8899、ＦＡＸ番号：0880-82-8900

⑤名称：地域活動支援センターニコスマイル、運営主体：社会福祉法人安芸市社会福祉協議会、施設の所在地：安芸市本町3丁目3-7、電話番号：0887-34-3540、ＦＡＸ番号：0887-37-9555

形態Ⅲ型のセンター

①名称：地域活動支援センター福祉ショップハートフル事業所、運営主体：特定非営利活動法人高知市身体障害者連合会、施設の所在地：高知市越前町1-4-6、電話番号：088-873-5564、ＦＡＸ番号：088-873-5564

②名称：ポピー事業所、運営主体：公益財団法人高知県身体障害者連合会、施設の所在地：高知市ほんまち4-1-37高知県社会福祉センター1階、電話番号：088-872-9497、ＦＡＸ番号：088-872-7590

③名称：特定非営利活動法人NPO作業所朝顔、運営主体：特定非営利活動法人NPO作業所朝顔、施設の所在地：高知市鴨部3丁目28-12、電話番号：088-843-9403、ＦＡＸ番号：088-843-9417

④名称：地域活動支援センター「南国」、運営主体：社会福祉法人高知県知的障害者育成会、施設の所在地：南国市日吉町2-3-28社会福祉センター2階、電話番号：088-854-8100、ＦＡＸ番号：088-855-6900

⑤名称：土佐市地域活動支援センター、運営主体：社会福祉法人太陽福祉会、施設の所在地：土佐市高岡町甲31-9、電話番号：088-852-2577、ＦＡＸ番号：088-852-2577

⑥名称：須崎市地域活動支援センター、運営主体：特定非営利活動法人すてっぷわん、施設の所在地：須崎市山手町1番7号、電話番号：0889-59-3115、ＦＡＸ番号：0889-59-3116

形態基礎事業のセンター

①名称：津野町地域活動支援センター、運営主体：社会福祉法人津野町社会福祉協議会、施設の所在地：津野町姫野々431-1、電話番号：0889-55-2115、ＦＡＸ番号：0889-55-2119

②名称：地域活動支援センターやまびこ、運営主体：社会福祉法人さくら福祉事業会、施設の所在地：しまんと町大正190、電話番号：0880-29-4888、ＦＡＸ番号：0880-29-4778

③名称：地域活動支援センターあおぞら、運営主体：特定非営利活動法人梼原竹ぼうきの会、施設の所在地：梼原町梼原1437、電話番号：0889-65-0320、ＦＡＸ番号：0889-65-0320

７９ページ

障害児通所支援等事業所（令和５年５月１日現在）

事業所すうは94かしょあり、事業所名称、実施するサービスの種類、定員数、運営主体、郵便番号、施設の所在地、電話番号、ファックス番号、主たる対象者の順に記載しています。

高知県立療育福祉センター　児童発達支援センター、保育所等訪問支援　定員20名　高知県　780-8081　高知市若草町10-5　088-844-1921　088-840-4935　主たる対象は重症心身障害児以外

昭光園「すまいる」　放課後等デイサービス　定員10名　（福）昭和会　780-0056　高知市北ほんまち4丁目2番49号　088-884-6128　088-884-6355　主たる対象は重症心身障害児以外

児童発達支援センターしんほんまち「あゆみ」　児童発達支援センター、保育所等訪問支援　定員20名　（福）昭和会　780-0062　高知市新本まち2丁目15番22号　088-803-5701　088-803-5702　主たる対象は重症心身障害児以外

児童発達支援センターしんほんまち「ふらっぷ」　放課後等デイサービス　定員10名　（福）昭和会　780-0062　高知市新本まち2丁目15番22号　088-803-5701　088-803-5702　主たる対象は重症心身障害児以外

児童発達サポートセンターきらり 児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（特非）高知県自閉症協会　781-0311　高知市春野町芳原737番地 088-803-4440 088-803-4750　主たる対象は重症心身障害児以外

障害児通所支援事業所びたみん　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（同）ウエル　781-5102　高知市大津甲532-15 088-856-7311　088-856-7312　主たる対象は重症心身障害児以外

グッドスマイル高知　放課後等デイサービス　定員10名　（株）GOOD SMILE　781-0083 高知市北御座11-13二階　　088-855-8775　088-855-8776　主たる対象は重症心身障害児以外

キュール　放課後等デイサービス　定員10名　（福）ファミーユ高知 781-0313　高知市春野町うちノたに63番地6　088-842-1921　088-842-2601 主たる対象は重症心身障害児以外

グッドスマイル朝倉　放課後等デイサービス　定員10名　（株）GOOD SMILE　780-8088 高知市針ぎ本まち9番8号　088-855-5876　088-855-5876　主たる対象は重症心身障害児以外

UプロセッションⅠ・Ⅱ／ミニプロ 児童発達支援、放課後等デイサービス　定員20名　（一社）U-プロジェクト　781-0081　高知市北川添24-13一階、二階　088-855-7716　088-855-7718　主たる対象は重症心身障害児以外

ルート　放課後等デイサービス　定員10名　（株）ルート 781-8104 高知市高須2丁目17番15号吉田ビルⅡ一階 088-880-0082 088-880-0083 主たる対象は重症心身障害児以外

SMILE PLUS mite　放課後等デイサービス　定員10名　（株）SMILE PLUS　780-8052　高知市鴨べ1丁目19番12号いく代ビル201号　088-843-7567　088-843-7567 主たる対象は重症心身障害児以外

ぱすてる　放課後等デイサービス　定員10名　（同）ぱすてる　　780-0822　高知市はりまや町3-3-3GAIAビル5F 088-882-1980　088-882-1980　主たる対象は重症心身障害児以外

SMILE PLUS baum　放課後等デイサービス　定員10名　（株）SMILE PLUS　781-0015　高知市あぞう野西まち2丁目1-13　088-803-7030　088-803-7030　主たる対象は重症心身障害児以外

ポルカ 児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（株）ポルカ　781-8121　高知市かづら島4丁目2-24　088-821-6761　088-821-6762　主たる対象は重症心身障害児以外

ラビック　放課後等デイサービス　定員10名　ラビック（同）　781-8136　高知市いっく西まち4丁目24-20　088-821-6366　088-856-6352　主たる対象は重症心身障害児以外

ルート・２号店 児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（株）ルート 780-0967　高知市福井東まち39-5-9 088-821-6770　088-821-6771　主たる対象は重症心身障害児以外

カラフル・ピース　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（有）ノーブルサベージ　780-0072　高知市杉井る16-5俵屋ビル2階・3階　088-855-9742　088-855-9743　主たる対象は重症心身障害児以外

おひさまキッズ　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（株）Kids Unlimited　780-0052 高知市大川筋2丁目1-39　088-856-8833　088-856-8843　主たる対象は重症心身障害児以外

Clover Kids　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（一社）Team Clover　780-0981　高知市ひとつばし町2丁目27番地2パームビル1階　088-856-8700　088-856-8701　主たる対象は重症心身障害児以外

キッズ♪ふれんず　放課後等デイサービス　定員10名　フレンズ（株）　781-8122　高知市高須新町4丁目2-27　088-854-7117　088-855-8372　主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスヒラソル　放課後等デイサービス　定員10名　ミカリ（株）　780-8081 高知市若草町11-42　088-843-5990　088-843-5991　主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスウィズ北竹島　放課後等デイサービス　定員10名　（株）高知ハウジングコンサルタント　780-8019 高知市北竹島町248-2　088-855-5503　088-855-5530　主たる対象は重症心身障害児以外

忠さんのデイサービス　居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（株）Life Change　780-8031　高知市　おお原ちょう84-1　088-821-8816 088-821-8816　主たる対象は重症心身障害児以外

グッドスマイル鴨部　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（株）GOOD SMILE　780-8050　高知市鴨べ1087-1 二階　088-855-8194　088-855-8776 主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスポニーハウス　放課後等デイサービス　定員10名　（同）guu 781-0250 高知市 瀬戸1丁目2-55 088-854-8985 088-854-8986 主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスウィズ上町　放課後等デイサービス　定員10名　（株）エンパワメント高知 780-0901 高知市かみ町5丁目4-1ピュアリフレビル3階 088-821-8712 088-813-0267 主たる対象は重症心身障害児以外

COMPASS発達支援センター高知　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（株）三葉 781-8104 高知市 高須1丁目16-24 088-802-5328 088-802-5327 主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービス事業所アビリティキッズ 放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（一社）アビリティキッズ 780-0833 高知市南はりまや町2丁目4番3号 088-881-2078 088-881-2136 主たる対象は重症心身障害児以外

株式会社ともに　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（株）ともに 781-8131 高知市いっくしなね1丁目1番3号レジデンスニチュー102号 088-881-1738 088-881-1739 主たる対象は重症心身障害児以外

多機能型児童・学童発達支援事業所grin　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（株）grin 780-8052 高知市鴨べ1丁目12-12サンセット1階西、3階西-2 088-856-8037 088-856-8135 主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスほっと　放課後等デイサービス　定員10名　（一社）高知自立支援協会 781-8003 高知市北新田町10-15 088-855-8717 088-854-8723 主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービス ママズ クラブ　放課後等デイサービス　定員10名　（株）MaMa's company 781-8121 高知市かづら島4丁目1番30号2階 088-856-5816 088-856-5817 主たる対象は重症心身障害児以外

運動学習特化型　児童発達支援・放課後等デイサービスアルペンせいわちより教室　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　学校法人せいわ幼稚園 781-0814 高知市いなり町7番29号釣井水産ビル2階 088-879-3583 088-879-3583 主たる対象は重症心身障害児以外

SMILE PLUS platz　放課後等デイサービス　定員10名　（株）SMILE PLUS 780-8052 高知市鴨べ一丁目19－12いく代ビル203号 088-854-3254 088-854-3254 主たる対象は重症心身障害児以外

COMPASS発達支援センター高知．Jr　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（株）三葉 780-0925 高知市西まち86－１ 088-855-9338 088-855-9337 主たる対象は重症心身障害児以外

Uプロフェッショナル　放課後等デイサービス　定員10名　（一社）U-プロジェクト 781-0250 高知市瀬戸1-4-21サンパティオビル二階 088-855-5351 088-855-7718 主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスティーバージム　放課後等デイサービス　定員10名　（株）ソートアーチブ 780-0072 高知市杉井る16-5俵屋ビル4階 088-856-6834 088-856-6835 主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスハピネスキッズ　放課後等デイサービス　定員10名　（同）足人 780-0931 高知市玉水町5岩貞ビル１階 088-802-1380 088-802-1379 主たる対象は重症心身障害児以外

運動学習特化型児童発達支援・放課後等デイサービスアルペンせいわ万々教室　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　学校法人せいわ幼稚園 780-0912 高知市はったん町2丁目12-15 088-802-5331 088-802-5332 主たる対象は重症心身障害児以外

８０ページ

もりもりの森　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（一社）FOREST BEAR 780-0926 高知市大膳町61番地奏ビル2階3階 088-881-6014 088-881-6373 主たる対象は重症心身障害児以外

多機能型支援事業所すてっぷ　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（一社）高知自立支援協会 781-8134 高知市いっく中まち3丁目13番48 088-802-8223 088-803-4029 主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービス響　放課後等デイサービス　定員10名　ミカリ（株） 780-8074 高知市朝倉横まち10番地34号 088-855-9012 088-855-9013 主たる対象は重症心身障害児以外

おひさまキッズ２号館　放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（株）Kids Unlimited 781-8004 高知市新田町13-4 088-802-8839 088-856-8843 主たる対象は重症心身障害児以外

空色キッズ　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（合）ＯＨＡＮＡ 780-8027　高知市たか見町192-22 088-802-5812　088-802-5813　主たる対象は重症心身障害児以外

えだは（エネーブル）　放課後等デイサービス　定員10名　（株）２４０ＲＩＳＩＮＧ 781-5103　高知市大津乙1024番地3 088-866-0243　088-866-0242　主たる対象は重症心身障害児以外

すずめ児童デイ Basic　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（福）すずめ福祉会 780-0064　高知市和泉町3-24中ひらビル１階 088-821-6900　088-821-6901　主たる対象は重症心身障害児以外

アフタースクールシーグラス高知教室　放課後等デイサービス　定員10名　（株）ライフパス 781-5103　高知市大津乙1204番地1　088-856-9930　088-856-9932　主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスＬＯＯＰ　放課後等デイサービス　定員10名　ＬＯＯＰ（株）　780-8052 高知市鴨べ2丁目6-50１階　088-843-0822　088-843-0823　主たる対象は重症心身障害児以外

保育所等訪問支援事業所ワクトレ 保育所等訪問支援　定員なし　（株）Ｗｏｒｋｔｈ 780-0822　高知市はりまや町2丁目12番13号エリートはりまやビル4階 080-6393-8051 050-3588-8432 主たる対象は重症心身障害児以外

もみのきっず　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（医）治久会　780-0949　高知市鳥越1-1　070-6438-5245　088-840-1001　主たる対象は重症心身障害児以外

多機能型療育支援センター＆ＪＯＹ【エンジョイ】本店　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員20名　（株）Ｐｌｕｓ　ＯＮＥ’ｓ 781-0082 高知市南川添8番17号 088-881-7875 088-881-7876 主たる対象は重症心身障害児以外

多機能型児童発達支援事業所アルカラ　居宅訪問型児童発達支援、保育所等訪問支援　定員なし　（株）Ａｒｕｋａｒａ　781-0314 高知市春野町南ヶ丘7丁目5番18　088-802-7605　088-802-7605　主たる対象は重症心身障害児以外

エネーブルセカンド　放課後等デイサービス　定員10名　（株）２４ＯＲＩＳＩＮＧ　781-0082 高知市南川添15-2　088-856-6240 088-856-6241　主たる対象は重症心身障害児以外

児童発達支援・放課後等デイサービス　カワイイ　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（株）KAWAII MIREII 780-0034　高知市みその町306番地 088-872-5035　088-872-5035　主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスシンフォニー　放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（株）レガシア　780-8074　高知市いっく南まち1丁目12-12 088-855-3313　088-855-3314　主たる対象は重症心身障害児以外

多機能型児童療育支援事業所なないろ　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員20名　（株）ともに　781-8131　高知市いっくしなね１丁目１番３号レジデンス二チュー１０２号　088-881-1738　088-881-1739 主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスつなぎ　放課後等デイサービス　定員10名　（株）リバフル　780-8063　高知市朝倉へい915-5 088-855-6767 088-855-6768　主たる対象は重症心身障害児以外

音楽特化型児童発達支援・放課後等デイサービスくおーれ　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員20名　（株）あんじぇれ　781-8010 高知市桟橋どおり４丁目１２番３６号ウィンビル２階　088-855-4973　088-855-4975 主たる対象は重症心身障害児以外

ひまわり　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員20名　（株）ひまわり　780-0964　高知市横内１２１番地６　088-802-6512　088-802-6513 主たる対象は重症心身障害児以外

イートコ　放課後等デイサービス　定員10名　（株）２４０ＲＩＳＩＮＧ　780-0072　高知市杉井る１６－９　088-855-8240　088-855-8241 主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスＰＬＵＳＯＮＥ　放課後等デイサービス　定員10名　（合）ＰＬＵＳ　ＯＮＥ　780-0861　高知市ますがた９番４８号ＮａｎｉＫａｈｕａｂｌｄ．２階　088-879-6890 088-879-6891　主たる対象は重症心身障害児以外

もりもりの森メディパーク高知駅　児童発達支援、保育所等訪問支援　定員10名　（一社）ＦＯＲＥＳＴ　ＢＥＡＲ　780-0062　高知市新本まち１丁目１４－３メディパーク高知駅４階　088-802-7552　088-802-7553　主たる対象は重症心身障害児以外

運動学習特化型児童発達支援・放課後等デイサービスアルペンせいわ朝倉教室　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員20名　学校法人せいわ幼稚園　780-8074　高知市朝倉横まち２０－３５カーサ・ドゥエミーラ１階　088-855-5177　088-855-5178　主たる対象は重症心身障害児以外

デイサービス元ちゃん　放課後等デイサービス　定員10名　（株）梅ノ木コーポレーション　780-8077　高知市朝倉西まち１－８－１０　メゾンルピナス１階　090-5143-8273　主たる対象は重症心身障害児以外

児童通所支援センターまなふる　放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（福）安芸市社会福祉協議会　784-0004　安芸市ほんまち3丁目3-7　0887-37-9888 0887-37-9892　主たる対象は重症心身障害児以外

児童発達支援センターやいろ　児童発達支援センター、保育所等訪問支援　定員20名　（福）来島会　783-0005　なんこく市おおそね乙2288 088-864-2221　088-864-1789　主たる対象は重症心身障害児以外

ウィッシュかがみの　放課後等デイサービス　定員10名　（福）高知県知的障害者育成会　783-0028　なんこく市陣山字弥市531-1　088-855-6180 088-855-6181　主たる対象は重症心身障害児以外

Uプロミッション　放課後等デイサービス　定員10名　（一社）U-プロジェクト 783-0091　なんこく市たてだ1288-1岩井屋1階　080-6288-4495　088-855-7718　主たる対象は重症心身障害児以外

障害児通所支援事業所びたみん・２　放課後等デイサービス　定員10名　（同）ウエル 783-0091　なんこく市たてだ1288-1　088-821-7911　088-821-7912 主たる対象は重症心身障害児以外

おひさまきっず　なんこくごめん事業所　放課後等デイサービス　定員10名　（株）スマイルリード 783-0011　なんこく市後免まち1丁目8-35aglaia 201号　088-802-7088　088-802-7011 主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスジャンプなんこく　放課後等デイサービス　定員10名　（株）ジャンプ　783-0092　なんこく市たむら乙899番地1　088-855-3699 088-855-3947　主たる対象は重症心身障害児以外

児童発達支援事業所とさっちくらぶ　児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員22名　（特非）土佐の風　781-1102　土佐市高岡町乙3520-9　088-879-1900　088-879-1901 主たる対象は重症心身障害児以外

多機能型療育支援センター　＆ＪＯＹ【エンジョイ】高岡店　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（株）わかば　781-1103 土佐市高岡町丙19番地4 088-855-3410　088-855-3401　主たる対象は重症心身障害児以外

通所支援ベルテール須崎園　放課後等デイサービス　定員10名　（一社）チャイルドライフ　785-0033　須崎市おおま西まち1-9 0889-59-0111　0889-59-0111　主たる対象は重症心身障害児以外

COMPASS発達支援センター須崎　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（株）三葉 785-0036　須崎市緑まち9-27-2階　0889-43-9328　0889-43-9329　主たる対象は重症心身障害児以外

なちゅら　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（医）五月会 785-0036　須崎市緑まち7番12号　080-8011-4341　0889-59-1769　主たる対象は重症心身障害児以外

幡多希望の家医療福祉センター（発達障害児）　児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（福）土佐希望の家 788-0782　宿毛しひら田ちょう中山867 0880-66-2212　0880-66-2215　主たる対象は重症心身障害児以外

COMPASS発達支援センター宿毛　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（株）三葉 788-0000　宿毛市宿毛5380-1　0880-63-1738　0880-63-1739 主たる対象は重症心身障害児以外

児童発達支援事業所あっぷる　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（福）一条協会　787-0010　しまんとしこ津か1801番地1　0880-35-4092　0880-35-4091 主たる対象は重症心身障害児以外

８１ページ

COMPASS発達支援センターしまんと　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（株）三葉　787-0013　しまんとしう山天神町4-31土居ビル2階 0880-34-8328　0880-34-8329　主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービス　すきっぷこうなん　放課後等デイサービス　定員10名　（株）Road to happiness　781-5232　香南し野いち町西野776-2　0887-50-6695 0887-50-6696　主たる対象は重症心身障害児以外

保育所等訪問支援事業所きゅーぶ　保育所等訪問支援　定員なし　（同）CUBE 781-5212　香南し野いち町土居1321番地　0887-53-9122　0887-53-9123 主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービス Coco color　放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（株）origin　781-5452　香南市香我美町しもぶん419-3　0887-52-8511　0887-52-8512 主たる対象は重症心身障害児以外

にじいろはうす　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員10名　（株）Next Stage 781-5235　香南し野いち町下井634-1エリヴェールのいち101,102号　0887-50-2676　0887-50-2677 主たる対象は重症心身障害児以外

あやぱにハウス　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　福の種（同）　781-5211 香南し野いちちょう中ノ村624-2　0887-52-8341 0887-52-8343　主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスすきっぷ　放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（株）Road to happiness　782-0034　かみ市とさ山田ちょう宝まち1-1-24 0887-52-8523　0887-52-8523　主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービス事業所白ゆり　放課後等デイサービス　定員10名　（福）愛成会 782-0016　かみ市とさ山田ちょう山田1319　0887-52-1160　0887-57-0337 主たる対象は重症心身障害児以外

ＣＯＭＰＡＳＳ．かみ　放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（株）三葉　782-0031　かみ市とさ山田ちょう東ほんまち5丁目1-33 0887-53-9038　0887-53-9028　主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスすきっぷかみ　放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員10名　（株）Road to happiness　782-0034 かみ市とさ山田ちょう旭まち２丁目１－２５　0887-52-8523　0887-52-8524 主たる対象は重症心身障害児以外

ぷらうらんど中芸　放課後等デイサービス　定員10名　（福）ぷらうらんど　781-6410 田野町907-1　0887-38-2277　0887-38-2287 主たる対象は重症心身障害児以外

ぷらうらんどKouminkanたの　児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員20名　（福）ぷらうらんど 781-6410　田野町字上ノ岡4476-3・4480-2 0887-37-9915　0887-37-9916　主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスじんじん　放課後等デイサービス　定員10名　（同）じんじん　789-1202 さかわ町乙2095番地の2　0889-20-0955　0889-20-0955　主たる対象は重症心身障害児以外

ぷらうらんどKouminkanひだか　児童発達支援センター、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員12名　（福）ぷらうらんど　781-2151　日高村しもぶん887　0889-24-7955 0889-39-1204　主たる対象は重症心身障害児以外

独立行政法人国立病院機構高知病院　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員5名　（独）国立病院機構高知病院　780-8077　高知市朝倉西まち1-2-25　088-844-3111　088-828-4664　主たる対象は重症心身障害児

重症心身障害児通園事業所デイサービスセンター幸のつどい　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員5名　（株）幸 781-5101　高知市布しだ1664-21 088-856-7678　088-856-7679　主たる対象は重症心身障害児

デイサービスセンターりん・わかくさ　放課後等デイサービス　定員5名　（株）梅ノ木コーポレーション 780-8081　高知市若草町16-11-8 088-850-9020　088-850-9031　主たる対象は重症心身障害児

はあと33番地　放課後等デイサービス　定員6名　（特非）Open Heart 781-0803　高知市弥生町3番16号 088-882-1226　088-882-1226　主たる対象は重症心身障害児

重症児デイサービスいっぽ　居宅訪問型児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員5名　（特非）みらい予想図　780-8075　高知市朝倉南まち1番12号　088-855-7366 088-855-7377　主たる対象は重症心身障害児

デイサービスセンター幸のつどい春野事業所　児童発達支援、放課後等デイサービス　定員5名　（株）幸 781-0311　高知市春野町芳原６１５－１　088-802-5361　088-802-5362　主たる対象は重症心身障害児

重症児・者デイサービスずうーっと　放課後等デイサービス　定員5名　（特非）みらい予想図 781-0074　高知市南かなだ11番5号 088-881-1200　088-881-1201　主たる対象は重症心身障害児

土佐希望の家医療福祉センター　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員5名　（福）土佐希望の家 783-0022　南国市こごめ107　088-863-2131 088-863-2133　主たる対象は重症心身障害児

幡多希望の家医療福祉センター（重症心身障害児）　児童発達支援、放課後等デイサービス、保育所等訪問支援　定員5名　（福）土佐希望の家　788-0782　宿毛し山奈町芳奈3365番地 0880-66-2212　0880-66-2215　主たる対象は重症心身障害児

共生型障害児通所支援事業所（令和５年５月１日現在）

事業所すうは6かしょあり、事業所名称、実施するサービスの種類、定員数、運営主体、郵便番号、施設の所在地、電話番号、ファックス番号、主たる対象者の順に記載しています。

デイサービスセンターりん　児童発達支援、放課後等デイサービス　（株）梅ノ木コーポレーション　780-8077　高知市朝倉西まち1丁目5番7号 　088-850-9030 088-850-9031　主たる対象は重症心身障害児以外

デイサービスゆうゆう　放課後等デイサービス　（株）ゆうゆう　780-8076　高知市朝倉東まち10番9号　088-879-2778　088-879-2772　主たる対象は重症心身障害児以外

でいさーびすかけはし　放課後等デイサービス　（株）ＧＲＥＥＮ　781-1102 土佐市高岡町乙33番地　088-821-8141　088-821-8140　主たる対象は重症心身障害児以外

放課後等デイサービスセンターあんきな家　清水ヶ丘　放課後等デイサービス　（福）清和会　787-0330 とさ清水市清水ヶ丘30－2 　0880-82-3335 0880-82-3336　主たる対象は重症心身障害児以外

こじゃリハのいち　放課後等デイサービス　（株）らいさす 781-5232　香南し野いち町西野166-1　0887-50-1252 0887-50-1253　主たる対象は重症心身障害児以外

さかわ町社会福祉協議会共生型小規模多機能型ぷらっとホームさかわ　放課後等デイサービス　（福）さかわ町社会福祉協議会 789-1201　さかわ町甲377番地イ　0889-22-2022　0889-22-2023　主たる対象は重症心身障害児以外

障害児入所施設（令和５年５月１日現在）

事業所すうは6かしょあり、事業所名称、施設の類型、定員数、運営主体、郵便番号、施設の所在地、電話番号、ファックス番号の順に記載しています。

独立行政法人国立病院機構高知病院　医療型障害児入所施設　定員120名　（独）国立病院機構高知病院 780-8081　高知市朝倉西まち1-2-25 088-844-3111 088-828-4664

土佐希望の家医療福祉センター　医療型障害児入所施設　定員142名　（福）土佐希望の家 783-0022　南国市こごめ107　088-863-2131　088-863-2133

南海学園　福祉型障害児入所施設　定員10名　（福）来島会 783-0005　南国市おおそね乙2288　088-864-2221　088-864-1789

わかぎ寮　福祉型障害児入所施設　定員30名　（福）光の村 781-1154　土佐市にい2798-6　088-856-1060　088-856-3667

障害児入所施設わかふじ寮　福祉型障害児入所施設　定員10名　（福）一条協会　787-0010　しまんとしこ津か1801番地1　0880-35-4092　0880-35-4091

幡多希望の家医療福祉センター　医療型障害児入所施設　定員51名　（福）土佐希望の家　788-0782　宿毛しひら田ちょう中山867　0880-66-2212 0880-66-2215

８２ページ

９補装具・日常生活用具について

（１）補装具

補装具は失われた身体機能を補完又は代替する用具で、職業上その他日常生活での能率の向上、また、18歳未満のかたについては、将来、社会人として独立自活するための素地を育成・助長することを目的としています。そのため、給付については医師等専門職員、補装具販売・製作業者と連携を図り、身体の状況、性別、職業、教育生活環境等の諸条件が考慮されます。補装具費の支給を受けるには、その部位の身体障害者手帳を持っていることと、購入や修理の前に市町村役場へ申請することが必要です。（難病患者については、身体障害者手帳を所持していなくても制度の対象となる場合があります）また、購入することが原則ですが、かりうけによることが適当である場合（以下の①から③に限る）は、かりうけが可能です。①身体の成長に伴い、短期間で補装具等の交換が必要であると認められる場合②障害の進行により、補装具の短期間の利用が想定される場合③補装具の購入に先立ち、複数の補装具等の比較検討が必要であると認められる場合

なお、かりうけ対象の補装具は義し･装具、座位保持装置の完成用部品、重度障害者用意思伝達装置の本体、歩行器、座位保持椅子に限ります。

問い合わせ先：①市町村役場（10ページ参照）②高知県障害福祉課（電話番号088-823-9634）

補装具の種目・障害種別ごとの決定基準（18歳以上）

①本人の来しょによる更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの：肢体不自由関係は義し、装具、座位保持装置、オーダーメイド車椅子、電動車椅子。聴覚障害は補聴器。内部障害はオーダーメイド車椅子、電動車椅子。②医師の補装具費支給意見書による更生相談所の判定に基づき市町村が決定するもの：肢体不自由関係はオーダーメイド車椅子、重度障害者用意思伝達装置。聴覚障害者は補聴器。内部障害はオーダーメイド車椅子。③医師の補装具費支給意見書により市町村が判断のうえ決定するもの：肢体不自由関係は手押型以外のレディメイド車椅子、歩行器。視覚障害は矯正眼鏡、遮光眼鏡、弱視眼鏡、コンタクトレンズ、義眼。聴覚障害は人工内耳音声信号処理装置の修理。内部障害は手押型以外のレディメイド車椅子、歩行器。④補装具費支給申請書により市町村が判断のうえ決定するもの：肢体不自由関係は手押型レディメイド車椅子、一本つえを除く歩行補助つえ。視覚障害は視覚障害者安全つえ。内部障害は手押型のレディメイド車椅子、一本つえを除く歩行補助つえ。

その他留意事項

①内部障害者については主治医の意見書が必要です。②各補装具費の支給対象となる病名、障害等級についてはお問い合わせください。（対象例）重度障害者用意思伝達装置：重度の両じょうかし及び音声・言語機能障害であって、重度障害者用意思伝達装置によらなければ意思の伝達が困難な者③介護保険対象のかたは介護保険サービスが優先されます。④車椅子、電動車椅子、歩行器については、原則として、病院や施設に入院、入所されているかたには交付されません。

補装具の種目・障害種別ごとの決定基準（18歳未満）

①指定育成医療機関の医師が作成する補装具費支給意見書に基づき、市町村が判断のうえ決定するもの（更生相談所に技術的助言を求める場合があります。）：肢体不自由関係は義し、装具、座位保持装置、オーダーメイド車椅子、手押型以外のレディメイド車椅子、電動車椅子、歩行器、頭部保持具、座位保持椅子、起立保持具、排便補助具、重度障害者用意思伝達装置。視覚障害は矯正眼鏡、遮光眼鏡、義眼、コンタクトレンズ、弱視眼鏡。聴覚障害は補聴器。内部障害はオーダーメイド車椅子、手押型以外のレディメイド、電動車椅子、歩行器。②補装具費支給申請書により市町村が判断のうえ決定するもの：肢体不自由関係は手押型レディメイド車椅子、一本つえを除く歩行補助つえ。視覚障害は視覚障害者安全つえ。聴覚障害は人工内耳音声信号処理装置の修理。内部障害は手押型のレディメイド車椅子、一本つえを除く歩行補助つえ。

その他留意事項

①内部障害児については主治医の意見書が必要です。

８３ページ

申請方法（18歳以上の場合）

①補装具費支給申請書により市町村が決定するもの以外は、医学的判定や医師の補装具費支給意見書が必要です。

②医学的判定では、補装具が必要かどうか、できあがった補装具が体にあうかどうか医師が判断します。

③判定医療機関の医師の判定は無料ですが、その他の医療機関での医師の補装具費支給意見書には費用がかかる場合があります。（事前に予約が必要な医療機関があります）

申請方法（18歳未満の場合）

①補装具費支給申請書により市町村が決定するもの以外は、指定育成医療機関（52、53ページ）の医師の意見書が必要です。

支給のしくみ（代理受領方式の場合）

①利用者（申請者）から市町村に補装具費支給申請を行う。市町村は申請を受理後、更生相談所（指定育成医療機関）に意見照会、判定依頼を行う。更生相談所（指定育成医療機関）は、市町村に対し、判定書の交付、意見書の交付を行う。②市町村は利用者（申請者）に種目、金額など補装具費支給決定を行うとともに、申請者が適切な業者の選定に必要となる情報を提供する。③利用者（申請者）と補装具製作（販売）業者で契約を結ぶ。補装具製作（販売）業者は更生相談所（指定育成医療機関）に製作指導及び適合判定を受ける。④補装具製作（販売）業者は利用者（申請者）に製品を引渡す。⑤利用者（申請者）は補装具の購入・修理・かりうけ費用のうち自己負担額を補装具製作（販売）業者に支払う。⑥利用者（申請者）は補装具製作（販売）業者に代理受領に係る補装具支払請求書兼代理受領に対する委任状を提出する。⑦補装具製作（販売）業者は市町村に代理受領に係る補装具支払請求書兼代理受領に対する委任状を提出する。⑧市町村は補装具製作（販売）業者に補装具費の支払を行う。

③にある適合判定とは、完成した補装具が身体に合っているか確認するもので、義し、装具、座位保持装置、電動車椅子、オーダーメイド車椅子が対象。

利用者負担

利用者負担については、定率一割負担と所得に応じた月額負担上限額が設定されています。原則、18歳以上の場合は本人又は配偶者のいずれかが、18歳未満の場合は保護者又はその世帯員のいずれかが一定所得以上（市町村民税所得割の最多納税者の納税額が46万円以上）の場合には補装具費の支給対象外となります。定率一割負担は補装具価格に応じて、月額負担上限額は所得に応じて設定されます。所得の区分は次のとおりです。①一般：37,200円②低所得（市町村民税非課税世帯）：0円③生活保護：0円。

障害福祉サービス等と補装具給付の利用者負担の合計額が一定の額を超える場合には、高額障害福祉サービス費が支給されます。（詳細は24ページを参照。）

８４ページ

（２）日常生活用具

日常生活用具は在宅で生活している障害のあるかたが、日常生活を容易にするために使用する用具で、障害の種別や程度、年齢によって給付できる用具が異なります。給付を希望する用具がある場合は市町村役場へ相談してください。介護保険の対象となる人は、介護保険サービスが優先しますが、介護保険にない用具については、給付することができます。なお、用具の修理については対象となっていません。

対象者は次のとおりです。難病患者等を含む身体障害児しゃ、知的障害児しゃ、精神障害者。市町村が必要と判断した場合は、施設や病院で生活しているかたも対象となります。小児慢性特定疾患の児童については、総合支援法に基づく日常生活用具給付等事業が優先されます。

対象用具は、厚生労働省告示第529号平成18年9月29日に定められており、次のとおりです。厚生労働大臣が定める日常生活上の便宜を図るための用具とは、安全かつ容易に使用できるもので、実用性が認められるもの。日常生活上の困難を改善し、自立を支援し社会参加を促進するもの。製作や改良、開発にあたって障害に関する専門的な知識や技術を要するもので、日常生活品として一般的に普及していないもの。以上の三要件を満たす、次の６種の用具をいう。①介護・訓練支援用具：特殊寝台や特殊マットなどの、障害者児の身体介護を支援する用具や、障害児が訓練に持ちイツいすなどであって利用者及び介助者が容易に使用でき、実用性のあるもの。②自立生活支援用具：入浴補助用具や聴覚障害者用屋内信号装置などの、障害者児の入浴、食事、移動などの自立生活を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。③在宅療養等支援用具：電気式たん吸引器や盲人用体温計などの、障害者児の在宅療養等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。④情報・意思疎通支援用具：点字器や人口喉頭などの、障害者児の情報収集、情報伝達や意思疎通等を支援する用具であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。⑤排泄管理支援用具：ストーマ装具などの障害者児の排泄管理を支援する衛生用品であって、利用者が容易に使用でき、実用性のあるもの。⑥居宅生活動作補助用具（住宅改修費）：障害者児の居宅生活動作等を円滑にする用具で、設置に小規模な住宅改修を伴うもの。

利用者負担額については、市町村が独自で決めていますので、詳しくは申請先の市町村に確認して下さい。

日常生活用具の給付を受ける手続きは次のとおりです。①申請者は市町村へ申請書を提出します。（申請書は市町村にあります。）②市町村は、手帳の内容やご本人の状態をお聞きし、必要かどうかを判断し、必要と認めた場合は決定通知書と一緒に｢日常生活用具給付券｣を申請者にお渡しします。③市町村は、納品業者に日常生活用具を注文し、納品業者は日常生活用具給付券と引き替えに、申請していた日常生活用具を申請者に渡します。このとき併せて、申請者は自己負担額を納品業者に支払います。

８５ページ

以下は、日常生活用具の参考例です。（市町村によって給付できる種目が異なりますので、ご注意ください。）

介護訓練支援用具

対象者：下肢又はたいかん機能障害もしくは知的障害、種目：特殊マット

対象者：下肢又はたいかん機能障害、種目：特殊寝台、特殊尿器、入浴担架、体位変換器、移動用リフト、訓練いす（障害児のみ）、訓練用ベッド

自立生活支援用具

対象者：下肢又はたいかん機能障害、種目：入浴補助用具、便器

対象者：平衡機能又は下肢もしくはたいかん機能障害、種目：T字杖・棒状のつえ、歩行支援用具、移動・いじょう支援用具

対象者：平衡機能又は下肢もしくはたいかん機能障害、てんかん発作等により頻繁に転倒する知的障害児しゃ、精神障害者、種目：頭部保護帽

対象者：じょうし障害又は知的障害（がくれい児以上で訓練をおこなっても自ら排便後の処理が困難な人）、種目：特殊便器

対象者：じょうし障害、種目：自動ページめくり機

対象者：障害種別に関わらず火災発生の感知及び避難が困難なもの、種目：火災警報器、自動消火器

対象者：視覚障害者又は知的障害（視覚又は知的障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）、種目：電磁調理器

対象者：視覚障害、種目：歩行時間延長信号機用小型送信機

対象者：聴覚障害（聴覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）、種目：聴覚障害者用屋内信号装置

在宅療養等支援用具

対象者：腎臓機能障害等、種目：透析液加温器

対象者：呼吸器機能障害又は身体障害児しゃであって、必要と認められる人、種目：ネブライザー（吸入器）、電気式たん吸引器、動脈けっちゅう酸素飽和度測定器（パルスオキシメーター）

対象者：医療保険における在宅酸素療法を行う人、種目：酸素ボンベ運搬車

対象者：在宅で人工呼吸器等を使用している呼吸機能障害者又は身体障害児しゃであって、災害時等に必要と認められる人、種目：人工呼吸器使用者用発電機

対象者：視覚障害（視覚障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯）、種目：盲人用音声式体温計、盲人用音声式体重計、盲人用音声式血圧計

８６ページ

情報・意思疎通支援用具

対象者：咽頭摘出者、種目：人工咽頭

対象者：音声言語機能障害又は肢体不自由しゃであって、発声・発語に著しい障害を有する人、種目：携帯用会話補助装置

対象者：聴覚障害児しゃ又は発声・発語に著しい障害を有する人であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる人、種目：聴覚障害者用通信装置

対象者：聴覚障害児しゃであって、本装置によりテレビの視聴が可能になる人、種目：聴覚障害者用情報受信装置

対象者：視覚障害かつ聴覚障害（盲ろう）、種目：双方向無線呼出器

対象者：盲ろう、視覚障害、種目：点字ディスプレイ

対象者：視覚障害、種目：点字器、点字タイプライター、視覚障害者用ポータブルレコーダー、視覚障害者用活字文書読上げ装置、視覚障害者用拡大読書器、盲人用時計、点字図書、視覚障害者用読書支援機器、視覚障害者用ワンセグラジオ

対象者：視覚障害又はじょうし障害、種目：情報・通信支援用具

対象者：視覚障害又はりょうじょうし障害（通常の入力装置での入力及び操作が困難な人）、種目：パソコン特殊入出力装置

対象者：視覚障害（公共施設等で共同利用する場合）、種目：視覚障害者用ワードプロセッサー

対象者：聴覚障害又は外出困難（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）、種目：福祉電話（貸与）

対象者：聴覚障害又は音声障害もしくは言語障害で、電話では意思疎通が困難な人（障害者のみの世帯及びこれに準ずる世帯）、種目：ファックス（貸与）

排泄管理支援用具

対象者：ストーマぞうせつ者、種目：ストーマ装具

対象者：高度の排便機能障害者、脳原生運動機能障害かつ意思表示困難しゃ、高度の排尿機能障害者（紙おむつは３歳以上）、種目：紙おむつ等（紙おむつ、せんちょう用具、サラシ・ガーゼ等衛生用品）

対象者：高度の排尿機能障害者、脊髄損傷等による排尿障害を有する障害者、種目：しゅうにょう器

居宅生活動作補助用具

対象者：下肢、たいかん機能障害又は乳幼児期以前の非しんこう性の脳病変による運動機能障害（移動機能障害に限る）を有する人、種目：住宅改修費

８７ページ

１０住宅について

（１）住宅改造の助成について

　要介護の高齢者や身体に障害のある人が住んでいる住宅について、身体の状況等に応じて改造を行うための経費の一部を助成し、本人や家族の負担を軽減する制度や事業があります。

事業の実施主体は各市町村となります。③については、市町村によって事業内容が異なる場合がありますので、申請の際はお住まいの市町村にお問い合わせください。

　①介護保険法

　　住宅改修

　　対象者　要介護認定の結果が要支援以上の人

　　助成金額　20万円（１割自己負担）

　②障害者総合支援法

　　地域生活支援事業、日常生活用具給付等事業(きょたく生活動作補助用具・住宅改修費)

　　対象者　下肢、たいかん機能障害又は乳幼児

　　助成金額　20万円(市町村が決める自己負担あり)

　③高知県補助事業

　　住宅改造支援事業（※県から市町村へ補助）

　　対象者　ア　介護保険制度の要介護及び要支援と認定された人

　　　　　　ア’介護保険制度の要介護、要支援認定を受けておらず、かつ、65歳以上の高齢者のみで居住している人

　　　　　　イ　身体障害者手帳の１級又は、２級に該当する人、若しくは、下肢、たいかん機能障害又は乳幼児期以前の非しんこう性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る)のある３級の人"

　　助成金額 ア、イ…工事費の２／３以内（県の補助は１／３以内）

 県の補助基準額100万円（※市町村により異なります）

 ア’……補助基準額30万円

　対象工事 ア　手すりの取り付け 浴室、玄関、台所、トイレ、廊下、階段、居室等

 イ　段差の解消

 ウ　滑り防止及び移動しやすくするために行う床等の材料の変更

 エ　引き戸等への扉の取り替え

 オ　洋式便器等への便器の取り替え

 カ　上記の工事に付帯して必要となる住宅改修

　　　　　　　　①と②はいずれかの利用しかできません。

　　　　　　　　この他に工事を伴わない日常生活用具給付事業もあります。

　　　　　　　　入浴補助用具（浴室用各種手すり等）、歩行支援用具（各種手すり、各種スロープ等）

　　　　　　　　必ず工事前に申請が必要です。工事中や工事完了後の申請は受付できません。

　問い合わせ先　各市町村役場（10ページ参照）

（２）住宅等改造アドバイザー派遣について

　住宅等改造支援事業を利用して住宅改造を希望する世帯に対して、現地で効果的な住宅改造の方法についてアドバイスを行う住宅改造アドバイザー（福祉じゅう環境コーディネーター）の派遣を行います。

　アドバイザー派遣に係る費用は全て県が負担します。

　住宅改造終了後、アドバイザーによる現地確認（モニタリング）を実施します。

　問い合わせ先各市町村役場（10ページ参照）

（３）福祉用具を用いた住まいの相談について

　高知県社会福祉協議会　いきいきライフ推進課（福祉用具展示コーナー）

　福祉用具の導入を含めた住まいなど生活環境の整備について相談に応じます。

　場所　高知市あさくらぼ375－1　高知県立ふくし交流プラザ１階

　相談日　毎日 9：00～17：00（第２にちようび、祝日、年末年始を除く）

　問い合わせ先　電話088-844-9271　ファックス088-844-9411

８８ページ

 ＮＰＯ法人 福祉じゅう環境ネットワークこうち

　身体に障害のある方や高齢者の住宅改修等の相談に応じます。

　場所　タウンモビリティステーションふくねこ（高知市はりまや町1丁目1番24号）

 時間　11:00～16:00　事前予約が必要です。

　問い合わせ先　電話・ファックス　088-855-4620　直通電話　080-3924-4712

（４）県営住宅への入居について

　「世帯むけ住宅」に入居を希望するＢわん以上の知的障害、２級以上の精神障害、４級以上の身体障害のある人及びその世帯で住宅に困っている人は、入居選考において、優遇そちを実施しています。

　また、「身体障害者住宅」として、下記の団地を整備しています。

横浜団地（高知市）　視聴覚障害者用　世帯むけ　４戸　　車イス使用者用　世帯むけ　６戸

若草町団地（高知市）車イス使用者用　単身世帯むけ　２戸　単身むけ　２戸

船岡団地（高知市）　車イス使用者用　単身世帯むけ　10戸　単身むけ　４戸

けら団地（高知市）　車イス使用者用　単身世帯むけ　９戸　単身むけ　２戸

かもはら団地（南国市）　視聴覚障害者用　世帯むけ　１戸　　車イス使用者用　世帯むけ　３戸

春野団地（高知市）　視聴覚障害者用　単身世帯むけ　７戸　　車イス使用者用　世帯むけ　７戸

問い合わせ先　高知県住宅供給公社　電話088-883-0344

市町村営住宅については、各市町村担当課にお問い合わせください。

（５）福祉ホームについて

身体又は知的、精神の障害があり、家庭環境、住宅事情等により家族との同居が困難な人に対し、居住の場を提供します。福祉ホームには管理人が配置されており、利用者の日常生活に関する相談、助言及び施設の管理を行います。

以下、県内の福祉ホームです。

①名称：コーポラスこくふ、定員：10人、設置・経営者めい：社会福祉法人土佐厚生会、施設の住所：郵便番号783-0052南国市そやま269-1、電話番号：日中088-862-3455（ウィール社）、夜間088-862-3522、ＦＡＸ番号：088-862-3457

②名称：サンホームしおみ、定員：6人、設置・経営者めい：社会福祉法人じんしん会、施設の住所：郵便番号787-0332土佐清水市汐見町11-9、電話番号：0880-82-0902（FAX兼用)

お問い合わせは、市町村役場または各福祉ホームにお願いします。

（６）高知県居住支援協議会

地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者及び民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を実施しています。

問い合わせ先　高知県宅地建物取引業協会　電話088-823-2001

（７）その他

①名称：視覚障害者養護老人ホーム土佐くすのき荘、定員：50人、設置・経営者めい：社会福祉法人土佐平成福祉会、施設の住所：郵便番号781-2164高岡郡ひだかむらほんむらあざつちはし5-5、電話番号：889-24-7411、ＦＡＸ番号：0889-24-7413

②名称：聴覚障害者養護老人ホーム静幸苑、定員：30人、設置・経営者めい：社会福祉法人土佐平成福祉会、施設の住所：郵便番号781-2164高岡郡ひだかむらほんむら442-2、電話番号：0889-24-6660、ＦＡＸ番号：0889-24-6661

８９ページ

１１　税の減免や各種割引制度について

（１）　税金の控除及び減免

まず自動車税種別割・自動車税環境性能割・軽自動車税種別割・軽自動車税環境性能割の減免について紹介します。

当該制度は障害者が所有し自らが運転する自動車、又は障害者が所有し専ら障害者のために同居の親族等が運転

する自動車について、要件を満たしている場合に１人１台まで税の減免が受けられるものです。

制度の内容は項目毎にアからオの順に５つに分けて説明していきます。

アは制度の申請等窓口について、イは減免を受けられる障害の範囲について、ウは減免を受けるための要件について、エは減免される金額等について

オは減免申請の提出についての内容となります。

ア減免の申請等の窓口

自動車税種別割に関しては県下４つの県税事務所が窓口であり

安芸県税事務所は電話番号0887-34-1161中央東県税事務所は電話番号088-866-8510須崎県税事務所は電話番号0889-42-2366

幡多県税事務所は電話番号0880-35-5972となっています。

自動車税環境性能割は窓口が中央東県税事務所となります。

軽自動車税種別割についてはお住まいの各市町村となりますので１０ページをご確認ください。

軽自動車税環境性能割は窓口が全国軽自動車協会連合会高知事務所電話番号088-842-4311となります。

イ減免を受けられる障害の範囲について

減免を受ける車両を障害者本人の方が運転する場合と障害者の同一生計者又は常時介護者の方が運転する場合とで減免の対象になる障害の範囲が変わりますのでそれぞれ説明します。

なお、軽自動車税種別割の減免については市町村によって異なりますので各市町村窓口に直接お問合せください。

障害者本人の方が運転する場合

視覚障害１級から４級　聴覚障害２級、３級　平衡機能障害３級　音声機能の喪失（喉頭摘出のみ）３級　上肢機能障害１級から３級　下肢機能障害１級から６級

体幹機能障害１級から３級、５級　脳原性上肢機能障害１級から３級　脳原性移動機能障害１級から６級　心臓機能障害１級、３級、４級　じん臓機能障害１級、３級、４級

呼吸器機能障害１級、３級、４級　膀胱又は直腸の機能障害１級、３級　小腸の機能障害１級、３級　ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害１級から３級　肝臓機能障害１級から３級

障害者の同一生計者又は常時介護者の方が運転する場合

視覚障害１級から４級　聴覚障害２級、３級　平衡機能障害３級　上肢機能障害１級、２級の１、２級の２　下肢機能障害１級、２級、３級の１　体幹機能障害１級から３級

脳原性上肢機能障害１級、２級両上肢　脳原性移動機能障害１級、２級、３級両下肢　心臓機能障害１級、３級、４級　じん臓機能障害１級、３級、４級　呼吸器機能障害１級、３級、４級

膀胱又は直腸の機能障害１級、３級　小腸の機能障害１級、３級　ヒト免疫不全ウィルスによる免疫機能障害１級から３級　肝臓機能障害１級から３級　知的障害療育手帳Ａ１、Ａ２

精神障害精神通院医療の公費負担を受けており精神障害者保健福祉手帳１級を取得している人

９０ページ

ウ減免の要件について

自動車、軽自動車を既に所有している場合は４月１日時点、新しく所有する場合は登録日において、以下の要件を全て満たしている必要があります。

なお、軽自動車税種別割の減免の要件については市町村によって異なりますので各市町村窓口に直接お問合せください。

減免を受ける車両を障害者本人の方が運転する場合と障害者の同一生計者又は常時介護者の方が運転する場合とで減免の要件が変わりますのでそれぞれ説明します。

障害者本人が運転する場合

自動車の種類は自家用車に限る　自動車の所有者は障害者本人であることなお、所有権が留保されている場合は、使用者が障害者本人であること。自動車の運転者は障害者本人であること

自動車の用途が障害者本人の日常生活において使用するものに限る

障害者の同一生計者又は常時介護者の方が運転する場合

自動車の種類は自家用の、定員10人以下の乗用車、乗車定員4人以上の貨客兼用車、キャンピング車に限る　自動車の所有者は障害者本人が18歳以上の場合は障害者本人であること。

また、18歳未満である場合、知的障害者である場合、精神障害者である場合は生計を一にする親族であること。ただし、本人と別居の場合はその親族が障害者と扶養の関係にあること

が証明される場合のみ対象になる

自動車の運転者は生計を一にする親族もしくは単身又は障害者のみで構成される世帯で生活している障害者を常時介護する者であること。

ただし、親族が本人と別居の場合はその障害者と扶養の関係にあることが証明される場合のみ対象になる。なお、障害者を常時介護する者とは専ら障害者の通院等のために、障害者の所有する

自動車を運転する者をいう

自動車の用途が障害者本人の通院、通学（園）、通所、通勤、生業のための送迎を継続して日常的に行うものに限る。なお、減免申請の際は、障害者の通院・通学等のために月４回以上かつ１年

以上継続して使用が見込まれることの証明書が必要となる。

エ減免される金額等について

自動車税種別割は令和元年９月30日以前に新車新規登録したものについては年税額45,000円、令和元年10月１日以後に新車新規登録したものについては年税額43,500円を限度として減免されます。

新車新規登録から11年から13年の一定年数を経過しており、税額が約15％割り増しになる、いわゆる重課対象の自動車については年税額51,700円を限度として減免されます。

軽自動車税種別割は全額が減免されます。

自動車税環境性能割・軽自動車税環境性能割は、自動車の取得価格(課税標準額)から300万円を控除し額に税率を乗じた額を納めていただくことになります。

なお、身体障害者等の運転や利用のために自動車に構造変更を行った場合には、それに要した費用を300万円に加算して控除します。（書類の提出が必要です。）

また、障害者が利用するための構造を有する車いす移動車、入浴車などについては、構造変更に対する減免として別に制度があります。

オ減免申請の提出について

申請先や申請の期限については、申請する減免の種類などにより次の5つのパターンに分かれます。

既に所有している自動車の自動車税種別割は、中央西を除く県税事務所に４月１日から自動車税の納期限までに申請する必要があります。

新たに取得する自動車の自動車税種別割については、高知県中央東県税事務所員駐在所に新車登録日までに申請する必要があります。

軽自動車税種別割は、各市町村申請する必要があります。申請の期限等詳細は各市町村にお問合せください。

自動車税環境性能割は、高知県中央東県税事務所員駐在所に自動車の新車登録、名義変更等登録の日までに申請する必要があります。

軽自動車税環境性能割は、全国軽自動車協会連合会高知事務所に自動車の新車登録、名義変更等登録の日までに申請する必要があります。

９１ページ

１１　税の減免や各種割引制度について

ここからは、自動車税以外の７つの税の減免等について、減免される税の名称、減免の内容等、お問合せ先の順に説明します。

所得税

納税者自身又はその控除対象配偶者若しくは扶養親族が障害者に該当する場合に、いわゆる障害者控除として一定の金額が所得控除されます。

控除の内容は次の３とおりです。

身体障害者手帳３～６級または療育手帳Ｂ１･Ｂ２若しくは精神障害者保健福祉手帳２～３級をお持ちの、税法上で一般の障害者とされている納税者のかたは、27万円控除されます。

身体障害者手帳１～２級または療育手帳Ａ１･Ａ２若しくは精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちの、税法上の特別障害者とされている納税者のかたは、40万円控除されます。

同居している控除対象配偶者又は扶養親族が、上記の特別障害者に該当する納税者のかたは、同居している控除対象の特別障害者ひとりにつき75万円控除されます。

当該減免のお問合せ先は税務署です。連絡先等は16ページをご参照ください。

住民税

所得税上の基準で一般の障害者とされている納税者のかたがは、26万円控除されます。

所得税上基準で特別障害者とされている納税者のかたは、30万円控除されます。

同居している控除対象配偶者又は扶養親族が、上記の特別障害者に該当する納税者のかたは、53万円控除されます。

なお、前年の合計所得が135万円以下の障害者のかたは、住民税が非課税となります。

当該減免のお問合せ先は各市町村役場です。連絡先等は10ページをご参照ください。

個人事業税

両眼の視力0.06以下の重度の視力障害者があんま・はり・きゅう等医業に類する事業を行う場合は、個人事業税が非課税となります。

当該減免のお問合せ先は県税事務所です。連絡先等は16ページをご参照ください。

相続税

所得税上の基準で一般の障害者とされている85歳未満のかたが、相続により財産を取得した場合85歳からご自身の年齢を差し引いた年数に10万円を乗算して求めた金額が控除されます。

なお、所得税上の基準で特別障害者とされているかたは、85歳からご自身の年齢を差し引いた年数に20万円を乗算して求めた金額が控除されます。

ただし、平成26年12月31日以前に相続を開始した場合、一般の障害者のかたは85歳からご自身の年齢を差し引いた年数１年につき6万円、特別障害者の場合は年数１年につき12万円の

控除となります。

当該減免のお問合せ先は税務署です。連絡先等は16ページをご参照ください。

贈与税

所得税上の基準で特別障害者とされているかたが、特定障害者扶養信託契約に基づき信託受益権を贈与により取得した場合は6,000万円まで非課税になります。

また、特別障害者以外のかたの内、精神に障害がある方の場合は3,000万円まで非課税になります。

ゴルフ場利用税

療育手帳、身体障害者手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、被爆者健康手帳これらいずれかの手帳をお持ちのかたは利用税が非課税になります。

非課税利用には、手帳の提示が必要ですのでご注意ください。

お問合せ先は中央東県税事務所です。電話番号:088-866-8500

利子等の所得税と住民税

身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者、もしくは障害年金等受給者のかたについては、

預貯金、公社債、投資信託等いわゆるマル優について、それぞれの元本の合計が350万円までの利子等が非課税になります。

また、国債、地方債いわゆるマル特については額面の合計が350万円までの利子等が非課税になります。

お問合せ先は各金融機関窓口、証券会社窓口になります。

９２ページ

（２）運賃割引制度

障害児・者が利用する際に、運賃が割引きになる各種交通機関について紹介します。

鉄道運賃、電車・バス運賃、船舶や私鉄等、国内航空運賃、タクシー運賃の順で説明します。

当該割引制度について、各公共交通機関毎に割引の利用方法、お問合せ先、割引対象になるかた、割引の内容、その他注意事項等の順番で説明していきます。

なお、ＪＲ四国、とさでん交通、土佐くろしお鉄道ではミライロＩＤが利用できます。

ＪＲ・土佐くろしお鉄道運賃

運賃の割引を受けるには、窓口でお持ちの障害者手帳を掲示したうえで割引乗車券を購入する必要があります。

割引乗車券の購入は、原則として窓口を利用していただくこととなります。

なお、12歳以上の障害者が12歳以上の介護者と一緒に利用する場合、近距離用の片道乗車券については、

自動券売機でこども乗車券を購入し、改札で手帳を提示すれば乗車券に証明されます。

鉄道の利用、運賃の割引の問い合わせについては、ＪＲ四国各駅窓口又は電話案内センター電話番号0570-00-4592または、土佐くろしお鉄道中村駅電話番号0880-35-4961

若しくは土佐くろしお鉄道安芸駅電話番号0887-34-8800にご連絡ください。

運賃割引の対象となるのは、身体障害者手帳または療育手帳Ａ１、Ａ２をお持ちのいわゆる第１種障害者のかた、療育手帳Ｂ１、Ｂ２をお持ちのいわゆる第２種障害者のかた、

精神保健福祉手帳１級，２級，３級をお持ちのかたです。

第１種障害者のかたは、おひとりで利用する場合の普通乗車券が５割引となります。

また、介護者を伴って利用する場合は、ご本人、介護者ともに普通乗車券、普通回数乗車券、定期乗車券が５割引となります。

第２種障害者のかたは、おひとりで利用する場合の普通乗車券が５割引となります。

また、１２歳未満のかたが介護者を伴って利用する場合には、介護者の定期乗車券が５割引となります。

精神保健福祉手帳１級をお持ちの１２歳以上のかたは、おひとりで利用する場合の普通乗車券が５割引となります。

また、介護者を伴って利用する場合には、ご本人、介護者ともに普通乗車券、普通回数乗車券、定期乗車券が５割引となります。

ただし、ご本人が１２歳未満の場合は介護者のみに割引が適用されます。

精神保健福祉手帳２級，３級をお持ちの１２歳以上のかたは、普通乗車券が５割引となります。

介護者を伴って利用する場合には、介護者は割引の対象外です。

ただし、ご本人が１２歳未満の場合は、介護者のみ定期乗車券が５割引となります。

ＪＲ・土佐くろしお鉄道運賃割引に関する注意事項としては以下の３つです。

１介護者が複数人いる場合であっても、割引の対象となる介護者はひとりです。

２ＪＲ区間については、精神保健福祉手帳をお持ちの方の割引はありません。

３ＪＲ区間は第１種、第２種障害者ともにご本人単独のご利用で乗車距離が片道100キロメートルを越えない場合は割引の対象外です。

９３ページ

電車・バス運賃

高知県内の電車・バスについては、運賃を支払う際に手帳を見せることで割引が受けられます。

また、高知駅前観光、とさでん交通、県交北部交通、高知高陵交通、高知西南交通、高知東部交通では、ミライロＩＤが利用できます。

割引の利用、問い合わせは各電車・バス会社にご連絡ください。

運賃割引の対象となるのは、身体障害者手帳または療育手帳Ａ１、Ａ２をお持ちのいわゆる第１種障害者のかた、身体障害者手帳または療育手帳Ｂ１、Ｂ２をお持ちのいわゆる第２種障害者のかた、

精神保健福祉手帳１級，２級，３級をお持ちのかたです。

第１種障害者のかたは、本人及び介護者ひとりまで運賃が５割引となります。

第２種障害者かたについては、本人のみ５割引となります。

精神障害者保健福祉手帳１級をお持ちのかたは、本人及び介護者ひとりまで運賃が５割引となります。

精神障害者保健福祉手帳２級、３級をお持ちのかたは、本人のみ５割引となります。

電車・バス運賃割引の注意事項は以下の２つです。

１一部バス会社で割引内容が異なる場合があります。事前に各問い合わせ先までご確認ください。

２ＩＣカード「ですか」については、「障がい者カード」や「障がい者介護用カード」を発行されますので、取扱い窓口で身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を提示してください。

また、各カードには有効期限があるため、期限内の更新が必要です。

障がい者カード、障がい者介護用カードは発行日から１年が期限

小児用障がい者カードは12歳の４月１日までが期限

その他の船舶や私鉄等

割引を行っているところがありますので、乗車券の販売窓口にお問い合わせください。

国内航空運賃

航空券販売所の窓口で、手帳を見せることで割引が受けられます。また、ＪＡＬ、ＡＮＡではミライロＩＤが利用できます。お問合せは各航空会社までご連絡ください。

割引の対象となるのは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っている満12歳以上のかたになります。

ただし、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳に顔写真の貼付がない方は、割引を受けられませんので、お住まいの市町村福祉担当窓口で手帳の再交付の手続きをしてください。

本人が満12歳以上の場合は、本人及び介護者１人まで運賃が割引になります。

本人が12歳未満の場合は、本人は小児運賃が適用され、介護者まで運賃が割引になります。

なお、満12歳未満のかたの小児運賃については、いずれの割引を受けた料金よりも少額になります。

割引率については、各航空券の料金等、諸条件によって異なります。

タクシー運賃

高知県内で乗車する場合、タクシー運賃が１割引になる制度があります。

お問合せは各タクシー会社までご連絡ください。

利用する際は、添乗員に手帳を提示してください。

割引の対象となるのは、身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳を持っているかたになります。ただし、精神障害者保健福祉手帳による割引及び時間運賃制の場合の割引は、一部のタクシーのみ適用になります。

県外でタクシーを利用する際は、割引の対象となるか事前に各タクシー会社に確認してください。

９４ページ

（３）有料道路の割引制度

身体障害者手帳または療育手帳を持っている人が、通勤・通学・通院等の日常生活活動において有料道路を利用する場合、料金が割引になる制度で、全国の有料道路会社で統一的に実施されています。

令和５年３月27日からは、従来の割引に加え知人の車やレンタカー、介護が必要なかたがタクシー等を使う場合も割引の対象になり、オンラインによる申請も始まっています。

なお、全有料道路ではミライロＩＤが利用できます。

ここからは、当該制度について問い合わせ先、割引が対象となる場合、利用手続きについて、対象自動車の範囲、割引料金、割引利用の方法の順番で説明していきます。

当該制度のお問合せ先は10ページに記載している各市町村役場か各有料道路会社となります。

割引は、身体障害者手帳を持っているすべてのかたがご自身で運転する場合または、障害者本人以外が運転し、身体障害者手帳または、療育手帳：Ａ１・Ａ２をお持ちのかたが同乗する場合

に適用されます。

割引の利用に際しては、事前にお住まいの市町村障害福祉担当窓口で、障害者割引に係る事前申請を行う必要があります。

割引の申請は、自動車登録を行う場合と行わない場合で手続きが分かれています。

自動車登録を行う場合には、①障害者本人の手帳②登録しようとする自動車の車検証等③住民票等④障害者本人の運転免許証⑤障害者本人のＥＴＣカード、ＥＴＣ車載器証明書等⑥割賦契約書

又はリース契約書などが必要です。

自動車登録を行わない場合は、①障害者本人の手帳②障害者本人の運転免許証などが必要です。

なお、申請にあたっては必ず事前に市町村障害福祉担当窓口まで必要書類等を確認してください。

また、割引の適用を受けるためには、ご利用の自動車がいずれかの車種要件、及びいずれかの所有者要件を満たしている必要があります。

車種要件は以下の４つです。、

１乗用車は乗車定員が10人以下であること。

２貨物車は後部座席が設置され乗車定員が４人以上～10人以下で乗車設備と荷台に仕切りがないかまたは、乗車設備と荷台に仕切りがあり、最大積載量が500キログラム以下のものであること。

３特殊車両は車いす移動車・身体障害者輸送車・キャンピング車で、乗車定員が10人以下のもの

４二輪車は総排気量が125ｃｃを超えるもの

所有者要件は以下２つです。

障害者本人が運転する自動車で割引を利用したい場合は、本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が名義人であり事前登録済みの自動車であること。

ただし、車検等により、事前登録された自動車がやむを得ず使用できない場合はレンタカーや代車、知人の車等、事前登録された自動車以外でもご利用いただけます。

障害者本人以外の方が運転し、障害者本人が同乗する自動車で割引を利用したい場合は、本人、配偶者、直系血族及びその配偶者、兄弟姉妹及びその配偶者並びに同居の親族等が名義人であり

事前登録済みの自動車であること。

ただし、自動車を保有されていないかた、事前登録された自動車がやむを得ず使用できないかたは介護･福祉タクシー、一般タクシー、福祉有償運送車両でもご利用いただけます。

なお、タクシー等で障害者割引を受けたい場合は、予約時又は乗車前に制度を利用する旨を申し出ていただく必要があります。

割引される料金は、通常料金の半額です。なお、ＥＴＣ時間帯割引との重複適用はありませんのでご注意ください。

割引の有効期限は、新規や変更登録をした場合、手続きが終了してから２回目の誕生日までとなります。

更新の場合は、手続きを終了してから３回目の誕生日最長２年２か月までが有効期限になります。

割引を受けたい場合には、料金所で係員に料金を支払う際に手帳を見せて確認を受ける必要があります。

ＥＴＣにより料金を支払う場合は、登録されたＥＴＣカードを登録されたＥＴＣ車載器に挿入し、通行することで割引が適用されます。

なお、ＥＴＣ登録には、３週間程度かかり、各割引実施事業者から割引のご利用が可能となる日が書面により通知されます。

緊急時でＥＴＣレーンを利用できない場合は、料金所係員が割引の処理を行います。

そんな場合であってもいつでも割引の対象であることの証明ができるよう手帳は常に携行してください。

９５ページ

（４）その他の減免等

ここからは、ＮＨＫ受信料や携帯料金など９つの減免、割引についてご紹介します。

受信料のお問合せはナビダイヤル0570－077－077までご連絡ください。ナビダイヤルを利用できない場合は電話番号050－3786－5003までご連絡ください。

ＮＨＫ放送受信料の免除の内容について

身体・療育・精神のうちいずれかの障害者手帳をお持ちのかたの属する世帯の構成員全員が市町村民税非課税である場合は、料金が全額免除されます。

また、世帯主である障害者のかたが視覚･聴覚障害者、１から２級相当の身体障害者、Ａ１、Ａ２相当の知的障害者、１級相当の精神障害者のうちいずれかに該当する場合は

受信料の半額が免除されます。

電話番号案内（104番号案内料）の無料扱い

対象となるの障害者手帳をお持ちのかたは、事前登録により無料で番号案内が利用できます。

お問合せ先は電話番号0120-104-174です。

対象となるかたは、次の10とおりのうちいずれかの条件を満たすかたです。

１視覚障害により身体障害者手帳１から６級のうちいずれかをお持ちのかた。

２肢体不自由（上肢、体幹、乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害）により身体障害者手帳１級または２級をお持ちのかた。

３聴覚障がいであり身体障害者手帳２級、３級、４級、６級のうちいずれかをお持ちのかた。

４音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいにより身体障害者手帳３級または４級をお持ちのかた。

５視覚障害により特別項症～第６項症に該当する戦傷病者手帳をお持ちのかた。

６上肢障害により特別項症～第２項症に該当する戦傷病者手帳をお持ちのかた。

７聴覚障がいにより第２項症、または第４項症に該当する戦傷病者手帳をお持ちのかた。

８音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障がいにより第１項症、第２項症、または第４項症に該当する戦傷病者手帳をお持ちのかた。

９療育手帳を持っている人

10精神障害者保健福祉手帳を持っている人

携帯電話の料金割引

携帯電話各社のサービスがあり、割引を受けるためには申し込みが必要です。

また、割引制度の内容は各携帯電話会社によって異なりますので、詳しくは携帯電話各社、または取扱店にお問い合わせください。

対象となるのは身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳のうちいずれかの手帳を持っているかたです。

点字郵便物の無料扱い

詳細のお問合せは各郵便局までお願いします。

次の２点の郵便物を郵送する場合、３kgまで無料となります。

①点字郵便物

②特定録音物等郵便物

ただし、②についてはオーテピア高知声と点字の図書館など日本郵便株式会社指定施設との発受に限られます。

心身障害者用ゆうメール郵便物

詳細のお問合せは各郵便局までお願いします。

身体に重度の障害のある方または知的障害の程度が重い方と一定の図書館との間で、図書の閲覧のために発受される重量別の郵便料金は次のとおりとなります。

150グラム以内の場合92円　250グラム以内の場合110円　500グラム以内の場合150円　１キログラム以内の場合180円　２キログラム以内の場合230円　３キログラム以内の場合310円

９６ページ

聴覚障害者用ゆうパック・点字ゆうパック郵便物

詳細のお問合せは各郵便局までお願いします。

聴覚に障害のある方と日本郵便株式会社が指定する施設との間で、ビデオテープその他の録画物の貸出または返却のために発受される郵便、及び大型の点字図書等を内容とする郵便料金は以下のとおりです。

60サイズの場合100円　80サイズの場合210円　100サイズの場合320円　120サイズの場合420円　140サイズの場合520円　160サイズの場合630円　170サイズの場合730円

なお、サイズとは郵便物の縦、横、高さの計のことです。

例えば、60サイズであれば、３辺の計は60cm以内であり、170サイズであれば３辺の計は170cm以内となります。

定期刊行物の低料第三種郵便物

詳細のお問合せは各郵便局までお願いします。

心身障害者団体の発行する定期刊行物であり、発行人から差し出される郵便物については、下記の料金になります。

毎月３回以上発行する新聞紙については、50グラム以内８円　以降50グラムを超える１キログラム以内、50グラムごとに３円増になります。

その他のものについては、50グラム以内15円　以降50グラムを超える１キログラム以内、50グラムごとに５円増になります。

河川の遊漁料の減額・免除

問い合わせ先は関係各漁協又は高知県漁業管理課電話番号0888214608までお願いします。障害者手帳を持っているかたについては、河川の遊漁料が減額または免除される場合があります。割引の制度は各漁協により異なります。

県立施設の入場料（使用料）の免除

身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳を持っているかた及びその介護者１名まで、次の施設の入場料・使用料が無料になります。

詳細のお問合せは各県立施設までお願いします。

免除を受けるには、各施設の入場券販売窓口で手帳を提示してください。

　①　懐徳館（高知城）

　②　牧野植物園

　③　足摺海洋館さとうみ

　④　歴史民俗資料館

　⑤　のいち動物公園

　⑥　坂本龍馬記念館

 ⑦　美術館　一部対象外です。

 ⑧　文学館　一部対象外です。

⑨　高知城歴史博物館

 ⑩　県民体育館室内プール

　⑪　障害者スポーツセンター

　⑫　武道館

　⑬　弓道場

　⑭　香北青少年の家、幡多青少年の家

　⑮　青少年体育館

　⑯　高知青少年の家　ただし、利用者のうち手帳を所持する者が占める割合が５割を超える場合に限られます。

　⑰　青少年センター

　⑱　室戸体育館　ただし、利用者のうち手帳を所持する者が占める割合が５割を超える場合に限られます。

　⑲　春野総合運動公園　ただし、個人の施設使用料について、利用者のうち手帳を所持する者が占める割合が５割を超える場合に限られます。

９７ページ

１２　仕事について

（１）就労のための相談等

就労のための相談等ができる機関を５つ紹介しています。

１　障害者就業・生活支援センター

国と県からの委託により、仕事に就きたいかたや仕事をしているかたの様々な相談・支援を、いろいろな機関と連携しておこなっています。

障害者就業・生活支援センターを５箇所紹介しています。各障害者就業・生活支援センターごとに、名称、住所、電話番号、FAX番号の順に記載しています。

障害者就業・生活支援センターポラリス、住所〒784-0027、安芸市ほうえい町464の1、電話0887-34-3739、FAX:0887-34-3712

障害者就業・生活支援センターゆうあい、住所〒783-0005、南国市おおそね乙2305、電話088-854-9111、FAX:088-854-9112

高知障害者就業・生活支援センターシャイン、住所〒780-8031、高知市おおはら町76の2　コーポひつざん1階北号室、電話088-802-6185、FAX:088-802-6186

障害者就業・生活支援センターこうばん、住所〒785-0059、須さき市桐ま西46番地、電話0889-40-3988、FAX:0889-40-3977

障害者就業・生活支援センターラポール、住所〒787-0013、しまんとしうやまてんじん町201、電話0880-34-6673、FAX:0880-34-8070

２　公共職業安定しょ（ハローワーク）

障害のある方の就労について、相談・職業紹介などをおこなっています。

公共職業安定しょを６箇所紹介しています。各公共職業安定しょごとに、名称、住所、電話番号の順に記載しています。全て窓口は障害者担当です。

安芸公共職業安定しょ、住所〒784-0001、安芸市矢ノ丸4丁目4の4、電話0887-34-2111

高知公共職業安定しょ、住所〒781-8560、高知市大津乙2536の6、電話088-878-5323

高知公共職業安定しょかみ出張所、住所〒782-0033、かみしとさやまだ町旭まち1丁目4の10、電話0887-53-4171

いの公共職業安定しょ、住所〒781-2120、吾川郡いのちょうえだがわ1943の1、電話088-893-1225

須さき公共職業安定しょ、住所〒785-0012、須さき市西ただすまち4の3、電話0889-42-2566

しまんと公共職業安定しょ、住所〒787-0012、しまんとしうやまさつきちょう3の12 中村地方合同庁舎内、　電話0880-34-1155

３　障害者職業能力開発校

県外各地で障害者職業能力開発校が設置されています。障害者の就職を容易にし、社会的自立を促進するため、能力に応じた職業能力開発を実施しています。詳しくは最寄りのハローワークにお問い合わせください。

４　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部 高齢・障害者業務課

法定雇用率を満たしていない事業主（常用労働者100人超の事業主）から納付きんを徴収する一方、障害者を多く雇用している事業主に対して、調整きんや報奨きん、各種の助成きんを支給しています。

住所〒781-8010、高知市桟橋どおり四丁目15の68、電話088-837-1160

５　独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構高知支部高知障害者職業センター

就職を希望する障害のあるかた（身体障害、知的障害、精神障害、発達障害、高次脳機能障害など）に対して、ハローワークが行う職業紹介の業務と連携しながら、就職のための相談や職業準備支援、ジョブコーチ支援等を行い、障害のあるかたが職場に定着できるよう支援を実施しています。また、事業主に対して、ハローワーク等と連携しながら、障害のあるかたの雇い入れに関する相談や職場に適応するための支援をしています。

住所〒781-5102、高知市大津甲770の3、電話088-866-2111

支援の内容を３つ紹介しています。

① 職業準備支援

発達障害や精神障害のあるかたなどで就職を目指すかたに対して個別のニーズに応じたカリキュラムを作成し、センター内に設けた作業室での作業や、企業での実習等を通じて、働くための基礎となる労働習慣、職場で必要となる基本的なコミュニケーションやストレス対処の方法等を身につけるための支援を行います。（支援期間：２から12週間）

② ジョブコーチ支援

障害のあるかたの職場定着のためにジョブコーチが雇用先に出向いて、障害のあるかたと職場のかたの双方に対して障害特性に応じた支援を行います。支援期間は、個別に必要な期間（標準２から３か月）を設定します。

③ リワーク支援

うつ病等で休職中のかたを対象に職場復帰支援（リワーク）をおこなっています。職場復帰のために必要なウォーミングアップなどの支援をセンターにて実施します。また、必要に応じ復帰先企業でのリハビリ出勤等へのフォローを行い、円滑に復職できるよう支援を実施します（標準12から16週間）。

９８ページ

（２）雇用促進のための助成制度

助成制度を４つ紹介しています。

1つ目は、制度めい、制度の内容、問い合わせ先、金額等の順に記載しています。

１　障害者委託訓練（実践能力習得訓練コース）

一般障害者向け職業訓練コース。公共職業安定所長の受講指示または受講推薦を受けた障害者を対象に、就職に必要な実践的な能力の習得を図る訓練を、民間事業所等に委託し行う。

訓練期間、標準２か月（最長６か月）。

高知県障害保健支援課　電話088-823-9560

訓練手当（訓練生に支給）、月額100,000から120,000円程度　（受講指示を受けた者のみ）

委託費（事業主に支給）、（中小企業）、１人につき　月額90,000円（税抜き）以内

（大企業）、１人につき、月額60,000円（税抜き）以内

２から４つ目は、事業主に対する助成きんで、制度めい、制度の内容を記載しています。

助成きん額等のお問い合わせ先は、各公共職業安定しょになります。詳細は９７ページをご参照ください。

２　トライアル雇用助成きん（障害者トライアルコース・障害者短時間トライアルコース）

公共職業安定しょ等の紹介により、事業主が障害者を試行的に短期間雇用（原則３か月間。短時間トライアル雇用は３か月から12か月間）する場合に、事業主に対して支給される。

業務遂行に当たっての適性や能力などを見極め、その後の常用雇用への移行や雇用のきっかけとすることを目的とする。

３　特定求職者雇用開発助成きん（特定就職困難しゃコース）

公共職業安定しょ等の紹介により障害者を雇用した事業主に対して、その雇用した障害者に支払った賃金に相当する額の一部を（障害の程度、事業所の規模、労働時間により１から３年）助成する。

４　特定求職者雇用開発助成きん（発達障害者・なんち性疾患患者雇用開発コース）

公共職業安定しょ等の紹介により発達障害者・なんち性疾患患者を継続して雇用する労働者として雇用した事業主に対して、その雇用した発達障害者・なんち性疾患患者に支払った賃金に相当する額の一部を（事業所の規模、労働時間により１年から２年）助成する。

（３）就労促進のための職場体験について

●就労体験拠点

県内に「就労体験拠点」を設置し、就労等の機会と疎遠であった障害のある人に対して「経験」と「はたらける自信」を持たせ一般就労への支援をおこなっています。

就労体験拠点を３箇所紹介しています。就労体験拠点ごとに、名称、住所、電話番号、FAX番号の順に記載しています。

社会福祉法人高知県知的障害者育成会、地域活動支援センター「かみ」、住所かみしとさやまだ町1689の1、電話0887-53-7077、FAX:0887-52-8088

特定非営利活動法人ブルースター、就労サポートセンターかみまち、住所高知市かみまち3丁目4の23、電話088-872-2644、FAX:088-872-2645

特定非営利活動法人ハタウェルフェアネット、はた相談支援センターねっと、住所宿毛市中央3丁目2の15、電話0880-63-9900、FAX:0880-63-9922

９９ページ

１３　就労継続支援（Ａ型・Ｂ型）事業所利用者の工賃（賃金）及び就労支援事業について

工賃（賃金）とは

就労継続支援事業所から利用者に対して支払われた金銭のことです。

なお、就労継続支援Ａ型事業所において、利用者との間に雇用契約が締結されている場合は、工賃ではなく、賃金となります。

平均工賃（賃金）月額とは

令和４年度中に支払われた工賃（賃金）の総額を、各つき利用者の延べすうでじょしたものです。

（１）施設種類別の工賃（令和４年度実績）ただし、休止中の施設を除く。

就労継続支援Ａ型事業所は、施設すうは25、平均工賃は月額92,696円、時間額830円

就労継続支援B型事業所は、施設すうは108、平均工賃は月額20,969円、時間額256円

（２）施設別の工賃（令和４年度実績）及び就労支援事業等

各施設の工賃（賃金）及び就労支援事業については、各施設にお問い合わせください。

各施設の連絡先は、８　日常生活の支援についての、障害福祉サービス事業所、障害者支援施設　に記載しています。

施設種類別の工賃（令和４年度実績）は令和４年度以前に事業指定を受け、令和5年4月1日時点で存在している事業所の実績を元に算出しています。

施設別工賃（令和４年度実績）及び就労支援事業は、令和5年4月1日に開始した事業所についても就労支援事業内容のみを掲載しています。

１．就労継続支援Ａ型事業所

事業所が所在する市町村の内訳は上から順に高知市が15、南国市が３、しまんと市が２、香南市が１、かみ市が２、さかわ町が１、しまんと町が１です。

各事業所ごとに、事業所めい、平均工賃月額、就労支援事業の内容の順に記載しています。

１　維新工房きらり、118,181円、クリーニング、食材下処理、食器洗浄、環境整備

２　就労継続支援Ａ型オウンパス、99,317円、クリーニング、施設外就労

３　こだかさ障害者支援センター、157,387円、鳴子など木工製品の受注・製造・販売、理美容、喫茶

４　せるぽ、80,002円、テープ起こし、アンケート調査、データ入力、ホームページ作成、システム開発、DTP、コピー&プリント、スキャンニング、施設がい就労

５　多機能型就労支援事業所　虹の夢、77,558円、有料老人ホーム内での清掃、洗濯等の作業補助、マッサージ業務（有資格者）

６　Ｒｅｎｅｅ福祉サービス、69,748円、菓子・パン製造販売・加工受託

７　ワークスみらい高知２・３、113,954円、飲食店内業務、菓子製造、弁当製造、うどん製造

８　ワークスみらい高知４、112,409円、 飲食店内業務

９　ワークスみらい高知６、105,829円、 飲食店内業務

１０　指定就労継続支援Ａ型事業所あいる、78,987円、施設がい就労（クリーニング倉庫内作業・農作業・事務補助）

１１　就労継続支援Ａ型　うさぎ、81,378円、ホテル内水仕（食器洗浄など）、貸おしぼり・タオルの生産

１２　TOY connections、82,419円、お弁当製造、喫茶

１３　シーグラスこうち、130,190円、清掃・リサイクル回収、総菜製造、洗浄作業、農作業

１４　クウォール、65,637円、医療機器組立、部品加工、検品、受発注業務、梱包・発送

１５　リエール、68,223円、農作物収穫作業、水槽清掃、物流倉庫のピッキング

１６　就労支援センターコーケン、126,332円、水道メーター製造・分解、見守り機器製造・販売

１７　サスケ設計工房南国、71,185円、図面作成

１８　就労継続支援Ａ型事業所　グレイスファーム、59,640円、キクラゲの栽培・収穫作業補助、収穫したキクラゲの選別・パック詰め・出荷準備、菌しょう搬入・搬出などの軽作業

１００ページ

１９　しまんと工房、63,234円、桧材のフローリング・ピーリング、桧・杉材の丸太椅子、広葉樹薪、これらの製造販売

２０　福祉工場｢中村」、113,293円、シャツ・ブラウスアイロンがけ、たたみ仕上げ、清掃、介護補助業務、リサイクル選別作業

２１　みかんの丘あけぼの、101,826円、 菓子製造

２２　多機能型事業所ウエルジョブ＆キッチンやまだ、83,981円、配食事業（お弁当や関連商品の製造と出荷）

２３　SORA、98,420円、加工事業（グループホーム配食・デイ事業所給食・加工ひん販売）、メンテナンス事業

２４　ほほえみ、89,847円、自動車電線部品組立作業

２５　就労継続支援多機能型事業所しまんと創庫、91,052円、オリジナルデザインの陶芸ひん作り（箸置、べくはい）、ほちゅうし同定作業、藁焼き鰹で使用する藁の裁断・箱詰め

就労継続支援A型事業所の内、一般企業等への就職者数１名の事業所は、せるぽ、多機能型就労支援事業所　虹の夢、シーグラスこうち、しまんと工房、福祉工場｢中村」、

多機能型事業所ウエルジョブ＆キッチンやまだ、ほほえみ、就職者３名の事業所はSORAです。

２．就労継続支援Ｂ型事業所

事業所が所在する市町村の内訳は上から順に高知市が44、室戸市が１、安芸市が４、南国市が７、土佐市が５、須さき市が４、宿毛市が４、とさしみず市が１、しまんと市が９、香南市が３、かみ市が３、なはり町が１、げいせい村が３，本山町が１、大豊町が１、土佐町が１、いの町が２、なかとさ町が１、さかわ町が３、越知町が１，梼原町が１、日高村が１、津野町が１、しまんと町が４、三原村が１、黒潮町が２です。

各事業所ごとに、事業所めい、平均工賃月額、就労支援事業の内容の順に記載しています。

１　青い空、10,389円、機械類の解体作業、喫茶店での接客、Cafeでの接客、農作業など

２　障害福祉サービス事業所あさひ・はばたき、13,185円、廃棄電線、空き缶のリサイクル、菌しょうシイタケ栽培・販売、クッキー製造・販売、自家焙煎コーヒー製造・販売、軽作業（袋詰め）

３　就労継続支援Ｂ型スウェル、25,493円、クリーニング、軽作業（紙エプロン、DM、箱折り、箱詰め、袋詰めほか）、道路清掃、農園作業

４　おしごと画楽、18,154円、アート、クラフト、はたけ作業

５　オーシャンクラブ、16,762円、お弁当製造販売、軽作業（箱折り、菓子詰め、紙製品袋詰め、バリ取りなど）、清掃作業（バス・トイレ）

６　就労サポートセンター かみまち、6,637円、ポスティング、清掃作業、食品製造（袋詰め）、調理補助、内職

７　指定就労継続支援Ｂ型事業所きずな、13,067円、軽作業(袋詰め・箱詰め)、除草作業、アルミ缶回収売却、名刺製作、ほおっちょけんポロシャツ販売、野菜栽培・ジャム販売など

８　こだかさ障害者支援センター、51,636円、鳴子など木工製品の受注・製造・販売、洋裁、鍼灸マッサージ、理容

９　サポートぴあ、10,598円、パソコン入力作業（テープ起こし、データ入力ほか）、パソコン教室、マンション清掃、出張販売等

１０　さんかく広場、17,453円、パン・菓子製造、軽作業（袋詰め・箱折）

１１　昭光園、16,667円、菓子・パン製造、びょうい折り、包帯巻、軽作業（袋詰め）、公園清掃

１２　すずめ旭天神センター、7,269円、製菓製造、軽作業（袋詰め）、清掃活動

１３　すずめ共同作業所、13,140円、印刷事業、下請け事業（箱折作業等）、給食事業

１４　てとてあさひ、45,496円、あん摩マッサージ、軽作業（かご・布草履制作）、点字印刷

１５　多機能型就労支援事業所　虹の夢、13,494円、農作業（収穫、出荷作業）、軽作業（袋詰め、テープ止め、箱折り等）、清掃（マンション清掃等）、空き缶

１６　涅槃の家、15,132円、農作業、野菜類の袋詰作業、ティッシュの袋詰作業、清掃作業

１７　野いちごの場所、18,751円、菓子製造、ニラ結束作業、リサイクル作業、自動販売機清掃作業、保冷剤洗浄作業

１８　アルベーテ、20,945円、クリーニング、各種印刷（封筒、名刺、広報誌等）、軽作業(箱折り、メモ帳、キーホルダー、袋詰め等）

１９　作業しょひまわり、21,087円、喫茶業務

２０　広場さんばし、12,657円、弁当製造・販売、トマトの袋詰め、ニラのそぐり・結束、だし昆布の計量・袋詰め、文具の袋詰め

１０１ページ

２１　ポーチカ、10,641円、軽作業（封筒・シール袋入れ等）、広報誌配布

２２　ポーチカⅡ、10,161円、軽作業（封筒・シール袋入れ等）、広報誌配布

２３　みどり作業しょ、25,020円、公園清掃、施設・個人宅の除草・剪定、墓掃除、農福連携作業（ニラ、トマトしたばかき、生姜箱折り）、室内清掃、室内軽作業

２４　めざめ、10,359円、お菓子の箱折・かぶせ台紙折・ティッシュの袋詰め・公園清掃・印刷ぶつ加工

２５　作業しょもえぎ、17,752円、トマトハウス作業、はぶ茶栽培加工、病院内喫茶売店での業務（接客、販売、厨房内作業）、草刈り、公園清掃

２６　Life time、12,459円、リサイクルトナー製造販売、缶バッジ・缶マグネット製造販売、メモ帳作製、封入・封かん作業、釣具部品作成補助、リサイクル作業

２７　就労継続支援Ｂ型事業所ユウアンドアイ、17,689円、農作業

２８　ライフステージそうくう舎、24,621円、はたけ作業（露地・花卉栽培）・げんぼく椎茸・きくらげ栽培、ニラ調整作業、作業用手袋製造販売、野菜下処理作業、高齢者施設清掃等

２９　ライフステージ　第２あおぞら、20,164円、リサイクルひんの回収販売、加工食品・農産物の販売、学校・高齢者住宅などの清掃作業、クロネコDMびん配達など

３０　ラフル、10,048円、内職（袋詰め）、植物工場、飲食店、調理、掃除

３１　就労継続支援Ｂ型事業所 リットの風、14,750円、高齢者施設の清掃、野菜の選別、菓子梱包、紙製品の袋詰め、冷凍ぎょの梱包、農耕作業

３２　ワークスみらい高知１、15,254円、軽作業（袋詰めなど）

３３　ワークスみらい高知２・３、37,829円、飲食店内業務、菓子製造、弁当製造、うどん製造

３４　ワークスみらい高知４、32,912円、飲食店内業務

３５　ワークスみらい高知６、27,989円、飲食店内業務

３６　ワークセンター太陽、19,605円、軽作業（キーホルダー製作、菓子袋詰めほか）、弁当製造、食品検品袋詰め

３７　すずめつうしょセンター、8,061円、ハム・ソーセージ製品の製造・加工

３８　せるぽ、28,401円、テープ起こし、アンケート調査、データ入力、その他IT関連、制作活動（布ぞうり、小物など）

３９　しばてん大学農学部ひこばえ、10,045円、ミニトマト栽培、露地畑栽培

４０　就労支援事業所フィオーレ高知、8,076円、軽作業（袋詰め、シール貼り、箸袋作成）

４１　就労継続支援Ｂ型おさかなくらぶ、15,056円、熱帯魚販売、水槽リース、農作業

４２　えだは、14,102円、PC作業（委託）、事務系業務、しゅ工芸、調理補助業務、施設がい就労先にて環境整備・清掃業務・農作業等

４３　シーグラスこうち、39,432円、折箱製造、バッグ製造、農業

４４　アクアネイチャー、0円、野菜などのすいこう栽培（はしゅ・定しょく・収穫・包装・販売等）

４５　共同作業しょむろとうみがめ、33,050円、パン・洋菓子製造販売、喫茶業務、ゆず皮等加工、公共施設清掃、農福連携事業（ニンジン収穫からカット）、水道メーター分解作業

４６　共同作業しょホップあき、11,513円、清掃、菓子製造販売、油流し隊

４７　ゆうハート安芸、36,248円、市・県清掃作業受託、ナス袋詰め・箱詰め、工場清掃、海藻養殖作業、アルミ缶収集、自動販売機清掃

４８　安芸市ワークセンター、36,150円、レーザー加工、電子部品プレス・組立、軽作業、陶芸・木工品、歯科材料関係、施設がい就労（ラベル貼り・包装等）、苺栽培・販売等

４９　多機能事業所TEAMあき、31,286円、農作物の栽培から出荷に係る作業及び委託農家のナス袋詰め作業

１０２ページ

５０　ウィール社、20,551円、紙類への印刷全般及びUVプリンタによる紙類以外への印刷、軽作業（衛生用品や食品等の袋詰め他、受託作業全般）、精米

５１　就労支援事業所からふる、19,026円、菓子箱折り、シール貼り、検品

５２　きてみいや、35,799円、除草作業、ジェリーズポップコーン製造販売、軽作業（全て）、農産物販売

５３　就労支援センターコーケン、24,312円、水道メーター製造・販売、土佐ジロー養鶏じょう手伝い

５４　コージー、32,487円、タマネギの選別・袋詰め、オクラ・パプリカの選別・袋詰め・シール貼り、柚子のトリミング

５５　南国にしがわ農園、22,300円、グァバ農園で茶ばや果実の収穫、自社工場で果実加工やフルーツソース作り、茶ばの焙煎・袋詰め、シール貼り、事務作業など

５６　就労支援事業所未来ドア、10,148円、軽作業袋詰め（えんかん製品、食用油吸収剤、事務用品）、トイ型ロボットメンテナンス、布製ひん縫製（トートバッグ、スマホケース）

５７　カトレア、21,562円、野菜果物乾燥チップ・粉末製造、軽作業（野菜袋詰めほか）、喫茶業務、清掃請負

５８　第２太陽福祉園、27,633円、農耕作業（トマト、水菜などの栽培）、ドレッシングなどの加工、袋詰め等の外注作業

５９　つくし作業しょ、10,595円、農作物のパック詰め、食品加工、軽作業

６０　作業しょ土佐、7,696円、ゴミ袋の配達、給食センター回収、菓子製造、EMボカシ、農作業、野菜の袋詰め

６１　就労支援事業所ひかりの村、20,474円、菓子製造（煎餅、洋菓子、パン）、委託作業（ティッシュ袋入れ、昆布選別など）

６２　多機能事業所 ＳＴＥＰ　ＯＮＥ、18,598円 、ミョウガのレーン作業、軽作業（選別・袋詰め・箱詰め）、公園清掃、トイレ清掃、缶作業（缶回収、缶潰し）

６３　社会就労センター山ももの家、13,488円、木工作業、ブルーベリー栽培、農作業、ティッシュ袋詰め、野菜の加工、精密部品組立て、清掃作業など

６４　共同作業しょゆら･ら、21,697円、公共施設の清掃作業、シシトウのパック詰め、ミツバの加工

６５　就労支援センター「らいふ」、35,368円、菓子製造、軽作業

６６　ワークセンターすくも、19,538円、農耕作業（水稲、野菜栽培と販売）、園芸作業（鉢花栽培と販売）、受託事業(ゴミ袋の折り畳み袋詰め）

６７　ひかり共同作業しょ、35,633円、クリーニング、野菜の袋詰め、ユズのトリミング、喫茶業務、甘酒製造、市のゴミ袋販売、切手販売

６８　就労支援事業所ひだまり、20,036円、花・野菜等の店頭販売及び市内販売、宿毛市委託事業（ゴミ袋）

６９　なないろ工房、21,206円、ユズ加工、施設清掃、花壇管理

７０　さんごハうす共同作業しょ、22,391円、公園（清掃・草刈り）・喫茶業務、缶リサイクル、墓掃除、委託事業（卵洗浄・販売）、自主製品（作成・販売）

７１　多機能事業所「アオ」、26,613円、弁当の製造販売配達、公園・官公庁の清掃、軽作業、ぶしゅかんの栽培、農福連携事業等

７２　あゆみ共同作業しょ、5,711円、菓子製造業（焼き菓子・燻製ナッツ）、委託作業（チラシ封入・部品並べ替え）、リサイクル（アルミ・銅）

７３　共同作業しょ「きっと」･「森のいえ」、13,417円、菓子製造・販売、内職、炭の製造・販売、薪販売、布カット（在宅作業）

７４　福祉工場「中村」「ウィズ」、31,777円、シャツ・ブラウスたたみ仕上げ、清掃、介護補助業務、リサイクル選別作業、喫茶業務、木工、ホームページ作成

７５　共同作業しょほっとハート、7,617円、菓子・ソース類製造、内職、軽作業（袋詰め）、販売、名刺作成、DVD編集

７６　土佐しまんと本舗、26,833円、冷凍食品製造、焼き肉のタレ製造、軽作業（工業備品の並び替え）

７７　ぴーす、21,588円、清掃受託、休校校舎の換気作業、農作物生産（ニンニクほか）、小物・木工製品、しまんとAI、テレワーク（マネジメント会社より受託）

７８　り・ぐる、17,270円、喫茶業務、軽作業（シール貼り、袋詰め）

７９　共同作業しょあっぱれ、10,883円、段ボール・新聞収集、軽作業（袋詰め）、DVD制作（写真・動画編集）、果物販売

１０３ページ

８０　香南くろしお園、15,944円、食品加工、花苗栽培、清掃作業、農耕作業、請負作業

８１　風車の丘あけぼの、22,932円、菓子製造、施設がい就労(建物清掃、ピーマン梱包、自販機清掃）

８２　みかんの丘あけぼの、28,253円、菓子製造補助作業、包装軽作業、施設がい就労

８３　就労支援センターコーケン第二、26,834円、水道メーター製造・販売、土佐ジロー養鶏じょう手伝い、バルブ分解

８４　ワークセンターしらゆり、26,763円、ホテルリネン・白衣等のユニフォーム類・玄関マット・モップ製品等のクリーニング

８５　ワークセンター第二しらゆり、29,072円、衣類や布団のクリーニング、ウエスの製造・販売、下請け作業

８６　就労継続支援Ｂ型事業所ゆずのかけはし、7,340円、手芸製品製作、木工品製作、はたけでの野菜類生産・収穫・袋詰め

８７　第２香南くろしお園、28,613円、花壇管理、花卉栽培販売、野菜栽培販売、清掃業務（トイレ）、軽作業（カツオ箱詰め）

８８　多機能型事業所ワークチャンス、30,303円、お弁当製造、ひな人形製造補助、施設がい就労

８９　やさいのちから、野菜の袋詰め、食品加工等１次産業が盛んな高知県東部地域の農業振興の一助になる就労事業

９０　りんどう、18,655円、有機肥料作成販売、化学肥料を使わない野菜作り、山菜やこんにゃくなどの加工ひん作成販売、喫茶業務、ユズトリミング請負作業

９１　障害者就労継続支援Ｂ型ワークセンターファースト、12,943円、軽作業（衛生用品や食品の袋詰作業、封入作業等）、印刷受注窓口（紙類への印刷全般）

９２　れいほくの里どんぐり、31,312円、パン・菓子製造、ユズ皮トリミング、公園・施設清掃、季節の農作業請負等

９３　就労継続支援Ｂ型事業所「なのはな」、13,007円、軽作業(紙製品の袋詰め等)、トイレットペーパー販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売、UVプリンタ―による各種製作・販売

９４　作業しょら･ら･ら、18,063円、ティッシュ袋詰め、アルミ缶つぶし、野菜袋詰め、トマト収穫、こうぞのヘぐり、ボール洗浄、施設がい就労（清掃、シーツ交換、洗濯、ヤツデ）

９５　鰹乃くにの萬屋、30,298円、弁当製造販売、生活環境クリーナーよろずあい製造、受託事業（リサイクル資源物中間処理・役場庁舎等清掃）

９６　こじゃんとハタラコヤさかわ、16,496円、食品加工（パン類・総菜など）、軽作業（ニラ・ミツバ・ダイコンの加工）、施設がい就労（ニラの機械作業など）、石鹸製造、レーザー加工

９７　就労継続支援Ｂ型事業所さくら福祉事業所、30,106円、軽作業(ふしょくふ製品の袋詰め、野菜の計量・袋詰め等)、木工品製作、トイレットペーパー販売、いきいき百歳体操バンド販売

９８　ほほえみ、23,851円、自動車電線部品組立作業、木工作業

９９　就労継続支援Ｂ型事業所どんぐり、21,477円、軽作業(ふしょくふ製品の袋詰め、自動車部品仕分け、精密部品組み立て)、トイレットペーパー販売

１００　竹ぼうきの会、15,398円、菓子製造、かご作り、喫茶営業、はたけ作業

１０１　ライフファクトリー茂平、16,018円、清掃作業、軽作業、喫茶業務、農作業、加工ひん製造業

１０２　どんぐり農園グリューネ、29,819円、花苗・野菜生産販売、もみの木レンタル、洋菓子製造販売、清掃作業

１０３　作業しょゆうなの里、17,004円、ケーキ等製造、喫茶業務、清掃業務、軽作業（塩入れ）

１０４　就労継続支援Ｂ型事業所「あさぎり」、16,887円、 軽作業(ふしょくふ製品の袋詰め等)、トイレットペーパー販売、しまんと町指定ゴミ袋販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売

１０５　就労継続支援多機能型事業所しまんと創庫、22,305円、ニラ・セリのそぐり・結束作業、ミョウガの選別・パック詰め、お菓子の箱折り・シール貼り、塩のパック入れ、チラシ封入、施設がい作業

１０６　就労継続支援Ｂ型事業所「やまびこ」、13,763円、軽作業(ふしょくふ製品の袋詰め等、野菜の仕分け・袋詰め)、トイレットペーパー販売、環境微生物ミラクルやまちゃん販売、清掃業務

１０７　共同作業しょわらわら、26,704円、パン製造、昆布内職、空き瓶整理、農作業（ユズ収穫)、セネガ（薬草）の栽培

１０８　就労支援事業所ジョブなしろ、15,307円、グァバ栽培、グァバ茶加工、グァバドリンク製造、フルーツゼリー製造、清涼飲料水製造（OEM含む）、水稲栽培

１０９　共同作業しょニコの種、55,469円、受託作業(塩）、清掃業務、クロネコヤマトのメールびん配達、販売作業（カタログねん２回、町のゴミ袋）

就労継続支援B型事業所の内、一般企業等への就職者数１名の事業所は、サポートぴあ、作業しょもえぎ、Life time、就労支援事業所フィオーレ高知、共同作業しょむろとうみがめ、カトレア、就労支援事業所ひだまり、土佐しまんと本舗、多機能型事業所ワークチャンス、鰹乃くにの萬屋、作業しょゆうなの里、就労継続支援多機能型事業所しまんと創庫、就労支援事業所ジョブなしろ、

就職者数２名の事業所は、しばてん大学農学部ひこばえ、就労継続支援Ｂ型おさかなくらぶ、多機能事業所TEAMあきです。

就労継続支援A型事業所への移行者が１名の事業所は、指定就労継続支援Ｂ型事業所きずな、サポートぴあ、広場さんばし、共同作業しょニコの種、

移行者が２名の事業所は、就労継続支援Ｂ型スウェルです。

１０４ページ

１４社会参加の促進について

（１）コミュニケーションの支援について

コミュニケーションを支援するかたを養成する事業を８つ記載しており、それぞれ事業めい、内容、問い合わせ先の順に記載しています。

１：手話奉仕員養成講座（入門課程、基礎課程）

内容：日常会話程度の手話技術を習得した手話奉仕員を養成します。

問い合わせ先：各市町村

２：手話通訳者養成講座(基本課程、応用課程、実践課程)

内容：上記講座修了者を対象に、手話通訳に必要な手話語彙、手話技術及び基本技術を習得した手話通訳者を養成します。

問い合わせ先：088-823-5922（高知県聴覚障害者情報センター）

３：要約筆記者養成講座

内容：要約筆記に必要な技術等を習得した要約筆記者を養成します。

問い合わせ先：088-823-9634（高知県障害福祉課）

４：点やくボランティア養成講座

内容：点やくに必要な技術等を習得した点やく奉仕員を養成します。（点やく図書の製作等をおこなっていただきます。）

問い合わせ先：088-823-9488（高知声と点字の図書館）

５：音声やくボランティア養成講座

内容：音声やくに必要な技術等を習得した音声やくボランティアを養成します。（録音図書の製作等をおこなっていただきます。）

問い合わせ先：088-823-9488（高知声と点字の図書館）

６：盲ろうしゃ向け通訳・介助員養成講座

内容：視覚と聴覚に重複して障害のある人の自立と社会参加を図るため、コミュニケーション及び移動等の支援を行う通訳・介助員を養成します。

問い合わせ先：088-884-3794（高知県盲ろうしゃ友の会）

７：パソコンボランティア養成講座

内容：視覚に障害のある人に対し、パソコン機器等の使用に関する支援を行うパソコンボランティアを養成します。

問い合わせ先：088-823-9634（高知県障害福祉課）

８：失語症者向け意思疎通支援者養成講座

内容：脳卒中等の後遺症により、ことばの障害のある人のコミュニケーション及び社会参加等の支援を行う意思疎通支援者を養成します。

問い合わせ先：088-823-9634（高知県障害福祉課）

コミュニケーションを支援するための派遣事業を５つ記載しており、それぞれ事業めい、内容、問い合わせ先の順に記載しています。

１：手話通訳者派遣事業

内容：聴覚障害のある人が公的機関や病院などを利用する際、円滑に意思疎通がはかれるよう手話通訳者の派遣を行います。

問い合わせ先：088-822-2794（高知県聴覚障害者協会）

２：要約筆記者派遣事業

内容：聴覚障害のある人が公的機関や病院などを利用する際、円滑に意思疎通がはかれるよう要約筆記者の派遣を行います。

問い合わせ先：088-823-5922（高知県聴覚障害者情報センター）

３：盲ろうしゃ向け通訳・介助員派遣事業

内容：視覚と聴覚に重複して障害のある人の自立と社会参加を図るため、盲ろうしゃ向け通訳・介助員を派遣して、コミュニケーションや移動等の支援を行います。

問い合わせ先：088-884-3794（高知県盲ろう者友の会）

４：パソコンボランティア派遣事業

内容：視覚障害のある人がパソコンやスマートフォンの操作を習得したい場合、ボランティアを派遣してサポートします。

問い合わせ先：088-823-9634（高知県障害福祉課）

５：失語症者向け意思疎通支援者派遣事業

内容：脳卒中等の後遺症により、ことばの障害のある人のコミュニケーション及び社会参加等の支援を行う意思疎通支援者を派遣します。

問い合わせ先：088-823-9634（高知県障害福祉課）

視覚障害、聴覚障害の情報提供に関する事業を４つ記載しており、それぞれ事業めい、内容、問い合わせ先の順に記載しています。

１：さんＳＵＮ高知、高知新聞「県からのお知らせ」点字版・音声版の発行

内容：視覚障害のある人に、「さんＳＵＮ高知」をねん12回、点字版及び音声版で発行しています。(お知らせが掲載しきれない場合、高知新聞「県からのお知らせ」に掲載します。)

問い合わせ先：088-823-9634（高知県障害福祉課）

２：こうち県議会だより点字版・音声版の発行

内容：視覚障害のある人に、「こうち県議会だより」をねん４回、点字版及び音声版で発行しています。

問い合わせ先：088-823-9536（高知県議会事務局）

３：点字による即時情報ネットワーク事業

内容：社会福祉法人日本視覚障害者団体連合が提供する新しい情報を、祝日等を除く月曜日から金曜日までの毎日、点字又はメールで提供します。

問い合わせ先：088-823-9488（高知声と点字の図書館）

４：字幕入り映像ライブラリー事業

内容：字幕入りテレビ番組等のビデオテープやＤＶＤを希望者に無料で貸し出しています。

問い合わせ先：088-823-5922（高知県聴覚障害者情報センター）

オーテピア高知図書館では、オーテピア高知声と点字の図書館と連携して次の４つのサービスをおこなっています。

１さまざまな資料の貸出し：ＣＤやカセットテープなどの録音図書、大活字本、音声ガイドや字幕付きのＤＶＤ、その他（ＬＬブック、点字図書、布絵本、さわる絵本など）このほか、音声読み上げ可能な電子書籍、電子雑誌のサービスなどもあります。

２読書や図書館でのコミニケーションを支援する機器：拡大読書器、デイジー録音図書再生機、活字自動読み上げ機、音声パソコン、点字ディスプレイ、レーズライター、ルーペ、筆談ボード、ヒアリングループ

３対面音やくサービス：視覚や肢体等に障害があるために、活字での読書が困難な人に対して、図書館にある図書等を対面で音やく（活字を音声化）します。聞き手（利用者）と読み手（音やく者）が、読みのスピードや図表などについて、相談しながら読み進めることができます。電話やインターネットを利用したリモート音やくも実施しています。オーテピア高知図書館、オーテピア高知声と点字の図書館以外にも、高知市旭市民図書館、うしおえ市民図書館、春野市民図書館、かみ市立図書館、南国市立図書館、土佐市立市民図書館、とさしみず市立市民図書館、宿毛市立坂本図書館で利用できます。利用対象者は活字を認識することが困難な人です。

１０５ページ

４宅配貸出サービス：病気やけが、障害などの事情により、お近くの図書館への来館ができないかたを対象に、本やＣＤなどをお届けする宅配貸出サービスをおこなっています。利用には、利用者登録が必要です。利用対象者を障害の内容、障害の程度の順に４つの区分で記載しています。

①障害の内容：視覚、両下肢、たいかん、移動機能

障害の程度：身体障害者手帳１級および２級、せんしょう病者手帳特別項症から第２項症

②障害の内容：心臓、腎臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸

障害の程度：身体障害者手帳１級から３級、せんしょう病者手帳特別項症から第３項症

③障害の内容：免疫、肝臓

障害の程度：身体障害者手帳１から３級

④障害の内容：知的

障害の程度：療育手帳Ａ１およびＡ２

４つの区分の他、介護保険被保険者証の要介護状態区分が３および４および５と表示されている人、その他館長が適当と認める人も対象となります。また、活字を認識することが困難な人には、オーテピア高知声と点字の図書館所蔵のデイジー録音図書等を宅配により貸出しできます。

オーテピア高知図書館の開館時間は、火曜日から金曜日の午前９時から午後８時、土曜日は午前９時から午後６時ですが、７月と８月は午後８時まで開館しています。日曜日・祝日は午前９時から午後６時までです。休館日は月曜日ですが、祝日の場合は開館します。８月および祝日を除く毎月第３金曜日も休館日です。８月11日を含む４日間は資料特別整理期間のため、休館日です。令和５年度の資料特別整理期間の休館は８月９日から８月12日までです。年末年始は、12月29日から１月４日までが休館日です。

問い合わせ先：オーテピア高知図書館、住所：郵便番号780-0842高知市追手筋2-1-1、電話番号：088-823-4946、FAX番号：088-823-9352、メールアドレス：toiawase@library.kochi.jp、ホームページアドレス：https://otepia.kochi.jp/library

（２）視聴覚障害者情報提供施設について

１高知県聴覚障害者情報センター：聴覚に障害のある方を総合的に支援する拠点施設で、次の５つの業務を実施するほか、聴覚障害者日常生活用具の展示や研修室の貸出しをおこなっています。

①生活支援事業：相談事業（仕事・生活、その他相談内容は何でもかまいません）、聴覚障害者向け防災学習会、パソコン訓練（簡単なパソコン基本操作）、学習や交流の場の提供、難聴者・中途しっちょうしゃ向け手話教室

②ビデオライブラリー事業（字幕・手話入りビデオカセットテープ、ＤＶＤの貸出・視聴）

③要約筆記者派遣

④手話奉仕員養成講座

⑤手話通訳者養成講座

開館時間は、月曜日から金曜日の午前９時から午後９時までです。第２第４土曜日及び日曜日は午前９時から午後５時まで開館していますが、日曜日は休館の場合があります。休館日は、祝日と１２月２９日から１月４日までの年末年始です。

問い合わせ先：高知県聴覚障害者情報センター、住所：郵便番号780-0928高知市越前町2丁目4-5、電話番号：088-823-5922、FAX番号：088-822-0750、メールアドレス：chokaku-joho@kodakasa-h.com、ホームページアドレス：http://www.kodakasa-h.com

２オーテピア高知声と点字の図書館：オーテピア高知声と点字の図書館では、障害、高齢、病気など様々な理由で読書が困難なかたも読書を楽しめるように、いろいろなバリアフリー図書で読書をサポートします。障害、高齢、病気など様々な理由で読書が困難な人が読めるようにいろいろな工夫がされた次の３つの本（バリアフリー図書）を貸出しています。

１録音図書：活字図書を音声でＣＤなどに録音した図書。本屋大賞などのベストセラー、推理小説、時代小説、ノンフィクションなどいろいろなジャンルの本があります。録音図書再生機も貸出しています。

２マルチメディアデイジー図書：音声サポート付きの電子書籍。知的・学習障害などで文字を読むことが難しい人もわかりやすく読めます。再生用タブレットも貸出しています。

３点字図書：活字図書を点字に打ち直した本

バリアフリーサービスとして、次の２つのサービスを実施しています。

１録音・点字・マルチメディアデイジー図書郵送貸出サービス：図書をご自宅までお送りします。録音図書再生機、タブレットも郵送します。送付・返却とも無料。返却も同じ郵送バッグに入れ、ポストに投函またはお近くの郵便局までお持ちください。

２対面音やくサービス：図書館にある図書や雑誌、お手持ちの文書などをボランティアが対面して読み上げます。事前予約制です。

上記のほか、視覚障害者支援として、見えない、見えにくいをサポートする福祉機器や便利グッズの紹介、使用方法などの相談に応じます。

開館時間は、火曜日から金曜日の午前９時から午後８時までです。土曜日は、午前９時から午後６時まで開館していますが、７月及び８月は午後８時まで開館しています。日曜日と祝日 は午前９時から午後６時まで開館しています。休館日は、月曜日ですが、祝日の場合は開館しています。８月及び祝日を除く毎月第３金曜日は休館しています。資料特別整理期間のため、８月11日を含む４日間は休館しています。令和５年度の資料特別整理期間の休館は８月９日から８月12日までです。年末年始は12月29日から１月４日まで休館しています。

問い合わせ先：オーテピア高知声と点字の図書館、住所：郵便番号780-0842高知市追手筋2-1-1、電話番号：088-823-9488、FAX番号：088-820-3218、ホームページアドレス：https://otepia.kochi.jp/braille/

１０６ページ

（３）移動の支援について

自動車運転免許取得及び自動車改造費用の助成：障害のある人が就労等社会参加のために運転免許を取得する場合、また、自らが所有し、運転する自動車を改造する場合、その費用の一部を助成します。必ず、免許取得前、自動車改造前に手続きが必要です。市町村によって助成の有無及び助成内容並びに対象者の範囲が異なります。詳しくはお住まいの市町村にお問い合わせください。事業めい、対象者、補助額の順に次の２つの助成事業を記載しています。

１：自動車運転免許取得

対象者：免許の取得により、就労等の社会参加が見込まれる人

補助額：免許取得費用の2/3以内、100,000円を限度

２：自動車改造

対象者：改造しなければ自動車の運転ができない人で、運転することにより就労等の社会参加が見込まれる人。ただし、所得制限があります。

補助額：改造のための費用、100,000円を限度

身体障害者用教習車を設置している自動車学校を学校めい、所在地、電話番号の順に５つ記載しています。

１：高知県自動車学校

所在地：高知市いっく中町3-1-2

電話番号：088-845-1411

２：高知中央自動車学校

所在地：高知市江陽町4-50

電話番号：088-883-3251

３：安芸自動車学校

所在地：安芸し川北甲2100

電話番号：0887-34-3181

４：東部自動車学校

所在地：香南し野いち町西野2135

電話番号：0887-56-0611

５：南国自動車学校

所在地：南国市小籠81-3

電話番号：088-864-3125

対応車種等、詳細については、各自動車学校にお問い合わせください。

駐車禁止除外指定しゃひょうしょう：身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者福祉手帳の交付を受けた人で、自動車を利用される場合（介護者が運転する場合も含む）、公安委員会から「駐車禁止除外指定しゃひょうしょう」の交付を受けられることがあります。住所地を管轄する警察署にお問い合わせください。

高齢運転者等ひょうしょう（高齢運転者等専用駐車区間制度）：普通自動車を運転するかたで、70歳以上の高齢者（高齢運転者マークの対象者）、聴覚障害又は肢体不自由を理由に運転免許証に条件を付されているかた（聴覚障害者マーク及び身障者マークの対象者）、妊娠中又は出産後８週間以内のかたは、公安委員会から「高齢運転者等ひょうしょう」の交付を受けられることがあります。高齢運転者等専用駐車区間を警察署別、高齢運転者等専用駐車区間、設置台数の順に３つ記載しています。

１高知警察署

高齢運転者等専用駐車区間：高知市くたんだ「南街公民館」前道路

設置台数：２台

２安芸警察署

高齢運転者等専用駐車区間：安芸市矢ノ丸１丁目「安芸市役所」西側道路

設置台数：２台

３中村警察署

高齢運転者等専用駐車区間：はた郡黒潮町いりの「黒潮町役場」前道路

設置台数：２台

車イスのまま乗ることができるタクシー等：道路運送法上の許可又は登録を受けて、車イスのまま乗ることができるなど特殊な用途の車両を準備しているタクシー会社があります。一般に介護タクシー、福祉タクシーと呼ばれています。利用方法等、詳細については各事業者にお問い合わせください。

リフト付きバス等をしゃめい、定員、申込先、備考の順に２つ記載しています。

１太陽号

定員：17人、車イス４台

申込先：高知県社会福祉協議会（障害者スポーツセンター）、電話番号088-841-0021

備考：要予約

２リフト付き大型観光バス

定員：車イス１台の場合、正席35席、車イス２台の場合、正席25席

申込先：有限会社宮地観光バス（高知市）、電話番号088-848-0222

備考：要予約

１０７ページ

こうちあったかパーキング制度：公共施設や店舗などの障害者等用駐車場を適正に利用いただくため、障害者や高齢者など移動に配慮が必要なかたに、県が県内共通の利用証を交付する制度です。対象者、申請に必要な書類、有効期間は次のとおりです。

対象者１身体障害者：視覚障害４級以上、聴覚障害３級以上、平衡機能障害５級以上、肢体不自由じょうし４級以上、肢体不自由下肢６級以上、肢体不自由たいかん５級以上、乳幼児期以前の非進行せいの脳病変による運動機能障害じょうし機能４級以上、乳幼児期以前の非進行せいの脳病変による運動機能障害移動機能６級以上、心臓機能障害４級以上、じん臓機能障害４級以上、呼吸器機能障害４級以上、ぼうこう又は直腸機能障害４級以上、小腸機能障害４級以上、ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害４級以上、肝臓機能障害４級以上

必要書類：身体障害者手帳

有効期間：交付対象でなくなるまで

対象者２知的障害者：障害の程度が重度（障害程度欄がＡ）のかた

必要書類：療育手帳

有効期間：交付対象でなくなるまで

対象者３精神障害者：障害区分が１級のかた

必要書類：精神障害者保健福祉手帳

対象者４発達障害者：移動に介助者の特別な注意が必要と医療機関等が認めたかた

必要書類：医療機関、療育機関等の証明書又は確認事項への記載

有効期間：交付対象でなくなるまで

対象者５高齢者：要介護状態区分が要介護１から５のかた

必要書類：介護保険被保険者証

有効期間：交付対象でなくなるまで

対象者６難病患者：特定医療費（指定難病）医療受給者又は特定疾患医療受給者又は小児慢性特定疾患医療受給者

必要書類：特定医療費（指定難病）医療受給者証又は特定疾患医療受給者証又は小児慢性特定疾患医療受給者証

有効期間：交付対象でなくなるまで

対象者７けが人等：けが等により一時的に移動に配慮が必要なかた

必要書類：医師の診断書・意見書

有効期間：診断書等により必要と認められる期間

対象者８妊産婦：産前７か月～産後１年間のかた

必要書類：母子健康手帳

有効期間：産ぜん７か月～産後１年間（産後は１歳未満の子どもを同伴する場合に限る）

申請・交付窓口は次の６カ所です。

１高知県障害福祉課

住所：郵便番号780-8570高知市丸ノ内1-2-20高知県庁内

電話番号：088-823-9633

ＦＡＸ番号：088-823-9260

２安芸福祉保健所

住所：郵便番号784-0001安芸市矢ノ丸1-4-36安芸総合庁舎内

電話番号：0887-34-3177

ＦＡＸ番号：0887-34-3170

３中央東福祉保健所

住所：郵便番号782-0016かみ市とさやまだ町山田1128-1

電話番号：0887-53-3173

ＦＡＸ番号：0887-52-4561

４中央西福祉保健所

住所：郵便番号789-1201高岡郡佐川町甲1243-4

電話番号：0889-22-1249

ＦＡＸ番号：0889-22-9031

５須崎福祉保健所

住所：郵便番号785-8585須崎市ひがしふるいちまち6-26須崎第二総合庁舎内

電話番号：0889-42-1875

ＦＡＸ番号：0889-42-8924

６はた福祉保健所

住所：郵便番号787-0028しまんと市中村山手通19 はた総合庁舎内

電話番号：0880-34-5124

ＦＡＸ番号：0880-35-5980

※受付時間は、祝祭日を除く月曜日から金曜日までの午前８時半から午後５時までです。お急ぎでない場合は、各市町村等でも申請できますので、お問い合わせください。また、郵送でも受け付けています。郵送の場合は、手帳等の確認書類の写しを必ず同封してください。

タウンモビリティの推進：タウンは、まち、モビリティは移動性という意味で、たとえ障害があっても、高齢になっても自由に商店街へ出掛けられることを目指した取り組みです。移動に不自由を感じている人を対象に、高知市中心商店街において車いすの貸し出しやボランティアによる付き添い等のサポート、車いすで利用できるトイレや店舗の紹介などをおこなっています。

場所：タウンモビリティステーションふくねこ（高知市はりまや町１丁目１－24京まち商店街アーケード内）

利用日：毎週木曜日から日曜日（週４日）

利用時間：午前１１時から午後４時まで（日時は変更になる場合もありますので事前にお問い合わせください。）

利用料金：ボランティアの付き添い１回につき500円

利用申込：希望日の１週間前までに電話予約、団体は２週間前まで

無料貸出：車いす、シルバーカー、ベビーカー、楽々カート

問い合わせ先：タウンモビリティステーションふくねこ、住所：郵便番号780-0822高知市はりまや町1丁目1-24、電話番号：080-3923-2939（担当者：笹岡）、メールアドレス：townmobility-kochi@softbank.ne.jp

１０８ページ

ヘルプマークの配布：義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた、または、妊娠初期のかたなど、援助や配慮を必要としていることが外見からは分からないかたを対象にヘルプマークを無料で配布しています。電車やバス、駅や商業施設等でヘルプマークを身に付けているかたを見かけたら、席をお譲りする、声をかけるなどの配慮をお願いします。 令和５年４月１日時点の配布場所は、高知県障害福祉課、高知県健康対策課、各県福祉保健所、各市町村障害福祉担当窓口、ちゅうげい広域連合障害福祉担当窓口、高知県立ふくし交流プラザ総合案内、公益財団法人高知県身体障害者連合会事務局、視覚障害者向け機器展示室ルミエールサロン、こうち難病相談支援センター、高知県盲ろうしゃ友の会事務局、タウンモビリティステーションふくねこ、とさでん交通はりまや橋サービスセンター、オーテピア高知声と点字の図書館、高知観光情報発信館とさてらす、高知ハビリテーリングセンター、安芸駅ぢばさんいちば、土佐くろしお鉄道中村駅、高知西南交通株式会社本社営業所、高知西南交通株式会社宿毛出張所、高知県聴覚障害者情報センター

※配布場所の最新情報は、高知県障害福祉課のホームページをご確認ください。マークの配布は１人１個を原則とし、郵送での配布は対応していませんのでご留意ください。

問い合わせ先：高知県障害福祉課、電話番号：088-823-9634

移動支援事業等：障害のある人が外出する際に必要に応じて、障害福祉サービス事業所等より支援を受けることができます。お住まいの市町村にお問い合わせください。

身体障害者補助けん：補助けんは、身体障害がある人と一緒に生活し、生活を助けるための犬で、盲導犬、介助けん、聴導犬の３種類がいます。

目的等：視覚に障害のある人の外出時の誘導を行う。

受けている訓練の内容：路上の障害物を避けたり、交差点で止まる。建物の入り口や階段などの目的物を探す。場合により使用者の指示より、安全を優先して動く。

２介助けん

目的等：肢体が不自由な人の手足の機能を補う。

受けている訓練の内容：物を拾い上げたり、運んだりする。衣服や靴の着脱を手伝う。ドアの開閉やスイッチの操作。

３聴導犬

目的等：聴覚に障害のある人の耳の機能を補う。

受けている訓練の内容：ドアノック、目覚まし時計、ＦＡＸ着信等の音を覚え、使用者に知らせたり音源に誘導する。非常ベルなどの警報音や危険信号を知らせる。後方からのクラクションや自転車ベルを知らせる。

いずれの補助けんも基本動作として呼ばれたら行く、座る、伏せる、待つ、止まる、介助の指示があるまで維持する、指示された時・場所で排泄する、音響、植物、他の動物など様々な刺激や関心の対象を無視する、指示された場所、部屋、車などに入る等の訓練を受けています。

補助けんの利用を希望する場合は公益財団法人高知県身体障害者連合会（電話番号：088-872-9497）または高知県障害福祉課（電話番号：088-823-9634）へご連絡ください。

補助犬に関する相談窓口は高知県障害福祉課（電話番号：088-823-9634）または高知市障がい福祉課（電話番号：088-823-9378）です。

（４）レクリエーション等について

対象者、内容、問い合わせ先の順にレクリエーション事業を２つ記載しています。

１対象者：視覚障害者

内容：川柳教室、将棋教室

問い合わせ先：高知県視覚障害者協会、電話番号：088-875-5247

２対象者：肢体障害者

内容：料理教室、バスレクリエーション、映画上映会

問い合わせ先：高知県肢体障害者協会、電話番号：088-855-6368

（５）自立生活を行うために

事業めい、内容、問い合わせ先の順に自立生活を行うための４つの事業を記載しています。

１：視覚障害者向け機器展示室ルミエールサロン

内容：視覚障害のある人の日常生活に便利な機器等を県立もう学校に展示し、希望者に使用方法などの説明をおこなっています。

問い合わせ先：ルミエールサロン、電話番号：088-823-8820

２：視覚障害者生活相談・訓練事業

内容：中途視覚障害のある人に対し、自立生活を送る際の不安を解消するために、指導員がご自宅等を訪問し、歩行や生活のための技術を身につけるための相談や指導をおこなっています。

問い合わせ先：ルミエールサロン、電話番号：088-823-8820

３：音声機能障害者発声訓練事業

内容：喉頭摘出のため音声機能を喪失した人に対し、発声訓練をおこなっています。

問い合わせ先：高知県こうゆう会、電話番号：0889-24-7071

４：オストメイト（人工肛門人工ぼうこうぞうせつしゃ）社会適応訓練事業

内容：ストーマ装具を装着している人が装具の選定方法や使用方法等について正しく理解し、不安を解消するために、講習会をおこなっています。

問い合わせ先：日本オストミー協会高知県支部、電話番号：088-822-8038

１０９ページ

（６）文化・スポーツについて

文化関係の行事を４つ記載しており、それぞれ行事めい、内容、開催時期、問い合わせ先の順に記載しています。

１：スピリットアート（高知県障害者美術展）

内容：障害者が制作した芸術作品を公募し、優れた作品を顕彰することで、障害者の文化活動を促進するとともに、県民の理解を深めます。

開催時期：毎年10月頃

問い合わせ先：088-823-9634（県障害福祉課）又は088-872-9497（高知県身体障害者連合会）

２：障害者文化芸術活動事業

内容：展覧会や演劇ワークショップを通じて、施設・事業所等における障害者の芸術活動を支援する者への支援や、相談窓口の開設等により芸術活動を通じた障害者の社会参加を促進します。

開催時期：通年

問い合わせ先：088-823-9634（県障害福祉課）又は088-879-6800（藁工ミュージアム 分室）

３：障害者作品展

内容：障害者の制作した作品を展示販売し、県民の理解促進を図ります。

開催時期：毎年11月中旬から下旬

問い合わせ先：088-823-9560（県障害保健支援課）又は088-872-9497（高知県身体障害者連合会）

４：障害者週間の集い

内容：障害や障害者について理解を深めることなどを目的に、障害者週間の関連イベントとして開催します。

開催時期：毎年12月初旬

問い合わせ先：088-823-9633（県障害福祉課）

スポーツ関係の行事を５つ記載しており、それぞれ行事めい、内容、開催時期、問い合わせ先の順に記載しています。

１：外へ飛び出せ運動会

内容：在宅の知的障害者及びその保護者の相互の交流を図るため、運動会を開催します。

開催時期：毎年秋から冬頃開催

問い合わせ先：088-855-3717（高知県知的障害者育成会）

２：スポーツ教室

内容：水泳、ヨット、カヌーなどを実施。市町村や施設・学校等への出前教室も実施しています。

開催時期：高知県立障害者スポーツセンターまでお問い合わせください。

問い合わせ先：088-841-0021（高知県立障害者スポーツセンター）

３：種目別競技会

内容：卓球、バドミントン、フレンドＣＵＰ、駅伝等

開催時期：高知県立障害者スポーツセンターまでお問い合わせください。

問い合わせ先：088-841-0021（高知県立障害者スポーツセンター）

４：高知県障害者スポーツ大会

内容：県内の障害者が一堂に会し、スポーツを通じて親睦を深めるとともに、体力の維持・向上を図ります。

開催時期：毎年５月開催（フライングディスクは10月の日曜日に開催）

問い合わせ先：088-841-0021（高知県立障害者スポーツセンター）

５：全国障害者スポーツ大会

内容：全国の障害者とスポーツを通じて親睦を深め、自立更生や社会参加に寄与するために選手団を派遣します。

開催時期：毎年秋

問い合わせ先：088-841-0021（高知県立障害者スポーツセンター）

障害のある人が利用しやすい体育施設として、５つの施設を記載しており、それぞれ施設めい、所在地、電話番号、施設内容、利用時間等の順に記載しています。

１：高知県立障害者スポーツセンター

所在地：高知市春野町うちのたに1の1

電話番号：088-841-0021

施設内容：管理とう（卓球室、盲人卓球室、プレイルーム、研修室等）、テニスコート、アーチェリーじょう、グラウンドちょくそうろ、プール、体育館

利用時間：火曜日から土曜日は午前９時から午後９時、日曜日・休日は午前９時から午後５時

休館び：月曜日（ただし、休日の場合は開館）、休日の翌日（ただし、日曜日、休日は除く）、12月29日から１月４日

利用料の免除：障害者及び介助者が利用する場合は利用料を免除

２：高知県立県民体育館

所在地：高知市桟橋どおり2の1の53

電話番号：088-831-1166

施設内容：しゅ競技じょう、補助競技じょう、室内プール

利用時間：午前8時30分から午後10時（ただし、室内プールは午前９時から午後９時）

申込み受付時間：午前8時30分から午後８時30分

１１０ページ

３：南国市立スポーツセンター

所在地：南国市前浜1344の3

電話番号：088-865-8015

施設内容：体育館（メインアリーナ・サブアリーナ）、トレーニングルーム、会議室、研修室、グラウンド

利用時間：午前8時30分から午後10時

申込み受付時間：午前8時30分から午後10時

４：香北青少年の家

所在地：かみ市かほく町吉野1300

電話番号：0887-59-2239

施設内容：宿泊施設、キャンプ場（テント泊不可）、研修とう

予約可能時期：１年前から予約可能

５：ゆいの丘ドーム（ちゅうげい広域体育館）

所在地：あきぐんやすだちょうひがしじま2017

電話番号：0887-38-6288

施設内容：体育館、トレーニングルーム、会議室ほか

利用時間：午前９時から午後９時

（７）障害者に関するマークについて

障害のある人に配慮した施設であることや、それぞれの障害について分かりやすく表示するため、いろいろなマークや表示があります。

これらは国際的に定められたものや、各障害者団体が独自に提唱しているものもあり、12種類のマークを紹介しています。

説明はマークの名称、内容、関係機関に関する情報として、ホームページアドレス、電話、ファクシミリなどの順に紹介できる情報を記載しています。

障害者のための国際シンボルマーク

このマークは障害のある人が容易に利用できる建物、施設であることを示す、世界共通の国際シンボルマークです。

マークの使用については国際リハビリテーション協会の「使用指針」により定められています。

なお、このマークは、すべての障害者を対象としたもので、特に車いすを利用する障害者を限定し使用されるものではありません。

関係機関　公益財団法人日本障害者リハビリテーション協会　https://www.jsrpd.jp　電話03-5273-0601　ファクシミリ03-5273-1523

身体障害者標識（身体障害者マーク）

この四つ葉のクローバーマーク（身障者マーク）は、肢体不自由の障害のある人が運転している自動車であることを示しています。

危険防止のため、やむを得ない場合を除き、マークをつけた車に幅寄せや、割り込みをおこなった運転者は、道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークの表示については、努力義務となっています。

関係機関　各警察署　https://www.police.pref.kochi.lg.jp/portal/

聴覚障害者標識（聴覚障害者マーク）

このマークは、聴覚に障害のある人が運転している自動車であることを示しています。

危険防止のためやむを得ない場合を除きマークをつけた車に幅寄せや割り込みをおこなった運転者は道路交通法の規定で罰せられることになります。

このマークの表示については義務となっています。

関係機関　各警察署　https://www.npa.go.jp/koutsuu/menkyo20/tyoukaku.htm

視覚障害者の国際シンボルマーク

このマークは、世界盲人連合（ＷＢＵ）が1984年に定めた世界共通の国際シンボルマークです。

視覚に障害のある方の安全やバリアフリーに考慮された建物、設備、機器などに付けられています。

信号機や国際展示郵便物、書籍などで身近に見かけるマークです。

このマークを見かけた場合には視覚に障害のある方の利用への配慮をお願いします。

関係機関　社会福祉法人日本盲人福祉委員会　https://ncwbj.or.jp/　電話03-5291-7885　ファクシミリ03-5291-7886

ほじょけんマーク

身体障害者補助けんの同伴を啓発するためのマークです。

身体障害者補助けんとは、もうどうけん・かじょけん・ちょうどうけんのことです。

「身体障害者補助けん法」において、公共施設や交通機関を始め、デパートやスーパー、ホテル、レストランなどの民間施設は身体障害のある人が、補助けんを同伴するのを受け入れる義務があります

補助けんは、ペットではなく、からだの不自由なかたの体の一部となって働いています。

社会のマナーも訓練され衛生面も管理されています。

関係機関　厚生労働省自立支援振興室　https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/hukushi\_kaigo/shougaishahukushi/hojoken/index.html　電話03-5253-1111　ファクシミリ03-3503-1237

１１１ページ

聴覚障害者のシンボルマーク（耳マーク）

聴覚障害者であることを表す国内で使用されているマークです。聴覚障害者は見た目には分らないため、誤解を受けるなど社会生活での不安が少なくありません。

このマークを公共機関や病院、スーパーなどで活用することで聴覚障害者が相談しやすくなります。

相手が「聞こえない」ことを理解し、コミュニケーションの方法などに配慮する必要があります。

関係機関　一般社団法人全日本難聴者・中途しっちょうしゃ団体連合会　https://www.zennancho.or.jp/mimimark/mimimark　電話03-3225-5600　ファクシミリ03-3354-0046

ハート・プラスマーク

このマークは、心臓疾患などの内部障害があることを示すシンボルマークです　身体内部（心臓、呼吸器、じん臓、膀胱・直腸、小腸、免疫機能）に障害のある方は外見から分かりにくいため、様々な誤解を受けることがあります。優先席の利用や近くでの携帯電話使用者を我慢している人がいます。

こうした内部障害のあるかたを視覚的に示し理解を広げるために利用を呼びかけています

関係機関　特定非営利活動法人ハート・プラスの会　https://www.normanet.ne.jp/~h-plus/　電話080-4824-9928、メールアドレスinfo@heartplus.org

オストメイトマーク

このマークは、オストメイト（人工肛門・人工膀胱を使用している人）を示すシンボルマークで、オストメイト対応トイレであることを示すために、トイレの入口や案内誘導プレートに表示するものです。

オストメイト対応トイレとは、排泄ぶつの処理、腹部の人工肛門周辺皮膚や装具の洗浄などができる配慮がされているトイレのことです。

関係機関　公益財団法人交通エコロジー・モビリティ財団　http://www.ecomo.or.jp/barrierfree/index.html　電話03-3221-6673　ファクシミリ03-3221-6674

ヘルプマーク

このマークは、義足や人工関節を使用しているかた、内部障害や難病のかた又は妊娠初期のかたなど、援助や配慮を必要としていることが、外見からは分からない方々が、周囲のかたに配慮を必要としていることを知らせるマークです。

平成24年度に東京都が作成し、日本工業規格（JIS)に登録されています。

関係機関　東京都福祉保健局障害者施策推進部計画課　https://www.fukushihoken.metro.tokyo.lg.jp/shougai/shougai\_shisaku/helpmark.html　電話03-5320-4147　ファクシミリ03-5388-1413

「はくじょうＳＯＳシグナル」普及啓発シンボルマーク

このマークは、はくじょうを頭上50cm程度に掲げてＳＯＳのシグナルを示している視覚に障害のある方を見かけたら、進んで声をかけ支援しようという「はくじょうＳＯＳシグナル」運動の普及啓発シンボルマークです

はくじょうによるＳＯＳのシグナルを見かけたら、進んで声をかけ、困っていることなどを聞き、サポートをしてください。

関係機関　岐阜市福祉部福祉事務所障がい福祉課　https://www.city.gifu.lg.jp/kenko/syougaisyafukushi/1004678/1004681.html　電話058-214-2138、ファクシミリ058-265-7613

手話マーク

聴覚に障害のあるかたが、手話でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、手話による対応ができるところが掲示します

また、イベント時のネームプレートや災害時に支援者が身につけるビブス等に掲示することもできます。

関係機関　一般財団法人全日本ろうあ連盟　https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854　電話03-3268-8847　ファクシミリ03-3267-3445

筆談マーク

聴覚に障害のあるかた、音声言語障害者、知的障害者や外国人などが筆談でのコミュニケーションの配慮を求めるときに提示したり、役所、公共及び民間施設・交通機関の窓口、店舗など、筆談による対応ができるところが掲示します。

またイベント時のネームプレートや、災害時に支援者が身につけるビブス等に掲示することもできます

関係機関　一般財団法人全日本ろうあ連盟　https://www.jfd.or.jp/2016/12/01/pid15854　電話03-3268-8847　ファクシミリ03-3267-3445

１１２ページ

１５　人権や財産権などについて

（１）日常生活自立支援事業

高齢者や障害者の方などが、福祉サービスの利用や金銭管理など日常生活に必要なことについて、自分ひとりで判断することが難しくお困りの場合に、安心して日常生活が送れるよ

うに社会福祉協議会をお手伝いします。

主なサービスとしては以下のアからエの内容になります。

ア　福祉サービスの利用援助として、申請者ご本人にあった福祉サービスを一緒に考えます。

イ　日常的金銭管理サービスとして、預貯金の出し入れや公共料金の支払いなど日常のお金のやりとりをお手伝いします。

ウ　書類などの保管サービスとして、定期預金証書や実印など重要な書類を金融機関の貸金庫を利用して保管します。

　　ただし、単に書類等の保管のみを目的とした援助については、本事業の対象となりません。

エ　定期的な訪問による見守り・相談援助サービスとして、日常生活上の相談などの援助、住民票や印鑑登録などの届け出の

　　お手伝いをします。基本は1時間単位ですが30分単位でも利用できます。

利用料金については、

ウ　書類等の保管サービスが年間6,000円

エ　定期的な訪問による援助が１時間　1,500円としています。

なお、ウエともに生活保護を受けている人は料金が免除になります。

（２）高知県高齢者・障害者権利擁護センター

雇用者や事業者による障害者への虐待にかかわる通報は高知県高齢者・障害者権利擁護センターまでお寄せください。

家族や障害福祉施設の職員による障害者への虐待にかかわる通報については、お住まいの市町村の障害者虐待防止センターか障害保健福祉担当部署にお寄せください。

高知県高齢者・障害者権利擁護センターの問い合わせ先は

電話　088-850-7770　ファックス　088-844-3852

受付時間　月曜日から金曜日（年末年始と祝日を除く）の8時30分から17時15分

場所　高知市朝倉戊375-1　県立ふくし交流プラザ４階

（３）福祉サービス困りごと解決制度

障害のある人や高齢者が福祉施設やホームヘルプサービス等の福祉サービスを利用するなかで生じた、事業者に対する不満、疑問等の問題解決のお手伝いをします。

面接や、電話、ファックス、手紙等で相談を受けています。相談は無料です。

窓口は高知県社会福祉協議会運営適正化委員会福祉サービス困りごと解決委員会になります。

受付時間としては、来所、電話による相談受付は、月曜日～金曜日（年末年始・祝日は除く）9:00～16:00です。

FAXや電子メールは24時間受け付けています。　住所は高知市朝倉戊375-1　県立ふくし交流プラザ１階　連絡先は電話番号088-802-2611　ファックス番号088-844-9443　メールアドレスkaiketsu@pippikochi.or.jp　です。

１１３ページ

（４）成年後見制度

成年後見制度とは、認知症のある高齢者、知的障害のある人、精神障害のある人など、判断する能力が十分ではない人の財産管理や身上監護（介護、施設への入退所などの生活について配慮すること）に関することを後見人等にさせることで、ご本人の利益を護るための制度です。

援助者の類型として、本人の判断能力が全くない場合の成年後見人、本人の判断の能力が著しく不十分の場合の保佐人、本人の判断の能力が不十分の場合の補助人があります。また、任意後見は、本人の判断能力のあるうちにあらかじめ結んでおいた任意後見契約により、本人の判断能力が不十分になったときに、任意後見人が援助する制度です。

成年後見制度に関するおもな問い合わせ先は次のとおりです。６箇所あります。

高知家庭裁判所（手続き案内に限る）　電話088-822-0440　住所780-8558　高知市丸ノ内1-3-5　高知家庭裁判所（成年後見係）

高知弁護士会高齢者・障害者支援センター「くるみ」　電話088-822-4852　住所780-0928　高知市越前町1丁目5番7号　高知弁護士会内

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート高知　電話088-825-3141　住所780-0928　高知市越前町2丁目6番25号

権利擁護センターぱあとなあ高知　電話088-855-5921　住所780-0870　高知市本町4丁目1番37号3階　丸ノ内ビル3階12号室

公益社団法人コスモス成年後見サポートセンター高知県支部　電話088-802-2343　住所780-0935　高知市旭町2-59-1　アサヒプラザ2階　行政書士会内

社会福祉法人高知市社会福祉協議会共に生きる課　高知市成年後見サポートセンター　電話088-856-5539　住所780-0870　高知市丸ノ内1丁目7番45号　総合あんしんセンター内

（５）郵便による不在者投票

とうひょうじょへ行くことが困難な重度の身体障害のある人は、郵便による不在者投票ができます。

このうち、自分で投票の記載をすることができない人は、代理記載により投票もできます。

郵便による不在者投票ができる人（身体障害者手帳の交付を受けた人のうち、下記の項目に該当する人）

障害区分　両下肢、たいかん、移動機能のいずれかの障害 障害等級１級・２級

障害区分　心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸のいずれかの障害　障害等級１級もしくは３級

障害区分　免疫機能障害、肝臓機能障害　障害等級１級から３級

障害区分　両下肢等の障害の程度が上記の障害程度に該当する証明を知事（高知市に住所のある方は高知市長）から受けた人

代理記載による投票ができる人（上記の郵便による不在者投票ができる人のうち、下記の項目に該当する人）

障害区分　じょうし、視覚のいずれかの障害　障害等級　１級

障害区分　じょうし、視覚の障害の程度が上記の障害程度に該当する証明を知事（高知市に住所のある方は高知市長）から受けた人

問い合わせ先は市町村選挙管理委員会です。

１１４ページ

（６）障害者差別解消に関する相談窓口・問い合わせ先（令和５年５月１日時点）

障害者差別解消法（平成28年４月１日施行）では、行政機関や事業者は、障害のある人への「不当な差別的取扱い」の禁止と「合理的配慮」を提供することが求められています。

障害があることで障害のない人とは違う扱いを受けたり、自分の障害にあった必要な配慮が受けられず困った場合などは、お住まいの市町村の相談窓口・問い合わせ先にご相談ください。

高知県の相談窓口・問い合わせ先

高知県 障害福祉課　電話088-823-9633　FAX088-823-9260

市町村の相談窓口・問い合わせ先は、以下のとおりです。

高知市 障がい福祉課　電話088-823-9378 FAX088-875-6684

室戸市 保健介護課障害福祉班　電話0887-22-3105 FAX0887-24-2287

安芸市 福祉事務所　障害ふくし係　電話0887-37-9451　FAX0887-35-1028

南国市 福祉事務所　電話088-880-6566　FAX088-863-1167

土佐市 福祉事務所地域福祉係　電話088-852-6919 FAX088-852-3452

須崎市 福祉事務所 障害福祉係 電話0889-42-1207　FAX0889-42-1190

宿毛市 福祉事務所 障害福祉係 電話0880-62-1240　FAX0880-62-1271

土佐清水市　福祉事務所福祉児童係　電話0880-82-1118　FAX0880-87-9012

四万十市　福祉事務所　社会福祉係　電話0880-34-1120　FAX0880-34-1880

四万十市　西土佐総合支所　西土佐保健分室　電話0880-52-1132　FAX0880-52-1024

香南市 福祉事務所　電話0887-57-8509　FAX0887-56-0576

香美市 福祉事務所 社会福祉班　電話0887-53-3117　FAX0887-53-1094

東洋町 住民課　電話0887-29-3394　FAX0887-29-3813

安田町 町民生活課　電話0887-38-6712　FAX0887-38-6780

田野町 住民福祉課　福祉係　電話0887-38-2812　FAX0887-38-2044

奈半利町　住民福祉課　電話0887-38-4012 FAX0887-38-7788

北川村 住民課　電話0887-32-1214　FAX0887-32-1234

馬路村 健康福祉課　電話0887-44-2112　FAX0887-44-2779

芸西村 健康福祉課　電話0887-33-2112　FAX0887-33-4035

芸西村　社会福祉協議会　電話0887-32-2211　FAX0887-32-2211

本山町 健康福祉課　福祉係　電話0887-70-1060　FAX0887-70-1038

本山町　権利擁護センター　さくら　電話0887-76-2312　FAX0887-76-2381

大豊町 地域福祉課　福祉介護班　電話0887-72-0450　FAX0887-72-0474

土佐町 健康福祉課　福祉係　電話0887-82-2333　FAX0887-70-1312

大川村 総務課　電話0887-84-2211　FAX0887-84-2328

いの町 ほけん福祉課　電話088-893-3810 FAX088-893-1101

仁淀川町　健康福祉課　電話0889-35-0888 FAX0889-35-0228

仁淀川町　池川総合支所　健康福祉課　電話0889-34-2112　FAX0889-34-2687

仁淀川町　仁淀総合支所　健康福祉課　電話0889-32-1132　FAX0889-32-1100

中土佐町　健康福祉課　電話0889-52-2662 FAX0889-52-2432

佐川町 健康福祉課　電話0889-22-7705　FAX0889-22-7721

越知町 保健福祉課　福祉係　電話0889-26-3211　FAX0889-20-1186

日高村 健康福祉課　電話0889-24-5197　FAX0889-20-1525

津野町 "健康福祉課　総合保健福祉センター里楽　電話0889-55-2151 FAX0889-55-2119

梼原町 保健福祉課　福祉係　電話0889-65-1170　FAX0889-65-0379

四万十町　健康福祉課　電話0880-22-3115 FAX0880-22-3725

大月町 健康福祉課　電話0880-73-1113　FAX0880-73-1733

三原村 住民課　電話0880-46-2111　FAX0880-46-2114

黒潮町 健康福祉課　福祉係　電話0880-43-2124　FAX0880-43-2676

１１５ページ

16　身体及び知的障害者相談員制度について

原則として、身体障害者相談員は身体障害のあるかたに、知的障害者相談員は知的障害のあるかたの保護者のかたに、各市町村長が委嘱しています。

相談員の皆さんは、同じ障害者又は障害者の家族の立場で自らの経験を生かして、障害のあるかたやその家族の相談に応じています。（相談員の連絡先を知りたい場合は、各市町村（10ページ参照）にお問い合わせください。）

現在、欠員となっている市町村があります。

身体障害者相談員名簿　令和５年５月１日現在

高知市

青山　良子　女　江の口

大野　悦子　女　鴨田

岡林　裕子　女　いっく

柴田　隆彦　男　いっく

竹島　春美　女　鴨田

中屋　圭二　男　うしおえ

藤原　義朗　男　旭

松本　誠司　男　旭

村上　尚子　女　秦

山下　進　　男　うしおえ

やまなか　睦子　女　かみまち

山本　勝己　男　朝倉

西村　しゅうじ　男　長浜

前田　梢　　女　長浜

室戸市

山下　芳昭　男 室戸

黒岩　秀祐　男　きらがわ

安芸市

竹島　義信　男 ほうえい町

小松　正恵　女 本まち

南国市

池川　崇　男　長岡

やまなか　眞紀　女　稲生

こ﨑　みきお　男　大篠

西本　正勝　男　大篠

土佐市

　松崎　幹夫　男　宇佐

すさき市

菅野　君惠　女 すさき

山崎　あつし　男　あわ

宿毛市　なし

とさしみず市

岡田　昇二　男　しもましの

山田　隆子　女　浦尻

吉村　克幸　男　みさき浦

しまんとし

岡﨑　ひろし　男　ひらの

岡村　りえ子　女 西とさ

宮﨑　久則　男　具同

こうなん市

岡崎　法子　女　のいち町

公文　美代子　女　のいち町

大前 京子　女　吉川町

宗圓　かや子　女　夜須町

かみ市

細川　京　女　山田

福島　富雄　男　山田

三谷　伸一　男　山田

東洋町

坂村　昌子　女　野根

なはり町

林田　義雄　男　なはり

田野町

野町　密　男　田野

安田町

田之上　丈子　女　唐浜

北川村

坂本　達治　男 北川

馬路村

乾　栄美　女 馬路

げいせい村

公文　三郎　男 西分浜中

本山町

小原　智加　男 三区

大豊町

??川　潔　男 岩原

土佐町

神野　理江　女 かみ地蔵寺

大川村

和田　将英　男 井野川

いの町

深見　みつお　男 伊野

隅田　清明　男　吾北

桒原　袈裟鶴　女　吾北

仁淀川町

日浦　秀男　男　つえだまり

中とさ町

南　絹江　女　くれ

佐川町

秋澤　利一　男 甲

黒岩　ひでき　男　乙

越知町

西森　としき　男　ごみ

梼原町

宮本　友和　男 ゆすはら

日高村

西内　惠美子　女　本郷

津野町

市川　のぶたか　男 杉ノ川

しまんとちょう

中ひら　いわお　男　窪川

市川　ひとみ　女　大正

大月町

奥田　てるき　男 大月

三原村

宮﨑　俊雄　男 かみしもながたに

黒潮町　なし

１１６ページ

知的障害者相談員名簿　令和５年５月１日現在

高知市

野島　麻由美　女　長浜

福留　信子　女　江の口

矢野　康彦　男　うしおえ

竹岡　京子　女　鴨田

田中　りさ　女　旭まち

室戸市

池田　多美子　女　羽根町

安芸市

中川　阿佐子　女　本まち

南国市

北村　秀子　女　長岡

濱口　憲正　男　みわ

土佐市

坂本　志津香　女　もちいし

すさき市

岡崎　文子　女　すさき

宿毛市　なし

とさしみずし

津口　くき子　女　とさしみず

しまんとし

渥美　武男　男　不破

横山　惠美子　女　西とさ

こうなん市

石元　誉子　女 のいち町

かみ市

秋友　ひでとし　男 山田

東洋町

はたぐち　昌代　女 大字かわうち

なはり町

やまむら　有紀子　女　なはり

田野町

新井　涼子　女 田野町

安田町

安岡　雅子　女 大野

北川村

長谷川　ひとみ　女　北川

馬路村

やまなか　芳　女 馬路

げいせい村

和田　由香　女 わじき浜中

本山町

中川　惠子　女 寺いえ

大豊町

原　亜由美　女 なかむら大王

土佐町

川村　房子　女 なか地蔵寺

大川村　なし

いの町

上田　玲子　女 伊野

仁淀川町

吉永　美佐　女　川わたり

なかとさ町

黒原　朋代　女　くれ

佐川町

藤田　千砂　女　へい

越知町

岡添　美砂子　女　しぼお

梼原町

高橋　正知　男　しもおりわたり

日高村

大川　わき　女　本郷

津野町

市川　のぶたか　男　杉ノ川

しまんとちょう

戸田　りいち　男　大正

大月町

立石　まちこ　女　大月

三原村

東　久美　女　しもながたに

黒潮町　なし

１１７ページ

１７主な障害者団体等

障害者団体等は58あり、団体名、代表者めい等、事務所の所在地、電話番号、設立の目的及び主な事業活動の順に記載しています。

1団体めい：公益財団法人高知県身体障害者連合会

代表者めい等：会長　宮﨑　俊雄、事務局長　川渕　一也

事務所の所在地：郵便番号780-0870高知市本町4-1-37高知県社会福祉センター内

メールアドレス：kochissr@iaa.itkeeper.ne.jp

電話番号：088-872-9497

FAX番号：088-872-7590

設立の目的及び主な事業活動：県内市町村を単位とする身体障害者団体をもって組織し、相互連携を強化し、福祉の向上と自立更生を図り、各種の親睦行事、研修会及び相互扶助活動等を行う。

2団体めい：高知県視覚障害者協会

代表者めい等：会長　中島　正美、事務担当者　岡村　保子

事務所の所在地：郵便番号780-0928高知市越前町2-4-5（3階）

メールアドレス：kenshikyo@yahoo.co.jp

ホームページアドレス：http://www.kochi\_ksk\_sakura.ne.jp

電話番号：088-875-5247（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：県内の視力障害者の福祉向上を図るため、各種の研修、行事の開催及び相談活動を行い、相互扶助と福利厚生活動を行う。

3団体めい：高知県視力障害者の生活と権利を守る会

代表者めい等：会長　井上　芳史、事務担当責任者　井上　芳史

事務所の所在地：郵便番号780-0921高知市井口町70-2井口コーポ2階

ホームページアドレス：http://mamoru-k.net/

電話番号：090-7788-7773

設立の目的及び主な事業活動：視覚障害者の生活の向上、県や市への陳情、学習、親睦等を行う。

4団体めい：一般社団法人高知県聴覚障害者協会

代表者めい等：会長　竹島　春美、事務局長　樋口　徳明

事務所の所在地：郵便番号780-0928高知市越前町2-4-5（3階）

電話番号：088-822-2794

FAX番号：088-875-5307

設立の目的及び主な事業活動：聴覚障害者に対する正しい理解を深め、その福祉向上、また、社会参加促進のため、活動及び事業を行う。①聴覚障害者に対する相談・手話普及・啓発に関する活動②手話通訳者・手話講師の派遣③聴覚障害者に関する出版物の普及

5団体めい：高知県聴覚障害者親の会　現在休止中です

代表者めい等：会長　小田　雅人、事務担当責任者　河野　美和

事務所の所在地：郵便番号780-0972高知市中万々78高知県立高知ろう学校内

電話番号：088-823-1640

FAX番号：088-823-1752

設立の目的及び主な事業活動：会員相互の親睦を図り、研修を深め、聴覚障害者の福祉増進と社会的保障の実現を図ることを目的とする。

6団体めい：高知県中途しっちょうしゃ・難聴者の会

代表者めい等：会長　井上　つかさ、事務局　山本　雅恵

事務所の所在地（事務局住所）：郵便番号780-0985高知市南久万103-23

電話番号（事務局）：088-873-8771（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：中途しっちょうしゃ・難聴者のための交流の場、学びの場を提供し互いに支え合うことを目的とする。聞こえの問題を社会に発信し、よりよい社会づくりを目指す。

7団体めい：高知県盲ろうしゃ友の会

代表者めい等：会長　松澤　稀弓、事務局　浪越　寿美子、岡村　保子、渡辺　美香

事務所の所在地：郵便番号781-0815高知市ふたば町13-17

電話番号（事務局浪越）：088-884-3794（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：（目的）会の活動を通して、同じ境遇にある盲ろうしゃ同士や支援者が交流して、より充実した社会生活が送れるようになることを目的とする。（活動）①盲ろうしゃの掘り起こし②盲ろうしゃとの交流会の企画③全国盲ろうしゃ大会などへの参加④通訳介助の勉強⑤他県の友の会との交流･情報交換

8団体めい：高知県言語障害児を持つ親の会（ことばと子どもを育てる会）　現在休止中です

代表者めい等：会長　立野　美則、事務担当責任者　おおさき　さとし

事務所の所在地：郵便番号781-1102土佐市高岡町乙3440-1土佐市言語聴覚相談室

電話番号：088-852-3356（FAX兼用）、090-4508-5393（大﨑）

設立の目的及び主な事業活動：（目的）ことば、きこえの教室への側面的な協力、学習活動、障害児保育関係研修等、難聴、言語障害児対策を目的とする。（活動）①専門会による講習会、学習会、療育キャンプの開催、または助成。②しんれつ、口蓋裂などに対する専門家による相談会の開催。

9団体めい：高知県こうゆう会

代表者めい等：会長　濵渦　晴海

事務所の所在地：郵便番号781-8102高知市高須ほんまち7-27

電話番号：088-883-7010（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：咽頭摘出により音声を失った者が1日も早く第二の音声を取り戻して自立更生を図り社会復帰を果たす為、食道発声及びELによる発声訓練を行うとともに、会報を発行し、会員の福利厚生と相互扶助、会員相互の連帯強化に努力している。

10団体めい：特定非営利活動法人高知県肢体障害者協会

代表者めい等：会長　松本　誠司、副会長　森下　昭仁、副会長　中屋　圭二

事務所の所在地：郵便番号789-1202高岡郡佐川町乙2432-17

電話番号：090-4332-0626

設立の目的及び主な事業活動：県内の肢体障害者の社会的、経済的地位の向上を図り、学習会・他の団体との交流、レクリエーション活動を開催し、福祉の向上を目的とする。また身体障害者手帳、療育手帳をお持ちの方を対象とした福祉有償運送を行い、移動困難なかたの外出支援を行う。

１１８ページ

11団体めい：全国重症心身障害児しゃを守る会高知県支部（高知県重症心身障害児しゃを守る会）

代表者めい等：会長　小松　典子、事務担当責任者　掛水　みゆき

事務所の所在地：郵便番号783-0022南国市こごめ107番地土佐希望の家医療福祉センター内

電話番号：090-8971-9235（小松）、088-863-2131（希望の家）

設立の目的及び主な事業活動：（目的）重症心身障害児しゃの父母等が協力して助け合い、重症心身障害児しゃの福祉の向上のための対策を進めるとともに、会員相互の親睦を深める。（活動）①研修会、講演会への参加（全国、四国ブロックとの連携）②療育キャンプ、会員交流会等の開催③要望活動④会報配布等

12団体めい：障害者の生活と権利を守る高知県連絡協議会

代表者めい等：会長　正岡　光雄、事務担当責任者　松本　誠司

事務所の所在地：郵便番号780-0850高知市丸ノ内2-1-10高知じょうホール内

電話番号：090-4332-0626

FAX番号：088-871-6592（福祉労気付）

設立の目的及び主な事業活動：①障害のちがいをこえ、交流を深めながら、障害者の生活と権利を守る活動をすすめる。②分野別、問題別交流集会や学習会・会報発行③57.2やさしい障害者問題発行等

13団体めい：高知頚髄損傷者連絡会

代表者めい等：会長　上田　真弓、会計　森下　昭仁

事務所の所在地：郵便番号780-0056高知市北本町1-7-20-404

電話番号：088-823-4741（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：①頚髄損傷者が孤独におちいらないようにするため交流親睦を図る。②障害者問題について学習会をする。③障害者福祉の向上のため、自治体に提言、要望活動をする。

14団体めい：高知県身体障害者児施設協会

代表者めい等：会長　岡村　理佐

事務所の所在地：郵便番号786-0021高岡郡しまんと町仁井田あざ倉木462番地（障害者支援施設オイコニア）

電話番号：0880-22-8382

設立の目的及び主な事業活動：施設、事業所の相互の連絡調整や情報連携を図るとともに、主に身体障害者児の福祉の向上に資する調査、共同研究、研修活動などを専門的に行う。

15団体めい：社会福祉法人高知県知的障害者育成会（高知県手をつなぐ育成会）

代表者めい等：理事長　秋友　英稔、事務担当責任者　小松　真奈美

事務所の所在地：郵便番号783-0028南国市陣山あざ弥市531-1

メールアドレス：kochi-ikuseikai@iaa.itkeeper.ne.jp

電話番号：088-855-3717

FAX番号：088-855-6181

設立の目的及び主な事業活動：知的障害児者の福祉の向上、第１、第２種社会福祉事業、啓発、研究、調査等、地区会への助言（四国、全国と連携）

16団体めい：高知県知的障害者福祉協会

代表者めい等：会長　山﨑　隆、事務局長　和田　敦史

事務所の所在地：郵便番号782-0051かみ市とさやまだ町楠目3660かがみの育成園内

メールアドレス：kochi-fukushi531@iaa.itkeeper.ne.jp

ホームページアドレス：http://kochi-aigo.com/

電話番号：0887-53-2174

FAX番号：0887-53-2175

設立の目的及び主な事業活動：（目的）知的障害者の福祉の増進を図る.（活動）①日本福祉の構成団体として、日本福祉の行う事業への協力と参加②知的障害者の福祉を目的とする事業に関する調査及び研究③日本福祉発行の機関誌の普及宣伝④その他本会の目的達成のため必要な事業

17団体めい：日本ダウン症協会高知小鳩会支部

代表者めい等：支部長　矢野　泰彦、事務担当責任者　小島　美紀

事務所の所在地：郵便番号780-8015高知市百石町3-9-25

メールアドレス：kochi.yano.jds.son@rhythm.ocn.ne.jp

電話番号：090-7148-6539

設立の目的及び主な事業活動：（目的）ダウン症児しゃの福祉の向上と会員家族相互の親睦を図る。（活動）①情報の提供（毎月１回機関誌発行）②年代別にグループ分けし、年代に応じた行事の実施③全体行事として、リトミック、キャンプ、講演会、親子広場、クリスマス会、遠足など

18団体めい：高知県自閉症協会

代表者めい等：会長　平野　三代子、事務局　森下　由紀

事務所の所在地：郵便番号781-0311高知市春野町芳原737-1

メールアドレス：autism-kochi@ceres.ocn.ne.jp

ホームページアドレス：http://wwb.jp/j-kochi/

電話番号：088-803-4441

FAX番号：088-803-4750

設立の目的及び主な事業活動：（目的）会員相互の親睦を図り、協力して自閉症児しゃが安心して生活できる社会環境作りを目指すことを目的とする。（活動）①講演、研修会②年齢別グループ活動③会報発行など

19団体めい：トゥレット症高知の会

代表者めい等：代表者　大﨑　明美

事務所の所在地：郵便番号780-0965高知市福井町833-1

電話番号：088-872-0832

設立の目的及び主な事業活動：（目的）トゥレット症の周知を図り、社会の理解を深めるため、啓発活動を行う。（活動）①トゥレット月間の交流会の実施②トゥレット症のかた、家族のかたが集まって話し合える場を企画する

20団体めい：高知県精神障害者家族会連合会

代表者めい等：会長　横田　直子

事務所の所在地：郵便番号780-0850高知市丸ノ内2-4-1保健衛生総合庁舎内

電話番号：088-802-7244（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：精神障害者とその家族支援のために県下および全国の家族会と連携して次の活動をする。①家族と当事者の居場所づくり（相談、共助）②学習会（法律、制度、悲母の対応等）③当事者の社会生活のために必要な運動と啓蒙

21団体めい：高知県精神保健福祉協会

代表者めい等：会長　數井　裕光、書記　高橋　容子

事務所の所在地：郵便番号780-8570高知市丸ノ内1-2-20障害保健支援課内

電話番号：088-823-9669

FAX番号：088-823-9260

設立の目的及び主な事業活動：高知県における精神保健の保持増進を図ることにより県民の福祉に寄与することを目的とする。

１１９ページ

22団体めい：特定非営利活動法人高知県断酒連合会

代表者めい等：会長　小松　重洋

事務所の所在地：郵便番号781-0251高知市瀬戸西まち１町目127ふたがみかた

電話番号：088-841-6877

設立の目的及び主な事業活動：（目的）酒害に対する啓発、酒害の及ぼす社会悪の防止につとめ、広く社会福祉に貢献することを目的とする。（事業）①四国ブロックでの全日本断酒連盟主催行事（酒害者更生大会・学習会）を四国４県輪番で担当する。②連合会内研修会の開催③酒害啓発の為の「飲酒運転根絶」の街頭キャンペーン、中学・高校での保健教育のための講師派遣、市民公開セミナーの開催、リーフレット類の配布など、酒害啓発・広報活動。（構成３団体においては、各々、酒害相談、断酒例会、酒害研修会を県内各地で実施）

23団体めい：特定非営利活動法人脳損傷友の会高知青い空

代表者めい等：理事長　片岡　保憲

事務所の所在地：郵便番号780-8014高知市塩屋崎町2丁目12-42

電話番号：088-803-4100

FAX番号：088-803-4420

設立の目的及び主な事業活動：脳損傷等で高次脳機能障害がある者及びその家族に対して、高次脳機能障害についての正しい知識の普及、及び当事者の社会参加を促進するための事業等を行うとともに、社会への理解を広めるための活動を行うことにより、高次脳機能障害者が安心して生活できる社会環境作りや公益の増進に寄与することを目的とする。

24団体めい：全国ひきこもりKHJ高知県支部やいろちょうの会

代表者めい等：代表者　坂本　勲

事務所の所在地：郵便番号780-0926高知市大膳町1-40

電話番号：090-3184-8109

設立の目的及び主な事業活動：①ひきこもりの家族の支援と若者の社会復帰にむけた活動と学習会、社会啓発のための講演会の企画など（家族サロン、親講座、居場所、講演会、全国との交流活動等）②高知県委託事業「ひきこもりサポートセンター」の運営（ひきこもりサポートセンター住所：郵便番号780-0926高知市大膳町1-41、電話番号：088-881-6301）

25団体めい：高知県精神障害者地域生活支援施設連絡会

代表者めい等：会長　谷　晃

事務所の所在地：郵便番号781-8010高知市桟橋通2-7-3広場そよかぜ内

メールアドレス：fusentouwata@ae.auone-net.jp

電話番号：088-837-1080

FAX番号：088-837-1088

設立の目的及び主な事業活動：高知県に在住している精神障害を持つ人のよりよい地域生活の実現に向け、地域生活支援を行う為、各施設が連携し、その支援活動の充実と発展を図ることを目的とする。要望活動、ネットワークづくり、交流研修活動、普及啓発活動、関係団体との協力連携など。

26団体めい：高知移植者友の会

代表者めい等：代表者　野口　郁彦、事務担当責任者　野口　郁彦

事務所の所在地：郵便番号781-8132高知市いっく東まち2-12-10

電話番号：088-845-6034（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：①会員の生活、福祉の向上のための運動②臓器移植に関する情報の交換③臓器移植推進への協力、活動

27団体めい：特定非営利活動法人高知県腎臓病患者友の会

代表者めい等：代表者　安岡　日出男、事務担当責任者　和田　紀子

事務所の所在地：780-0928高知市越前町2-9-6坂本ビル１階２号

メールアドレス：kj-k@kcb-net.ne.jp

ホームページアドレス：https://www.kjk.jpn.com

電話番号：088-871-2670（FAX兼用）

事務局開局日：月曜、火曜、木曜の10時から16時

設立の目的及び主な事業活動：①総合的な腎疾患対策の実現に向けた運動②機関誌の発行③臓器移植推進キャンペーン④国会請願署名活動⑤自治体交渉

28団体めい：全国心臓病者友の会高知県支部

代表者めい等：代表者　上岡　誠

事務所の所在地：郵便番号787-0668しまんと市荒川1760

電話番号：0880-37-5729（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：先天性、後天性の心臓病患者が集まり、交流を深め自分たちの生活を向上させる。

29団体めい：脳卒中リハビリ研究所

代表者めい等：代表者　福島　とみお

事務所の所在地：郵便番号782-0031かみ市とさ山田町東ほんまち5丁目6-14

メールアドレス：tanpopo46492001@yahoo.co.jp

電話番号：090-3183-7745

設立の目的及び主な事業活動：（目的）リハビリテーションに関わる全ての人、当事者はもちろん、家族、医療、介護、福祉関係の従事者を応援することを目的とする。（事業）①障害当事者のカフェ、交流会の企画、運営に関すること②ピアサポートの研究、普及に関すること

１２０ページ

30から41までは、高知県難病団体連絡協議会に加盟している団体です。

30団体めい：特定非営利活動法人高知県難病団体連絡協議会

代表者めい等：代表者　竹島　和賀子、事務局長　林　道夫

事務所の所在地：郵便番号780-0062高知市新ほんまち1丁目14-6　１階

メールアドレス：kounanren.info@gmail.com

ホームページアドレス：https://kochi-nanbyoren.org

電話番号：088-821-6722

設立の目的及び主な事業活動：（目的）難病、慢性疾患の患者団体が、相互理解と連帯のもとに豊かな医療と福祉の充実を目指す。（事業）①医療、福祉相談会の開催②患者の願いを実現するため国や自治体への働きかけ③難病についての啓蒙活動④全国の難病連との連帯、交流⑤会報等の発行

31団体めい：全国パーキンソン病友の会高知県支部　現在休止中です

代表者めい等：支部長　大庭　ミサゴ

事務所の所在地：郵便番号780-0022高知市北秦泉寺40-11

電話番号：088-824-4692（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：（目的）パーキンソン病患者の医療福祉の増進、相互の交流及びパーキンソン病の社会的理解の推進（活動）医療講演会、生活福祉相談会、親睦会、リハビリ教室、会報などの発行、他団体との交流、社会的理解の推進活動など

32団体めい：全国心臓病の子どもを守る会高知県支部

代表者めい等：支部長　川崎　敬子、事務担当責任者　梅原　博子

事務所の所在地：郵便番号780-0985高知市南久万74-5梅原かた

電話番号：088-824-1484（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：心臓病じしゃへの社会的理解と福祉の拡充を図るため、講演会、相談会の開催、レクリエーション活動、会報の発行などを行う。

33団体めい：筋無力症友の会高知連絡会　現在休止中です

事務所の所在地：郵便番号780-0062高知市新ほんまち1丁目14-6　１階難病連事務局内

電話番号：088-821-6722

34団体めい：高知県スモンの会

代表者めい等：代表者　塩田　貞猪、事務担当者　三好　治

事務所の所在地：郵便番号781-5601香南市夜須町坪井1340（三好　治宅）

電話番号：0887-54-5370（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：薬害根絶と被害者救済の学習、親睦、相談活動。（医療事故等は対応出来ません）

35団体めい：公益社団法人日本オストミー協会高知県支部

代表者めい等：代表者　山本　隆一、事務担当責任者　村上　尚子

事務所の所在地：郵便番号780-0031高知市宇津野20-104

電話番号：088-822-8038（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：（目的）ストーマぞうせつしゃに関する正しい知識の普及啓蒙、ストーマぞうせつしゃの社会復帰のための訓練、研修、福祉の増進。（活動）ストーマケアや補装具等の相談、医療相談、研修旅行、会報の発行、親睦会等を行う。

36団体めい：森永ひ素ミルク中毒の被害者を守る会高知県本部

代表者めい等：代表者　馬場　小夜

事務所の所在地：郵便番号781-8121高知市かつらじま4丁目3-14サーパス高須803号

電話番号：088-883-5849

設立の目的及び主な事業活動：（目的）森永ひ素ミルク中毒被害者を救済し、一切の公害に反対し、被害者や障害者の人格が尊重される平和で生き甲斐のある社会の建設を目指すことを目的とする。（活動）三者会談確認書を尊重し、それを維持、発展させ、救済事業にかかわるすべての個人、団体、機関と協力し、救済事業を恒久的に発展させる活動。

37団体めい：日本ALS協会高知県支部　ALSとはきん萎縮性そくさく硬化症のことです

代表者めい等：代表者　杉山　加奈子

事務所の所在地：郵便番号781-0812高知市若松町7-6杉山かた

電話番号：090-9772-1474

FAX番号：088-883-4547

設立の目的及び主な事業活動：（目的）①ALSの原因究明に協力する。②患者、家族が、人間としての尊厳をまっとうできる社会の実現を目指して、正しい知識を普及させる。③患者や家族どうしの密接な交流が持てるよう支援する。④患者、家族の自立が得られるような社会的援助を求める。（活動）①総会、運営委員会を開く。②社会に対してALSを知ってもらうよう啓発活動をする。③患者、家族の交流会、ALS学習会などを開く。④行政や保健医療福祉関係機関へ働きかけて、患者の生活向上を目指す。⑤関係諸団体との連携⑥ALS土佐の発行を年２回行う。

１２１ページ

38団体めい：全国膠原病友の会高知支部

代表者めい等：代表者　竹島　和賀子

事務所の所在地：郵便番号780-8015高知市百石町3丁目1-12

メールアドレス：ko-kougen@ma.pikara.ne.jp

ホームページアドレス：http://wwwe.pikara.ne.jp/kujirakun/

電話番号：088-833-4605（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：（目的）同じ病気を持った者が互いに悩みを打ち明け、助け合い、励まし合い、少しでも明るい療養生活が送れるように会員同士の親睦を図り、膠原病に関する正しい知識を高めるとともに原因究明と治療法の確立、ならびに社会的対策を促進することを目的とします。（活動）交流会、医療講演会、相談会の開催、機関誌の発行等。

39団体めい：高知ピアの会

代表者めい等：代表者　中内　孝一

事務所の所在地：郵便番号780-0062高知市新ほんまち1丁目14-6　１階難病連事務局内

電話番号：088-821-6722

設立の目的及び主な事業活動：高知県で患者会のない希少難病等の患者や家族、支援者などのグループです。現在は病気は違いますが、同じ難病等と付き合いながら生活をする者同士、情報交換など交流をしています。

40団体めい：高知県網膜色素変性症協会（JRPS高知）

代表者めい等：会長　林　道夫

事務所の所在地：郵便番号781-5621香南市夜須町手結298-66

メールアドレス：shibuchou@kochi-rps.com

電話番号：0887-54-0225（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：（目的）高知県内における網膜色素変性症及びその類縁疾患に関する正しい知識の普及並びに患者、家族等の生活の質の向上を目指し自立の促進に寄与することを目的とする。（活動）地域の患者、行政、医療機関並びに福祉、ボランティア団体等と連携しながら、勉強会や相談会、交流会などの開催により、会員の社会参加の促進と相互の情報交換を図る。

41団体めい：もやもや病の患者と家族の会　現在休止中です

代表者めい等：代表者　船川　富美

事務所の所在地：郵便番号781-8125高知市五台山3470

電話番号：070-3792-5119

設立の目的及び主な事業活動：モヤモヤ病に関する正しい知識、理解の啓発①年１回の勉強会、交流会等②年１回の四国ブロックでの講演会、交流会（現在活動休止中のため、特定非営利活動法人高知県難病団体連絡協議会までお問合せください。）

42から58までは、ボランティア団体です。

42団体めい：高知県手話サークル連絡協議会

代表者めい等：会長　武田　千恵、事務局長　佐伯　達雄

事務所の所在地：郵便番号780-0928高知市越前町2-4-5一般社団法人高知県聴覚障害者協会気付

電話番号：088-833-2454

設立の目的及び主な事業活動：手話を通じて聴覚障害者の福祉増進に努める事を基本とし、各手話サークル間のより一層の充実と連帯を目指す。

43から47は要約筆記ボランティアです。

43団体めい：特定非営利活動法人要約筆記高知・やまもも

代表者めい等：会長　門田　民世

事務所の所在地：郵便番号781-5103高知市大津乙1822番地1サーパス大津1403

メールアドレス：youyaku.kouchi@gmail.com

ホームページアドレス：http://yamamomo-kochi.sakura.ne.jp

電話番号：088-879-5534

FAX番号：088-866-9755

設立の目的及び主な事業活動：中途しっちょうしゃ・難聴者の社会参加を援助するため、事業を行う。

44団体めい：要約筆記サークル｢そよかぜ｣

代表者めい等：代表者　吉田　昭子

事務所の所在地：郵便番号787-0051しまんと市ぐどうたぐろ2丁目15番3号

電話番号：0880-37-4022（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：中途しっちょうしゃ・難聴者の社会参加を援助するため、事業を行う。

45団体めい：要約筆記「赤とんぼ」

代表者めい等：会長　中平　理恵

事務所の所在地：郵便番号787-1603しまんと市西とさ用井1110-31

電話番号：0880-31-6111

FAX番号：0880-31-6112

設立の目的及び主な事業活動：中途しっちょうしゃ・難聴者の社会参加を援助するため、事業を行う。

46団体めい：要約筆記ボランティア団体「さくら」

代表者めい等：代表者　川田　栄子、事務所責任者　岡本　起代

事務所の所在地：郵便番号788-0784宿毛し山奈町山田1452

電話番号：0880-66-0863（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：中途しっちょうしゃ・難聴者の社会参加を援助するため、事業を行う。

47団体めい：要約筆記「コスモス」

代表者めい等：会長　中平　美知子、事務局　長谷部　恵美

事務所の所在地：郵便番号786-0011高岡郡しまんと町香月が丘7-25

電話番号：0880-22-2277（事務局）

設立の目的及び主な事業活動：中途しっちょうしゃ・難聴者の社会参加を援助するため、事業を行う。

48から49は音やくボランティアです。

48団体めい：高知朗読奉仕者友の会

代表者めい等：会長　松田　光代

事務所の所在地：郵便番号780-0842高知市追手筋2丁目1-1高知声と点字の図書館

電話番号：088-823-9488

FAX番号：088-820-3218

設立の目的及び主な事業活動：（目的）年齢や障害の有無に関わらず、必要な情報を入手できるよう、音声による情報提供を行い、会員相互の親睦と音声やくの技術向上を図る。（事業）①録音図書及び委託図書の制作、対面音やく②音声やく技術向上のための研修③会員相互の交流④会報紙の発行⑤支援団体との連携、協力

49団体めい：ボランティアサークル｢ほほえみ｣

代表者めい等：会長　川田　幸代

事務所の所在地：郵便番号788-0012宿毛市高砂4-56宿毛市総合社会福祉センター内

電話番号：0880-65-7665

FAX番号：0880-65-7663

設立の目的及び主な事業活動：視覚障害者への広報誌朗読ボランティア

50は点やくボランティアです。

50団体めい：高知ブライユの会

代表者めい等：代表者　小野　ちづる

事務所の所在地：郵便番号780-0842高知市追手筋2丁目1-1高知声と点字の図書館

電話番号：088-823-9488

設立の目的及び主な事業活動：視覚障がい者のために、活字の資料や出版物を点字化するボランティア

１２２ページ

51団体めい：高知県精神保健福祉ボランティア連絡協議会

代表者めい等：会長　福井　和子、事務局長　牧野　利恵子

事務所の所在地：郵便番号786-0011高岡郡しまんと町香月が丘3-18-5

電話番号：090-1572-8028（会長）、090-6283-5574（事務局）

設立の目的及び主な事業活動：高知県内で活動している精神保健福祉ボランティアが連携し、関係機関の協力のもと、障害への理解を深めるための研修や啓発を実施。

52団体めい：精神保健ボランティアほっとはあと

代表者めい等：会長　福井　和子

事務所の所在地：郵便番号780-0870高知市ほんまち5丁目1-12STビル2階キッズルームラビット内

電話番号：090-1572-8028

設立の目的及び主な事業活動：（目的）精神障害者及び家族について認識を深め、その福祉向上及び自立への支援と心の健康増進に寄与し、会員相互の親睦を図る。（事業）①障害者との交流及び支援②会員相互の親睦及び情報交換③会報の発行④その他、会の目的を達成するために必要な事業（活動）毎月のティータイム、なごみサロンルームの集い、料理教室、ソフトバレーボール大会、ハイキング、クリスマス会等（年に１回）

53団体めい：須崎市精神障害者とともに歩む会　現在休止中です

代表者めい等：朝比奈　正芳

事務所の所在地：郵便番号785-0043須崎市土崎町2-27共同作業所ゆら・ら内

電話番号：0889-40-0010

設立の目的及び主な事業活動：（目的）精神障害者や家族が地域でいきいきと生活できる須崎市の実現をめざし、ともに支え合いながら活動していくことを目的とする。（活動）精神障害者とともに学習会や交流会を開催。

54団体めい：精神保健ボランティア

代表者めい等：田中　眞美子（事務局：黒潮町役場）

事務所の所在地：郵便番号789-1992はた郡黒潮町いりの5893

電話番号：0880-43-2836

設立の目的及び主な事業活動：精神保健事業の協力、当事者との喫茶業務、研修会や当事者との交流

55団体めい：Doネットワーク

代表者めい等：牧野　秀男

事務所の所在地：郵便番号786-0011高岡郡しまんと町香月が丘3-18-5

電話番号：0880-22-5156（FAX兼用）

設立の目的及び主な事業活動：（活動）①精神障害者への理解のための普及・啓発活動②障害のある人が当たり前に暮らすための福祉イベント「当たり前に暮らすこと」を主催。③作業所「由菜の里」を積極支援。④精神障害の方が参加できるお花見やスポーツ、研修旅行などのレクリエーションを計画、実施。⑤その他町内のボランティアグループと協働して福祉ボランティア活動に参加。

56団体めい：くぼかわボランティア連絡協議会

代表者めい等：岩﨑　良子

事務所の所在地：郵便番号786-0004しまんと町茂串町11-30

電話番号：0880-22-1195

設立の目的及び主な事業活動：（活動）24時間チャリティー、社会福祉協議会への協力、講座ほか

57団体めい：どんぐりボランティアの会

代表者めい等：曽我部　正法

事務所の所在地：土佐郡土佐町田井1488-1

電話番号：0887-82-2550

設立の目的及び主な事業活動：どんぐりボランティアの会はどんぐりでの作業を通じて、病気を正しく理解し、障がいがあっても地域であたりまえの暮らしをしていけるように、身近な相談相手でありたいと活動を続けてきました。（主な活動）①就労継続支援B型事業所どんぐりでのパン、菓子製造作業サポート②研修会への参加③イベント販売促進等

58団体めい：認定特定非営利活動法人高知いのちの電話協会

代表者めい等：山光　康雄

事務所の所在地：非公開

電話番号：088-824-5002

設立の目的及び主な事業活動：（活動）①悩みを抱える人をはじめ、助けと励ましを求めている一人ひとりに365日電話という手段で対話するボランティア活動。②電話相談員になるための養成講座を開催。

相談専用電話：088-824-6300（毎日9:00から21:00、年末年始は10:00から18:00）、0120-783-556（毎月10日のみ専用フリーダイヤル、朝8:00から翌朝8:00の24時間受付）

１２３ページ～１２４ページ

18　身体障害者等級表

視覚障害

級別

１級　視力の良い方の眼の視力（万国式試視力表によって測ったものをいい、屈折異常のある者については、矯正視力について測ったものをいう。以下同じ。）が0.01以下のもの

２級　１　視力の良い方の眼の視力が0.02以上0.03以下のもの

２　視力の良い方の眼の視力が0.04かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの

３　周辺視野角度（1/4しひょうによる。以下同じ。）の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度（1/2視ひょうによる。以下同じ。）が28度以下のもの

４　両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が20点以下のもの

３級　１　視力の良い方の眼の視力が0.04以上0.07以下のもの（２級の２に該当するものを除く。）

２　視力の良い方の眼の視力が0.08かつ他方の眼の視力が手動弁以下のもの

３　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下かつ両眼中心視野角度が56度以下のもの

４　両眼開放視認点数が70点以下かつ両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

４級　１　視力の良い方の眼の視力が0.08以上0.1以下のもの（３級の２に該当するものを除く。）

２　周辺視野角度の総和が左右眼それぞれ80度以下のもの

３　両眼開放視認点数が70点以下のもの

５級　１　視力の良い方の眼の視力が0.2かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

２　両眼による視野の２分の１以上が欠けているもの

３　両眼中心視野角度が56度以下のもの

４　両眼開放視認点数が70点を超えかつ100点以下のもの

５　両眼中心視野視認点数が40点以下のもの

６級　視力の良い方の眼の視力が0.3以上0.6以下かつ他方の眼の視力が0.02以下のもの

聴覚又は平衡機能の障害

聴覚障害

級別

２級　両耳の聴力レベルがそれぞれ100デシベル以上のもの（両耳全ろう）

３級　両耳の聴力レベルが90デシベル以上のもの（じかいに接しなければ大声語を理解し得ないもの）

４級　１　両耳の聴力レベルが80デシベル以上のもの（じかいに接しなければ話声語を理解し得ないもの）

２　両耳による普通わせいの最良の語音明瞭度が50％以下のもの

６級　１　両耳の聴力レベルが70デシベル以上のもの（40㎝以上の距離で発声された会話語を理解し得ないもの）

２　一側耳の聴力レベルが90デシベル以上、他そく耳の聴力レベルが50デシベル以上のもの

平衡機能障害

級別

３級　平衡機能の極めて著しい障害

５級　平衡機能の著しい障害

音声機能、言語機能又はそしゃく機能の障害

級別

３級　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の喪失

４級　音声機能、言語機能又はそしゃく機能の著しい障害

肢体不自由

じょうし

級別

１級　１　両じょうしの機能を全廃したもの

２　両じょうしをしゅ関節以上で欠くもの

２級　１　両じょうしの機能の著しい障害

２　両じょうしのすべての指を欠くもの

３　一じょうしの上腕を２分の１以上で欠くもの

４　一じょうしの機能を全廃したもの

３級　１　両じょうしのおや指及びひとさし指を欠くもの

２　両じょうしのおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの

３　一じょうしの機能の著しい障害

４　一じょうしのすべての指を欠くもの

５　一じょうしのすべての指の機能を全廃したもの

４級　１　両じょうしのおや指を欠くもの

２　両じょうしのおや指の機能を全廃したもの

３　一じょうしの肩関節、肘関節又はしゅ関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの

４　一じょうしのおや指及びひとさし指を欠くもの

５　一じょうしのおや指及びひとさし指の機能を全廃したもの

６　おや指又はひとさし指を含めて一じょうしの三しを欠くもの

７　おや指又はひとさし指を含めて一じょうしの三しの機能を全廃したもの

８　おや指又はひとさし指を含めて一じょうしの四しの機能の著しい障害

５級　１　両じょうしのおや指の機能の著しい障害

２　一じょうしの肩関節、肘関節又はしゅ関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害

３　一じょうしのおや指を欠くもの

４　一じょうしのおや指の機能を全廃したもの

５　一じょうしのおや指及びひとさし指の機能の著しい障害

６　おや指又はひとさし指を含めて一じょうしの三しの機能の著しい障害

６級　１　一じょうしのおや指の機能の著しい障害

２　ひとさし指を含めて一じょうしの二しを欠くもの

３　ひとさし指を含めて一じょうしの二しの機能を全廃したもの

７級　１　一じょうしの機能の軽度の障害

２　一じょうしの肩関節、肘関節又はしゅ関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

３　一じょうしのしゅしの機能の軽度の障害

４　ひとさし指を含めて一じょうしの二しの機能の著しい障害

５　一じょうしのなか指、くすり指及び小指を欠くもの

６　一じょうしのなか指、くすり指及び小指の機能を全廃したもの

下肢

級別

１級　１　両下肢の機能を全廃したもの

２　両下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの

２級　１　両下肢の機能の著しい障害

２　両下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの

３級　１　両下肢をショパーる関節以上で欠くもの

２　一下肢を大腿の２分の１以上で欠くもの

３　一下肢の機能を全廃したもの

４級　１　両下肢のすべての指を欠くもの

２　両下肢のすべての指の機能を全廃したもの

３　一下肢を下腿の２分の１以上で欠くもの

４　一下肢の機能の著しい障害

５　一下肢の股関節又は膝関節の機能を全廃したもの

６　一下肢が健そくに比して10㎝以上又は健そくの長さの10分の１以上短いもの

５級　１　一下肢の股関節又は膝関節の機能の著しい障害

２　一下肢のそく関節の機能を全廃したもの

３　一下肢が健そくに比して５㎝以上又は健そくの長さの15分の１以上短いもの

６級　１　一下肢をリスフラン関節以上で欠くもの

２　一下肢のそく関節の機能の著しい障害

７級　１　両下肢のすべての指の機能の著しい障害

２　一下肢の機能の軽度の障害

３　一下肢の股関節、膝関節又はそく関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

４　一下肢のすべての指を欠くもの

５　一下肢のすべての指の機能を全廃したもの

６　一下肢が健そくに比して３㎝以上又は健そくの長さの20分の１以上短いもの

たいかん

級別

１級　たいかんの機能障害により坐っていることができないもの

２級　１　体かんの機能障害によりざい又は起立位を保つことが困難なもの

２　体かんの機能障害により立ち上がることが困難なもの

３級　体かんの機能障害により歩行が困難なもの

５級　体かんの機能の著しい障害

乳幼児期以前の非しんこう性の脳病変によるのうげんせい運動機能障害

じょうし機能

級別

１級　不随意運動・失調等によりじょうしを使用する日常生活動作がほとんど不可能なもの

２級　不随意運動・失調等によりじょうしを使用する日常生活動作が極度に制限されるもの

３級　不随意運動・失調等によりじょうしを使用する日常生活動作が著しく制限されるもの

４級　不随意運動・失調等によるじょうしの機能障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

５級　不随意運動・失調等によるじょうしの機能障害により社会での日常生活活動に支障のあるもの

６級　不随意運動・失調等によりじょうしの機能の劣るもの

７級　じょうしに不随意運動・失調等を有するもの

移動機能

級別

１級　不随意運動・失調等により歩行が不可能なもの

２級　不随意運動・失調等により歩行が極度に制限されるもの

３級　不随意運動・失調等により歩行が家庭内での日常生活活動に制限されるもの

４級　不随意運動・失調等により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

５級　不随意運動・失調等により社会での日常生活活動に支障のあるもの

６級　不随意運動・失調等により移動機能の劣るもの

７級　下肢に不随意運動・失調等を有するもの

内部障害

心臓機能障害

級別

１級　心臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの

３級　心臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

４級　心臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

じん臓機能障害

級別

１級　じん臓の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの

３級　じん臓の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

４級　じん臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

呼吸器機能障害

級別

１級　呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの

３級　呼吸器の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

４級　呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

ぼうこう又は直腸の機能障害

級別

１級　ぼうこう又は直腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの

３級　ぼうこう又は直腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

４級　ぼうこう又は直腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

小腸機能障害

級別

１級　小腸の機能の障害により自己の身辺の日常生活活動が極度に制限されるもの

３級　小腸の機能の障害により家庭内での日常生活活動が著しく制限されるもの

４級　小腸の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害

級別

１級　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活がほとんど不可能なもの

２級　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が極度に制限されるもの

３級　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により日常生活が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

４級　ヒト免疫不全ウイルスによる免疫の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

肝臓機能障害

級別

１級　肝臓の機能の障害により日常生活活動がほとんど不可能なもの

２級　肝臓の機能の障害により日常生活活動が極度に制限されるもの

３級　肝臓の機能の障害により日常生活活動が著しく制限されるもの（社会での日常生活活動が著しく制限されるものを除く。）

４級　肝臓の機能の障害により社会での日常生活活動が著しく制限されるもの

備考

１　同一の等級について２つの重複する障害がある場合は、一級うえの級とします。ただし、２つの重複する障害が特に本表中に指定されているものは、該当等級とする。

２　肢体不自由においては、７級に該当する障害が２つ以上重複する場合は、６級とする。（７級の障害は、１つのみでは手帳の交付対象とならない。）

３　異なる等級について２以上の重複する障害がある場合については、障害の程度を勘案して当該等級よりうえの等級とすることができる。

４　「指を欠くもの」とは、おや指についてはしこつかん関節、その他の指については第一しこつかん関節以上を欠くものをいう。

５　「指の機能障害」とは、ちゅうしゅしせつかんせつ以下の障害をいい、おや指については、対抗運動障害をも含むものとする。

６　じょうし又は下肢欠損の断端の長さは、実用長（上腕においてはえきかより、大腿においては坐骨結節の高さより計測したもの）をもって計測したものをいう。

７　下肢の長さは、ぜんちょうこつきょくより内くるぶし下端までを計測したものをいう。

続いて、マイナンバーカードについて紹介していきます。

６つの特徴がありますので、一つ一つ説明していきます。

1つめの特徴として各種証明書がコンビニで取得できます。

高知市・南国市・宿毛市・四万十市・香南市・安田町・大豊町・土佐町・いの町・仁淀川町・越知町にお住まいの方は、全国のコンビニで住民票の写しや印鑑証明書が取得できます。

2つめの特徴として健康保険証として利用できます。

医療機関・薬局での受付がスムーズになるほか、健康管理などより良い医療の提供や医療費の控除が簡単になります。

※対応する医療機関・薬局は順次拡大していきます

3つめの特徴としてワクチン接種証明書が取得できます。

スアートフォンアプリでいつでもどこでも接種証明書が表示できます。

４つめの特徴としてオンラインで確定申告ができます。

確定申告期間中は、24時間自宅で簡単に申告ができます。

5つめの特徴としてオーテピア高知図書館で利用できます。

令和5年1月頃からオーテピア高知図書館、高知市民図書館分館・分室で図書館カードとして利用できる予定です。

6つめの特徴として運転免許証との一体化があります。

令和6年度末（2024年度末）までに実現予定です。

以上で、しおりの内容は最後になります。

当該資料は高知県子ども・福祉政策部障害福祉課が作成しております。

お問合せ先は次のとおりです。

住所　〒780-8570　高知市丸ノ内１－２－２０

電話番号　088－823－9633

ファックス番号　088－823－9260

メールアドレス　060301@ken.pref.kochi.lg.jp

ホームページ　https://www.pref.kochi.lg.jp/soshiki/060301/